

令和2年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年9月4日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 認第 1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認第 2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認第 3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認第 4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認第 5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認第 6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認第 7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について
- 第10 議第 1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第11 議第 2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第 4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第 5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第 6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第 7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第 8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第 9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について
- 第19 議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 第20 議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 第21 議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について

- 第 2 2 議第 1 3 号 令和 2 年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 回）
について
- 第 2 3 議第 1 4 号 令和 2 年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- 第 2 4 議第 1 5 号 令和 2 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 2 回）について
- 第 2 5 議第 1 6 号 滝川遊歩道整備工事（その 2）請負契約の締結について
- 第 2 6 議第 1 7 号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について
- 第 2 7 議第 1 8 号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 2 8 議第 1 9 号 教育委員会委員の任命について
- 第 2 9 意見書案第 1 号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）
- 第 3 0 意見書案第 2 号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対
し地方税財源の確保を求める意見書（案）
- 第 3 1 決算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 3 1 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	吉中隆昭
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和2年第3回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開催されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚く御礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（服部公英） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日ここに令和2年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には早朝よりお集まりを頂き、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の閣議決定を受け5月から開始しました、お一人につき10万円の特別定額給付金につきましては、令和2年8月20日までの申請受付が終わり、8月28日までに9,997世帯に対し振込の手続を完了いたしました。給付対象世帯に対する給付率は99.6%となりました。また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第1次分を活用し実施しました小規模事業者等継続支援事業につきましては、187件の事業所に対しまして支援金の支給を行いました。

上牧町での新型コロナウイルス感染症については、報道されております感染者は10名でございますが、重症者はおられないという状況でございます。今後も予断を許さない状況であ

り、長期化も予測されております。新しい生活様式に順応し、しっかりと備えをしていかなければなりません。町では引き続き、感染しない、させないを基本に、子どもから高齢者まで、全ての町民が安心して新しい日常生活を送れるよう取り組んでまいります。

それでは、本日提出しております議案につきまして説明させていただきます。

認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算は、実質収支額は2億462万9,000円の黒字で、単年度収支では7,244万1,000円の黒字となっております。今後も引き続き気を緩めることなく、健全な財政運営に取り組んでいきたいと考えております。

令和元年度決算の主なものといたしましては、自主財源の中心である町税は、法人住民税が微減しておりますが、個人住民税、固定資産税、軽自動車税が増加したことにより、町税全体としては2,105万円の増加となっております。また、依存財源であります地方消費税交付金は、1,705万3,000円の減少となりました。歳入全体としては、主に繰越金等町債が大きく減少したことにより、9,259万4,000円の減少となっております。

歳出におきましては、総務費では、地域の魅力を生かしたにぎわいがあふれるまちづくりとして、町内の散策ルート、上牧町笹ゆり回廊の一体的な整備を行い、滝川沿いのシバザクラの植栽、片岡城跡周辺の桜の植樹や散策ルートの案内板の設置を行っております。民生費では、出会い・結婚・子育て応援事業として出会いイベントを実施し、10月のイベントで3組のカップルが誕生し、また、成婚者が3組誕生されましたので、成婚お祝いセレモニーを開催いたしました。災害時に避難所に指定している保健福祉センターの電力を十分確保するため、非常用発電機の更新を行っております。衛生費では療育相談支援として、幼児の健やかな育成を目的に、ほほ笑み教室を開催いたしました。また、少子化対策の一環として、ご夫婦の経済的・精神的負担を軽減するため、不妊・不育治療費用の助成を行っております。ごみの減量及び資源化を目的として、新たに雑がみを分別するために雑がみ保管袋を作成し、全戸配布いたしました。土木費では、地産地消を推進する地域に根差した活動の支援として、休止しておりました上牧ふれあい朝市を再開いたしました。また、道路橋梁長寿命化事業、住環境整備事業、服部台明星線道路改良事業、滝川水辺周辺地区整備事業を行っております。消防費では、地域の消防力の強化を図るため、下牧地区の第1分団北部第1分隊と女性消防隊松里園分隊に消防自動車の更新を行っております。教育費では、国際交流事業として国際感覚豊かな人材育成を目的に、台湾の桃園国民中学校との交流を行い、町内中学生21名が参加いたしました。国史跡上牧久渡古墳群整備事業については、史跡上牧久渡古墳群整備基本計画基本設計を策定いたしました。また、通級指導教室、ペガサス教室運営事業、放課後塾、

まきっ子塾事業、学校・地域パートナーシップ事業の支援を行っております。

認第2号から認第7号までの各会計の決算については、お手元に配付しております決算書のとおりでございます。令和元年度も前年度同様、全ての会計で黒字決算となっております。監査委員の意見を付して報告させていただきます。認定いただきますよう、よろしく願いいたします。

議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、公職選挙法の改正により、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁及び供託金制度が導入されることにより、条例を制定するものでございます。

議第2号は、上牧町教育委員会の附属機関として新たに上牧町学校適正化協議会を設置することに伴い、上牧町附属機関設置条例の一部を改正するものでございます。附則におきまして、委員の報酬額を定めるため、上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の改正を行っております。

議第3号は、地方税法等の一部改正に伴う上牧町税条例の一部改正でございます。

議第4号は、デジタル手続法の一部改正に伴い通知カードが廃止されたため、上牧町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

議第5号は、地方税法の一部改正に伴い、長期譲渡所得に係る課税の特例を設けるため、上牧町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

議第6号、議第8号は、租税特別措置法が改正されたことに伴う上牧町後期高齢者医療に関する条例及び上牧町介護保険条例の一部改正でございます。

議第7号は、幼児教育・保育の無償化により、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準が改正されたことに伴い、上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議第9号 令和2年度一般会計補正予算（第6回）につきましては、2億5,681万3,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ107億54万1,000円とさせていただいております。

主な内容につきましては、歳入では、普通交付税が決定したことにより普通交付税臨時財政対策債の増額、後期高齢者医療特別会計過年度繰出金精算金、山辺・県北西部広域環境衛生組合過年度精算金を計上しております。

歳出につきましては、各科目において、4月の人事異動に伴います人件費の調整を行っております。また、新型コロナウイルス感染症に伴い中止いたしましたペガサスフェスタな

どの町行事やイベントの予算を、事業別に減額を行っております。総務費では滞納管理システム改修委託料を、民生費では後期高齢者医療費負担金過年度精算金を計上しております。衛生費では王寺周辺広域休日診療施設組合分担金の増額、山辺・県北西部広域環境衛生組合分担金の減額を、土木費では交通安全対策工事を、教育費では学校適正化協議会委員の報酬、小学校遊具改修工事、上牧中学校地下オイルタンク廃止工事、上牧幼稚園防水改修工事をそれぞれ計上しております。公債費では、公債費負担の軽減及び経常収支比率の改善を目的に繰上償還を行います。

議第10号から議第15号につきましては、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、下水道事業特別会計、水道事業会計の各補正予算でございます。

議第16号は、滝川遊歩道整備工事（その2）請負契約の締結、議第17号は、管理備品（情報端末機器）購入契約の締結についてでございます。

議第18号は、上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任、議第19号は、教育委員会委員の任命についてでございます。

以上のとおり案件を上程いたしております。いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、認定、議決、同意賜りますようお願いを申し上げ、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

康村議会運営委員長。

（議会運営委員長 康村昌史 登壇）

○議会運営委員長（康村昌史） おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日招集の令和2年第3回定例議会の議会運営委員会を、去る9月2日午前10時より開会し、全委員出席により議会運営について慎重に審議いたしました。本定例会に付議を予定されます町長提出議案と議員提出議案について、本会議審議か各委員会付託かを審議した結果、議第18号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議第19号 教育委員会委員

の任命について、意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)、以上の3議案については、本日の本会議審議とすることに決しました。

次に、議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算(第6回)について、議第13号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1回)について、議第16号 滝川遊歩道整備工事(その2)請負契約の締結について、以上の7議案については、総務建設委員会に付託することに決しました。

また、議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、議第14号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第1回)について、議第15号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算(第2回)について、議第17号 管理備品(情報端末機器)購入契約の締結について、意見書案第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書(案)、以上の11議案については、文教厚生委員会に付託することに決しました。

また、認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について、以上の7議案については、決算特別委員会に付託することに決しました。

また、会期日程につきましては、本日9月4日より9月23日までの20日間と決しました。日程の振り分けといたしまして、本日9月4日、本会議、9月5日、9月6日、休会、9月

7日、文教厚生委員会、9月8日、総務建設委員会、9月9日、休会、9月10日、9月11日、9月14日、決算特別委員会、9月12日、9月13日、9月15日、休会、9月16日、一般質問、質問者は遠山議員、牧浦議員、上村議員、石丸議員、竹之内議員の5名、9月17日、一般質問、質問者は康村議員、東（あずま）議員、富木議員、木内議員、東（ひがし）議員の5名です。9月18日、9月19日、9月20日、9月21日、9月22日、休会、9月23日、本会議、会議は全て午前10時開会とし、一般質問の持ち時間につきましては従来どおり、理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服部公英） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、2番、東議員、3番、上村議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（服部公英） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月23日まで20日間にしたいと思います。ご異議ございません

んか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から9月23日までの20日間と決定いたしました。



◎認第1号の上程、説明

○議長(服部公英) 日程第3、認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長(山本敏光) 認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長(服部公英) 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(阪本正人) 認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

まず、令和元年度決算書から一般会計、各特別会計決算書につきましては、決算書備考欄を事業別決算に担当課名の表記をさせていただいております。また、決算成果に関する報告書につきましては、決算における主要事業一覧表の担当課の下段に決算書ページを記入させていただいていることをまずご報告申し上げます。

それでは、令和元年度歳入総額は78億4,877万9,249円で、対前年度比1.1%の減となっております。歳出総額につきましては75億9,304万2,896円で、対前年度比2.1%の同じく減で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は2億5,573万6,353円の黒字となり、翌年度へ繰り越しすべき財源5,110万7,000円を差し引いた実質収支額は2億462万9,353円の黒字決算となっております。

また、単年度収支額につきましては7,244万632円の増となり、実質公債費比率は13.9%で、

前年度より0.1%低下し、将来負担比率は115.3%で前年度より7.6%低下しております。

令和元年度に行いました主要事業といたしましては、総務費では、安全安心のまちづくりとして、平成27年度からの継続事業で主要交差点に防犯カメラの設置をしております。また、平成27年度に策定しました上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が令和元年度で満了することに伴い、令和3年度までのまちづくりの方向性を体系的に示した本町の最上位計画であります第5次総合計画と整合性を図りながら、足並みをそろえて人口減少などの諸問題の改善に取り組むため、計画期間を2年間延長する見直しを行うとともに、現行の総合戦略において進められてきた施策、取組内容の検証結果や人口動態をもとに、本町の実情に合致した施策、取組内容、K P Iの見直し、将来推計人口の再設定などの改定を行いました。また、子育てママ就業支援事業や出会い・結婚・子育て応援事業なども実施いたしております。さらには、もっと良くなる奈良県市町村応援補助金を活用した上牧笹ゆり回廊の整備事業として、上牧町の地域資源、歴史、文化、自然の魅力を最大限に活用して地域の活性化を図り、町内外から見に訪れる多くの人々にぎわいがあふれるまちづくりとして、消費・周遊・移住促進事業も実施いたしました。民生費では、災害時の避難所としております保健福祉センターにおいて電力供給が遮断された際に、会議室等の電源を確保するための非常用発電機を更新いたしました。また、病児・病後児保育事業として、大和高田市で実施しております「ぞうさんのおうち」以外にも利用者の選択肢が広がるように、令和2年1月から西和地域病児保育室「いちごルーム」を開設させていただきました。衛生費では、少子化対策の一環として、不妊・不育治療助成事業、また、一人一人の特徴に合わせたプログラムを通じ、幼児及びその保護者に対して発達不安や悩みを軽減、助言をするために、療育相談支援事業ほほ笑み教室を実施しております。また、ごみの減量及び資源化を目的として、新聞、雑誌、段ボール、紙パックに加え新たに雑がみを分別するために雑がみ保管袋を作成し、全戸配布いたしました。この財源といたしましては、旧アピタ西大和店から環境保全目的としてレジ袋有料化における収益金の寄附を頂いたものを活用いたしております。

農林商工業費では、上牧ふれあい朝市販売促進事業、農業用ため池の整備、地籍調査整備事業なども実施いたしました。土木費では、年次計画を立てて実施しております道路整備補修事業、橋梁についても長寿命化・耐震対策として岡在橋の橋梁補修・耐震工事、街路事業としては服部台明星線道路改良事業の営業補償、用地補償などを実施しております。また、滝川周辺整備事業といたしましては、まきのは郵便局から文化センターまでの滝川遊歩道の整備を実施しております。教育費では、学校教育事業の一環として、中学生の外国語に対す

る興味、意欲、関心をさらに深め、他国の中学生との交流を通じ文化に触れることにより、相互理解の推進、また国際感覚豊かな人材育成を目的として国際交流事業を実施いたしました。また、小・中学校校舎、体育館トイレ改修工事実施設計委託料などを実施するとともに、全ての児童の基礎学力の向上や学習環境の定着を目的に、学校支援向上事業「まきっ子塾」を実施いたしました。また、国の史跡指定を受けました上牧久渡古墳群の整備事業については、史跡上牧久渡古墳群保存活用計画を踏まえて、史跡上牧久渡古墳群整備基本計画基本設計の策定を行っております。

次に、歳入歳出決算額の主な内容についてご説明いたします。

まず、歳入決算につきましては、自主財源の根幹であります町税が対前年度比1.0%増の21億3,198万4,000円で、歳入総額に占める割合としては27.6%となっております。次に、歳入総額の32.7%を占めます地方交付税は25億2,656万2,000円で、対前年度比1.8%の増となっております。町債につきましては5億5,713万円、対前年度比22.3%の減。減となった要因といたしましては、全体の町債の発行として1億600万円減額したことが主な要因であり、歳入総額に占める割合も、本年度は前年度の9.2%から7.2%と減少しております。その他の歳入財源の対前年度比といたしましては、地方消費税交付金が5.0%の減、国庫支出金が10.3%の増、県支出金が12.0%の増となっております。

次に、歳出決算の主な内容についてでございますが、総務費につきましては9億4,997万9,373円で、対前年度比7.5%の増となっております。増の要因といたしましては、まち・ひと・しごと再生モデル事業、消費・周遊・移住促進事業が含まれているのが主たる要因でございます。民生費につきましては24億9,348万3,312円で、対前年度比24.5%の増となっております。増の要因といたしましては、保育の無償化に伴う保育所への負担金、後期高齢者医療費、介護保険特別会計への繰出金が主たる要因でございます。衛生費は7億5,381万8,258円で、対前年度比1.1%の減となっており、土木費につきましては6億9,225万3,145円で、対前年度比38.9%の増。増の主な要因といたしましては、橋梁長寿命化事業、町営第5住宅避難器具入替え工事が主たる要因でございます。消防費につきましては3億1,025万2,644円で、対前年度比0.1%の増、教育費につきましては8億1,596万1,459円で、対前年度比20.0%の減となっております。減の主な要因といたしましては、前年度決算には小・中学校の空調設備工事が含まれていたのが主たる要因でございます。公債費につきましては13億1,041万8,289円で、対前年度比0.7%の増となっております。

次に、性質別分類での歳出の状況といたしましては、人件費、扶助費、公債費などの義務

的経費が全体の53.4%を占め、対前年度比1.6%の増、金額にして6,406万7,000円の増となっております。投資的経費の普通建設事業費は全体の8.9%で、対前年度比16.5%の減、金額にして1億3,052万4,000円の減。物件費補助費などのその他の経費が全体の37.7%で、対前年度比2.7%減、金額にして7,961万5,000円の減となっております。また、財政構造の弾力性を測定する指標である経常収支比率につきましては99.3%で、前年度より1.8%増となっております。

以上が令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第2号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第4、認第2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は24億7,295万7,383円、対前年度比7.4%の減、歳出総額は24億5,507万8,450円、対前年度比7.6%の減、差引き1,787万8,933円の黒字決算となっております。

それでは、歳入歳出決算の主な内容について説明いたします。

歳入決算では、国民健康保険税は4億2,732万1,030円、対前年度比4.7%の減、金額にして

2,117万143円の減となっております。国庫支出金では、国民健康保険制度関係事業費、社会保障・税番号制度システム整備費に要する費用の補助金が298万2,000円となっております。県支出金で17億5,154万6,611円、対前年度比6.0%の減、金額にして1億1,218万2,201円の減となっております。繰入金で2億7,313万3,223円、対前年度比4.5%の増となっております。繰越金で1,340万2,796円で、対前年度比91.6%の減となっております。

次に、歳出決算の主な内容でございます。保険給付費は17億4,138万6,804円、対前年度比5.4%の減となっております。国民健康保険事業費納付金で6億1,172万5,660円、対前年度比5.8%の増となっております。保健事業費で3,296万5,485円、対前年度比48%の増となっております。諸支出金で2,107万2,832円、対前年度比87.7%の減となっております。

以上が令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第3号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第5、認第3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は3億6,724万2,385円、対前年度比4.5%の増、歳出総額は3億6,508万4,062円、

対前年度比4.7%の増、差引き215万8,323円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料2億7,722万5,500円、対前年度比7.0%増、金額にして1,818万1,200円の増となっております。

歳出決算の主なものにつきましては、後期高齢者医療広域連合納付金3億5,087万3,149円、対前年度比6.6%の増、保健事業費で934万1,668円、対前年度比11.2%の増となっております。

以上が令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第4号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第6、認第4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は182万5,238円、対前年度比50.0%の減、歳出総額は152万3,792円、対前年度比54.6%の減、差引き30万1,446円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものとはしましては、諸収入の貸付金元利収入が151万9,908円、対前年度比54.5%の減となっております。

次に、歳出決算の主なものでございますが、公債費が104万6,358円、諸支出金で基金費へ

47万円を積み立てております。

以上が令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎認第5号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第7、認第5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

歳入総額は6億3,093万5,632円、対前年度比16.9%の減、歳出総額は6億2,004万7,631円、対前年度比16.6%の減、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は1,088万8,001円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものといたしましては、使用料及び手数料で2億7,294万8,830円、対前年度比1.5%の減、繰入金で1億6,571万1,000円、対前年度比9.8%の減、町債は1億3,770万円、対前年度比46.8%の減となっております。

歳出決算の主なものといたしましては、下水道事業費2億7,991万2,018円、対前年度比7.4%の増、交際費は3億2,790万2,613円で、対前年度比30.3%の減となっております。実施した公共下水道事業といたしましては、普及促進事業として北上牧地区及び新町地区の整備

工事を、適正化管理事業として下水道長寿命化計画に基づく汚水管改築工事を片岡台地区でそれぞれ行っております。また、令和元年度末の公共下水道普及率は95.42%、水洗化率は96.65%となっております。

以上が令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎認第6号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第8、認第6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 認第6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。

保険事業勘定につきましては、歳入総額が19億474万947円、対前年度比9.0%の増、歳出総額は18億1,850万2,425円、対前年度比5.4%の増、差引き8,623万8,522円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものといたしましては、保険料が4億767万6,900円で、対前年度比0.9%の減、国庫支出金は3億5,338万2,359円で、対前年度比6.1%の増、支払基金交付金は4億7,035万661円で、対前年度比9.0%の増、県支出金は2億4,646万1,727円、対前年度比4.3%の増、繰入金は4億338万7,074円、対前年度比45.4%の増となっております。

歳出決算についての主なものは、保険給付費16億5,878万4,773円で、対前年度比8.7%の増、地域支援事業費は7,880万1,507円、対前年度比8.0%の減、基金積立金は3,537万1,000円、対前年度比48.7%の減となっております。

次に、介護サービス事業勘定につきましては、歳入総額が849万1,296円、対前年度比10.2%の増、歳出総額は836万7,043円、対前年度比10.0%の増、差引き12万4,253円の黒字決算となっております。

歳入決算の主なものにつきましては、サービス収入で733万9,555円、対前年度比15.8%の増となっております。

歳出決算におきましては、サービス事業費で836万7,043円となっております。

以上が令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎認第7号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第9、認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について。

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和元年度上牧町水道事業会計決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について説明いたします。

まず初めに、令和元年度末の給水人口は、前年度対比95人減の1万8,912人でございます。給水戸数におきましては、62戸増の7,240戸でございます。県営水道からの受水量は、前年度

対比 2万934立方メートル減の202万5,450立方メートルとなりました。有収水量は前年度対比 1万6,592立方メートル減の188万7,558立方メートルで、有収率は93.2%となりました。

次に、収益的収入及び支出の収益的総額は4億8,603万2,015円で、前年度対比マイナス0.3%、159万5,378円の減額でございます。主な要因といたしましては、有収水量の減少によります水道料金収入は減額しているものの、給水戸数の増加により給水分担金が増額したことによって、この下げ幅にとどまっているところでございます。費用総額につきましては、4億1,631万1,555円、前年度対比マイナス4.4%、1,898万3,782円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては、配水及び給水費の修繕費の減額と、総係費の委託料の減額によるところでございます。

収益的収支につきましては、収入が支出を上回っており、差引き6,972万460円の黒字決算となりました。

次に、資本的収入及び支出の決算につきましては、収入総額429万186円に対しまして、支出総額は1,972万7,368円でございます。差引き1,543万7,182円の資金不足となりました。その不足分につきましては、水道事業会計に留保された資金で補填いたしております。建設費におきましては、小規模住宅地区道路改良10工区に伴う配水管布設工事を実施いたしました。

以上が令和元年度上牧町水道事業会計決算の概要でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

ここで、新型コロナウイルス感染防止対策として、10分間休憩いたします。ご協力お願いいたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◎議第1号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第10、議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について説明いたします。

公職選挙法の一部を改正する法律が令和2年6月12日に公布され、公布の日から起算して6か月を経過した日である同年12月12日から施行されることとなることから、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙の公営の拡大、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁及び供託金制度が導入されることになり、また、条例において選挙公営の対象とすることができるとされたので、本町においても、上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を制定するものでございます。

それでは、今回の制定に伴う主な内容でございます。

選挙運動の公費負担に関する制定内容につきましては3つございます。1つ目は、町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る事項につき、条例による選挙公営の対象とされたこと。公営対象については、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成でございます。2つ目が町村議会議員選挙におけるビラ配布の解禁、3つ目が町村議会議員選挙における供託金制度の導入でございます。

制定する条例の内容といたしましては、第1条でこの条例の趣旨を、第2条では選挙運動用自動車の使用の公費負担、第3条では選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出、第4条では選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続を定め、各号で要件に掲げる区分の金額を定めております。1号では、ハイヤー方式で1日当たり上限6万4,500円、2号アでは、個別契約方式での自動車の借入れで1日当たり1万5,800円、イでは、燃料代7,560円に

選挙運動の日数、ウでは、運転手の雇用で1日当たり1万2,500円と規定しています。第5条では選挙運動用自動車の使用の契約の指定、第6条では選挙運動用ビラの作成の公費負担、第7条では選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出、第8条では選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続、第9条では選挙運動用ポスターの作成の公費負担、第10条では選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出、第11条では選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続、第12条ではその他必要な事項は委員会が定める。

附則では、この条例は令和2年12月12日から施行としております。

第2項におきましては、適用区分を規定しております。

以上が今回の条例制定の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第2号の上程、説明

- 議長（服部公英） 日程第11、議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について。

上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（阪本正人） 議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく執行機関の附属機関に関して、上牧町が所管する附属機関に新たに追加するため、今回、上牧町附属機関設置条例の一部を改正するものでございます。

それでは、今回の改正に伴う内容でございます。

上牧町附属機関設置条例の別表、教育委員会の部の上牧町教育支援委員会の項の次に、町立学校の学校適正化についての調査、審議を行う上牧町学校適正化協議会を設置するため、附属機関名及び担任する事項を追記する改正でございます。

附則では、この条例は公布の日から施行するとしております。

第2条におきましては、上牧町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

以上が今回の条例改正の内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第12、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について。

上牧町税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

上牧町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、同年4月1日から順次施行されており、また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置に伴う地方税法の改正についても令和2年4月30日に公布施行され、同じく順次施行されていることから、上牧町税条例の一部を適用日までに改正するものでございます。

今回、地方税法等の一部改正で施行されました主な改正につきましては、まず1つ目、個人住民税については、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しが行われたことによる改正、2つ目としまして、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴う改正、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例の創設に伴う改正、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の創設に伴う改正でございます。大きく2つ目といたしましては、法人住民税については、国税における連結納税制度の見直しに伴う改正でございます。3つ目につきましては、市町村たばこ税については、軽量の葉巻たばこの課税方式の見直しについての改正でございます。4つ目につきましては、延滞金については、還付加算金等の割合の引下げに伴う改正でございます。

それでは、法改正に伴い改正いたします上牧町税条例の一部を改正する内容について説明いたします。

具体的な内容といたしましては、まず個人住民税の未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）の控除の見直しが行われたことによる改正でございます。この改正は全てのひとり親家庭に対して公平な税制を実現する観点から、婚姻歴の有無、男性と女性のひとり親間の不公平を同時に解消するための改正で、第24条ではひとり親を加えることで、ひとり親家庭においても合計所得金額が135万円まで非課税となります。第34条の2、所得控除、第36条の2、町民税の申告につきましては、寡婦控除の見直しによりひとり親控除が創設されたことに伴う改正でございます。改正により、合計所得金額が500万円以下の子を扶養している寡婦の方の控除額は30万円、子以外の親族がいる場合及び扶養親族がない場合の控除額は26万円となり、ひとり親に該当する場合は控除額は30万円となります。

低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴う改正につきましては、令和2年4月1日に土地基本法等の一部が改正されたことに伴い租税特別措置法も改正されたことで、個人が長期譲渡所得への課税に関し低未利用土地またはその上に存する権利を譲渡し、所得の要件を満たすものである場合は、その譲渡益から100万円控除できると規定されたため、税条例においても附則第17条及び第17条の2におきまして、文言を追加、改正するものでございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る寄附金税額控除の特例の創設に伴う改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった文化、芸術、スポーツイベントのうち文部科学大臣が指定したものの参加予定者であった者は、チケットの払戻し請求権

を放棄した場合、その価格相当分について寄附金控除を受けられることとした旨を附則第25条で新設するものでございます。上牧町においてはイベントの個別指定は行わず、文部科学大臣が指定したものの全てにおいて寄附金控除の対象とする旨の改正でございます。

次に、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例の創設に伴う改正は、新型コロナウイルス感染症の影響による部分供給の遅れ等に伴い、住宅の新築及びリフォーム等の完工に遅延等が生じている場合に所要の要件を満たす場合は、令和3年度の入居分についても13年間の控除を受けられることとなるため、附則第26条を追加することにより規定するものでございます。

次に、法人住民税につきましては、このたび、国税における連結納税制度の見直しが平成14年度創設以来18年ぶりに抜本的に見直され、グループ通算制度に移行することとされたことにより、税条例におきましても第31条、第48条、第50条、第52条、附則第3条の2中の連結納税制度に関する条文を削除するものでございます。なお、地方税においては連結納税制度を採用していないことから、現行の水準を維持するものとなっております。

次に、第94条、たばこ税の課税標準につきましては、近年、紙巻きたばこに類似する軽量の葉巻たばこが登場し、紙巻きたばこの代替品として販売量が急速に増加してきている現状でございます。軽量葉巻たばこは紙巻きたばこに比べ税負担が低くなっており、葉巻たばこ間でも製品重量に差があり税負担が大きく異なっているなど、課税の公平性の観点から課題があるため、第94条と第94条の2を2段階で改正するものでございます。1段階目には激変緩和を図るため、1本が0.7グラム未満のたばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算し、2段階目の改正では、1本が1グラム未満の葉巻たばこを紙巻きたばこ1本に換算する改正でございます。

次に、延滞金の改正につきましては、令和2年度の税制改正において、国税における利子税・還付加算金の見直しが行われたことに伴い、地方税においても特例基準割合の引下げを行うため、税条例におきましても附則第3条の2及び附則第4条の条文において所要の措置を講じるため、改正を行うものでございます。その他地方税法の改正による項の追加及び項の削除に伴う項ずれ、文言の改正も行っております。

附則では、この条例は令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行するとして、各号で施行日を定めております。

以上が今回の条例の改正内容でございます。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第13、議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について。

上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、令和元年法律第16号の情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律において、施行期日が政令・省令等により令和2年5月25日に定められたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。この法律の改正において、通知カードの廃止、廃止に関する事項が定められたことから、通知カード再交付手数料について定めた規定を削除するもので、上牧町手数料徴収条例第2条第1項第23号を削除し、第23号の2を第23号として、同号中の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令を、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令に改め、条文を整備するものでございます。

この条例は公布の日から施行するものいたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第14、議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。国民健康保険税の課税において、地方税法等の一部改正により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設され、長期譲渡所得額から100万円を控除、また、当該長期譲渡所得の額が100万円に満たない場合は当該長期譲渡所得の額を控除できることとしたことに伴い、上牧町国民健康保険税条例附則第4項及び第5項中において、控除後の長期譲渡所得の金額について、租税特別措置法第35条の2第1項の次に第35条の3第1項をそれぞれに追記し、条文の整備を行うものでございます。

また、この条例の施行日につきましては、土地基本法等の一部を改正する法律の附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日とすることにより、令和3年1月1日といたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第15、議第6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。

上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布における租税特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。法律の一部改正に伴い、上牧町後期高齢者医療に関する条例、附則、延滞金の割合の特例第2条中の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、条文、用語の整備を行うものでございます。

なお、この条例による改正後の附則第2条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については従前の例によるものといたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第16、議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）の改正、及び児童福祉法に基づく家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）の改正に伴い、条例の一部を併せて改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。1つ目に内閣府令の改正において、「支給認定」を「教育保育給付認定」と改めるものでございます。教育保育給付認定とは、保護者からの申請により公立幼稚園、新制度に移行した私立幼稚園、保育所、認定こども園等の特定教育・保育施設及び小規模保育所等の特定地域型保育施設の利用をする際に、保育の必要性と必要量の認定を行い、認定証を交付するものでございます。子ども・子育て支援法では、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化に当たり、新たに規定された子育てのための施設等利用給付に係る用語と区別するために、「支給認定」との略称は「教育保育給付認定」に改められていることに伴い、条文の整備を行うものでございます。

次に、食事の提供に要する費用の取扱いの変更により、満3歳以上の保育を必要とする子

どもへの副食費の提供に要する費用の保護者負担の免除対象範囲が拡充されたため、同様に、条例においても範囲の規定を定めるものでございます。

次に、家庭的保育事業等の連携施設の要件の改正により、代替保育の提供元としての小規模保育事業A型等の追加、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和、満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育所事業所の連携施設の確保義務の免除、また、連携施設を確保しないことができる経過措置を5年から10年に延長するなどの改正を行うものでございます。そして、そのほかにも法律の改正に準じて、条項や用語の整備を伴う改正を行うものでございます。

この条例は、公布の日から施行するものといたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第8号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第17、議第8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について。

上牧町介護保険条例の一部を改正する条例については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、所得税法等の一部を改正する法律の公布における租税特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容についてご説明いたします。法律の一部改正に伴い、上牧町介護保険条例、附則、延滞金の割合の特例第6条中の「特例基準割合」を「延滞金特例基準割合」に改め、条文、

用語の整備を行うものでございます。

なお、この条例による改正後の附則第6条の規定は、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については従前の例によるものといたします。

以上が今回の改正内容となります。議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第9号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第18、議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について。

令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について説明いたします。

補正予算（第6回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5,681万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億54万1,000円とするものでございます。また、第2条、地方債の補正では、起こすことができる地方債の変更として、8ページ、第2表にごみ処理施設整備事業債310万円減額と、臨時財政対策債では限度額を1,406万6,000円増額変更しております。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや行事の中止に伴うための減額、また、4月の人事異動に伴う人件費の調整や過年度精算金などをこの補正で計上させていただいております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきまして説明させて

いただきます。

まず歳入につきましては、説明書4ページ、款地方特例交付金、項地方特例交付金、目地方特例交付金の増額計上につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急経済対策として、自動車並びに軽自動車に係る環境性能割の軽減措置が6か月間延長したことに伴い、自動車並びに軽自動車分の減収補填特例交付金61万5,000円を増額計上させていただいております。

款地方交付税、項地方交付税、目地方交付税の普通交付税の増額計上につきましては、基準財政需要額で地域の元気創造事業費における業務システムに対するクラウド導入率が新たに算入され、想定以上の算入率による増加、また地域社会再生事業費新設においては、地財計画により人口集中地区、人口比率に係る歳入を見込んでおりましたが、人口規模及び人口減少比率による算入率が想定以上であったため、一方、基準財政収入額の所得割におきましては、譲渡所得の分離課税に係る所得割の減少が想定以上にあり、また、固定資産税の土地の地目変更と新築家屋の増加によるものなどで確定した地方交付税は結果、増加しましたので、4,869万円を増額計上させていただいております。

次に、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや行事等の中止に伴う減額につきましては、目総務使用料の文化センター使用料で85万1,000円減額、目の土木費国庫補助金の社会資本整備総合交付金では、大和川水系総合防災演習、奈良県防災総合訓練中止により交付金8万7,000円減額、目総務費委託金の人権啓発活動委託金では、差別をなくす町民集会の中止により委託金20万円を減額、6ページに移りまして、目長寿社会福祉基金繰入金につきましては、敬老事業中止に伴う取崩し40万4,000円減額し、合わせて154万2,000円減額計上しております。

4ページ、5ページに戻っていただきまして、款国庫支出金、項国庫補助金、目3民生費国庫補助金の介護保険事業補助金につきましては、介護保険報酬改定に伴うシステム改修事業補助金の確定により31万8,000円財源振替をさせていただいております。

次に、款県支出金、項県補助金、目総務費県補助金の地域少子化対策重点推進交付金につきましては、出会い・結婚・子育て応援事業のマリッジサポーター要請に係る補助金の確定により55万5,000円財源振替をさせていただいております。同じく、目農林商工業費県補助金の鳥獣被害防除事業補助金、目教育費県補助金の部活動指導員配置促進事業補助金につきましても、補助金の確定により財源振替をさせていただいております。

6ページに移りまして、款寄附金、項寄附金、目総務費寄附金の寄附によるまちづくり条

例に基づく寄附を4件頂きましたので、51万円増額計上させていただいております。款繰入金、項基金繰入金、目減債基金繰入金につきましては、繰上償還の財源としての取崩し710万円増額計上しております。同じく目後期高齢者医療特別会計繰入金で、過年度繰出金精算金215万9,000円増額計上させていただいております。款繰越金、項繰越金、目繰越金で、前年度繰越金1億8,462万9,000円増額計上しております。款諸収入、項雑入、目雑入で、山辺・県北西部広域環境衛生組合過年度精算金、可燃ごみ154万4,000円増額計上しております。款町債、項町債、目衛生債で、ごみ処理施設整備事業債310万円減額し、目臨時財政対策債で借入れ可能額確定したため、1,406万6,000円増額計上させていただいております。

次に、歳出につきましては、8ページから35ページにおきまして、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントや行事等の中止に伴う減額につきましては、事業別で説明をさせていただきます。

まず、款議会費の議会費で106万円、款総務費の一般管理費で32万6,000円、目企画費のペガサスフェスタ開催費で359万3,000円、出会い・結婚・子育て応援事業費で74万6,000円、目人権啓発費で23万6,000円、款民生費の社会福祉総務費で46万2,000円、目高齢者福祉費、敬老事業費で37万2,000円、スポーツ大会事業費で3万2,000円、款衛生費、目健康づくり推進事業費の食生活改善啓発事業費で5万1,000円、款消防費、目非常備消防費の非常備消防費で278万1,000円、目災害対策費の防災訓練事業費で17万4,000円、款教育費、目事務局費の事務局費で2万2,000円、国際交流事業費で68万円、目小学校管理費の手数料30万2,000円、目幼稚園費で幼稚園費の手数料7万7,000円、目社会教育総務費で社会教育総務費2万6,000円、目公民館費で公民館費28万8,000円、文化祭事業費で164万1,000円、目青少年健全育成推進事業費のジュニアリーダー研修事業費53万4,000円、目社会体育総務費の社会体育総務費で46万2,000円、目生涯スポーツ振興事業費の生涯スポーツ振興事業費で6万3,000円、体育祭開催費で101万3,000円、合わせて1,494万1,000円減額計上しております。

10ページに戻っていただきまして、款総務費、項総務管理費、目電子計算費で滞納管理システム改修委託料につきましては、税制改正に伴う委託料107万1,000円増額計上させていただいております。

14ページに移りまして、款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費の国民健康保険特別会計繰出金で24万6,000円減額計上させていただいております。目高齢者福祉費で、後期高齢者医療費負担金過年度精算金2,127万3,000円増額計上し、介護保険特別会計繰出保険事業勘定で10万9,000円増額計上させていただいております。

18ページに移りまして、款衛生費、項保健衛生費、目保健衛生総務費で、三室休日応急診療所における感染症対策施設改修工事分担金として、王寺周辺広域休日応急診療施設組合分担金202万円増額計上しております。

20ページに移りまして、款衛生費、項清掃費、目塵芥処理費で山辺・県北西部広域環境衛生組合分担金378万2,000円減額計上させていただいております。

22ページに移りまして、款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費で交通安全対策工事費250万円増額計上させていただいております。

26ページに移りまして、款教育費、項教育総務費、目教育委員会費で、学校適正化協議会委員報酬といたしまして10万5,000円増額計上しております。同じく、目小学校管理費で上牧小学校、上牧第三小学校運動場の遊具改修工事費に211万円増額計上させていただいております。同じく、目中学校管理費で上牧中学校地下オイルタンク廃止工事といたしまして70万8,000円増額計上させていただいております。同じく、目幼稚園費で上牧幼稚園外壁のクラック及び雨漏りによる教室内のクロスの剥離があるため、上牧幼稚園防水改修工事費190万3,000円増額計上させていただいております。

30ページに移りまして、同じく公民館費で、北上牧文化館の修繕料7万5,000円増額計上させていただいております。

34ページに移りまして、款公債費、項公債費、目元金で、将来における公債費の負担の軽減及び経常収支比率の改善を目的とし、臨時財政対策債借換債の繰上償還元金6,433万増額計上させていただいております。款諸支出金、項基金費、目財政調整基金費で1億1,657万1,000円を基金に積み立て、基金残高は8億6,085万6,000円となっております。目公共施設整備基金費で5,100万円を基金に積み立て、基金残高は1億5,073万円となっております。目森林環境基金費で2,000円を基金に積み立て、基金残高は233万5,000円となっております。目ふるさとまちづくり基金費で51万円基金に積み立て、基金残高は204万7,000円となっております。

以上、補正予算の概要を説明させていただきました。議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◎議第10号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第19、議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について。

令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,763万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億8,071万4,000円とするものでございます。

それでは、内容についてご説明いたします。令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算に関する説明書4ページ、5ページ、歳入におきまして、款6繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金で、法定繰入れの調整分24万6,000円を減額計上いたしました。これにつきましては、歳出6ページ、7ページの款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の職員人件費の減額分となります。これは、職員の4月異動に伴う勤続年数等による差額分となっております。続きまして、款7繰越金で1,787万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、令和元年度の決算収支によります前年度繰越金でございます。

次に、歳出に移ります。6ページ、7ページ、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、

目5償還金で90万7,000円を計上いたしております。これは特定健康診査保健指導負担金の前年度精算により、国・県へそれぞれ償還するものでございます。

次に、項2基金費、目1財政調整基金費で1,697万円を計上いたしております。これにつきましては、財政調整基金への積立金となっております。

以上が今回の補正内容となります。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第20、議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について。

令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ215万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,777万9,000円とするものでございます。

それでは内容についてご説明いたします。令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書4ページ、5ページ、歳入につきまして、款5繰越金において215万9,000円を計上いたしております。これにつきましては、令和元年度の決算収支によります前年度繰越金でございます。

次に、歳出に移ります。説明書の6ページ7ページ、款4諸支出金で同額の215万9,000円を計上いたしております。これにつきましては、歳入における前年度繰越金の精算に伴い、一般会計へ繰出金として戻入をするものでございます。

以上が今回の補正内容となります。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第12号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第21、議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について。

令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,265万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億740万1,000円とするものでございます。

第2項、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ822万6,000円とするものでございます。

今回計上いたします補正予算の主な概要になりますが、人件費の訂正、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための各種事業中止に伴う事業費の減額、そして繰越金、積立金及び償還金の計上となっております。

それでは、保険事業勘定の内容についてご説明いたします。補正予算に関する説明書、歳

入4ページ、5ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金で1,881万5,000円を、また、款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金で1,843万6,000円を増額計上いたしております。これにつきましては、前年度の介護給付費の国庫及び県費の精算過年度分交付になります。

続きまして、項2国庫補助金、目2地域支援事業交付金で69万1,000円の減額、款4支払基金交付金、目2地域支援事業支援交付金で79万3,000円の減額、項2県補助金、目1地域支援事業交付金で38万3,000円の減額をそれぞれ計上いたしております。これらの減額につきましては、歳出6ページ、7ページ、款3地域支援事業費で新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う各種事業の中止により、通所訪問型サービス事業費で194万3,000円、脳の健康教室などで99万1,000円、傾聴ボランティア事業や在宅医療介護連携推進事業で9万円の合わせて302万4,000円の予算減額における国・県支払基金の各負担分の減額計上となっております。

次に、款7繰入金、目1一般会計繰入金で、法定繰入れの調整分と人件費分を合わせて103万3,000円を計上いたしております。次に、款8繰入金で8,623万7,000円を計上いたしております。これにつきましては、令和元年度の決算収支によります前年度繰越金でございます。

歳出に移ります。6ページ、7ページ、款1総務費、目1一般管理費で、人件費92万4,000円を計上いたしております。これは、職員の4月異動に伴う勤続年数等による差額分となっております。

次に、8ページ、9ページ、款4基金積立金で1億1,513万1,000円を計上いたしております。こちらは、介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。款5諸支出金、目2償還金で962万3,000円を計上いたしております。これは過年度精算償還金となっております。

続きまして、介護サービス事業勘定についてご説明いたします。13ページ、14ページ、款5繰越金で12万3,000円を計上いたしております。これにつきましては、令和元年度決算収支によります繰越金になります。繰越金につきましては、15ページ、16ページ、歳出、款2基金積立金で、指定介護予防支援事業所準備基金に積み立てるものでございます。

以上が今回の補正内容となります。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第13号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第22、議第13号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第13号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について。

令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第13号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）についてご説明いたします。

上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ183万円とするものでございます。

内容につきましては、歳入で令和元年度決算黒字額を繰越金として計上し、歳出で基金に積み立てるものでございます。

以上が内容でございます。慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第14号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第23、議第14号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第14号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について。

令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（中村 真） 議第14号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ138万円を減額し、歳入歳出それぞれの予算総額を6億5,918万5,000円とするものでございます。

内容につきましては、補正予算説明書4、5ページ、歳入の款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金を1,226万7,000円減額し、次に、款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金の前年度繰越金につきましては、令和元年度決算収支額1,088万7,000円を増額計上しております。

続きまして、補正予算説明書6、7ページ、歳出におきましては、款1下水道事業費、項2下水道費、目1下水道総務費の共済費5万8,000円を増額計上し、同じく款1下水道事業費、項2下水道建設費、目1公共下水道費の共済費1万2,000円を増額計上しております。これらのことにつきましては、人事異動に伴います人件費の調整によるところでございます。同じく補正予算説明書6、7ページ、款2公債費、項1公債費、目2利子の長期債利子145万円を減額計上しております。このことにつきましては、地方債の借入利率の確定に伴います減額補正でございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第15号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第24、議第15号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）

について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光）** 議第15号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について。

令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）については、別紙のとおりである。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

- 議長（服部公英）** 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

水道部長。

- 水道部長（中村 真）** 議第15号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について説明いたします。

既決予算の収益的収入及び支出の支出を1,968万4,000円減額し、収益的支出の合計額を4億5,273万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、水道事業会計補正予算書2ページ、収益的収入及び支出の支出、款1水道事業費用、項1営業費用、目2配水及び給水費用398万8,000円減額し、同じく目3総係費を1,569万6,000円減額計上しております。これらのことにつきましては、人事異動に伴います人件費の調整によるところでございます。

以上でございます。ご審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（服部公英）** 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第16号の上程、説明

- 議長（服部公英）** 日程第25、議第16号 滝川遊歩道整備工事（その2）請負契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光）** 議第16号 滝川遊歩道整備工事（その2）請負契約の締結について。

滝川遊歩道整備工事（その2）の請負契約について、次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月条例第5号)

第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

1、工事名 滝川遊歩道整備工事（その2）。

2、工事場所 北葛城郡上牧町地内。

3、工期 契約日の翌日から令和3年3月26日。

4、契約金額 9,036万3,900円（うち消費税及び地方消費税額821万4,900円）。

5、契約の相手方 奈良県香芝市旭ヶ丘1丁目31番地の1、株式会社上村組、代表取締役、上村智津子。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 議第16号 滝川遊歩道整備工事（その2）請負契約の締結についてご説明いたします。

令和2年3月議会に提出いたしました令和2年度上牧町一般会計当初予算におきまして、滝川遊歩道整備工事に係る予算の議決をいただきました。この事業について、このたび入札業務も整い契約の運びとなりました。契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約内容につきまして説明させていただきます。まず入札の方法は、総合評価落札方式一般競争入札でございます。

工事期間は、契約日の翌日から令和3年3月26日までとなっております。

契約金額につきましては9,036万3,900円で、うち消費税及び地方消費税は821万4,900円でございます。

契約の相手方は、奈良県香芝市旭ヶ丘1丁目31番地の1、株式会社上村組、代表取締役、上村智津子でございます。

続きまして、工事概要につきましては、滝川の遊歩道整備工事、延長が1,029メートル、面積が2,658平米、滝川の自転車道路整備工事につきましては、延長が321メートル、面積が830平米、照明設備が33基、それと、奈良県に行っていたいただいた親水護岸裏の町有地を利用したポケットパークの整備、ベンチ、シェルターの設置も同時に行います。

以上が滝川遊歩道整備工事（その2）請負契約の締結についての説明となります。慎重審

議の上、議決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第17号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第26、議第17号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第17号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について。

管理備品（情報端末機器）購入について次のとおり契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年3月条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月4日 上牧町長 今中富夫。

記。

- 1、件名 管理備品（情報端末機器）購入。
- 2、納入期間 契約の日から令和2年10月31日まで。
- 3、購入金額 7,216万3,960円（うち消費税及び地方消費税額656万360円）。
- 4、契約の相手方 奈良県奈良市高天町10-1 T. T. ビル4階、キステム株式会社奈良本店、事業統括取締役、井門英也。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議第17号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結についてご説明いたします。

令和2年第1回定例会において、令和元年度一般会計補正予算（第4回）として、教育費、小学校費、小学校管理費、備品購入費及び中学校費、中学校管理費、備品購入費で管理備品として、小学校5年生から中学校3年生の児童、生徒用及び教職員用の情報端末機器の購入に係る予算を議決いただきました。また、令和2年第4回臨時会において、令和2年度一般会計補正予算（第5回）として、教育費、小学校費、小学校管理費、備品購入費、管理備品

として小学校1年生から4年生の児童用の情報端末機器の購入に係る予算を議決いただきました。この購入につきましては、奈良県教育委員会指導のもと県内市町村教育委員会参加32団体で、奈良県域GIGAスクール構想推進協議会が設置され、この協議会において共同調達の事務が進められ、共同調達の入札方法はプロポーザル方法で2社の応募があり、2回の審議会の結果、システム株式会社が採用されましたので契約の運びとなりました。契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得及び処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

契約の内容についてご説明いたします。この入札方法は、奈良県域GIGAスクール構造推進協議会による共同調達プロポーザル方式での入札でございます。この入札を受け、各市町村と落札業者の契約となります。

契約期間は、契約の日から令和2年10月31日までとなっております。

契約金額につきましては7,216万3,960円で、うち消費税及び地方消費税は656万360円でございます。

契約の相手方は、奈良県奈良市高天町10-1、システム株式会社奈良本店、事業総括取締役、井門英也でございます。

以上が管理備品（情報端末機器）購入契約の説明でございます。慎重審議の上、議決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第27、議第18号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第18号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を上牧町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月4日 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町、川本克己。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 議第18号 上牧町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明いたします。

現固定資産評価審査委員会委員の川本克己氏が今回、任期満了となりますので、引き続き同氏を選任いたしたくご提案するものでございます。

川本克己氏の経歴につきましては、お手元に配付の略歴のとおりでございます。ご同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

◇

◎議第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第28、議第19号 教育委員会委員の任命について、これを議題いたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第19号 教育委員会委員の任命について。

教育委員会委員の任期満了に伴い下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運

営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年9月4日提出 上牧町長 今中富夫。

記。

北葛城郡上牧町、土井明日美。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（西山義憲） 議第19号 教育委員会委員の任命についてご説明いたします。

現教育委員会委員の宮城美和氏が、本年9月30日をもちまして任期満了となりますので、今回新たに土井明日美氏を任命いたしたくご提案するものでございます。

土井明由美氏は、識見、人格ともに優れ、教育委員会委員として適任であると考えます。

なお、土井明日美氏の経歴につきましては、お手元に配付の略歴のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（服部公英） 日程第29、意見書案第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 意見書第1号。

2020年9月4日 上牧町議会議長 服部公英殿。

提出者 上牧町議会議員 遠山健太郎。

賛成者 上牧町議会議員 竹之内剛。

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

1番、遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 1番、遠山健太郎でございます。

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）につきまして、案文の朗読をもちまして趣旨弁明に代えさせていただきます。

精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）。

日本国憲法第14条は法の下での平等をうたい、国連の障害者権利条約第4条には、この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えることと明記されている。障害者基本法が改正され、精神障がい者も障がい者と規定されており、障害者差別解消法は差別の解消を宣言している。また、障がい者が移動する際は、公共交通機関は必要不可欠なものとなっているが、現在、身体・知的障がい者に適用されている交通運賃割引制度から精神障がい者は除外されている。

上記の憲法で規定されている法の下での平等等の趣旨に鑑み、さきの第198回国会において、精神障がい者の交通運賃に関する請願が衆参両院で採択された。よって、国におかれては交通運賃割引制度について、交通事業者に対し精神障がい者を身体障がい者及び知的障がい者と同様に適用対象とするよう、必要な措置を講じることを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年9月4日。上牧町議会。

宛先は記載のとおりです。

なお、この意見書（案）につきましては、本年7月20日付で特定非営利活動法人奈良県精神障害者家族会連合会、三島利子会長より、意見書採択のお願いがあり提出させさせていただいたものです。

各議員におかれましてはご賛同賜り、採決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（服部公英） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（服部公英） 日程第30、意見書案第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)、これを議題といたします。
職員に議案の朗読をさせます。

- 議会事務局長（山本敏光） 意見書第2号。

2020年9月4日 上牧町議会議長 服部公英殿。

提出者 上牧町議会議員 遠山健太郎。

賛成者 上牧町議会議員 東 初子、同、上村哲也、同、牧浦秀俊、同、竹之内剛、同、吉中隆昭、同、富木つや子、同、康村昌史、同、木内利雄、同、石丸典子、同、東 充洋。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)。

上記の議案を別紙のとおり、上牧町議会会議規則第14条の規定により提出します。

- 議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提出者の趣旨弁明を求めます。

1番、遠山議員。

- 1番（遠山健太郎） 改めまして、1番、遠山健太郎でございます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)につきまして、案文の朗読をもちまして、趣旨弁明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書(案)。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的、社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税、地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。地方自治体は、福祉、医療、教育、子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など、喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後

の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予測される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税政改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう強く要望する。

記。

1、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保、充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2、地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。

3、令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税、地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設、拡充、継続に当たっては有効性、緊急性等を厳格に判断すること。

5、特に固定資産税は市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは家屋、償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は本来、国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年9月4日。奈良県上牧町議会。

なお、この意見書につきましては、本年8月7日付、奈良県町村議会議長会、新澤良文会長より意見書採択の願いがあり提出されたものです。

各議員におかれましてはご賛同賜り、採決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 趣旨弁明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎決算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長(服部公英) 日程第31、決算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りします。

令和元年度決算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、決算案件については、6名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいですか。

(「議長一任」と言う者あり)

○議長(服部公英) 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 異議ないようですので、私の方で選任させていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時44分

○議長（服部公英） 再開いたします。

先ほど設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、2番、東議員、3番、上村議員、4番、牧浦議員、6番、吉中議員、8番、康村議員、10番、石丸議員、以上6名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6名の方を決算特別委員に選任することに決定いたしました。

決算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それでは暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時45分

再開 午後 1時47分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

————— ◇ —————

◎決算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（服部公英） 決算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

決算特別委員会の委員長に康村議員、副委員長に吉中議員であります。よろしく願いいたします。

◇

◎認第1号から認第7号、議第1号から議第17号、意見書案1号の委員会付託

○議長（服部公英） お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号から認第7号、議第1号から議第17号、意見書案1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおりそれぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め、1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（服部公英） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 1時48分

文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和2年9月7日（月） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項
- 議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について
- 議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について
- 議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について
- 議第14号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について
- 議第15号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について
- 議第17号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について
- 意見書案第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）
1. 出席委員
- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 委員 長 | 竹之内 剛 | 副委員 長 | 東 初子 |
| 委 員 | 遠山健太郎 | 吉中 隆昭 | 康村 昌史 |
| | 石丸 典子 | | |
| 議 長 | 服部 公英 | | |
1. 理 事 者
- | | | | |
|-----------|-------|---------|-------|
| 町 長 | 今中 富夫 | 副 町 長 | 西山 義憲 |
| 教 育 長 | 松浦 教雄 | 総 務 部 長 | 阪本 正人 |
| 総 務 部 理 事 | 中川 恵友 | 都市環境部長 | 杉浦 俊行 |
| 住民福祉部長 | 青山 雅則 | 水 道 部 長 | 中村 真 |
| 教 育 部 長 | 塩野 哲也 | 総 務 課 長 | 山下 純司 |

税務課長	松井 良明	徴収課長	阪本加代子
こども支援課長	寺口万佐代	生き活き対策課長	林 栄子
保険年金課長	井上 弘一	上下水道課長	辰巳 伸治
教育総務課長	丸橋 秀行		
1. 事務局	局長	山本 敏光	書記
	書記	横田 大樹	山口 里美

開会 午前10時00分

○竹之内委員長 それでは、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開催いたします。

初めに理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会に付託をされました議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、議第14号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、議第15号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、議第17号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について、十分にご審議を頂きまして、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げます、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いたします。

○竹之内委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 おはようございます。遠山です。よろしくお願いたします。

議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。質問に当たりまして、今回の国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてはタブレットの資料を頂いていまして、低未利用土地の譲渡の特例が創設されたことに伴う改正ということで、本来この低未利用土地の改正の概要については、議第3号でしたか、税条例の改正のところで議論するべきところだと思いますが、その概要を確認しないと、この議第

5号の審議もできないと思ひまして、ここで質問させていただきたいと思ひます。理事者の皆様と、あと明日の総務建設委員会の皆様にはご了承いただきたいと思ひます。

という中で、質問させていただきます。まず、1点目、この低未利用土地を譲渡した場合の長期譲渡所得の特例措置についての説明をお願いします。

もう1つ、この特例措置に伴ひまして町の事務作業がある程度発生してくるかと思ひますが、どのような作業をどのような部署でどういう分担をするのか、そこを伺いたいと思ひます。

○竹之内委員長 税務課長。

○松井税務課長 それでは、ご質問につきまして、順次ご回答させていただきます。

まず、低未利用土地の特例制度についての内容等について、ご説明を申し上げます。空き家の増加等や、それに伴った景観、治安の悪化等を解消するための施策の1つでございまして、休眠状態となった土地や建物の流通量を増やすことにより、移住希望者や隣接所有者といった新たな土地建物を求めている人たちに積極的にご活用いただくことで、地域の活性化や景観、治安の向上を図るとともに、さらなる所有者不明土地の発生を未然に防ぐということを目的に創設された制度でございまして。

特例の概要についてご説明申し上げます。個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間において、都市計画区域にある低未利用土地に係る土地等を500万以下で譲渡した場合、その年の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得から100万円を控除することができるという特例でございまして。

続けて、特例を受けるための要件についてご説明申し上げます。

譲渡する者が個人であることが1点。

2点目、譲渡に係る土地が本町の都市計画区域内にある低未利用土地であること及び譲渡後の当該低未利用土地の利用について、町長の確認がなされていること。

3点目、譲渡の年の属する1月1日において所有期間が5年を超えているものであること。

それと、譲渡金額が低未利用土地の上にある建物等の対価を含めて500万以下であるということが条件となっております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 国民健康保険税条例の改正案に松井課長が税務課長で来ていただいて申し訳ないんですが、説明ありがとうございました。よく分かりました。

その中で要件の中で1つ、町長の確認が必要だというのがありますよね。ということは、

町の事務作業が何らか発生してくるのではないかと思うんですけど、その辺りはどういう作業がありますか。それで、どこの部署が担当される予定ですか。町長が確認というても、これはちょっと具体的な話をすると、低未利用土地だということを明示は、町で確認書みたいのを出して、それを添付すると特例が受けられるんですよ。そういうものだと思うんですけど、それは税務課が担当するとか、どこが担当するか決まっていますか。

○竹之内委員長 税務課長。

○松井税務課長 委員ご指摘のとおり、この特例制度を受けていただくに際しましては、町長の確認書が必要となってまいります。当該確認書の交付に係る事務につきましては、都市環境部まちづくり創生課での処理を想定しているところでございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 税務課もしくはまちづくり創生課のどちらかと思ったので。これの施行日が来年の1月1日なので、具体的な確認書を受けるための様式であるとか添付書類、その辺りは整備はまだということによろしいですね。

○竹之内委員長 税務課長。

○松井税務課長 具体的には担当課に確認はしていないんですが、施行期日までに当然様式等が必要となってまいります。この部分については、様式を定めていただいた上で実施の運びとなるのかというふうに認識をしているところでございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 国民健康保険税条例の改正の話なのにその話がコアになって申し訳ないですけども、一部の議論の中では低未利用土地だということが証明されないと控除が受けられないので、町の確認書というのが大事なキーになってくるんですけども、要はこの土地が低未利用土地だということと、あともう1つ、これをちゃんとこれから使うんだよという両方の確認ですよ。そうしないと控除が受けられないという話なので、その判断が結構基準は難しいと思うので、その辺りはしっかり町民の方に分かりやすいようにしてもらいたいと思います。

○竹之内委員長 税務課長。

○松井税務課長 そうですね。今回初めての制度ということもございまして、この制度の運用に当たりましては、まず町民の方々への制度の周知と、その次に町の担当課における確認書の発行事務、この2点が肝要となってくると思います。一応基本的にはまちづくり創生課で担当いただくんですけど、基本的にこの目的である、最終的には税に反映をされるというこ

ともございますので、当課といたしましても、まちづくり創生課と十分に連携、協調を図りながら、実際にこの制度を受けていただいた際のメリット等についても十分に説明を尽くした上で、ご納得をいただいて制度を活用していただくということを担保してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いします。前の議会でもありましたけど、今の連携、協調がこれでも発生してくるんですね。税務課とまちづくり創生課が連携しないと多分これはできないことだと思うので、ぜひお願いしたいと思います。

最後に1個だけ確認です。都市計画区域内にあるということで、たしか上牧町は全て都市計画区域内という認識だったのですが、それでよかったですか。

○竹之内委員長 税務課長。

○松井税務課長 まちづくり創生課に確認をさせていただきましたところ、当町におきましては町域全域が都市計画区域ということでございますので、当町におきましては町内に存する土地という読替えをしていただいて差し支えないかと思っております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○竹之内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、こ

これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 おはようございます。石丸典子です。

上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例ですけれども、これは、去年の10月から保育・教育の無償化が始まりまして、それに基づく条例なんですけれども、非常にこの条例改正の議案は長いのですけれども、議案等の説明のナンバー7で大変コンパクトに資料を出していただいております。見させていただいたんですけれども、既に保育・教育の無償化が始められておりますけれども、この条例改正で変わる内容ですね。それと保護者の負担、給食費などについて、どう変わるのかというところをご説明していただきたいと思います。

○竹之内委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 おはようございます。

まず、改正内容でございます。大きく食事の提供に要する費用の取扱いの変更ということ

で、副食費の保護者負担ということがまず1つ挙げられます。もう1つが特定教育・保育施設等の連携というところで連携施設の緩和ということで、大きく2つの部分が改正となっております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 この幼児教育・保育の無償化の実施の際に、ちょうど去年の8月ぐらいの議員懇談会で資料で説明いただいていたしまして、この中で特に資料7番で2番の食事の提供に要する費用の内容変更ということで、保育料が無料になったことに伴って逆に給食費だけがかかる方がないよということ書かれているんですけども、そのときの資料を見ますと、上牧町では既にちゃんとそういう方は新たに免除する範囲ということになっておりますので、このところは問題がないけれども、副食費がかかっていたものが国による補助が行われるという、そのような理解ですか。私は内容は何も変わらないのかなというふうに思ったんですが、その辺をご説明していただきたいと思います。

副食費だけはかかるというところがあったんですけど、それも全てなくなるということの条例改正という、今、説明いただいたことはそういう内容ですか。この幼児教育・保育の大変ややこしいんですね。文言からしてややこしくて、1号、2号、3号というふうなのが毎回出てくるんですけど、要は1号というのは幼稚園ですね。2号が保育所ということで保育が必要な方ということで、3号が3歳未満というふうなことで、なかなかしっくり頭に入らないんですけども、要は変わるところは今おっしゃっていただいた副食費もかからなくなるというのが、特に利用者、保護者の方に対する負担が変わるとかいうところはそれという理解でよろしいですか。

○竹之内委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 食事の提供に要する費用の内容の件なんですけれども、今おっしゃっていただいたように、幼稚園は1号認定の給食費として主食費、副食費は共に徴収しておりました。保育所は2号認定については保育料に含めてこれまで徴収を行っていましたが、この保育料の無償化に伴って、保育所は2号認定の給食費については、別途保護者に費用を納めていただくこととなりました。ただし、これが保育料の所得階層ごとに異なって、階層によって保育料がゼロ円になるものについては減免を維持するとともにということで、その減免措置の対象範囲も国のほうで拡充する方針が示されたため、上牧町も同様に副食費を免除する世帯の範囲を国と同じように規定させてもらったものでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 以前頂いた資料では、保育所の場合でしたら第4階層、第5階層、第6階層、第7階層、8階層、要は年収470万円未満相当については負担が要ったけれども、この部分が要らなくなるということですか。

○竹之内委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 今、2号認定のことでよろしいでしょうか。

○石丸委員 はい。

○寺口こども支援課長 2号認定におきますと、360万円未満相当の世帯と、それから第3子以降の子どもさんについては副食費は要らないという、国と同じような形で条例改正をさせていただきます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 じゃ、去年頂いた資料では既にその資料なんですけれども、これに基づいた形で行われるということで条例改正されるということでよろしいですね。この部分はまだ条例改正はされてなかったということなんです。

○竹之内委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 議員懇談会の際に、給食費の説明でそのような形になるということで資料を出させていただいておりました。条例は今の議会で条例改正をさせていただくという形となっております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、副食費も要らなくなるというのは実際にいつからですか。

○竹之内委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 無償化が始まった10月からです。

○石丸委員 もうなっているんですね。

○寺口こども支援課長 はい。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。以前頂いた資料の内容で条例改正が行われているということで理解できました。ありがとうございました。

○竹之内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和2年度国民健康保険特別会計の補正の第2回ですけれども、ちょっとお聞きをいたします。

直接、補正予算の内容ではないんですけれども、今年度の各種検診であるとか人間ドック

の受診状況が大変気になっているところなのですが、新型コロナウイルス感染症の影響で控えている方がいらっしゃるのではないかとされるんですけども、特定健診、また人間ドックのこの半年間の検診の状況ですね。説明を頂きたいと思います。その項目です。関連質問で申し訳ありませんが、お願いしたいと思います。

○竹之内委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 ご質問の人間ドック等及び特定健診の受診状況でございますけれども、特定健診の集団検診につきましては、春の集団検診は延期となりまして、秋にまた集中して行うということになっております。

特定健診なんかの受診率なんですけれども、実際に個別健診なんか行かれまして、その医療機関の事務の進捗にもよりますけれども、データとして反映するのがおおむね三月ぐらいかかるといったこともございますので、今現在、特定健診の受診率については、前年度よりも若干下がっておるかなというような形で、数値としてはまだ今のところ確認しておらない次第でございます。

次に、人間ドック等でございますけれども、こちらもコロナ禍の影響を受けまして、春、4月1日から人間ドック等の受付を開始しておりましたが、自粛の要請とかございまして受診の率がかなり減っておったところですけども、この6月、7月ぐらいいにかけまして徐々に受診者も増えておって、これからどのような伸びになるのかなといったところでございます。

今回、このコロナの自粛期間によりまして75歳を迎えられた方が中におられますけれども、そのような方につきましては9月末までに申請をしていただければ、国民健康保険の人間ドックというような形で、限度額を上乗せした4万円までの助成で人間ドックを受けていただくといった特例的な措置もしておりました。ですので、今後、徐々にではございますけれども、受診率が増加していくであろうというふうに見込んでおります。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。関連質問で申し訳ありません。

病気の方でも受診控えがいつかはすごく起こったんですけども、検診となるとなおさら、体調がどこも悪くなければ行かないというのが大変心配するところです。それで、今おっしゃられた75歳以上の人間ドックの助成の限度額を上げたというのは広報等でお知らせされたんですか。私も今初めてお聞きしたんですけども、周知の方法はどのような形でされましたか。

○竹之内委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 75歳以上の方の助成限度を上げたのではありませんで、自粛期間がございました、その期間に国民健康保険の加入者の方が75歳に達してしまうと後期高齢者医療に移行してしまうわけでございます。後期高齢者医療に移行してしまう方にとっては人間ドックの上限額がかかった費用の2分の1もしくは2万円が限度となるということで、コロナ禍によって外出の自粛をしていただいた方に限りましては、75歳に達していたとしても国民健康保険の加入者という扱いで要綱を整理いたしまして、もちろん広報もいたしております。といった次第です。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。いろいろ工夫されている様子が分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○竹之内委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございせんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございせんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東(初)副委員長 おはようございます。東初子でございます。令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について質問させていただきます。

説明書の6、7ページのところで、款の3地域支援事業費、項の1介護予防・生活支援サービス事業費、目の介護予防・生活支援サービス事業費のところ、右側の7ページのところで、委託料の194万3,000円、通所・訪問型サービス事業費のところ、コロナの関係だと思うんですが、マイナスになっているところです。また、その下のところも、説明のところ、申し訳ないんですが、報償費のところ、役務費のところ、委託料のところと、これは脳健康教室事業費のところと口腔機能向上教室事業費、また、その下の7の報償費のところ、またそこもマイナスになっておりますが、傾聴ボランティア事業費と、マイナスの部分なんですけれども、次のページの8ページにもなりますが、8、9ページの右の在宅医療・介護連携推進事業費のところもです。報償費として3万円のマイナスという形で、全てこのようになっておりますが、コロナの影響を受けての補正という形になっていると思うんです。その辺の状況というか説明をお願いしたいと思います。

○竹之内委員長 生き生き対策課長。

○林生き生き対策課長 おはようございます。それでは、介護特会の減額になっている部分のご説明をさせていただきます。

まず最初、6ページ、7ページの地域支援事業費の部分でございます。地域支援事業費の最初の介護予防・生活支援サービス事業費でございます。この委託料を減額させていただきました。この委託料につきましては、郁慈会に委託してやっておりますコミュニティーサービス、あと、奈良友誼会病院、西大和リハビリテーション病院に委託して共同でやらせていただいております元気教室等々でございます。

特に西大和リハビリテーション病院は病院の中でうちの住民を迎え入れて、いろんな指導をしていただいたり、訪問リハをしていただいたりさせていただいている事業なんですけれども、これにつきましては、病院のほうはコロナ禍ということで、病院に外部の方を入れるということにすごく細心の注意を払っておられます。その部分で、ちょっと相談もさせていただいたんですけれども、出向くということはやっぱり難しいということで、今は見送りという形を相談でさせていただきましたので、見送らせていただいております。

あと、ほほ笑みデイサービスにつきましても、服部郁慈会で委託をして、させていただいております。そちらもやはり、いろんな人が出入りするというのがなかなか難しいということで、見送りということで今回減額をさせていただきました。

その下、以下、一般介護予防事業、一般介護予防事業費の部分でございますが、脳健康教室をずっと例年でしたらやっておりましたが、資料の最後のナンバー2にもありますけれども、定員を少なくして9月からやらせていただいております。3分の1ぐらいに定員を減らしまして、たくさんの部屋を使いましてソーシャルディスタンスを保ちながら、今させていただいているところでございます。それですので、減額をさせていただいております。

それと、その下の口腔機能向上事業費でございますが、これにつきましても減額なんですけれども、3回を予定しておりましたが、2クールは見送らせていただいて、あと1クールは現在実施をしようと計画をして、1回目を今週やる予定でございます。口腔機能体操とかをやりますので、お口からやっぱり呼吸が発生しますので、その部分はビデオに撮影をいたしまして、ビデオで流させていただきますという形で、どうにかできないかということで代替案を考えております。

それと、できなかった分につきましては、指導に勝るものはないとは思いますが、パンフレットを送付させていただくことで代替にさせていただこうかと思っております。

あと、高齢者教室でございますが、こちらは9教室ございます。9教室を全部閉じていたときもありましたけれども、徐々に再開をしております、現在2教室をまだ中止にさせていただいております。その分で講師謝礼を減額させていただいております。

その下、3番の包括的支援事業の任意事業の傾聴ボランティア事業費でございます。例年、傾聴ボランティアを増員させたいということで、養成講座をさせていただきまして増員を図っているところでございますが、今年はいろいろ難しい部分がありますので、研修の講師謝礼をマイナスさせていただきました。

次に、次ページの8ページ、9ページでございます。在宅医療・介護連携事業費の報償費の研修講師謝礼でございますが、こちらは王寺町と河合町と上牧町で3町合同で事業をさせていただいておりまして、今年度はみとりの講演会ということで事業を予定していたわけですが、ソーシャルディスタンスを取りながら3町の人が集まるというところがなかなか難しいということで、その講師謝礼分を減額させていただきました。

以上でございます。

○竹之内委員長 東委員。

○東（初）副委員長 ありがとうございます。よく分かりました。それぞれの訪問・通所型サービス事業に関しましても、本当にそういう友誼会とか西大和、郁慈会とかいう関係で大変な中、来てもらうとやっぱり、ソーシャルディスタンスとかそういう感染すると大変という状況もよく分かりました。全てが大変な中ですけれども、徐々に9月から行っているという工夫をされている様子がよく分かりました。今後も本当にこれから秋冬に向けても、いろんな大変なこともあると思うんですが、またよろしく願いいたします。

以上です。

○竹之内委員長 ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。引き続き、介護保険の補正予算（第2回）でお聞きをしたいと思います。

今、説明いただきましたけれども、今回の補正は令和元年度の繰越しの黒字分の計上と、それと新型コロナウイルス感染症の影響で減額となる地域支援事業費ということで、主に比較的元気な方、軽症の方のサービスで約300万円減額ということで、今、説明を頂いたところです。それで、今回の補正には上がっていないんですけれども、保険給付費の減額というところについてはどのような傾向でしょうか。施設入所の方は変わらないですけど、例えば、デイサービス等を利用されていた方は利用を控えているという方も出ていたかと思えますけれども、その辺で保険給付費の傾向として、私は少し減るのではないかと勝手に思ったんですけれども、その辺りはどのような傾向ですか。訪問介護とかは大変な中でもいろいろ来て

いただいて、援助は受けていらっしゃるようでしたので、その辺は利用者も介護に当たられる方も大変だったかと思えますけれども、こちらから出向くデイサービス等の利用が減っているのではないかと思ったんですが、どのような傾向でしょうか。それをまずお聞きしたいと思えます。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 ご質問は、今年度の今の部分のデイサービスの利用者という部分でよろしいですか。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 今年度4月から今までで、特に新型コロナウイルス感染症の影響でということ、どのような傾向なのかということ、変わらなければ変わらないというのも結構ですけども、特徴があればお知らせいただきたいと思えます。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 大きくデイサービスを行かれることを控えるという形はあまり聞いてはおりません。ただ、軽度者で認定自体を。今年度については認定者数が比較的少ない年になるんですけども、ちょっと認定者数が変わってきております。変わってきていますと、その分デイサービス等を使われる方は変化はしてきますが、今使っている人でデイサービスに行かないとかコロナだからやめとくわというのはあまりない状況ではございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 今おっしゃっていただいた認定者数が少ないというのは、申請者が少ないということですか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 絶対数が増えておりますので認定者数が急激に減るということはまずありませんけれども、6月議会でもちょっとお話はさせていただいたんですが、単純に例年と比較すると1割ぐらいは申請者が減っているかなというのはあります。ただ、その認定は3年間連続で有効期間がありますので、今年は比較的その3年間の間に入りまして認定者数が全体にそんなに大幅に増えないという年には当たるかなとは思っておりますが、そんな状況でございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。地域支援事業というのは町独自で軽度の方とか、介護予防事業で

独自で町でやる事業であったり、いろんなところに委託をされていますけれども、コロナの関係でいろんな教室が開かれなかったりとかで高齢者が行き場がないという、今まで行っていたところが行けないということで、元気な方の体力の衰えとかが大変心配されるところですけれども、大丈夫であろうというところについても自粛している、いろんな趣味の場でも自粛される方は大変自粛されていますので、これからその辺で体力の衰えとか、社会に出るとみんなと触れ合うというのが大変心配されるところです。常々町長は、お年を召されても行くところがあるというのが大変大事だということをおっしゃっていますので、そういう観点からはコロナの影響は大変大きいと思っていますけれども、なるべく人が集まるところに出て行って、いつまでもお元気に過ごすという観点から、また工夫が要ると思いますけれども、その辺もまた工夫と研究等もよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。ありがとうございました。

○竹之内委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。引き続きよろしくお願ひします。

さきの東委員と石丸委員から細かく質疑をしていただきました。今回コロナ禍に伴ってのサービス減、事業減ということで東委員から質問がありましたので、その内容を少し細かく伺いたいなど。

というのは、当初予算のときに林課長からすごい細かく丁寧にいろんな事業の説明をしていただきましたので、その内容が具体的に多分、すごい原課ではできる限りやりたい、でも、できない、その中で、というのは、この高齢者福祉というのは上牧町の高齢者福祉の根幹に関わる部分を担っているんで、先ほど石丸委員の話もありましたけれども、できる限りやりたい。このコロナというのはアクセルを踏みながらブレーキも含む、それでオーバーヒートを起こして心の疲弊をするとそういうウイルスだと僕は思っているんで、そういう意味では大変ご苦労されていると思ひます。その中で、できる限りのことをやりたい、でも、できなかった、やりたいというその中を少し細かく伺いたいと思ひますので、ご協力お願ひしたいと思ひます。

まず、説明書で言いますと6ページ、7ページのところです。先ほど東委員が通告していただいたほぼほぼ同内容なんですけれども、まず、真ん中のところの介護予防・生活支援サービス事業の194万3,000円の減額です。詳しく説明いただきましたけれども、ちょっと中身を掘り下げて整頓すると、当初予算で221万7,000円の委託が上がってしまひて、このうちほ

ほほ笑いサービス、これが郁慈会の分、これが減になる。そして、上牧元気教室は大きく2つあって、通所型と訪問型があって、先ほどの話を聞きますと、恐らく通所型のリハビリ病院が減額になる。訪問は予定どおり実施をしていく。そういう形でまずよろしいかと、そこを教えてくださいませんか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 訪問型ですけれども、訪問型も西大和リハビリテーション病院の理学療法士の先生方が家庭に行つての指導、生活の様子を見ながらの指導ということをやっております。病院の方々が外に出られるということ自体が病院では細心の注意を払っていらっしゃいまして、そちらも受けていただけないということになりましたので、減額をさせていただいております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 となると、少し細かい論点ですけれども、221万7,000円の予算があつて194万3,000円の減額になった、だから残り27万円ぐらい残るんですけど、これは具体的にどんな事業が実施をしていく予定ですか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 ほほ笑いサービスですが、現在4月から7月分の減額をさせていただいておりますので、今後について、ぜひ私どもはしていただきたいと思っておりますので、また状況を見ながらの実施になると思います。ただ、それがいつになるのかははっきりしませんので、状況を見ながら打合せをして実施したいと思っておりますので、これを全部減額というのは避けたいと思ひました。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 タブレットでも頂いていましたけれども、ほほ笑いサービスについては、4、5、6、7の4か月分が減額と。恐らく、それはもうできなかったことだから減額をしたけれども、これについては通所型という形ですものね。ではあるけれども、やっていきたいから予算で残したと。もしかしたら、できないかもしれないけどもやる意思が変わらないということで認識をしました。ありがとうございます。

じゃ、この項目の中で、当初予算で負担金補助ということでふくふくの会だったかに補助金の予算が上がったと思うんですけど、これが減額になっていないんですが、これは予定どおりされる予定ですか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 ふくふくの会につきましては、予定どおりやっていただきたいと思っております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。

じゃ、続きまして行きます。その下の脳の健康教室事業費ということで保険料の減額と教室の減額ということで話がありました。これは東委員から話がありましたけれども、当初予算の中で教室謝礼というのが上がっていたと思うんですけども、それが減額になってないのは教室謝礼は予定どおり執行する予定ということでよろしいですか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 はい。予定どおり執行させていただきたいと思っております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。こういうことで、細かくてすみません。

続きまして、口腔機能向上教室ということで授業料が減額になっています。1回減という話で、3回の予定が1回減で、その辺をもう1回教えていただけますか。1回減で6万円となっていて、要は減額補正が12万なので、これはそもそもが36万の予算だと思うんですけど、何回やる予定だったのを何回減らす予定が12万、だから残り24万残るというのをそこだけ教えていただけますか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 口腔機能向上の教室ということで「お口の教室」というタイトルをつけておりますが、そのお口の教室を3クールで1回といたしまして、それを3回予定をしておりました。今、2回を見送っております、1回だけをさせていただこうと思っております。これは歯科医師会にお願いしているのと、あと在宅歯科衛生士の会に来ていただいております。その中で運営をしていただいておりますが、これもやる予定でいろいろ考えてみたんですが、先ほど言ったような結果で、ただ、パンフレットの送付等については今後考えていきたいと思っております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 特に口の中の話なので、多分すごく考えてやっていただいて。36万の予算があって12万減額で、要は24万の予算が残ると。3クールやる予定だったのが多分やらなくなる。残りの24万ということで、この委託料の中でパンフレットの作成を検討していくという理解でよろしいですか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 委託料としてパンフレット作成委託をしていきたいと思っております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 続いてですけれども、ここに入っていないやつで、ということは予定どおりされるのかなという中で、予算書は当初予算がもしあればなんですけど、地域介護予防サロン活動支援事業費ということで、たしか50団体に委託するという事業費が上がっていたと思うんですけれども、これは予定どおりやるという認識でよろしいですか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 団体につきましては、年度末に実施の状況を上げていただきましてから、こちらで精査をしてお支払いするという形でいきますので、その50団体の全てのいつからいつまでをしていないかとかという細かい情報はつかんでおりませんが、その出来高に応じてお支払いをしていく予定でございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 もしご存じだったら見通し、やっぱり予定どおりはできていないんじゃないだろうか、多分これはかなり不用額が残るんじゃないか、その辺りの見通しは立っていますか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 緊急事態宣言がありましたので、3分の1程度は実行できていない可能性は高いかと思いますが、残りの期間で回数を多くしてお集まりされたりとかいうことは考えてやっというらっしゃると思いますので、その辺のお支払いはできるかと思っております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 予算項目にない中の質問をして申し訳ないです。サービスの減ということなので、要は載っていないのはそのままやるのかどうか、その辺の確認も併せてしたいので申し訳ないです。

最後に1つですけれども、もうこれも載っていないやつですけれども、配食見守り事業ですけれども、これは当初予算で僕すごく覚えているんですけど、課長が「おいしい業者を追加するんです」と言った、課長じゃなかったでしたか。忘れちゃったけど、安くておいしい業者を追加するという話があったと思って、この配食見守りの事業は予定どおり、進捗状況といますか、執行状況とか、その辺りは伺っていいですか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 配食を配っていただく業者、2業者については十分消毒等の注意をし

ていただくように促しております。予定どおり実施はしてもらっております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 これは、私がいつも決算に入るたびに「執行できていますか。減って残念ですね。次からも増やしてください」とお願いをしているところだと思うので、予定どおり実行されているということで安心をしました。引き続きお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、冒頭に言いましたけれども、アクセルとブレーキは大変難しいと思うんです。やめようと思ったら簡単だけれども、そうじゃなくてできる限りやりたいという精査を原課でしていると思いますので、これからもよろしくお願いします。

以上です。

○竹之内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで室内の換気を行いますので、暫時休憩といたします。再開につきましては11時10分とさせていただきます。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○竹之内委員長 再開いたします。

次に、議第14号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○竹之内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第15号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○竹之内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第17号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。よろしく申し上げます。議第17号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について質問させていただきます。

この件につきましては、小学校、中学校にパソコンを購入するという契約だと思えますけれども、いつもお話をすることですけれども、こういうものについてはもともと理念があって、予算があって、実行していくという中で、今回のやつは大本はG I G Aスクール構想というものの中で小学校5年生から中学校3年生まで、これが令和2年の一般会計第4回の補正予算で上がったものだと思っています。それに併せて、コロナ禍の影響ということもあってか、小学校1年生から4年生にも配置をしていこう、これが今年の第5回の補正予算で上がってきたものだというふうに認識をしています。その辺りの数字、できればタブレットでいいですか、皆が分かっていることだと思うんですけれども、説明会のときに頂けたらよかったなと思うので、一度確認をしたいと思います。

合っているかどうかの確認をまたお願いしたいなと思うんですけれども、まず、小学校5年生から中学校3年生の管理備品の購入については、予算計上が令和元年度の第4回の補正予算、3月4日で審議されましたね。管理備品の購入として小学校が1,849万5,000円、中学校が2,610万円、合わせて4,459万5,000円の予算計上がされました。追加で、つい最近ですね、7月の22日の令和2年度の第4回補正予算で小学校1年生から4年生の管理備品の購入の予算計上がされました。これが2,758万5,000円。以上を合わせますと、予算計上された額が管理備品購入ということで7,218万円。今回それに伴って7,216万3,960円の契約締結に至ったという時系列の流れ、これが間違いがないかどうかということをもとに教えてほしいというふうに思います。

順次申し上げます。

○竹之内委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、情報端末機器の金額についてのご説明をさせていただきます。

この管理備品であります情報端末機の購入業務につきましては、奈良地域のG I G Aスクール構想推進協議会で地域の共同調達にて参加をさせていただくことで購入をしたところがございます。推進協議会によりますプロポーザル方式というのがございまして、その中で金額等が決まったというところがございます。予算額と今回の契約内容は少し額が変わっているというところがございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 額が変わるのは当然というか、予算があって、実際そのプロポーザルに入って、

それが今回、執行率が99.98%かな、それについてではなくて、そういう予算があつてという時系列の流れはそれでよかったですね。一応確認なんですけど、いいですね。

○丸橋教育総務課長 時系列というのがその……。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 説明が悪くて申し訳ないです。令和元年度にG I G Aスクール構想というのがあつて、小学校5年生から中3の予算計上がされて、繰越明許の6月10日の報告にも上がつていたと思います。それに追加という形で、令和2年に入って7月22日の臨時議会で小1から小4のパソコンの購入の予算計上をされた。その実行という解釈でいいかということです。

○竹之内委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 そのとおりでございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。という中で、今回の購入については町が単独で買いに行くのではなくて共同購入という流れは認識をしました。

1点伺いたいところがありまして、今回、管理備品購入以外で、購入しただけでは箱なので、予算の中ではそれに設定の費用も計上されていますね。その設定も今回同時に行う。それもできればどこの会社で設定をするのか、その辺についても町が独自でやるのか、それとも協議会で共同でやるのか。この辺りを教えていただけますか。

○竹之内委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この情報端末機器につきましては10月末までに購入を今、考えております。購入後、設定費用、設定を委託する形になりまして、その委託業者を入札という形でさせていただいて、進めていくという考えでございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 逆にそれはまだ決まっていないということだと今、認識はしたんですけども、ですと、これから具体的にどういう形でパソコンが入ります、設定委託をします。何が言いたいかという、具体的に使えるのが。要は10月31日までに納入します。でも、そしたら11月1日からは使えないのか、いつから使えるのか、その辺り。大本の理念に戻るんですけども、G I G Aスクール構想として今回導入をするということの中で、いつからこのパソコンを使って小1から中3までの授業をするということをお考えか教えていただけますか。

○竹之内委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 端末機器につきましては10月末で購入をします。あと、設定につきまし

ては予定ではございますが、入札後になりますので、それから設定して、物が学校に来るのは、令和3年の2月末までに設定をさせていただいて学校に配るという考えでは今いっているところでございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 ということは、直球に申し上げて、今年予算で購入したけれども、今年の中3と6年生、できれば急ぎと言っていた、そこにはもう授業では使えない形になりますか。

○竹之内委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 使用の考えではございますが、令和3年度から使用をというふうに考えておりますので、そこまでに全て整って、学校に整備というふうに考えております。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 ということですね。ですから、今年度は予算計上、整備をしたけれども、それを具体的に使うのは来年度から。それでも恐らく前倒ししたのだと思います。というのは7月22日にネットワークの整備工事のが上がりまして、これの工期が来年の3月までだったと思うんですね。なので、箱は買うけどネットワーク整備がこの3月までというのはどういうことかと思うと、実際の実行は令和3年からやるということで認識をしました。ということで、もう一度間違いがないかだけ。

○竹之内委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 そのとおりでございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。最後になりますけれども、まだ予測だと思いますけれども今の段階でイメージがあればですけれども、令和3年度からこのパソコン等を使って上牧町としてはどういう事業を展開していくという、そういういわゆる理念に戻りますけれども、ありますか。

○竹之内委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この端末機を整備することによりまして、機器を使いながらの学習場面が多くなると考えております。その中で、やはりその端末機器になりますので、一斉学習だとか、あと個別学習というところを活用しながら進めていくという考えではございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 最後、最後と言いながらすみません。

今までICTの推進という中で、皆さんも記憶があると思うんですけれども、今までのI

CTの推進でやっていたのはタブレットを導入したり、あとは電子黒板であったり、プロジェクターとかそういうものを導入していたと思うんですね。それは、これから切り替えるんですか。それは併せて実施していく。ICTのかじ取りを変えたのか、そっちはそっちでやっていくのか、パソコンはパソコンで導入したのか、その辺りはどう考えていますか。

○竹之内委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 このGIGAスクール構想の部分につきまして、整備後はやはり普通教室や特別教室を中心に授業展開になるというふうに考えております。今までタブレットの整備やパソコン教室の更新部分につきましては、ICT整備という形で進めてきたところですが、今後、情報端末機が整備したことによりまして、その部分を再度、検討をしながら進めていきたいというふうに今、考えているところでございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 お願いします。今までの工程の内容を聞きまして、令和3年度からということは十分承知をしました。

無理なことを承知で、ここで最後にお願ひがありまして、実は来年の1月、2月期にはもしかすると第3波、インフルエンザ、休校が予測される。そのときにまたオンライン授業ということも考えていかなきゃいけないと思うんです。今の話を聞くと、それでもなくて前倒しをしているので前倒しはかなり難しいと思います。でも、せっかくパソコンを購入するのであれば、そのときに使えるような方法も併せて、引き続き検討だけでもしていただきたい。2月にパソコンが入った。そこで1か月間だけでもオンラインの授業ができる、そのようなシステムを併せて検討していただきたいと思ひますけど、ちょっと無理なお願いですけども、いかがですか。

○竹之内委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 現在、教育委員会ではオンライン教育というものをどういう形でスムーズにいけるかどうかというふうに検討しております。その中で保護者の方にインターネット環境という部分について、今アンケートをとらせていただきました。その中で今、集約をしているところでございまして、その集約後、どういう形が一番オンライン授業、オンライン教育がスムーズにいけるかどうかというところを検討しながら進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いします。オンラインになると、そのパソコンをそもそも家に持って帰

っていいのかとか、設定をどうするのかとか、いろいろな制約があると思うんですね。その辺りも併せて並行に考えていかないと、例えば、ネット環境だけではなくて貸与の契約をしなきゃいけないのか。ある程度プロバイダを制限しなきゃいけないのかということも、そのときに考えたら遅くなるかもしれないので併せて検討していただきたいと、それだけを要望しておいて私の質問を終わります。ありがとうございました。

○竹之内委員長 答弁はよろしいですか。

○遠山委員 はい、結構です。

○竹之内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、理事者側から提出の本委員会に付託されました議案は終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものと決定を頂きまして、ありがとうございます。また本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○竹之内委員長 ここで理事者側の退席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時27分

○竹之内委員長 それでは再開いたします。

次に、意見書案第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 8番、康村昌史です。意見書案第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）について、1点質問をさせていただきます。

この意見書案の中ほどなんですけれども、現在、身体・知的障害者に適用されている交通運賃割引制度から精神障害者が除外されていると。いろいろ調べてみたんですけれども、なぜ精神障害者だけが除外されているのかがよく分からないんですけれども、その辺を分かる範囲で教えていただけませんか。僕としては当然精神障害者も入っているものだと思っていたので、なぜこれが国会で取り上げられなかったのかというのが非常に不思議なんですけれども、その辺について、分かる範囲で説明をお願いしたいと思います。

○竹之内委員長 遠山委員。

○遠山委員 遠山です。

今の康村委員の質問というのが、この精神障害者が除外されているということ自体が、なぜ除外されていたのかという経緯だと思います。それにつきましては私もいろいろ調べさせていただきました。そもそも論ということで障害者ということの位置づけで、認識の中では身体、知的、精神と入りますけれども、やはり交通運賃の割引については、答えになっていないんですが、精神が入っていなかったというのがもうずっとそれが続いていたと。それについて団体とかでおかしいのではないかということ、いろいろな活動はされていたんですけれども、実際されていなかったという内容です。

今、話がありましたけれども、2016年に衆参で、やっぱりそれはおかしいということで国会で決議をされて、それは含めるべきだということになりましたので、全国的に精神障害者につきましても交通運賃の割引を適用していこうという議論になったということで、少し質問の答えにはなっていないかも知れないですけれども、なぜ精神障害者がもともと除外されていたのかというよりも、除外されていたより含まれていなかったと。認識は同じだと思うんですけど、という認識でご理解いただけたらと思います。

○康村委員 分かりました。

以上です。終わります。

○竹之内委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

竹之内 剛

総務建設委員会会議録

1. 日 時 令和2年9月8日(火) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の制定について
- 議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第
1回)について
- 議第16号 滝川遊歩道整備工事(その2)請負契約の締結について
- 議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算(第6回)について
1. 出席委員 委 員 長 牧浦 秀俊 副 委 員 長 上村 哲也
委 員 富木つや子 木内 利雄 東 充洋
服部 公英
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 西山 義憲
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 阪本 正人
総 務 部 理 事 中川 恵友 都 市 環 境 部 長 杉浦 俊行
住 民 福 祉 部 長 青山 雅則 水 道 部 長 中村 真
教 育 部 長 塩野 哲也 総 務 課 長 山下 純司
税 務 課 長 松井 良明 徴 収 課 長 阪本加代子
ま ち づ くり 創 生 課 長 松井 直彦 生 活 環 境 課 長 吉川 昭仁
福 祉 課 長 中本 義雄 こ ども 支 援 課 長 寺口万佐代
生 き 活 き 対 策 課 長 林 栄子 住 民 課 長 落合 和彦
保 険 年 金 課 長 井上 弘一 上 下 水 道 課 長 辰巳 伸治
教 育 総 務 課 長 丸橋 秀行 社 会 教 育 課 長 森本 朋人
1. 事 務 局 局 長 山本 敏光 書 記 山口 里美
書 記 横田 大樹

開会 午前10時00分

○**牧浦委員長** 定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

先ほど理事者側より撤回依頼がありました議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算(第6回)について、開催されました本会議において撤回となりましたが、議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算(第6回)について、新たに議案として提出されましたので、ご審議お願いいたします。

なお、新型コロナ対策で、1時間毎に換気をさせていただきます。

そして、あと1つ、昨日、後ろの席で答弁が聞きにくかったので、少しマイクを近づけてお願いいたします。

それでは、まず初めに理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○**今中町長** 皆さん、おはようございます。早朝より皆さん方には大変ご苦勞をおかけいたしまして、誠に申し訳ございません。先ほど委員長からもご報告がございましたように、一般会計補正予算(第6回)につきまして、撤回をさせていただきます、新たに提出をさせていただきます。よろしく願いをいたしたいというふうに思います。

それでは、総務建設委員会に付託をされました議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議第13号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1回)について、議第16号 滝川遊歩道整備工事(その2)請負契約の締結について、議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算(第6回)について、慎重にご審議を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げます、ご挨拶にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**牧浦委員長** 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

それでは、議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木委員。

○富木委員 おはようございます。富木でございます。何点か質疑をさせていただきます。

議第1号の上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について質問をさせていただきます。資料のナンバー1-1で見させていただいておりますが、今回のこの条例制定により、選挙運動の費用の公費負担が実施をされることとなります。こういう理解をさせていただいておりますが、初めにこの資料に基づいて、趣旨と内容について説明をお願いいたします。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 皆さん、おはようございます。それでは、議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、ご質問がございましたので説明させていただきます。タブレットの資料につきましては、先ほど委員おっしゃられたように、条例等の資料ナンバーの1-1から1-3の中で説明させていただいております。

それでは説明させていただきます。この部分につきましては、公職選挙法の一部を改正する条例が令和2年6月12日に公布されまして、町議会議員選挙及び町長選挙における選挙公営の拡大、また町村議会議員選挙におけるビラの頒布の解禁及び供託金制度が導入されることになり、条例において選挙公営対象とすることができるとされたということでございます。

この法律が令和2年12月12日からそれを施行されることによりまして、この条例におきましても同日の令和2年12月12日から施行させていただくということでございます。

また、この条例制定に伴いまして、規程の制定、また公職選挙法執行規程の一部改正を行わせていただいております。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 今、時期についてと内容についてと、総務課長からありました。

今回、これは既に選挙監視においては、議員についてはもう既に適用されているかと思えます。今回、町長選挙ということで、上牧町においては同じように実施をするということで制定されるんですけども、内容についてなんですけど、制定内容は3点ということで確認をさせていただきますが、それでよろしいでしょうか。

選挙運動用の自動車の費用、それから議員の選挙運動のビラの作成、それから3つ目が選挙運動用のポスターの作成ということで、内容等、どういうものの自動車とか単価と等がそこに示されております。そういうことで今、理解をしたんですけども、確認をさせていた

ですが、既に実施済みのものもありますが、これに加えて今回のこの3点ということに、
そういうことで加わるということによろしいでしょうか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、資料の1-2で説明させていただきます。この中でマル・バツ、
つけさせていただいておりますが、まず、今回の選挙公営の対象となった部分でございます。
その部分につきましては、町長選挙及び議会選挙につきまして、今おっしゃられたように、
選挙運動用自動車の使用、それと選挙運動用ビラの作成、頒布、それと選挙運動用ポスター
の作成の3つが、新たに公営の拡大ということになりました。以前から町長選挙におきま
してはビラのあれはあったんですけども、公営にはなっておらなかったのが、今回新たに
なったということでございます。

それともう1点、供託金制度につきまして、先ほどの公営拡大以外の部分でございますが、
供託金制度につきましても今回新たに導入ということでさせていただきます。町長におきま
しては、前回より50万円という供託金ございましたが、議会議員におきましてはござい
ませんでした。今回の条例制定によりまして、供託金15万円をさせていただくというこ
とでございます。

また元に戻りまして、選挙運動用自動車等の選挙公営の対象部分の説明でございますが、
選挙運動用自動車の使用につきましては、ハイヤー方式、運転手、燃料費、自動車代を全部
込みの部分がハイヤー方式でございます。この部分につきましては、1日の限度額が6万
4,500円でございます。町長、議会選挙におきましては5日ということになりますれば、32
万2,500円が5日間の上限になるということでございます。

その以下につきましては、個別契約方式というのがございます。これにつきましては、自
動車のみの契約、それとまた燃料費のみの契約、また運転手は別の契約というふうになっ
ております。それぞれ1日の限度額につきましては、自動車のみの借り上げにつきましては1
日1万5,800円、燃料代につきましては1日7,560円、それとまた運転手の雇用につきま
しては1日1万2,500円の上限となっております。

続きまして、選挙のビラの作成費用につきましては、作成単価が7.51円ということになり
まして、町議会選挙におきましては、公職選挙法におきまして1,600枚が上限と決まっ
ておりますので、7.51円掛ける1,600枚で1万2,016円の単価が上限になるということ
でございます。町長選挙におきましては、配布枚数5,000枚ということになりますので、
7.51掛ける5,000枚、上限が3,750円の単価ということになるということ
でございます。

続きまして、選挙用ポスターの作成部分につきましては、ポスター掲示場の数が影響することになりますので、まず単価につきましては525.06円掛けるポスター掲示場の54か所、プラス31万500円、それをまたポスター掲示場の54か所で割りまして、6,276円という単価が出てくるわけでございます。その部分につきましては、枚数に応じた単価が出るということでございます。

今言いました3点の部分が公費負担ということになるわけでございます。

以上でございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。これの上限額は、公選法による法定限度額と同じ形ということになりますね。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 公職選挙法でうたわれている単価上限額と同額でございます。

○富木委員 そうしたら、ビラの作成はこれまでになかったものなんですね。ポスターはありましたけれども、作成とか、こういうことが今までなかったわけですが、既にあったものについて教えていただけますか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 既にあった部分につきましても、町議会部分におきましてはありませんでした。町長選挙におきましては、ビラの作成5,000枚はもともとございました。でも、公費負担にはなっておりませんでした。

もう1点が、先ほど言いました供託金の制度でございます。

この2点が今回新たにさせていただくということになります。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 そしたら、これ、交付をするわけですが、交付の仕方、それぞれの支払い、交付方法、申請方法について教えていただけますか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、申請方法等につきまして説明させていただきます。資料番号の1-3の中で説明させていただきます。

この部分につきましては、ハイヤー方式、個別契約、またビラ、ポスターとございますが、それぞれのパターンごとに図式で表していただいております。

まず、ハイヤー方式につきましては、パターン1になりますので、まず候補者と事業者が

契約を結んでいただきます。その契約の写しを町の選挙管理委員会に提出いただきます。その後、使用証明書をまた候補者から事業所に提出してもらいまして、その後、業者から町長、支払う執行部になるんですけども、町長宛てに請求書を業者から出していただきまして、町が業者にお支払いするというのがパターン1でございます。パターン1につきましては、ハイヤー方式と自動車の借入れ、それと運転手の雇用の支払いがこのようなパターンとなっております。

パターン2につきましては、これは大分いろんな部分がございますが、図式の順番に説明させていただきます。

まず1つ目は、有償契約の締結を候補者と業者で結んでいただきます。

それと、2番目につきましては、先ほどの契約締結の届出を候補者が町選管に出していただきます。

次、3番目につきましては、確認申請書の提出ということになります。これは候補者が町選管に確認申請書を提出していただきます。この提出と同時に、また候補者が業者にも確認書を提出いただくというのが同時にございますので、よろしく願いいたします。

また、使用、また証明書の提出がございますが、それは候補者から業者に対しての証明書の発行ということになります。

続きまして、その証明書を発行いただきましたら、その業者から請求書を提出していただくわけですけども、まだ最初の4番目の確認書と使用証明書、燃料代でしたら器具の伝票の写し等をつけていただきまして、業者から町へ請求を頂きまして、町がまた業者にお支払いをするというふうなパターンという流れとなっております。

以上でございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 資料の1のナンバー1-3のところには、各種様々なパターン、それぞれの方法で各種手続の流れが書かれておりますけれども、ともかく要は直接候補者にではなくて、候補者と事業者と有償契約をして、ほんで、事業者から請求に基づいて事業者には支払われるということになりますね。そういうふうな考え方でよろしいですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 そのようになっております。確認書等、頂く使用証明書等で町が確認をさせていただきますまして、お支払いするというふうになります。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員　そういうことで手続に基づいてやって、町が確認をしたときには事業者へ払うということで。分かりました。

次なんですけど、もう1点なんですけど、供託金の場合についての公費。これは供託金ですから、そのときに落選したりとかすると当然戻ってこないわけですけども、そこら辺、また説明願えますか。

○牧浦委員長　総務課長。

○山下総務課長　今回、供託金制度の導入ということになりまして、供託金の没収点、そういうのがございます。これは市長、市議会議員選挙と同様になっておるんですけども、町議会議員選挙におきましては、没収点につきましては、有効投票の総数割る議員定数の、またそれ分の10が、得票数を乗じて没収点が決まっているということでございます。それと、町長選挙におきましては、没収点は有効投票総数の10分の1というふうになっております。

例えば、資料ナンバー1の中で没収点を提示させていただいております。直近の町議会議員選挙と町長選挙の部分につきまして、一番下段に表を作成させていただいております。

まず、上の町議会議員選挙におきましては、8,130票というものが没収点になるということでございます。それと、下の町長選挙におきましては、1,012票が没収点、それ以下になりましたら、供託物を没収、必要なものになるということになります。

○牧浦委員長　富木委員。

○富木委員　分かりました。全体的なものとしては、上牧町においても公職選挙法に基づいたこのような今回の制定になっているんですけど、特徴的なことを、上牧町独自であるというようになところはありますか。

○牧浦委員長　総務課長。

○山下総務課長　上牧町独自のものはございません。公職選挙法と同じようにさせていただいております。

○富木委員　分かりました。以上です。ありがとうございました。

○牧浦委員長　ほかにございませんか。

東委員。

○東(充)委員　おはようございます。それでは、議第1号について質疑をしたいと思います。

今、中身の話をされたわけなんですけれども、なぜ公職選挙法でこのような、改正が行われた主な理由は何なんですか。

○牧浦委員長　総務課長。

○山下総務課長 主な理由といたしますか、経緯になるんでございますが、この部分につきましては、全国の町村議会議長会、また全国の町村会から、合併に応じまして選挙運動区域の拡大や、多様な人材の参加を促進する必要があるということで、国に要望がございました。そういう経緯がございまして、今回、公職選挙法が改正されたということでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 今も論議されているわけなんですけども、3点にわたって主に改正があったわけなんですけれども、車を手配するというので2通りありますよというお話です。2通りするのはいいんですけども、例えばハイヤー方式でしたら6万4,500円、これはもう上限、最高がこれだけのお金であって、契約次第で、例えば5万円で済んだら5万円というふうになるわけですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 今、委員おっしゃられたように、限度額は6万4,500円でございます。5万円でありましたら、5万円がお支払いするお金ということになります。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 ありがとうございます。ほんで、その中で、例えばビラなんですけども、ビラの作成は7円51銭が上限ということになるわけなんですけども、その中で1,600枚というふうに規定されているのは、これは何でなんですか。資料1の2番目のところなんですけども。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 この部分につきましても、公職選挙法の改正におきまして、第142条第1項第7号が改正されまして、町議会議員選挙につきましては1,600枚というふうに提起されたわけでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 上牧町の所帯数は何軒なんですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 約1万世帯になります。

○東（充）委員 普通、ビラを配布するいうたら、所帯に配布するというのが普通なんじゃないですか。1,600枚では少ないというふうに思うんですけど、その辺はいかがお考えなんですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 確かに今、委員おっしゃられますように、1,600枚ではかなり少ないというの

は現状だと思いますが、今回、町長選挙におきましても5,000枚ということになっております。今回の改正におきましては、各市町村の状況等あるとは思いますが、今回の改正につきましては1,600枚になったということでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 また先に進むんですけども、例えばポスターなんですけれども、ポスターも書かれているんですけども、ポスターは公共掲示板、掲示板の数だけの分ですよというふうに今、規定されている。それはそれでいいんですけども、昔は、私が議員になったときには公営掲示板がなかったものですから、700枚のポスターを使ってもいいという法律やったんです。そやから、よその土地であろうが何であろうが、田んぼのところにぶわーっとくいを刺したりして、700枚を貼った覚えがあるんですけど、そういうことが整理されて、相当前に公営掲示板ができたんですけども、ポスターも公費で作成することができるということになる。

議員は非常にありがたい話になるわけなんですけれども、このポスターなんですけど、例えばポスターをつくるには写真を撮らなければならないですよ。写真を撮って、そして構成してもらって、そしてポスターにする。1枚525円6銭ですか、これ、ポスターの掲示板数プラス31万500円ということで、これも上限だろうというふうに思うんですけども、私の言うた流れでいきますと、ここの部分はどうか考えたらいいんですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 今の部分でございます。ポスター作成部分につきましては、ポスター掲示場の54か所部分のお支払いになるということでございますが、上牧町におきましてのポスター単価につきましては、先ほど説明させていただいたように、1枚単価が6,276円になるわけでございます。その中に、業者との委託契約をされると思うんですけども、先ほど言われましたように写真代、製本代等がございます。その部分で十分賄い切れるというふうなところを考えておりますし、その枚数の54枚以上、仮に60枚作られて、10枚ほど多いですけども、その分につきましてはお支払いはできないんですけども、1枚の単価が6,276円でございますので、かなり上限が高いと考えておりますので、十分賄い切れるのかなというふうには考えております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 公営掲示板というのは、うちで大体九十何か所ですよ。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 上牧町のポスター掲示場は54か所でございます。

○東（充）委員 54か。減ったんか。分かりました。ありがとうございます。

また車のところへ戻ってもいいですか。車で、例えば「東充洋」いうて、「今中富夫」も、
こういうふうにして車の上に看板を乗せるじゃないですか。それはどうなるんですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 この部分につきましては、ハイヤー方式、個人契約方式ともに、看板は含まれておりません。車の費用、または燃料代、運転手の雇用というふうな形になります。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 あれが困るのは、車によってキャリーが違うもんですから、キャリーを、違う車になればなるほど、それに合うやつを買わなければならないので、結構あれ、高いんですよ。日本だけのあれなんですけど、数千円ではなくて、やっぱり万単位で要するという。あれが結構。私、11回選挙しましたので、全部変わっているんで、結構お金がかかったなという印象があるんですけども、そういうことは含まれないということによろしいですね。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 今、キャリーの話でございますが、その辺は自動車の契約のときにキャリーが含まれるような契約でしたら、お支払いできるのかなど。個人的にキャリーを用意される場合は駄目なのかなと思いますので、契約の中に入れておれば。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 上の看板は別として、そのときにそれも含まれているかどうかもやっただいわけですね。

○山下総務課長 はい。

○東（充）委員 分かりました。最後なんですけども、15万円の供託金が導入されるということになったわけなんですけど、この経緯は。供託金は、町長の場合はずっと50万ですよ。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 供託金導入の経緯でございますが、この部分につきましても、町議会議員選挙に極力議員の皆様が、参加しやすくなるかあれなんですけど、そういう部分におきまして導入されたというふうには考えております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 結局、議員の成り手が非常に少なくなっているというような諸条件があって、そういう中で多くの方が選挙に打って出てもらいたい、議員の成り手を増やしたいという趣旨が見受けられるわけなんですけど、反対に15万円の供託金がどうなのかなという疑

間がありまして、それでお聞きしたわけなんですけれども。僕も、15万円、大丈夫かなと思ったりもするんですけども。次の選挙は15万要るなという。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 先ほどちょっと説明もさせていただきました供託金没収制度もごさいますが、十分得票を得られましたら、先ほど説明している81票ということになると思いますので、十分、いつも取られると思いますので、没収にはならないかなと思います。

○牧浦委員長 東委員。

○東(充)委員 81票以上取れるように、現制度でいったら、何とか頑張るようにいたします。ありがとうございました。

以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木委員。

○富木委員 富木でございまして。上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、質疑を行わせていただきます。

今回の附属機関の設置ですけれども、タブレットの資料にもナンバー2でお示しをしてい

ただいております。趣旨としては、上牧町が所管する附属機関を新たに設置するという
ことで、新たに規定を追加するものであるということなんですけれども、今回の改正内容につ
いては教育委員会の学校適正化協議会を設置するというので、ここにこのようにありますが、
この辺の説明をお願いいたします。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、上牧町学校適正化協議会規則の制定についてのご説明でござ
います。

設置理由につきましては、ここ数年、上牧町の小学校及び中学校の児童・生徒数は減少傾
向にあるのが現状でございます。数年後に単学級の学年が多く出てくる学校もあり、この先、
他の小学校及び中学校でもその傾向が見受けられます。

それを踏まえまして、今後の上牧町の小学校及び中学校の適正な規模、適正な配置などを
協議し、望ましい学校教育の整備に取り組む目的のため、協議会を設置する考えでございま
す。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 この適正化については、以前に私も一般質問でさせていただきました。今回、新
旧対照表では現行と改正ということで、この改正案については、先ほどからもありますよう
に、上牧町学校適正化協議会が設置されるということで、事項的には町立学校の学校適正化
について調査、審議及び計画の策定に関する事務ということで、もう1つは、これに対する
協議会の委員に対しての報酬も上げられております。この委員の構成と、それからスケジ
ュールについてお願いいたします。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 委員の構成の内容でございます。まず、学識経験を有する者、続いて、
児童及び生徒の保護を代表する者、続きまして自治会を代表する者、続きまして上牧町議
会を代表する者、続いて町行政を代表する者、続いて学校を代表する者でございます。

続いて、スケジュールでございます。スケジュールにつきましては、現在、児童・生徒の
推計から見ますと、ある中学校にはなるんですけども、令和4年度あたりから1年生が1ク
ラスとなりまして、全体的に5クラスとなるところがございます。令和6年度には1年生と
3年生が1クラスとなり、全体で4クラスになることを予測しているところでございます。

この状況から見まして、予定ではございますが、令和2年度、令和2年10月から令和3年
度、令和4年3月の1年半をかけまして、スケジュール、協議会で学校の適正規模、適正配

置などを協議しながらしていく予定ではございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。以前の議会のときに一般質問をさせていただいたんですけど、30年の12月にさせていただいたときに、詳しくお聞きをさせていただきました。これについては、令和5年を目標に向けて進めていくということで、令和3年度には話をしっかりとまとめていかなければならないというようなお話があったかと思いますが、これについて、そのときにまだ決定ではありませんけれども、上牧町としての考え方、適正化については統合、廃校という2通りが考えられるというようなご意見があったかと思いますが、今回について、この協議会においてはやはり時間をかけてしっかりと皆さんに協議をしていただく、ご意見を頂くということで設置をされるかと思えます。やはりこのような学校の適正化については、福祉とか地域とか、それからコミュニティーの観点から、教育分野だけではなくて多面的な検討が必要かと思えます。これで今、学識経験者、また自治会と、それから保護者ということではありますが、何人ぐらいで検討をされるのでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 協議会の中での人数構成でございます。学識経験を要する者につきましては2名、児童及び生徒の保護者を代表する者といたしまして5名、自治会を代表する者といたしまして2名、続きまして上牧町議会を代表する者といたしまして2名、続いて町行政を代表する者といたしまして2名、学校を代表する者といたしまして2名、計15名で組織を立ち上げていく考えでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 今、課長からありましたけれども、15名で多方面からのご意見を聞くということで、スケジュールも言っておりました。やはり上牧町としての方向性をしっかりと決めていくあたりでは、いろんな形の中で報告等も、皆さんに説明、またいろんなそういうふうな時間をかけてということが必要だと思えます。

保護者のご意見はどのような聴取というか、その方々のやっぱり立場的なこととか、それから役割であるとか、いろんなことがあると思いますが、どのような形で、アンケートをすとか、そういうことも出されてこれに反映するような形になったりとか、その形は考えられますか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この協議会の中で、現在、予定ではございますが、来年度で専門的な意

見を聞くということで、コンサルの力をお借りしようというふうに考えております。その中で各学校の保護者の方へのアンケートをさせていただいて、その答えをもってまた協議会の中で協議をしていくという考えで、今のところ考えているところでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 コンサルが入って、保護者へのアンケートということですが、やはり地域の実情の中で、保護者の意見は大変にまた重要であると思いますので、その辺りはしっかりとまとめ上げていただいて、やっぱり一番上牧町にとっていい方法ということ考えていただいて進めていただきたいと思いますが、先ほど私、ありました、統合、廃校というようなところの2通りということ、ありきではないとは思いますが、その辺もしっかり十分検討されるかと思いますが、どうでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 その部分につきましても、協議会の中で検討、協議していく考えでございます。

○富木委員 分かりました。ありがとうございました。以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 東です。

話は今の議論の中で分かったわけなんですけれども、統廃合を考えるのかどうかは別として、ここは僕は上牧町の将来がかかっているというふうに思うんです。やはり人口を維持する、増やしていくに関わらず、このところが非常に大きく左右されるという、大きな諸条件になるというふうに思うんですね。

今までは、私の住んでいる片岡台では、第二小学校ということで、以前は1,000名を超える、増築増築をしていかなければならないというぐらいの子どもがおった地域なんですけれども、今までは本当に少なくなってしまったという印象ですよ。そういう中で、やはり子どもたちをいかに上牧町の中で育てていくかというようなその状況を考えるときに、この、今、提出されている議案は非常に大きなウエートを占めるなというふうに思っておりますので、その辺の、設置される上における教育委員会のお考えとしてはいかがなものでしょうか。いかがお考えになってますか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 その質問についてでございますが、教育委員会といたしましても、今回、

適正化協議会を立ち上げる中で、どのような学校の適正な規模、適正な配置が望ましいか、学校の教育をどういう形でやれば一番いいかというところを、この協議会の中で協議しながら進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 やはり教育は、移り住むなり住み続けるなりの条件として非常に大きなウエートを占めるというのが、どの統計を見ても分かっているわけなんですよ。それから、その統計に鑑みて、上牧町がどういう政策を打っていくか、これはもう教育委員会だけの施策ではないと思うんですけれども、しかし、学校教育を考える上では非常に大きなウエートを占めますので、その辺を設置される適正化協議会で十分反映されるように。コンサルというお話もありましたので、その辺は抜かりのない話になるかもわかりませんが、十分取り組んでいただきたいなというのと、もう1点は、これ、協議会だけの話ではなくて、協議会で協議された後の、提出された資料なり、どういう経緯があったのかを議会に知らせていただける、その資料を提出していただけるということは可能ですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 適正化協議会の中で、学校適正化の計画を作成する考えでございまして。その中で、計画書ができましたら議会に提出をさせていただこうというふうに考えているところでございます。

○東（充）委員 分かりました。その点だけよろしく願いしておきたいと思います。

以上です。

○牧浦委員長 ほかにございせんか。

（「なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございせんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございせんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するべきと決定いたしました。

続きまして、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木委員。

○富木委員 富木でございます。上牧町税条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。

今回の税条例の一部改正については、主に5点についてございます。その中で、私は大きく1つ、個人住民税、未婚の独り親に対する税制上の措置ですね。今回は未婚の独り親家庭についての改正がなされておりますが、この点についてまず質疑をさせていただきたいと思っております。

1点は、改正の概要と、それから具体的な改正内容。それからあと、控除についてということになりますので、この所得要件についてお答えをしていただきたいと思います。

通告だけさせていただきます。今の質問と、それから次は税条例の改正の中で、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の控除が創設されました。この改正についての目的、それから特例の概要、またこの要件、それについてお願いいたします。

それと、その中で、そもそも低未利用土地というのはどういうものなのかを分かりやすくお願いをしたいと思います。

それからもう1つは、たばこ税について質問させていただきます。たばこ税についても、今回見直しが行われます。見直しについての改正理由、また見直しの内容、それから段階的に見直されると思いますが、スケジュール、これについてお願いをいたします。

以上3点、お願いします。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 それでは、ご質問に対して順次ご回答をさせていただきます。

まず1点目の、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しについてでございます。今回の改正の概要につきましては、全ての独り親家庭に対し、公正な税制を実現するという観点から、婚姻歴の有無による不公平と、男性の独り親及び女性の独り親との間における不公平を同時に解消するための改正でございます。

現行につきましては、離婚・死別であれば寡婦（寡夫）控除の適用がなされていたことに

対し、未婚の独り親についてはその適用がございませんでした。また、男性の独り親と女性の独り親の間での寡婦控除の額が異なっていたというのが現状でございます。このことを受けまして、全ての独り親に対し、不公平なく同様の控除が適用されることとなるものでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。確認をさせていただきますと、これまでに、独り親は離婚・死別であれば寡婦（夫）控除が適用されておりましたけれども、未婚の独り親については控除がなかった、適用されてなかったということで、今回、未婚の独り親の場合についても、男性の独り親、女性の独り親で寡婦（夫）控除の額が、これも異なっていたので、これはこのことを受けて、同様に全ての独り親に対して控除がされることになったという改正でよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 じゃ、具体的な内容を教えていただけますか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 それでは、具体的な内容についてご説明を申し上げます。現行の未婚の独り親、特別の寡婦、男性の寡夫が、改正後にはひとり親として統合され、30万円のひとり親控除が適用されることとなります。また、現行の特別寡婦を除く女性の寡婦につきましては、引き続き26万円の寡婦控除が適用されるということになります。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。独り親家庭全ての人に、改正後は30万円、独り親に対して控除が適用されることになったので30万ということで、しかし、現行の特別寡婦は、扶養家族の子どもがいる場合のことを特別寡婦というような判断でよろしいのでしょうか。女性で。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 委員のご理解のとおり、いわゆる子どもを養育する女性の寡婦を特別寡婦という名称を用いて、税法上は控除の対象としているところでございます。

○富木委員 先ほど、この点は30万だとおっしゃいましたか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 現行の特別の寡婦につきましては、ひとり親控除の対象となりますので、30

万円の控除が適用できるというふうに認識をしております。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 ここに26万円ということで、控除額が30万円、子以外の親族がいる場合、扶養家族がいない場合は26万円となっていますが、この点、お願いいたします。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 これも委員ご指摘のとおり、養育する子どもがいない場合で、扶養親族がいておられる場合、もしくはいておられない場合につきましては、従前の寡婦控除の26万円を適用するというところでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。それから、所得制限ということについてお願いいたします。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 これの控除に係る所得要件についてでございます。ひとり親控除、寡婦控除のいずれの控除につきましても、当該者の合計年間所得金額が500万円以下であるという所得要件が設けられたところでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 500万以下であるということで、控除の所得要件が設けられたということですね。そしたら、最後ですけど、事実婚とか内縁についての関係は、取扱いはこういうふうな場合はどうなりますか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 今回につきましては、いわゆる住民票の続柄の欄に、「夫（未届け）」、もしくは「妻（未届け）」の記載がある方については対象外となります。担当課に確認をさせていただきまして、住民票上にこのような記載のあるというのは数件に限定をされますので、基本的に、いわゆる理由をおっしゃっていただいて、事実婚でないという本人が申立てがあれば適用できるのかなという認識ではおります。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 住民票の続柄に、未届け、もしくは妻の未届けがあった場合は対象外となると思うんですけども、先ほどおっしゃった、自分からの申請、事実婚ではないというような申請ですか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 基本的には住民票で確認をするんですけど、当町においては、そのような夫、

妻の（未届け）という記載が少ないということもございますので、基本的に全てにおいて確認をする必要はあるんですけど、該当する方の申出を基本的には重視するというスタンス。基本的には確認はするんですけど、その実例自体の絶対数が少ないということもございますので、状況をお話しさせていただく中で、内縁関係にあったりという話が出てきたときには、担当課に十分に客観的な事実の確認をするというスタンスであるというふうにご理解を頂ければと思います。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 その辺りは事実確認をしっかりとさせていただくの、もちろん当たり前のことですが、れどもね。分かりました。

次、お願いします。次もナンバー3-1の資料から今質問させていただいているところです。低未利用土地等を譲渡した場合のことについてなんですけども、目的と、概要と、それから特例を受ける要件、それから今回、そもそもこの低未利用土地というのはどのようなものなのか、分かりやすくお願いしたいと思います。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 それでは、低未利用土地に関する土地の購入、特別控除についてご説明を申し上げます。これにつきましては、昨日の文教厚生委員会でもご説明をさせていただいたんですが、一部内容が重複する可能性もあるんですけど、ご了承いただきたいと思います。

まず、特例の目的でございます。空き家の増加やそれに伴った景観、治安等の悪化を解消するための施策の1つでございます。休眠状態となった土地や建物の流通量を増やすことにより、移住希望者や近隣にお住まいの所有者といった新たな土地建物を求めている人たちに積極的に活用していただくことで、地域の活性化や景観、治安の向上を図るとともに、当該課でも懸案事項となっております所有者不明土地の発生を未然に防ぐということを目的として、特例措置が定められたものでございます。

それでは、特例の概要についてご説明を申し上げます。個人が令和2年7月1日から令和4年12月31日までの間において、本町における都市計画区域内にある低未利用土地等を500万以下で譲渡した場合、その年の低未利用土地等の譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円を控除することを可能とする特例でございます。

続きまして、特例を受けるための要件でございます。まず、1点目、譲渡する者が個人であること、2点目、譲渡に係る土地が都市計画区域内にある低未利用土地であることと、譲渡後の当該低未利用土地の利用について、町長の確認がなされていること、続きまして3点

目、譲渡の年の属する1月1日において、当該土地を所有する期間が5年を超えているものであること、4点目、譲渡金額が低未利用土地の上にある建物等の対価を含めて500万以下であること、この4つが要件となります。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 昨日の国保のところの控除についてに関わるところら辺で、今おっしゃっていたことも説明あったかと。今していただきました。再度ありがとうございました。

昨日については、このところでは内容の説明に加えて、確認書の発行などの事務作業について質問があったかと思います。これはまたそのものということで、条例のそのものを譲渡した場合にどういうふうな要件があるとか、そういうことがうたわれておりますけれども、これについては今、内容をお聞きいたしましたので、ありがとうございます。

低未利用土地を譲渡する場合に、500万以下で譲渡した場合は、その年の低未利用土地譲渡に係る譲渡所得の金額から100万円の控除ができるということで、分かりました。

要件についても4点、今お話をしていただきましたので、理解をさせていただいたところ です。

あと、そもそも低未利用土地、こういう土地を譲渡すればこういうふうなことに控除ができるということですが、低未利用土地ということで、そもそもどういうことなのか、詳しく、分かりやすく説明していただけますか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 実は、私もこの特例の制度が出るまでは、低未利用土地という、あまり聞き慣れない言葉であったんですけども、できる限り順当にお分りを頂けるということで、ネットで検索をさせていただいたところ、一番端的というか、簡潔に示している部分がありましたので、それに基づいてご説明をさせていただきます。

低未利用土地とは、適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない未利用土地と、周辺の利用状況に比べて、利用の頻度、整備水準、管理状況などの利用の程度が低い低利用地の総称であるというふうにご定義づけをされておりました。ここにも書いておりますとおり、基本的に長期間利用されていない、もしくは周りと比べて利用の程度が低い土地の総称であるというふうにご理解を頂ければ、一番ご理解をしていただけるのかなというふうにご考えております。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 長期にわたってその土地が利用されていないということと、また、利用頻度とかそ

ういう管理状況などが、利用の程度が低い、長期間もう使われていないというような土地だと思うんですけれども、狭い土地であるとか、使い道がないとか、そういうふうな判断でよろしいんですかね。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 土地の広さそのものはいろいろなパターンがあると思うんですけど、基本的に低未利用土地の例示ということで、先ほどご説明をさせていただきました未利用地につきましては、いわゆる空き地、空き家、空き店舗、工場跡地、耕作放棄地、管理を放棄された森林などが該当するのかなと思っております。

一方、低利用地につきましては、一時的に利用されている資材置場であったり、設備があまり整っていない、いわゆる青空駐車場などはこれに該当してくるのかなというふうに認識をしております。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 今、例を示していただきましたので、理解をさせていただきました。

昨日もこういうふうな手続については質問があったんですけども、もう1回確認をさせていただきますが、特例を受けるための手続、もう一度お願いいたします。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 この特例をお受けいただくに際しましては、譲渡に係る土地が低未利用土地に該当しているということと、譲渡後の活用について、利活用を図られる旨の町長の確認書類が必要となってまいります。この確認書類を添付して税務署に確定申告をしていただいた後、当町におきましては確定申告に基づいて個人住民税に反映をさせていくという流れになってまいります。

この特例の運用については確認書の事務が肝要な部分を占めてまいりますので、この部分については遅滞なく様式等を定めて対応する必要があるというふうに認識をしております。昨日もご説明を申し上げましたが、実際の確認書の交付の手続につきましては、都市環境部のまちづくり創生課の担当になるというふうに考えているところでございます。

なお、この部分については税に関する特例措置でございますので、実際にこの譲渡に係ってこの特例を適用した際の住民のいわゆる具体的な税額上のメリット等も、シミュレーションという形で当課として該当する方にお示しをさせていただくということと、相談体制も必要だというふうに認識をしておりますので、その部分についてはまちづくり創生課と十分に連携、協調をしながら、当該事業の推進に努めてまいりたいという考えでおります。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 そうですね、やはり住民の方々はこういうことに対しては知識的には分からなかったりすることが多いと思いますので、まちづくりとの連携の中で、しっかり広報、周知をしていただくということが大事なと思いますので、その辺をどのような形で周知をされるのか、考えておられることはありますか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 具体的には、先ほど申しましたとおり、まちづくり創生課での広報、周知になってくると思うんですけど、その周知に際しては、要は税金上の優遇措置を明確に示していく必要がございますので、その記載につきましては原稿の作成段階から当課とまちづくり創生課の連携により、遺漏のなきよう、間違いのないよう、分かりやすい周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。よろしく申し上げます。じゃ、この質問は以上です。

次はたばこ税ですね。

○牧浦委員長 ここで、換気のため、暫時休憩いたします。

再開は11時25分をお願いいたします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時25分

○牧浦委員長 それでは再開いたします。

富木委員から、市町村たばこ税からお願いいたします。

富木委員。

○富木委員 じゃ、町たばこ税の見直しについてですけれども、先ほど通告いたしました、もう一度通告させていただきます。改正の理由、それから改正の内容、それからスケジュールについてお願いいたします。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 それでは、町たばこ税の見直しについてご説明を申し上げます。

まず、今回の改正の対象となったたばこについてご説明を申し上げます。近年、急速に販売が拡大をしております軽量の葉巻たばこ、いわゆるリトルシガーと呼ばれるたばこでございしますが、につきましては、一般の紙巻きたばこに類似した形態ではございますが、紙巻きたばことの間におきまして大きな税率の格差が存在しておりまして、課税の公平性に問題が

生じているという状況になってございます。

そのことを受けまして、軽量の葉巻たばこの市場拡大により、紙巻きたばこと同様の課税方式への見直しが段階的に行われることを受けて、本町税条例におきましても所要の改正を行うというものでございます。

なお、激変緩和を図る観点から一定の経過措置が講じられ、税率が本年10月と来年10月の2回に分けて、段階的に引き上げることとなるものでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 この改正の内容については、葉巻たばこ、リトルシガーと言うんですか。あまりどういうものなのか分からないんですけど。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 たばこの形状につきましては、一般の紙巻きたばこ、普通の一般のたばこと似ておるんですけども、外見上、巻かれている紙の中にたばこ由来の成分が含まれておりますので、一般的に、全体的に茶色の色をしたたばこだというふうには。最近、結構それを愛好されている方も増えてきてまして、基本的に白でない、全体がたばこの葉っぱ色というか、茶色の形状をしているたばこでございませう。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 今説明していただきましたので、分かりました。細いやつの色が茶色というか。細くはないですか。分かりました、同じような大きさですね。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 太さとか長さについては、一般のたばことはほぼ同じだと思います。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。その葉巻たばこ、リトルシガーが今の紙巻きたばこよりも税率が低いということで、今回格差を解消するために、課税の公平性ということで、状況にあるので、今回段階的に課税をしていくということの理解でよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 ここに、段階的な改正について、激変緩和の観点から、1本当たり重量が0.7グラム未満の葉巻たばこに限るとし、その場合は葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ0.7本に換算するという経過措置を講ずる改正。それから2つ目で、2段階の改正としては、1本当たり重量

が1グラム未満の葉巻たばこについて、葉巻たばこ1本を紙巻きたばこ1本に換算するという改正ということで、説明がここにされておりますけれども、舌をかみそうな感じですが、この辺、今、1、2と2つ、段階的な改正について読ませていただきましたが、ここの説明をお願いします。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 今、委員、るるご説明いただいたとおりなんですけど、まとめさせていただきますと、今回の改正については2段階で行われるというところ辺でございました。

まず、その第1段階につきましては、本年10月に、0.7ミリグラム以下の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばこに換算をする。すなわち、紙巻きたばこの7割相当の税負担ということになります。第2回目につきましては、来年10月に、1グラム未満の葉巻たばこであっても、1本の紙巻きたばこに換算をする。すなわち、紙巻きたばこと同等の税負担ということになります。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。1回目については令和2年の10月、この10月から上がるわけですが、0.7グラム未満の葉巻たばこを0.7本の紙巻きたばこに換算ということで、税率的に7割、紙巻きたばこの7割の税率で負担がかかってくるということですね。2回目は、もう紙巻きたばこと同じ、段階的ですから、もう同等の税負担となるということで、こういうことでよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 今、そうしたら上牧町においてはリトルシガー、これ、どれくらいの本数といいますか、どれくらいの数というか数字になってますか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 町たばこ税につきましては、各たばこ事業者から申告が毎月上がってまいります。その中には、もう既に紙巻きたばこに換算をした本数で申告書が上がってまいりますので、いわゆる葉巻たばこに相当する部分であったり、以前から普及が言われております加熱式たばこであったり部分については、もう既に事業所サイドで本数換算がなされた上での申告となっておりますので、葉巻たばこのシェアは現時点では把握をしておりません。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 事業者で本数が決まっているということになるんですか。

○牧浦委員長 税務課長。

○松井税務課長 決まっているというか、事業者のほうで葉巻たばこであったり加熱式たばこについては、もう紙巻きたばこに換算をした結果での申告となっている関係で、それらの紙巻きたばこ以外の部分の売渡し本数は認識していないというところがございます。

○富木委員 分かりました。たばこ税については以上です。ありがとうございました。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題いたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東(充)委員 まず、どういうことなのか教えてください。

○牧浦委員長 住民課長補佐。

○ 住民課長補佐 今回の手数料徴収条例の一部を改正するに当たって、マイナンバーカードの通知カードというものが、平成27年の10月から、国から皆様に配布されております。そちらに関しましてですが、デジタル手続法の改正等に伴い、令和元年5月31日に、まずは通知カードの廃止を決められております。ただ、こちらに関しましては、1年以内での政令で定める日をもって廃止にするというふうに、当時決められております。その結果、令和2年

5月7日において、政令において公布されている内容により、5月25日をもって廃止というふうに決められております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 これ、番号が送られてきたじゃないですか。通知番号をまだ受け取ってない人もいますよね。

○牧浦委員長 住民課長補佐。

○ 住民課長補佐 実際、基本的にはほとんどの方はお持ちかとは思われますが、当時からでもそちらを拒否された方はいないという形ではないので、実際、お持ちではない方はおられると思います。ただ、住基ネット、住民基本台帳自身にはマイナンバー自身はもう皆様に振られている番号という形になっております。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 私の番号は通知されてきたじゃないですか。それが、例えば申告するときその番号を書いてくださいと言うて、役場は申告した人に言うじゃないですか。別に、それ、書かなかつたからと行って、申告できないんかではない、そういうふうには決まってないんですけども、多分、役場はマイナンバーカードを奨励していかなければならないという、その責務があるのかどうか私は分かりませんが、取りあえずその番号を書いてくださいと。なかつたら役場では対応できないので、自分で対応してくださいねというようなことも一言付け加えられるじゃないですか。そんなん、ええでと、自分でやるから、もし税務署からそれで云々と言うてくるんやったら、自分で対処するからということで、提出しているというのが私の経緯なんですけどもね。

その番号なんですけども、廃止するということは、今、私の決まっている通知番号があるじゃないですか。それはどうなるんですか。

○牧浦委員長 住民課長補佐。

○ 住民課長補佐 マイナンバーのあくまでも通知カードの廃止であって、マイナンバー自身はそのまま永久についている番号であり、通知カード自身が本来はその方のマイナンバー自身を証明する書類であり、マイナンバー自身が終わるといような形ではございませんので、通知カードというものが終わりました、5月25日以降は、国からは通知書というA4のまた文書。実際は今までどおりの通知というものはあるんですが、通知カード自身はマイナンバーを証明する書類としても扱えましたが、通知書に関しましてはあくまでもマイナンバーのお知らせというものになります。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そしたら、今の持っている通知のカード、あるじゃないですか。これ自体はもうカードということではないと。ところが、その番号はそのまま生きているという理解ですか。

○牧浦委員長 住民課長補佐。

○ 住民課長補佐 実際、マイナンバー自身はいまだにそのまま続いております。マイナンバーの通知カード自身ですが、基本、5月25日からの交付というものはなくなっておりますが、通知カード自身、住所等の移動等により、以前は裏書等の対応もしております。今現在の情報と全く変わらない状況であれば、マイナンバーを証明する書類として、当面の間、引き続き使っていただくことは可能でございます。住所等、変われますと、裏書等がもう発生いたしませんので、証明する書類としては使えないという国の考えでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そのカードは持っているんですけども、住民票の中に私のナンバーは載っているわけなんですか。

○牧浦委員長 住民課長補佐。

○ 住民課長補佐 住民票上、基本としての通常の住民票としては、本籍、続柄同様であり、選んでいただくというような形で、マイナンバーの表示入りの住民票を発行することが可能でございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そやから、申告するときに、常に番号なんか持ってないので、もう番号自体、分かれへんというふうになったら、住民課で住民票を取ってくださいというて税務課から言われるわけですね。私は番号をはなから書く気がないので、取りませんというふうで断るんですけれどもね。

いうことになっているので、その番号がどこまで私たちの日常生活に関わってくるのかなというのが、役場とか国とか、どこかは私を管理するために、多分その番号をしっかりと管理しているんやというふうには思うんですけれども、個人的にその番号がどうのこうのというふうになるのは、今、コンビニとかそんなので使えるからというカードを作るじゃないですか。

○ 住民課長補佐 マイナンバーカードですか。

○東（充）委員 マイナンバーカードを作るじゃないですか。それぐらいしか、言うたらメリ

ットはないし、来年には、それ、ひよっとしたら国民健康保険証の代わりもするということになるのかもわからないのですが、そのときには、どないなるんですか、そういう計画もあるんですけど、結局、私みたいな者であれば、保険証がもらえて、別にマイナンバーカードにしなくてもいいという、そのような状況になるんですかね。どうしても取らなければならぬいんでしょうか。

○牧浦委員長 住民課長補佐。

○ 住民課長補佐 実際、マイナンバーカードに関しましては、絶対に持たないといけないものというものとしては国も申しておりません。ただ、そちらを持つことによつての、社会保障等の福祉サービスのものにつなげるためにも、そちらを国としても進めている次第でございます。

ただ、上牧町といたしましては、マイナンバーカードはコンビニ交付で、今のところは住民票と、印鑑登録されている方につきましては印鑑証明が、コンビニで朝6時半から晩の11時まで、基本、土、日、祝も取っていただける状態でございます。基本的なシステムを急遽止めるということがなければ、常に取っていただけるサービスになっているのかと思われま

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 その辺についてはそういうふうな状況になったときにまたお話をさせていただくということで、今回のこの議案については分かりました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第13号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議第16号 滝川遊歩道整備工事（その2）請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

木内委員。

○木内委員 質疑に入る前に、本会議に欠席させていただいた件、触れさせていただいてよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 はい。

○木内委員 この常任委員会が始まる10時前に、議長に私から抗議をいたしました。申入れをしたところでございます。事務局もしくは議長の手配ミスで、本日の招集時間を私は10時だと思っておりましたので、10時までに来ました。しかしながら、本会議が、議運の終わった後ですから、9時10分か15分ぐらいに始まったと思いますが、一切知らされてなかった。事務局もしくは議長の手配ミスでございますので、このことはきちんと公開の場で申し入れておきたいと思っております。

議長、局長、よろしいですか。

○服部議長 一応、メールで配信したつもりでしたが、「全員」という文言が入ってなかったことについては何かのミスで、抗議をされても仕方がないと思っております。

○牧浦委員長 それでは、遊歩道の件、始めます。

○木内委員 それでは、滝川遊歩道整備工事請負契約の締結について、質疑をさせていただきます。

これは、予算額が当初予算額で1億1,330万円、予定価格が1億1,259万4,400円、最低制限価格が9,036万3,900円、それで最低制限比較価格が8,214万9,000円。そこで8,214万9,000円で2社が応札をして、そのうちの1社が落札をしたという経緯であります。ここまではよろしいでしょうか。間違いないでしょうか。確認しておきたいと思います。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 今、木内委員おっしゃられたとおりでございます。そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 これ、当初予算は何ページでしたかね。当初予算のページ数。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 令和2年度当初予算におきましては、103ページに、都市再生整備費ということとで、滝川水辺周辺地区整備事業と上がっております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ありがとうございます。そこで、この予算額が1億1,330万円で、落札率から言うと約81%、金額で言うと、先ほど申し上げたとおり8,214万9,000円なんですね。財源内訳は、当初予算には、国県支出金で3,180万円、地方債で7,150万円、一般財源で800万円ということになっとなんですけど、この財源内訳も承知した上で申し上げるんですが、当初予算価格、先ほど申し上げたとおり、1億1,330万円に対して落札額の8,214万9,000円、落札率がこれに関しては81%程度なんですよ。このことから見て、1億1,000万から8,200万増えると2,000万以上、当初予算から言って3,000万ほどになるんか。1億1,330万円から8,214万9,000円引いたら3,000万ほどになるんですね。ほんで、私の第1点目に申し上げたいのは、当初の予算の立て方が甘かったのではないかと。他の事業に使える予算がここから見たらあるのではないかとと思うんですが、いかがでしょうか。

○牧浦委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 この滝川遊歩道整備工事は、予算要望時では農繁期のことを考慮し、4つの工区に分けて工事発注を想定しておりました。実際に発注する段階で予算の縮減

と工期の短縮を考え、地元と農繁期の時期を検討した結果、一括発注することが可能となりましたことから、この経費を削減することができたことが原因でありまして、予算と工事発注の設計金額の差が生まれたと考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 確認しますが、当初予算を立てるときの積算の時点では、4つの工区で考えておったと。それを1つにしたから経費の削減等ができたということの理解でよろしいですか。

○牧浦委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 これ、当初、予算を立てるときには、分割した4工区ではなく、一括してということは想定できなかったんですか。

○牧浦委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 当初は、一応その分で一括も想定をしておりましたけども、農繁期、農業用地もありますので、その分も含みまして、やっぱり分割で一旦は、地元の協議によりましてまた変わる予定もありますので、一括でなしに4区分割でするような形でさせてもうて。距離も長い分もありましたので、その部分で工期もかさむし、農繁期も重なってはいけないので、4分割で考えさせてもうた内容となっております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 今後なんですけど、要は、先ほど申し上げたとおり、当初予算からして約3,000万、予定価格からして1,200万ほどの差異が出てくるわけですね。おしなべて考えれば、こういう3,000万、一千数百万円、200万というようなそこその金額が、当初からやっておれば他の事業にできるわけですね。流用というか、利用ができるわけです。だから、そこら辺のところはしっかりと予算時においても見立てをして、積算をして予算計上するべきだと思いますが、いかがですか。

○牧浦委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 今後もう少し内容を精査し、予算要望時には削減ができるようなふうに検討させていただきたいと考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 総務課長から、いかがですか。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 今後は予算編成におきまして、査定、ヒアリングさせていただきわけでございます。そのときに十分精査した形のものを担当課より出していただきまして、予算編成に当たっていきたいと思います。

○木内委員 以上です。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時でお願いいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○牧浦委員長 それでは再開いたします。

議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算(第6回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

上村委員。

○上村副委員長 3番、上村です。よろしく申し上げます。

4ページ、5ページ、歳入の款県支出金、項県補助金、目教育費県補助金の部活動指導員配置促進事業補助金についてですが、様々な部活動がある中で、吹奏楽部と茶華道部を選ばれたというか、訳を教えてください。

それと、ほかにも指導員不足の点はあると思うんですが、その辺はどう考えておられるのか教えてください。

それから、出の22、23ページの款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費の道路長寿命化事業のペガサスの歩道の件ですが、2000年会館から結構離れているように思うので、この横断歩道、もう1か所上に、2000年会館前辺りにするか、もしくは幅の広い横断歩道にという案は、公安委員会も含めてですけども、できないものか。

それから、29ページの、款教育費、項中学校費、目中学校管理費の上牧中学校地下オイルタンク廃止工事についてです。オイルタンクを廃止して残油処分するタンクなんですが、今後この残油処分はどうなるのかと、あとは、この撤去業者の選定方法を教えてください。

それともう1つ、29ページの教育費、項中学校費、目幼稚園費の上牧幼稚園防水改修工事ですが、これも業者の選定方法。そして、今回、水漏れ、雨漏りというか、しているみたいですけども、保険等の適用はあるかないのか。保険加入されているのか等も教えてください。

以上です。

○牧浦委員長 それでは、順次答弁お願いいたします。

教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、予算書4ページ、5ページにございます、中学校費、補助金の部活動指導員配置促進事業補助金についての文化部の内容というところでございます。

その部分につきましては、特殊性、専門性をということで、各上牧中学校、第二中学校について、文科系クラブの外部委託講師を配置しているところでございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 今回はこの2つの部活から声かけがあったんですかね。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この部分につきましては、以前から吹奏楽部、茶華道部につきましては外部指導員を配置しているところで、今回で配置しているわけではございません。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 ほかにスポーツ系の部活でも指導員不足は僕はかなりあると思われるんですけども、その辺は今、十分賄えていますか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 運動部の部活動講師をどう考えているかというところでございますが、部活動は友達をつくる1つの手段だと思っております。中学生生活を楽しむ上でも非常に大

事なところだというふうに感じております。最近では外部指導員に部活動を委託しているところがありますが、技術を教えるという点では非常に効果的であるというふうには考えております。

ただ、部活動には先生と生徒の信頼関係を高めるという意味もあるので、できれば今のところ外部指導員に頼るのではなく、先生が自ら指導したほうが学校運営という意味では非常に効果があるというふうに考えております。

その中で、もちろん先生の負担にならない程度にすることも大事かなというふうに考えております。その中で、やはり教育委員会が作成させていただきました運動部活の指針によりまして、適切な練習時間、休養日を設定して、それに沿って活動を行っております。顧問の先生方の負担軽減の一助になっているというふうにも考えております。

今のところそのところを加味しまして、運動部に限りますけれども、教育委員会といたしましては外部講師に委託する考えには至っておりません。もし今後、運動部の活動などで外部に委託する状況になりましたら、雇用の状況だとか部活動の状況、様々なところを確認しながら取り組んでいかなければならないなというところではございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 僕が感じているところは、友達づくりも大事なんですけど、技術的にもかなり劣ってきたなという感じがします。僕は外部指導員の方がいたほうが技術も上がったたり、試合に勝ったり、今聞いていたら、野球部とかでも大分弱い。やっぱりもうちょっと強くなってほしいなという思いがあります。検討していただけたらありがたいです。結構です。

○牧浦委員長 次、お願いいたします。

まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 款土木費、項道路橋梁費、目道路橋梁費、道路長寿命化事業費の交通安全対策工事につきましての、2000年会館とは横断歩道が離れているのか、もう1か所、幅の広いところでどうかという内容なんですけども、今回この横断歩道につきましては、以前から警察に協議をさせていただいております。その中で、現状にある横断歩道から100メートル離すというのが基本条件になっております。

その中で、今回この設定に当たりましては100メートル以下になっているんですけども、ここに設定させてもろうた理由といたしましては、滝川遊歩道の部分から一番より近いところで、また、文化センターと朝市等の利用されているところの駐車場も利用していただけると。今、現時点では駐車場から文化センターへ渡るところが横断方法がないこともありまして、

この位置に選定させてもうた経緯があります。

また、2車線から3車線の部分につきましても、三車線部分には横断歩道がつけられないという状況もありまして、3車線から2車線になるぎりぎりのところで警察と協議を重ねていたしまして、この位置に警察と協議して納得していただいた経緯があることとございます。

また、ほかの部分につける横断歩道につきましても、先ほどの100メートル以内の横断歩道という条件もありますし、また、この部分につきましても交通量が少し多いところもありますので、横断歩道等をつけていければ、また渋滞の起こることにもなりますので、なかなか難しいかなとは考えております。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 例えば2か所は無理としても、今回予定されている歩道の幅を20メートルぐらい、ばんと幅広くとかも無理なんですかね。

○牧浦委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 やはりその辺につきましても、歩道の幅とかもいろいろ決まっておりますので、広げるとなれば、その分の車をとめる区間が長くなりますので、その分また交通量が遮断されるということで、厳しいかなとは考えております。

○上村副委員長 分かりました。ありがとうございます。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、予算書の28、29ページでございます、上牧中学校地下オイルタンク廃止工事の処分の考え方というところでございます。

この部分につきましても、以前使用はしてございましたけれども、各学校の空調機が都市ガス仕様、あと、または電気仕様というところに変更になりました。その中で、重油を使っていた空調機がなくなったということで、停止に伴いましての廃止の工事でございます。

処分の内容ですけれども、このタンクを一旦、重油を空にさせてもらいまして、中を洗浄し、タンクの中に砂を入れながらコンクリートで固めまして、使用を停止するというところの工事になります。

続きまして選定方法でございますが、この議会で議決を頂きましたら、あとは入札方法という形で進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 僕、油の処分が気になっていたもので、廃止、もう一切使わないということで納得しました。了解です。ありがとうございます。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 続きまして、下段にございます上牧幼稚園の防水改修工事の中の、選定方法と、保険が利くかというご質問であったかと思います。

この部分につきましても、選定方法といたしましては、この議会で議決を頂きましたら、入札という方法で進めていきたいなというふうに考えているところでございます。

保険につきまして。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 建物の保険につきましては、町の公共施設におきましては、町村有建物災害共済というものに入らせていただいております。この部分につきましては、火災等、自然災害等の不慮の災害に対しての損害になっておるわけでございます。今回のような老朽化に伴うような、経年劣化に伴うような部分につきましては対象外になっておるということでございます。

○牧浦委員長 上村委員。

○上村副委員長 了解しました。町の公共施設全てが災害向けの保険であって、老朽化というか、耐久性の問題であって、そういう保険はもう一切入っていないということですね。分かりました。ありがとうございます。

以上です。ありがとうございました。

○牧浦委員長 それでは、ほかにはございませんか。

富木委員。

○富木委員 令和2年度の上牧町一般会計補正予算（第6回）について、質疑をさせていただきます。

今回の補正予算について、主なものとしては、コロナ禍によるイベント、事業などの中止による減額、また人件費に係る調整、それから過年度分の精算ということで、あとは事業ほか工事などについての補正額が計上されているかと思えます。

その中で、質問では4ページ、5ページ、歳入で、目のところの2の県補助金のところです。それで、備考のところの地域少子化対策重点推進交付金。これ、マリッジサポーターについての資料も、ここにナンバー2で出していただいておりますが、この全体的な説明をしていただきたいのと、それから、今後、活性化、人口増、それから若者が上牧町に住んでいただくような施策について、この事業を計画的にどのように進めていかれるのか、その点についてもお願いをいたします。

それから、8、9ページ、歳出のところです。2総務費のところ、目では1一般管理費のところ、説明では特別職及び職員人件費のところ、その下の2給料のところ、大きな減額になっております。このご説明をお願いいたします。

それから、18、19ページ、款民生費のところ、項4衛生費、目では1保健衛生総務費のところ、説明のところ、王寺周辺広域休日応急診療施設組合費とあります。これについても、出のナンバー2-1でタブレットでお示しを頂いておりますが、分担金の割合の根拠についてお願いをいたします。

22ページ、23ページです。6の土木費で、2道路橋梁費の中で、先ほどありました説明のところ、道路長寿命化事業費、図書館前の横断歩道のところですが、設置についての説明は先ほどしていただきましたが、私もこの件については住民よりいろいろご意見を頂いて、危険であるということで、安全確保についてご意見を頂いておりましたので、今回、工事していただくんだなと思って見えています。

中で質問したいのは、設置について、完成までのスケジュールと、先ほども横断歩道についてありましたけれども、あそこ、非常に交通量が激しいというか、交差点からずっとラスパのほうまでかなり車が連なって、時間帯によれば渋滞をするところです。住民がこの遊歩道を使いたくてもあそこを渡れないときがあるので、大変に、このようなご意見があったんですけれども、安全対策として考えていくなれば、横断歩道の側のところにポールとかそういうことも、車止めじゃないですけど、通学路の安全対策をされていますけれども、あのような形の車止めと言いますか、ポールと言いますか、あのような住民の安全確保を保つためのものを考えていらっしゃるのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

最後です。28ページ、29ページです。小学校費のところ、小学校管理費で、説明では29ページの上です。工事請負費、小学校遊具改修工事です。これもナンバー5でタブレットで示していただいております。

学校の遊具については、計画を立てて今後もやられていくのか。当初についてはこのような計画についての項目はなかったかと思いますが、今後も老朽化した遊具について、安全対策についてどのように取り組まれていかれるのか、この点をお願いいたします。

以上です。

○牧浦委員長 それでは、順次お願いいたします。

こども支援課長。

○寺口こども支援課長 補正予算書、5ページ、地域少子化対策重点推進交付金の件でございます。

ます。こちらの全体的な説明ということでしたので。

こちらは、出会い、結婚、子育て応援事業に対する補助金でございます。今回、補助金の額が決定したということで、この補正に計上させていただきました。歳入の資料、2番に提出させていただいております、上牧未来創造マリッジサポーター育成事業に対しての補助金ということで、2分の1の補助金額を計上させていただいているところでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 マリッジサポーターの育成事業ということで、育成をされるに当たっての補助金ということで、私もそう思っているんですけども、ここにずっと1期生、2期生、3期生、4期生、5期生までの育成についての内容等も書いていただいております。

今回、特徴的なものは、「アドバイザーの支援の下で、マリッジサポーターによる結婚を希望する男女、親を対象とした相談窓口」というのがここに書かれているんですけども、相談窓口についての体制といいますか、アドバイザーの方が中心になってやられるかと思いますが、それはどういうふうな形でやられるんですか。

○牧浦委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 これまでも相談会、窓口は開催しておりました。まず今、委託契約させていただいておりますプロの相談者という方がお一人いらっしゃいまして、その方と、それからマリッジサポーターのサポーターが1名入りまして、それと相談者という方がいらっしゃいます。3人の形態で相談業務を行っております。これは、偶数月と奇数月によって、土曜日と平日とという形で分けさせてもらって、開催はさせていただいております。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 これの皆さんにお知らせ、啓発事業というのは、周知事業ですね。チラシ等とかも時々入れていただいたり、それは事業のやつかな、イベントの開催とかだったと思うんですけど、そのような形でまた皆さんにお知らせをされるのか、また広報等も活用される、またホームページも活用されるということで、あらゆるところの皆さんにお知らせをし、目についていただくような形をとられるかと思っておりますけれども、やはり私たちはこういうふうなイベントをしっかりとやっていただいて、大きく皆さんに知っていただくためにも努力していただいているんですけど、知らない方も結構いてはるなというのを最近思ったことがあります。やっぱりもう少しあちらこちらにというか、あんまり派手にするようなことなのか、派手にせなあかんのか、今後はやっぱり若い人たちに上牧町で住んでいただくというこ

とにつなげていくことも考えながらというのと、そういう方にもっと知っていただく。それからあと、どうこのことを、一貫性じゃなくって、やっぱり継続して先の若い人たちに居住地に上牧町を選んでいただくかというような取組にもつなげていかなあかんと思うんですけども、その辺りはどうお考えですか。

○牧浦委員長　こども支援課長。

○寺口こども支援課長　周知はもっとしっかりとやっていきたいと考えております。広報等にも掲載、マリッジサポーターのコラムという形で掲載させてもらっているところにも、相談会の日程等も記載はさせていただいておるんです。もっともっと、やはり広報ばかり、広報も必ず皆さんが見られているというわけではないので、ほかの方法もいろいろ考えながら進めていきたいとは思っております。

この相談会におきまして、今は4組のご成婚が整いまして、4組の方が結婚されました。結婚に至るまでにやはりここの相談会に何度も来られて、話が進んでいったという状況もございますので、こういうのはいっぱい利用していただいてうまく話がまとまるというのもありますので、今後もしっかりと周知しながら進めていきたいなどは考えております。

○牧浦委員長　富木委員。

○富木委員　先々に若い人たちに上牧町に住んでいただくために、移住していただくために、そこら辺のあたりも、難しいですけども、ほかの事業と組み合わせてやっていくというようにすることが必要なと思いますけれども、その辺はどういうふうにお考えですか。

○牧浦委員長　こども支援課長。

○寺口こども支援課長　以前にもそういう話もございました。役場の中には空き家対策もありますので、今回、4組目の成婚者が決まったときに、やはりそういう話のこともそのカップルにお伝えさせてもらって、こういうのもあるという形でサポーターからのお話もさせていただいているところなんですけれども、単独で、こども支援課だけの結婚応援事業ではなくって、やはり町全体で進めていかなければいけないかなとは感じております。

○牧浦委員長　富木委員。

○富木委員　そうですね。こども支援課だけじゃなくて、横断的な皆さんのご意見も伺いながら、プロジェクトチームみたいなものをつくってもいいのかなとか思ったりもするんですけども、そこはもう今後のやっぱり考え方をしっかりまとめていただいて、進めていただきたいと思います。

マリッジサポート、これに関わっている方々、本当に熱心に一生懸命やられているのを、

私もいろんな情報を頂く中で感じているんですね。直接私にも、「富木議員、うちの息子に誰かええ人、いてへん」とかいうて、直接相談を受けるときもあるんですね。そのときはしっかりこの宣伝もしときましたので、また1人、そういう参加者が増えたらいいなと思っています。

また、先ほどの今後につなげていくということも、しっかりと先々のやはり目標に置いて進めていかなければもったいないなと思っていますので、その辺もまた総務関係から皆さんにしっかりと相談していただいて、よろしくをお願いします。

以上です。ありがとうございました。次、お願いします。

○牧浦委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 歳出予算書、8ページ、9ページの、一般管理費の人件費の給料の減額分でございます。

この分につきましては、一応、当初予算計上時におきましては、31年度の人員配置等を考慮させていただきまして、当初予算を計上させていただいておりますが、結果、4月1日で人事異動を発令させていただきまして、当初38名で一般管理費の予算計上させていただいておりましたが、最終的には34名という形の配置になったというところでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 1つだけ、通告漏れ、よろしいですか。

○牧浦委員長 はい。

○富木委員 その下の会計年度任用職員の人件費が22万7,000円計上されておりますが、この件について説明をお願いします。

○牧浦委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この部分につきましては、予算書の17ページで、会計年度任用職員ということで、保育士を改めて少し雇用させていただくようになりましたので、この方の勤務体制がフルでの任用ということになりますと、一応退職手当が支給対象者ということになりますので、その分を考慮して計上させていただいたというところでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 保育士ということで、今説明ありました。どこの保育士ですか。

○牧浦委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 町立第一保育所でございます。

○富木委員 分かりました。次、お願いします。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書、18ページ、19ページの、衛生費、保健衛生総務費の王寺周辺広域休日応急診療所施設組合費の部分の、分担金の割合の考え方というところがございます。

決算書の資料の81番に提出はさせていただいているんですが、その分担金の割合表と同じ割合になっておりまして、大まかな考え方をお話しさせていただきますと、施設設置費と運営費に分かれております。施設設置費の中で、均等割の部分と財政割の部分と人口割の部分がございます。あと、運営費でも、均等割の部分と人口割の部分と利用者割の部分がございます。全部合計しまして計算しますと、うちの町の持ち出しが全体の13.6%を占めるということで、今回の休日診療所の改修につきましても、それと同じ割合で負担していただきたいということの通告を受けております。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 感染症対策ということで、いろいろコロナ、インフルエンザ等々の感染予防対策についての対応ということで、工事をやられているということですよ。対応するということですよ。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○富木委員 ここには書いてあるんですけど、どの部分とか、説明していただけますか。

○牧浦委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 資料の2-1と2-2を見ていただきますと、分かりにくい文字にはなっているかと思うんですが、そちらの赤い部屋の部分が2つあると思います。それと水色の部屋が広くとられていると思いますが、水色の広いお部屋は処置室でございます。その処置室をまず2つに分けます。赤色の部分2つは、今、診察室として使われておりますが、その2つを、一つずつ内科診察室と小児科の診察室にさせてもらって、その処置室からのパーテーションで別の部分と遮断をします。そこにちょっと濃いめの黒い線が入っていると思うんですが、そちらで部屋を分けるということで。

入り口も従来でしたら1か所しかなかったんですけども、植え込みのあるほうから入り口をつくっていただいて、そこから入っていただいて、全てそちらのほうで診察、処置、受付、会計、投薬という形で、そちらからまた出ていただくという形になります。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 今、図で説明していただきました。工事概要についても2-1に書かれておりますけれども、感染症対策、発熱患者、感染症の患者用の出入口受付、診察室、内科、小児科、トイレを設置する工事、それからインフルエンザの流行に伴う患者の増加に、3密を防ぐということで、そのことを解消するに当たっての発熱患者とそれ以外の患者を分けて、それで診療を行うことで安心してスムーズに診療を行うということで、今回の工事を行うということですね。分かりました。図も説明していただいたので合致しました。ありがとうございました。

次、お願いします。

○牧浦委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 ポールの設置の件につきましてですけれども、今回この道路につきましては道幅が広く、見通しが利く部分ということで、ポールの設置の部分は少し見落としておりました。すいませんでした。今後、ポールの設置につきましては検討課題として考えていきたいとは考えております。

また、工期につきましては、この議決を頂いた後に、また早急に契約をしていきたいとは考えております。

また、横断歩道につきましては公安委員会の設置になりますので、公安委員会と協議を重ねて、なるべく早くつけてもらうような形で要望していきたいとは考えております。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 今おっしゃったのは、公安委員会に相談して、なるべく早く設置してもらいたいというのは横断歩道のことですね。

○松井まちづくり創生課長 横断歩道です。

○富木委員 分かりました。そしたら、ポールについては、私、あそこ、見通しはいいんですけど、車の量が多いので、待っている方がよそ見をしていたりとか、車がとっさに突っ込んでくるというのは、ずっと渋滞したりしますので、そんなにスピードを出してということではないと思うんですけど、車の量が多いということと、高齢者、子どもたち、みんなあそこを中心に動きますので、その辺りはやっぱりポールの設置が必要かなと現場へ行きまして思いましたので、その辺は、高齢者の方々も、あそこ、散歩を結構されますので、この件についても検討課題だということでしたけれども、ぜひ設置をしていただきたいなと考えますが、いかがですか。

○牧浦委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 委員のおっしゃるとおり、検討をさせていただきたいとは考えています。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。せっかく安全対策をしっかりといただくんですから、そこまでしていただきたいと思います。

次、お願いします。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 予算書、28、29ページにございます、小学校管理費、工事請負費の小学校遊具改修工事の中での、計画的に行っていくかというご質問だったかと思います。

この部分につきましては、毎年、小学校の遊具につきましては点検を業者に委託しているところがございます。その点検の結果を基に、入替え、補修というふうに変えながら行っているところがございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 今回は三小の遊具ということで挙げられているんですけども、これは年に1回1校ずつということじゃなくて、点検をされて、その都度やられるのか。計画的に何校ずつやっていくとか、1校ずつやっていくとか、そのような計画ですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 遊具の点検につきましては、小学校、幼稚園というふうでございます。

その中で、点検をもって、点検の中にもランクづけがございまして、A、B、C、Dというランクがございます。できる限りA、Bのほうに持っていけるように、計画的に進めていく考えでございます。

○牧浦委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。この件については、子どもたちが学校で過ごす中で一番楽しみにしながらそこで過ごすわけですから、しっかり安全対策も念入りにといますか、しっかりと取組をしていただきたいと思いますので、安全面についてのことだけお願いをしまして、今後よろしくをお願いします。

以上です。ありがとうございました。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内でございます。何点か質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、26、27ページ、款で申し上げますと、教育費の事務局費に当たるんですか、このことについては国際交流事業についてお伺いをいたします。まず、このことについては、当初予算書の中に、使用料及び賃借料、遠隔授業機器リース料と49万6,000円が計上されているわけですが、これが今回補正の欄には載っていませんが、いかがなされているのか、まずお尋ねをいたします。

次に、28、29ページ。先ほどもさきの議員から質問がございました。教育費のうちの中学校管理費、うちの工事請負費で上牧中学校地下オイルタンク廃止工事。これについては、まずは何のための設備だったのか。また、いつ不要となったのかについてお伺いをいたします。

次に、30、31ページでございます。教育費のうちの公民館費でございますが、成人式については項目が挙げられておらないんですが、これについてはいかがなさるのかお尋ねをしたいと思います。

質問項目は以上でございます。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、予算書、26、27ページでございます国際交流事業の中で、当初予算であった遠隔機器リース料が今回ないというところのご質問であったかと思えます。

遠隔機器リース料につきましては、今年度、もう既に整備をさせていただいておりますので、今回この減額補正には計上してないというところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 聞き漏らしたんですが、設置が終わっておるということですか。

○丸橋教育総務課長 はい、終わっております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 このことについて、どこでどのような機器類を設置されたのか、詳しく答弁いただきたいと思えます。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この遠隔機器の部分につきましては、上牧中学校、上牧第二中学校に、モニターとカメラとを設置しております。その部分につきましては、今この国際交流事業の中での1つの事業といたしまして、台湾の桃園国民中学校との遠隔の中で行っていくために設置したところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 これは、リースである限りは何年リースであって、毎年どのようなリース料を払

わなければならぬのか、答弁を頂きたいと思います。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 このリースにつきましては長期継続部分になります。60か月というところでございます。一月のリース料につきましては、今資料がございませんので、金額等、お示しすることはできません。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 意味不明なんやけど。要は60か月は分かりました。リース料は60か月で49万5,000円という理解なんですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 この部分は、当初予算で49万6,000円という形で予算計上させていただきまして、この後、入札になりましたので、若干金額が減になっているところで、長期継続60か月というところでリースをしているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 確認しますけども、60か月で49万5,000円。入札は幾らになったんですか。

○牧浦委員長 暫時休憩お願いいたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時05分

○牧浦委員長 再開いたします。

教育総務課長からお願いします。

○丸橋教育総務課長 それでは、長期継続の内容についてでございます。

長期継続という形で入札をさせていただきまして、令和6年度まで長期継続という形の入札になります。令和2年といたしましては、月額3万9,600円というところで、12か月分の部分についてのところでございます。

使用につきましては、今年度、6月に台湾と遠隔授業というふうに考えていたところがございますが、新型コロナウイルス感染症のために、6月実施の部分につきましては延期というふうにさせていただいております。その部分につきましては、10月に遠隔授業というところを考えております。

その部分につきましては、まずは上牧中学校と遠隔授業というふうにさせていただきまして、3学期には上牧第二中学校というふうに考えているところでございます。

その中で、来年度以降につきましても、最低、学期に1回は台湾との遠隔授業というふう

に今考えているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 リース料、さっき確認しておりますが、月額3万9,600円掛ける12で年額、こういうことですね。それを5年間続けるということによろしゅうございますか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 それじゃ、次に、ホームステイのホスト、これの募集はやったんですかね。やらなかったですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 このホームステイの事業につきましては、本来ならば今年度開催というふうに取り組む予定ではございましたが、新型コロナウイルス感染症の部分につきましては、向こうの中学校と協議をさせてもらいまして、安全の観点から、やはり今年度、この部分の実施はかなり厳しいなというところに至りましたので、今年度、ホームステイ事業につきましては中止というふうになったというところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 課長、募集はやったのか否かとお聞きしているんです。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 まだ募集する前での中止となりましたので、募集はしておりません。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 私がお聞きしたかったのは、募集をして、どの程度きちっと、思ったホストが集まるのか見とったらよかったなというふうに思ったりもしていたということでございますので、お聞きをいたしました。

それで、次にお伺いをするんですが、いつか日時は忘れましたが、私ども議員が中学校へお邪魔しまして、そのときに、台湾からこちらへ来ていただく、来ていただかないみたいな、日にちのことで意思の疎通がもう一つできてなかったようなことがあったわけですが、この件はどのような結末になったのか、少し詳しくお知らせください。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 締結をする中で、やっぱり意思の話の中を深くできてなかった部分がございます、こちらといたしましては冬にホームステイというふうを考えていたところなん

ですが、台湾は夏にというところで理解をされていたというところがありまして、今回来ていただいたときにその部分を再度調整させて。

○牧浦委員長 教育部長。

○塩野教育部長 今、課長が説明いたしましたが、当初の計画では、本町がホームステイを受け入れたい時期を7月と考えておりました。ただ、向こうの学校の関係で、向こうが7月に学年が終わって9月出発という、こちらとは違う状況の中で、向こうとしては12月に来たいという意見の食い違いがあったので、最終調整で12月という形になっていった経緯があります。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 そこまでは理解できました。ほんで、以後、来年、再来年等々に関しては、交流に関してですが、どのような計画がなされて、先方と話が進んでいるのか、お知らせを頂きたいと。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 来年度以降につきましての計画ではございますが、来年度、令和3年度につきましては、まだ本格的に今年度の部分を向こうと最終調整はしておりませんが、今、教育委員会の考えといたしましては、来年度、令和3年度には、7月には上牧町から台湾に交流に行かせていただきまして、冬、12月に台湾からホームステイという事業を計画しているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 確認しますけど、来年の7月には本校の生徒が台湾に行き、12月に台湾を受け入れるという計画がなされているということでよろしいでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 コロナにしっかり気をつけていただいて実施されるように求めておきたいと思えます。この件は結構でございます。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、上牧中学校地下オイルタンク廃止工事に当たりまして、何のための設備だというご質問であったかと思えます。

このオイルタンクの部分につきましては、重油で空調を動かす部分のタンクになるところ

でございます。その動かす空調機といいますのは、多目的室、職員室に係る空調機の部分でございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 先ほども冒頭に申し上げたように、何のためというのはお聞きしましたが、あと、いつ不要になったんでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 令和2年度の当初予算のときに、上牧中学校から職員室の空調機の不具合という報告を受けておりました。その中で、やはりもう重油というところを切り替えて、中学校の職員室につきましては電気の空調機というふうを考えさせてもらいましたので、その部分をもってこの重油のタンクが必要なくなったというところと、あと、以前、県の西和消防署から点検がありまして、地下タンクがかなり年数がたっているというところの指摘がありまして、もし、その地下タンクを使うのであれば、その使うやり方をしないといけない、使わないのであれば廃止という形の報告を受けました。その報告の取組といたしまして、西和消防署から、平成33年ということは令和3年1月までにそういう対策、対応をしなければいけないという報告を受けましたので、今回この部分を廃止の工事というふうにしたところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 これは重油でボイラーを沸かしとったんですか。それとも、また違う形なんでしょうか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 重要でボイラーをぬくめて、その空気を送るという空調になっております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ボイラーの廃棄はどのようになさっているんですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 今のところ、ボイラーの部分につきましては使用しておりませんので、今現状、そのままという形でしているところでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 ボイラーが正しければ、私、見てないから分かりません。あなたがボイラーと言うてるから、そのままボイラーと理解するわけですけど、ボイラーを設置した、これは消防

署に設置届を出しています。なおかつ、大きさも分かりませんが、大きかったらまた基準監督署にも出さないかん。廃止するときは、ボイラーも廃止届を出さなければならない。今回のオイルタンクと同様に、廃止届も所轄の消防署等へ出さなければならない。ボイラーの処理は今回どないされるんですか。

○牧浦委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 ボイラーの部分につきましては、今現状、そのままの状態になっておりますので、使用しませんので、今おっしゃっているように、西和消防署にボイラーとタンクと同様な形で、使用を停止する報告をさせていただく考えでございます。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 今回は、そやけどもうオイルタンクの処理費しか入っていませんよ。ボイラーの処理費はなぜ計上さされなかったんですか。

これ、委員長、私、現場を見てないので、あなたがボイラーと言うからボイラーやというふうに質問しとるんですが、これ以上もう申し上げません。だから、今申し上げたように、ボイラーとオイルタンクが一体になっているのであれば、両方共の廃止届を出して廃棄処分をしなければならない。もうこれ以上申し上げませんので、しっかりとお取組をされるように、担当部長、それだけ。

○牧浦委員長 教育部長。

○塩野教育部長 今、委員おっしゃったように、ボイラー、それ以外のものは分かりませんが、ちゃんと調査させてもらって、最善の措置をさせていただきます。また、もし予算がかかるようでしたら、今後の部分でまたお願いさせていただきたいと考えております。

○木内委員 了解。しっかりとそこら辺のところを法に基づいて処分されるように、取組をいただきたい。結構です。

○牧浦委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 成人式についてでございますけども、成人式につきましては、毎年1月の第2月曜日の成人の日に実施しております。今回につきましては、冬に訪れる第3波、あるいはインフルエンザの状況もございますけども、今、担当課といたしましては、創意工夫、そして安全対策を講じながら実施していきたい方向で考えております。

○牧浦委員長 木内委員。

○木内委員 以上でございます。ありがとうございました。

○牧浦委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 東でございます。

まず、歳入でございますが、6ページ、7ページ、諸収入の雑入、雑入の山辺・県北西部広域環境衛生組合過年度清算金（可燃ごみ）ということで154万4,000円が計上されております。これについての説明。

その下、町債、ごみ処理施設整備事業債、減額の310万円。山辺・県北西部広域環境衛生組合の分担金分ということで、310万円計上されております。これについての説明をお願いしたいと思います。

次に、歳出です。歳出の10ページ、11ページの電子計算費の中で、委託料、滞納管理システム改修委託料についての説明をお願いしたいと思います。

歳出の、20、21ページ、衛生費の中の塵芥処理費の山辺・県北西部広域環境衛生組合、環境課で、負担金補助及び交付金の減額の378万2,000円についての説明をお願いします。

以上です。

○牧浦委員長 それでは、順次お願いいたします。

生活環境課長。

○吉川生活環境課長 それでは、補正予算書、7ページでございます。山辺・県北西部広域環境衛生組合の過年度の精算金ということでございます。

これにつきましては、令和元年度の決算状況におきまして、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた実質収支が4,403万3,356円となっておりますので、この2分の1を財政調整基金に積み立てさせていただきまして、その残りを執行残という形で各構成市町村に対しまして返還されるという部分でございます。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、その下のごみ処理施設整備事業債につきまして説明させていただきます。

この部分につきましては、歳出の、先ほど説明ありましたように、21ページの山辺・県北西部広域環境衛生組合分担金の部分でございます。この部分につきましては、山辺・県北西部広域組合におきまして実施される予定でした設計施工管理部分の起債予定が、事業停止によりまして変更となりましたので、減額させていただいた部分でございます。

○東（充）委員 了解。結構です。次、お願いします。

○牧浦委員長 総務課長。

○山下総務課長 続きまして、予算書、歳出の11ページの電子計算費の中の委託料、滞納管理システム改修委託料につきましては、令和2年度税制改正におけるシステムの改修ということになっております。内容につきましては、延滞金及び加算金、還付加算金等の割合の率を変更させていただきまして、令和3年の4月から運用するものでございます。

○東（充）委員 了解しました。

関連なんですけども、この予算書とは全く別の話なんですけども、この間、金曜日にクーポンの話が出て、「私のところにはまだクーポンが届いてない」という、冗談で話して、「それは留守やからやろう」ということで、言うたら、クーポン、金曜日のうちに届きました。「あ、届いたんや」言うて、郵便局の兄ちゃんに、「この話、昼やってたとかやねん」とかいう、冗談の話をしてたんですけど、それから昨日、話を聞いたんですけども、税金を滞納しているところにはクーポンは届いてないんですか。

○牧浦委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 そういうことはございません。6月30日現在の上牧町の住民基本台帳に登録されている方に対して、全ての方に対して送らせていただいていると。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 そうですよね。滞納しているから、クーポンが手元に来ないだとかいうようなことあり得ないですよ。説明を受けたのはそういうふうに説明を受けましたもんね。6月に住民票がある人には全て届きますという話で、我々も説明を受けて、ああ、ええことやなという話でしたところやから、そんな話が耳に入ってきたもんで、「ええ」ということで。そしたら、ここに滞納のお話聞いてて、ここで1回聞いてみるわということで、今聞いたんですけども、そういうことはないということで理解しました。ありがとうございました。

以上です。結構です。

○牧浦委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 それでは、山辺・県北西部広域環境衛生組合の分担金の減額についてでございます。

資料のタブレット番号の3番で提出させていただいております。第1号補正、第2号補正、第3号補正ということで、各々補正につきまして、事業延長に伴っての補正ということでございます。

これを可燃ごみに関する事務の負担分、合計しますと1,718万1,000円、この分の減額。全体的な話でございます。そして、不燃ごみに対する部分につきましては1,616万4,000円とい

うことで、これ、処理量割で上牧町が減額される部分につきましては、可燃ごみに対する部分については142万2,000円、そして不燃ごみにつきましては236万円ということで、合計で今回減額補正させていただいております数字、378万2,000円ということになりますので、その分の減額補正ということでございます。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 ありがとうございます。本来なら僕が議会に説明せなあかるところをしていただきまして、ありがとうございました。

それで、課長、この間の議会があったじゃないですか。町長もだけど、山辺の議会あったじゃないですか。そのときに、我々議員は議案書を頂くじゃないですか。その中に、今の現状ということで、向こうが作られた文書があるんですね。それを私がもらってきているんですけども、議案書の中に入っていたんですけども、それを全議員の方にお配りしてもよろしゅうございますか。いいですか。別に明らかな、公のものでですから、よろしゅうございますね。

○牧浦委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 今、委員おっしゃっておりますように、特に問題ないのかなと思います。

○牧浦委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。ありがとうございます。コピーして皆さんにお配りするよういたします。ありがとうございました。

以上です。

○吉川生活環境課長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○牧浦委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○**今中町長** 皆さん方には、大変不手際な行為がありながら、全ての議案を可決すべきものと決定を頂きまして本当にありがとうございます。間違いのないように、できるだけ早くお知らせをするようにこれからも努力してまいりますので、本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○**牧浦委員長** これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2時30分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

牧 浦 秀 俊

令和2年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和2年9月8日（火）午前9時15分開議

- 第 1 議第 9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）の議案の撤回について
- 第 2 議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（11名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	吉中隆昭
7番	富木つや子	8番	康村昌史
10番	石丸典子	11番	東充洋
12番	服部公英		

欠席議員（1名）

9番 木内利雄

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前 9時15分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） 先ほど開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

康村議会運営委員長。

（議会運営委員長 康村昌史 登壇）

○議会運営委員長（康村昌史） 議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日、理事者側から、議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、撤回の申出がございました。それにより、本日午前9時から、全委員出席により議会運営委員会を開催し、議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）の撤回について慎重に審議した結果、全委員異議なく撤回することとなりました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。



◎議第9号の撤回、説明、質疑、採決

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより議事を進めてまいりたいと思います。

日程第1、議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）の議案の撤回について、これを議題といたします。

議案撤回の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午前 9時17分

再開 午前 9時17分

○議長（服部公英） 再開いたします。

議案撤回の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） おはようございます。今回、議案の撤回につきましてご報告申し上げます。

令和2年9月4日付で第3回上牧町議会定例会に提出いたしました議案を、介護保険特別会計繰出金予算額誤りのため、議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）につきまして、上牧町議会会議規則第20条の規定により、撤回の請求書を提出させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第9号 議案の撤回について、許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、議第9号の撤回については許可することに決定いたしました。

以上で終了いたします。

これで散会いたします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時35分



◎議会運営委員会の報告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。

先ほど開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

康村議会運営委員長。

（議会運営委員長 康村昌史 登壇）

○議会運営委員長（康村昌史） 8番、康村昌史です。議会運営委員会の報告を申し上げます。

本日提出のあった、議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、全委員出席により慎重に審議いたしました。本議案について本会議審議か各委員会付託かを審議した結果、総務建設委員会に付託することに決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。



◎議第20号の上程、説明、委員会付託

○議長（服部公英） 報告が終わりましたので、これより議事を進めてまいりたいと思います。

日程第1、議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

職員に議案の朗読をさせます。

○議会事務局長（山本敏光） 議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について。

令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）については、別紙のとおりである。

令和2年9月8日提出 上牧町長 今中富夫。

○議長（服部公英） 朗読が終わりましたので、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（阪本正人） 議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について説明いたします。

まず本日、令和2年9月8日付におきまして、令和2年9月4日付で第3回上牧町議会定例会に提出いたしました議案、議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）の介護保険特別会計繰出金予算額誤りのため、上牧町議会会議規則第20条の規定により、議案

撤回請求書を提出させていただき許可を頂きましたので、改めまして議第20号として、令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）を上程させていただきました。

それでは、変更内容を説明させていただきます。

まず補正予算額総額の予算額につきましては、変更ございません。変更内容につきましては、補正予算書に関する説明書の事項別明細書で説明させていただきます。

歳出の14、15ページでございます。款民生費、項社会福祉費、目高齢者福祉費の介護保険特別会計繰出金につきましては、前回の10万9,000円から、今回103万3,000円に修正変更させていただきます。

次に、34、35ページに移りまして、款諸支出金、項基金費、目財政調整基金につきましては、前回は1億1,657万1,000円で基金残高は8億6,085万6,000円となっておりましたのを、今回1億1,564万7,000円基金に積み立て、基金残高は8億5,993万2,000円に修正変更させていただきます。

その他の内容につきましては変更ございません。

以上、補正予算の変更内容を説明させていただきました。ご迷惑をおかけいたしました、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（服部公英） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

ただいま議題となっております議第20号は、総務建設委員会に付託したいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、議第20号は総務建設委員会に付託することに決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（服部公英） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午前 9時40分

決算特別委員会会議録

1. 日 時 令和2年9月10日(木) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
認第2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認第4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について
1. 出席委員 委 員 長 康村 昌史 副 委 員 長 吉中 隆昭
委 員 東 初子 上村 哲也 牧浦 秀俊
石丸 典子
議 長 服部 公英
1. 傍聴議員 遠山健太郎 竹之内 剛 富木つや子 木内 利雄
東 充洋
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 西山 義憲
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 阪本 正人
総 務 部 理 事 中川 恵友 都 市 環 境 部 長 杉浦 俊行
住 民 福 祉 部 長 青山 雅則 水 道 部 長 中村 真
教 育 部 長 塩野 哲也 総 務 課 長 山下 純司
税 務 課 長 松井 良明 徴 収 課 長 阪本加代子
ま ち づ くり 創 生 課 長 松井 直彦 生 活 環 境 課 長 吉川 昭仁
福 祉 課 長 中本 義雄 こ ども 支 援 課 長 寺口万佐代
生 き 活 き 対 策 課 長 林 栄子 住 民 課 長 落合 和彦
保 険 年 金 課 長 井上 弘一 上 下 水 道 課 長 辰巳 伸治

	教育総務課長	丸橋 秀行	社会教育課長	森本 朋人
	会計管理者	萩原由香里	図書館長	岸田 孝
1. 事務局	局長	山本 敏光	書記	山口 里美
	書記	横田 大樹		

開会 午前10時00分

○康村委員長 皆さん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより決算特別委員会を開会いたします。なお、コロナウイルス感染症対策のため、質疑等、着座にてお願いいたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。決算特別委員会に付託をされました認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定についてまで、7議案、慎重にご審議を頂きまして、全議案認定すべきものと決させていただきますようお願いを申し上げまして、ご挨拶にさせていただきます。よろしく申し上げます。

○康村委員長 本委員会に付託されました議案は、お手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。本日から3日間、決算審議を願うわけですけれども、理事者側より大量の資料が提出されております。審議をスムーズに行えるようにという趣旨で提出されておられますので、どうか委員各位におかれましては、こういったことを十分お酌み取りいただき審議していただきたいと思っております。

また、コロナウイルス感染症対策のため、約1時間ごとに10分程度の休憩を取りますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

ここで皆さん各委員にお諮りいたしたいと思っておりますが、この議案の質疑の方法ですが、従来どおり総括と歳入をまず質疑していただき、総括と歳入の質疑が終わってから歳出の質疑をお願いいたしたいと思っておりますが、これでご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 異議なしと認めますので、これで各委員の皆さん、質疑をよろしくお願いいたします。

それでは、認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑はございませんか。少ないので、総括も歳入も一緒をお願いします。

牧浦委員。

○**牧浦委員** 4番、牧浦です。長丁場になりますが、よろしくお願ひいたします。

まずは、決算成果に関する報告書が年々分かりやすく構成いただけていること、また、決算書についても、項目別、どの課が管轄しているのかを詳細に記載していただき、また、タブレット資料につきましても、今まで口頭で質問をしていただいたことまで網羅いただいております。これからは時間を短縮しながらも内容の濃い質問ができることを感謝いたします。

そこで、監査委員から提出していただきました意見書の中から質問させていただきます。

1つ目、歳入で一般会計における町債残高115億8,645万円と、前年に比べまして5億4,854万円と減少していますが、公債費は歳出の17.2%を占めています。経常収支比率は99.3%で、1.8%増しとなっています。この結果から財政構造の弾力性についてどう考えるか、お願ひいたします。

2つ目、町税は前年度比2,105万円で調定額に対する徴収率は90%で0.3%増し、収入未済額は前年度比224万円増加、収納対策に積極的に取り組まれています。一方、住宅使用料、駐車場使用料の収入未済額は1億1,700万円、前年度比145万円減。町営住宅の現年度分調定額に対する収納率は81.9%と前年度比0.5%となっているが、上牧町債権管理条例に基づき考え方を述べてください。

それでは、歳出の部分です。1つ目、歳出については、三セク債、医療費扶助費が大きな負担となっているが、どう考えておられるか聞かせてください。2番目、新型コロナウイルスの予算執行の影響をどう考えておられるのか聞かしてください。

次に、不用額2億8,168万円について、前年度比2,936万円増となっていますが、確かに予算の節約効果をもたらすものですが、予算編成時における事業計画の精査や制度の考え方を聞かせてください。

4つ目、町保有の施設について、個別施設計画の策定の進捗状況は。今年度立ち上げられました公共施設等マネジメント推進委員会の内容とともに聞かせてください。

5つ目、今後、職員の退職が継続して起こることが予想されるがどう考えておられるのか。また、再任用職員の配置が今年度より変わったと思いますが、どのような考え方で変わったのか教えてください。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○**康村委員長** それでは、順次答弁をお願ひいたします。

総務部長。

○**阪本総務部長** おはようございます。今、委員の質問の中の監査委員の意見書の中からとい

うことで、たくさんご質問を頂きました。その部分につきまして、一つずつ回答をさせていただきたいというふうに思います。

まず、1点目の一般会計における町債残高115億8,645万円、ずっと文書を読んでいただきました。そのポイントとなる部分だけを説明させていただきたいというふうに思います。まず、経常収支比率99.3%となっております。前年度より1.8%のポイントが増加しております。この部分につきましては、今回の経常収支比率につきましては、普通交付税につきましては微増しておるんですが、普通交付税と臨時財政対策債を合算した実質的な地方交付税が交付税の減となっております。それと、経常収支比率におきましての歳出につきまして、先ほどの公債費の部分でございます。公債費の部分につきましても据置き期間の縮減の影響による公債費の増となっておりますのでございます。

それと、もう一方、高齢化による後期高齢者医療費及び介護保険特別会計への繰出金の増によりまして、今回99.3%の経常収支比率が上がったというところでございます。

続いてよろしいでしょうか。

○康村委員長　ここで質疑があります。

牧浦委員。

○牧浦委員　それでは、これは県の資料なんですけども、平成29年度なんですけど、経常収支比率の市町村平均は奈良県が97.6%。これは全国平均47都道府県で46位であります。このときの上牧町は98.7%ということで、やはり今回も、今、部長、言ってくれはりましたが、下がり調子であることは改善していかなくてはならないと思いますが、いかがでしょうか。

○康村委員長　総務部長。

○阪本総務部長　経常収支比率につきましては、今回、第6回の補正でも少し計上させていただいておりますが、繰上償還をさせていただきました。この部分につきまして、臨時財政対策債の繰上償還をさせていただいたんですが、こういう部分を繰上償還していくことによりまして経常収支比率や実質公債費比率の減になってまいります。やはり、そういうふうな部分を見据えながらいかに減らしていくかというのが大事な部分になってくると思います。

先ほど言いましたように、第6回で計上させていただいた部分につきましては、経常収支比率の部分につきまして、単年度でございますが0.38%の減になると。もう一方、実質公債費比率につきましても0.45%のマイナスになるというふうなところで、今後、そういう部分につきましても考えながらやっていかなければならないというふうには考えておるところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当にしばらくはしようがないでしょうという感じだと思います。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 総務部長。

○阪本総務部長 次のご質問でございます。町税の部分についてのご質問になるかというふうに思います。今回、徴収率が90%と前回89.7%で0.3ポイント上昇をしております。この部分につきましては、現年度分の個々の税を、資料でも提出をさせていただいておるんですが、歳入の決算書のナンバー2を見ていただきましたら一番よく分かると思います。

個々に少しだけ説明をさせていただきますと、町民税につきましては、昨年度より現年度分は0.7で、現年度と滞納分を合わせましても0.7%アップしておるといところでございます。また、固定資産税につきましても、現年度分につきましては0.2で現年度と滞納を合わせまして1.2%アップしております。それと、軽自動車税につきましても、現年度分が5.0%で、滞納と現年を合わせましても5.1%のアップをしているというふうな部分で、今回、徴収率につきましては90%というふうな内容になっております。

また、徴収課のほうでも収納の対策として積極的に取り組んでいるというのが現状でございます。その部分につきましては、督促状や催告書等を発送させていただいており、また、給与や年金の照会、預金調査など様々な調査をさせていただき、また、不動産の差押えなども積極的に行っているのが今回の徴収努力に表れているのかなというふうには考えているところでございます。

もう1点、分納誓約につきましても、分納をしていただいているにもかかわらず支払いが滞っているという方も見受けられますので、そういうふうな方につきましても、電話や戸別訪問をさせていただき積極的に取り組んでいるのが今回90%、0.3%上がったという原因でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当に債権管理条例に基づかれて執行していただいていると思うんですけども、これについて、個々については決算書の中でまた質問いたします。ありがとうございました。

次、お願いいたします。

○康村委員長 総務部長。

○阪本総務部長 4つ目の町営住宅の部分の考え方というご質問でございます。町営住宅につきましては81.9%、前年より0.5%減になっておるわけなんですけど、30年度決算では4.何%か

の上昇があって、今回0.5%の減となっておりますが、この減の要因といたしましては、督促状も発送させていただいているんですが、そういうふうな取組を担当課のほうでは積極的にやっただけでいるわけなんです、また、一方で分納誓約をしておられる方がおるんですが、分納誓約をしておられる方が滞っているというのが現状でありまして、そういうふうな取組もさせていただいているんですが、その部分におきまして0.5%の減になっているというのが大きなところでございます。

それともう一方、転出等もされておられる方もおられます。そういうふうな部分につきましても積極的に調査をさせていただいているんですが、なかなか徴収率には反映できていなかったというのが今の現状でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 今聞かしていただくと、やっぱり分納誓約ですか、これが1つのキーワードになるのかなと思います。この分納誓約の部分、もう少し分納していただいてもまたやっもらえるような工夫ですか、また、よろしく願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 総務部長。

○阪本総務部長 次に、歳出面においてというご質問の中の三セクの部分と、それと、コロナの予算の執行状況についてというご質問でございます。三セク債につきましては、この予算・決算に関する報告書を見ていただきましたら、43ページでございます。よろしいでしょうか。

○牧浦委員 お願いします。

○阪本総務部長 この部分につきまして、附帯決議がついておりまして、毎年、決算のときには資料を提出するという形で議員の皆様にお示しさせていただいているわけでございますが、見ていただきましたら、元年度の部分につきましても前年度と変わりがなかったと。(1)番の土地開発公社の引継ぎの土地の状況につきましては前年度と変わりはなかったというところでございます。

それと、(2)の三セク債の償還状況でございますが、毎年約2億円ずつの償還をさせていただいております。元年度の末の残高が31億6,987万6,000円というような形になっております。この部分につきましては、平成25年11月29日に42億円の借入れをさせていただきました利率が0.87%というふうな借入れでございました。今後の見直しにつきましては、令和5年に見直しによる借換えをすることになっております。5年度末の元本返済額につきましては5億8,391万9,000円で、利子の支払い額は8,879万4,215円であるというふうな形になって

おります。その時点での借換額につきましては25億8,595万7,000円になるというふうなところでございます。もう一方、この三セク債の部分につきましては、利子の40%が特別交付税に入ってくるというのを申し上げておきます。

次、行かせていただいでよろしいですか。

○**牧浦委員** 医療費、扶助費に行ってください。

○**阪本総務部長** コロナの予算の執行状況につきましては、今、第一次予算、第一次の交付金、それと第二次の交付金につきましては進めておる状況でございます。第一次の交付金につきましてはほぼ執行ができておまして、あと、第二次の交付金につきましては、今はクーポン券の発送もさせていただき、あと各担当課のほうで事業を進めていただいでるような状況でございます。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 確かに三セク債、本当に足かせになっている部分ではあるとは思いますが、本当に毎年きちんと2億円ずつ減っていっているところに安心を覚えます。それと、医療費と扶助費の考え方、大きな負担になっていると思うんですけど、考え方を、どう考えておられるか教えてください。

○**康村委員長** 総務部長。

○**阪本総務部長** 医療費と扶助費の考え方でございますが、少子・高齢化の時代に突入をしております。その部分につきましては、医療費や扶助費が年々増加してきているのが今の現状でございます。今後、この部分につきましても上昇していくというふうに考えているところでございます。

○**牧浦委員** 分かりました。

次、お願いいたします。

○**康村委員長** 総務部長。

○**阪本総務部長** 次、不用額のところでよろしいでしょうか。今回のこの不用額につきましては、大きく出ている部分につきましては、今回、コロナの影響もございまして小・中学校、また幼稚園の部分につきましては、学校が休校になったということもございまして。その部分につきましては、学校の部分で不用額が大きく出ている部分も1つの原因であるというふうには考えているところでございます。

また一方では、予備費のところ、以前でしたら500万円から2,000万円に計上させていただきました。その部分の不用も出ておまして今回の不用額となっております。状況でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。本当にコロナももう既にここから影響が出ているということも分かりました。結構その不用額については2億8,000万円ぐらい出てるのでどういうことかというの、確かにコロナの部分であったのも確かだと思います。

次、お願いいたします。

○康村委員長 総務部長。

○阪本総務部長 この不用額につきましても、事業を工事の差金とかいろいろそういうふうな部分もございます。事業を見直ししていかに削減ができたかという部分もございますので、そういう部分も含めましてこの不用額になっておるといふふうにご理解をお願いしたいというふうに思います。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 確かに予算の節約効果ですか、そういう部分もたくさん見られました。またこれからもよろしくお願いいたします。

それでは、次、町保有の施設についてお願いいたします。

○康村委員長 総務部長。

○阪本総務部長 町保有の施設と申しますと、今、個別施設計画を進めている状況でございます。この部分につきましては、横断的に調整をさせていただきながら会議を進めている状況でございます。そのときに、昨年度より内部のほうで公共施設のマネジメント推進委員会も立ち上げさせていただいて、昨年度に5回の会議を持たせていただきました。その中で、個別施設計画の意義の説明、それと、職員による各課所管の施設の状況確認及び利用状況などのデータ管理を行い、現在は今後の施設の在り方を検討しているというのが今の現状でございます。この部分につきましても、今年度中に個別施設計画を策定しなければなりませんので、今後におきましてもこの部分をさらに横断的に調整をやりながら進めていくというふうな状況でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よろしくお願いいたします。本当に町保有の施設の中にも公民館もありますので、なるべく早くよろしくお願いいたします。

それでは、5つ目の職員の退職のことについてお願いいたします。

○康村委員長 総務部長。

○阪本総務部長 職員の退職の部分でございます。令和2年度末の退職予定者が11名というふ

うな形になっております。それと、また、令和3年度末の退職予定者も17名と。ここ二、三年で退職されていかれる方が多くいておるといふような状況でございます。退職していかれる方につきましては、再任用職員で残るのかどうかというのも人事担当課のほうで調査をしていただいております。その部分につきましては、まだ、どの人が残ってどの人がそのまま退職していくのかという部分はまだ把握しておりません。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 今後、ますます恐らく退職される方のほうが増えてくると思うんです、ここ5年間の間に。そしたら、一番懸念するのが、今までは退職された方は1つの部屋におられたと思うんですけども、今は各課に分かれておられると思うんです。例えば私もサラリーマン時代があったんですけども、もともと上司の方が自分の部下になっていると。これは何かそういう問題はないでしょうか。

○康村委員長 総務部長。

○阪本総務部長 問題といいますと、具体的にどういふうな。

○牧浦委員 例えば今まで上司だった人が、うちの前の会社の例なんですけども、上司であった人であったのでやっぱり使いにくいとか、そういうことは実際にあるのかなのか。

○康村委員長 総務部長。

○阪本総務部長 やはり考え方といたしましては、役場の職員でありますので、再任用職員になった時点ではもう管理職が取れておりますので、そういうふうな部分を区別するんじゃないんですけど、そういう部分で明確にしていきながら進めておるような状況ではございますが、やはりどこか一つでは元上司だったのでやりにくいという方もおられるかもわかりませんが、そこは考え方を変えていかなければ、今後、この再任用職員につきましてもなかなか難しいような状況にはなってくると思うんですが、そこは、その担当課長、部長がそういう部分で指導していくというふうな状況が必要ではないかなというふうには考えております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 安心いたしました。まさにそのとおりでと思います。そういうことが町全体でこれから再任用の方が増えてくると。そういうことを常に、再任用をされて役職が取れると。だから、再任用をされる側のほうもそうですし、また、今度管理される管理職のほうもそういう考え方でやっていただけるようによろしく願いいたします。

総括については、これで終わりたいんですけども。

○康村委員長 答弁よろしいですか。

総務部長。

○**阪本総務部長** 今、委員おっしゃっていただいたとおりだと思います。今後につきましても、そういう再任用職員の部分につきましてはしっかりと進めていきたいというふうに考えております。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** よろしく願いいたします。

入の資料を持ってこなかったの、一遍行って、また入で出てきてよろしいですか。

○**康村委員長** それなら、総括をまず行きます。

○**牧浦委員** ありがとうございます。

○**康村委員長** ほかに、上牧町一般会計歳入歳出決算認定の総括について、質疑ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**康村委員長** それでは、これから歳入について質疑を行っていきます。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○**石丸委員** 石丸典子です。おはようございます。よろしく願いいたします。決算特別委員会の委員のメンバーは、今年この9月の決算特別委員会のメンバーは、私以外、平成30年度決算特別委員会のメンバーでもあります。皆さん、慣れられますようにしっかり質疑をしていただきたいと思います。

私のほうは、歳入のところなんですけれども、まず、平成元年度決算の特徴を形式的な見目のところの特徴を言いますと、事業別の決算書にさせていただいたということで本会議場でも総務部長からも説明ありましたとおり、新たに事業別決算書ということで、予算書に倣った形で統一をしていただきました。その結果、ページ数は175ページ立て。昨年度の平成30年度決算は107ページでした。70ページぐらいの分量になってくるわけなんですけれども、今後この事業別で表していきますとますますページ数は増えるのではないかと危惧するところです。ちなみにコロナウイルス感染症対策等については、それぞれの課ごとに新型コロナウイルス感染症対策というふうな記述になっておりますので、その辺りについては、ページ数ばかり増えますと、逆に繰っていくので見づらいところもありますので、議員のほうからはいろいろ申し上げますけれども、その辺で、私も事業別、事業別と言いながら全て事業別にするとかえって見にくい部分もありますので、その辺は臨機応変にまた工夫を頂けたらと思います。

それと、担当課の名前を入れていただいたりというところでも大変ご苦勞をおかけしているなというところが見受けられました。それは、老人福祉費のところ、担当が福祉課になる部分と生き活き対策課になる部分がありまして、今回はこの部分が流用という形で同じ金額で合わせられたということで、そこまでしていただいているのかなということで、流用のところが増えてきて、またそのページ数増の要因にもなったかと思います。

それと、決算成果等に入れられてない特徴としまして、令和元年10月から消費税が8%から10%に引き上げられたことに伴ういろいろな事務増加、それとプレミアム付商品券事業、これは全額国の交付金事業でありますけれども、これも住民に関わる事業として今回の決算には表れていました。

それと、教育保育の無償化等も消費税増税に伴う福祉の充実という点からあります。それと、新型コロナウイルス感染症対策が令和元年3月、年度末からいろいろ改正をされ、予算執行額としては少しなんですけれどもいろいろご苦勞いただいているなというところで、人件費のところからもかなり補正なり増額で決算がされているところから見受けられました。

全体としてはそれですが、中身のほうで、また歳出のほうで詳しくお伺いしたいと思います。

それでは、歳入ですけれども、一通り資料は見せていただきましたけれども、町税のほうは資料のほうで確認させていただきましたので、それ以外のところでお聞きをいたします。

決算書の歳入の18、19ページですけれども、利子割交付金です。予算に対しておよそ半額の執行額になりました。この説明をお願いしたいと思います。それと、株式等譲渡所得割交付金についても約半額の執行額です。ご説明、お願いいたします。

それと、次は、22、23ページの交通安全対策特別交付金ですけれども、このところにおいては205万5,000円ということで決算額が年々減少していますけれども、要因としてどのようなものがあるのでしょうか。

次は、24、25ページの土木使用料で、住宅の町営住宅、改良住宅のところですがけれども、先ほどの委員の質疑の中で徴収率が下がっているということがありましたけれども、私は、徴収率というよりも令和元年度、どういう取組が行われたかという観点でお聞きをしたいと思います。令和元年度の予算委員会的时候には、これまで徴収者が担当されていた部分を振込や納付書で対応するとのご説明があったところですがけれども、その体制と影響とどうであったかをお聞きしたいと思います。

それと、この部分ではもう1点ですけれども、改良住宅のところでも徴収率、予算に対し

てちょっとずつ低いんですけども、改良住宅においては生活実態がないと思われる物件が見受けられますけれども、それはどのように把握をされているのでしょうか。その2点です。

次、教育使用料の中で同じページです。備考のところでは体育施設の使用料が上げられております。その中でお聞きをしたいのは、体育館の使用状況です。資料では、決算額として189万4,000円ということで上がっておりますけれども、どういう使用状況かといいますと、その件をお伺いしたいと思います。

次は、30、31ページのところで、これは教育費国庫補助金で、久渡古墳郡の整備に係って補助金が行われているんですけども、31ページのところで社会教育費補助金ということで「歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業費補助金」ということで上がっておりますけれども、これは入の資料で上がっているんですけども、出のところには出てきませんので、この事業についてお聞きしたいんですが、今回、ここでなくて歳出のほうでお聞きをします。歳入のところで、整備の年次計画イメージ図等ありましたが、内容としては歳出でお聞きをしたいと思います。これは結構です。31ページは結構です。

次は、38、39ページの財産収入の物品売払収入ですけども、予算では枠取りでありましたけれども、収入済み額11万2,820円が上がっております。説明をお願いいたします。

冒頭でプレミアム付商品券事業の件、お聞きをしましたがけれども、これは全て歳出のほうでお聞きをしたいと思いますので、歳入については以上です。

○康村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

税務課長。

○松井税務課長 それでは、順次ご回答を申し上げます。

まず、1点目の利子割交付金でございます。款3項1目1節1利子割交付金についてご説明を申し上げます。令和元年度における調定額及び収入済額につきましては361万2,000円、対前年度46%の減、金額にいたしまして307万8,000円の減となっております。一方、予算現額との比較におきましては、委員ご指摘のとおり317万9,000円の減となっております。

これの減となった理由についてご説明を申し上げます。令和元年度利子割交付金におきましては、予算額679万1,000円に対し調定額は361万2,000円で、予算額との比較におきましては、先ほどご説明させていただきましたとおり317万9,000円の減額となっております。このことにつきましては、例年、県から示される伸び率等を参考に当初予算を計上させていただいているわけですが、当該年度におきましては、同交付金の原資となる県民税の利子割に係る税収が減少したことによる減少だというふうに考えているところでございます。

○石丸委員 ありがとうございます。

○康村委員長 税務課長。

○松井税務課長 それでは、株式譲渡所得割交付金についてご説明申し上げます。款5節1目1節1 株式等譲渡所得割交付金につきましては、令和元年度調定額及び収入済額につきましては1,378万8,000円、対前年度18.1%の減、金額といたしまして305万5,000円の減額となっております。一方、予算現額との比較におきましては1,126万2,000円の減額となっております。当該予算現額との比較における減少につきましては、先ほどの利子割交付金と同様、例年、県から示される伸び率等を基に当初予算を計上させていただいておりますが、当該年度におきましては、同交付金の原資となる県民税の株式等譲渡所得割に係る税収の減少が要因であるというふうに認識をしているところでございます。

○石丸委員 ありがとうございます。結構です。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書22、23ページ、交通安全対策特別交付金の減額について説明させていただきます。この交付金につきましては、交通安全特別交付金は交通反則金として納付される反則金の収入を資源とし、地方公共団体が単独で道路安全整備経費に充てるための財源としての交付金でございます。下がり値としましては、前年度から20万円ぐらひは下がっていると思えますけれども、これにつきましては、要因といたしましては、やはり大津事故の以来、交通違反等がかなり減ってるのかなという部分もありますし、その部分の交付金になりますので、反則金が減ってるということが要因かなとは考えられることではあります。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。結構です。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 24ページの住宅使用料の部分でございます。これにつきまして、質問の取組の部分で納付の口座振替のところというお話でございます。これにつきましては、口座振替にさせていただくというような取組、お話もさせていただいている中でなかなか進んでいないというのが現状でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ということは、これまで、たしかシルバー人材センターか何かに委託で徴収をされていた部分も含むと思うんですけれども、では、ほとんど納付書で自主的に納めて払って

いただくというところで、払えない方については分納の相談等をされるということですか。
件数とか状況はどのようなものですか。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 手持ちで件数のところはないので後ほどご提示させていただきたいと思
いますけども、今、委員おっしゃいましたとおり、納付書で納めていただいているというの
が大半であるということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 担当課の職員なり徴収課の職員の方が出向かれるという場面はあるんですか。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 これにつきましては担当課になっておるんですけども、出向く場合もあ
ります。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 委託というか徴収者にするのと担当職員が行くのとでよしあしがあるというふう
なことが前あったんですけども、それは町の担当者が行かれたほうが確実というか、しっ
かり説明ができるというふうな認識でよろしいですか。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 しっかり取り組んでいただきたいと思います。

それで、2つ目にお聞きしました改良住宅ですけども、ずっと外を歩いてみましてもか
なり生活されてないようなところが多いんですけど、その辺はどのように認識され、処理さ
れていますか。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 この点につきましては非常に難しい問題もございまして、一概に生活実
態がないというところの中で、例えば入院されているとか、例えば長期に旅行されてるとか、
そういういろいろな条件ということも考えられます。ですので、一概になかなか生活実態が
ないからそこは住まれていないというのを判断するのはなかなか難しいのかなというのを考
えているところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 その難しいところですけども、担当課としてはそれぞれの個々の状況は把握さ

れているということですか。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしておきます。結構です。

○康村委員長 次、お願いします。体育館、体育施設。

社会教育課長。

○森本社会教育課長 体育館の分で決算と予算の第一体育館の違いでございますけれども、第一体育館につきましては、第二体育館とともに通常どおり4月から2月までしておりましたけれども、3月2日からご存じのように町の公共施設の部分が休止になった部分でこのような減額となっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 全体の体育館の利用状況ですけれども、常時使われている、継続的に使われている方がほとんどを占めているというふうに思われますけれども、今年度、私、一般質問の項目で入れておりますけれども、このたび北葛4町と葛城市、香芝市、高田市を含む7町で体育施設等も含む体育施設と文化施設の公共利用等が検討されるわけですけれども、先ほどの委員の質問の中で、個別施設計画に当たっているいろいろ利用状況等把握をする会議も開かれているということですが、なかなか他町の方が使われる余地がないのではと思われそうですけれども、その現状、町内の方でも新たに使うというのはなかなか難しい状況だと思いますけれども、この第一体育館、第二体育館の利用状況、どうですか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 今、石丸委員おっしゃったように、ほとんどの方が町内の利用の方でございますけれども、中には町外からスポーツ団体の方も使っておられまして、当町といたしまして、町内在勤在住とかの縛りはございませんので、空いていましたら利用状況は可能となっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 でも、今後、対象の地域が広げられると町民の利用がちょっと厳しくなるのではないかとと思われるところです。

あと詳しい内容は一般質問で上げておりますので、このところはこれで結構です。ありがとうございます。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、決算書39ページになります。物品売払収入についてのご質問でございます。この部分につきましては、令和元年度におきまして幼稚園バスを新たに更新させていただきました。前の幼稚園バスにつきましては、平成6年度に購入したものでございます。25年以上たっておりますので更新させていただくということでございます。更新させていただいた古いバスを売却した収入でございます。この部分につきましては、公募による一般競争入札を行いまして応札いただきました業者につきまして売却をさせていただきまして、収入となったということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりましたが、売却されたのはいつですか。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 一般競争入札を2月から3月にかけて実施させていただきまして、契約におきましては3月23日にさせていただきまして、年度末にはなるんですけども、収入を納付いただいたということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。

以上です。

○康村委員長 ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分、再開いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

○康村委員長 それでは再開いたします。

まず初めに、先ほどの石丸委員の質問に対して答弁をお願いいたします。

生活環境課長。

○吉川生活環境課長 ご迷惑をおかけしました。改良住宅の口座振替の戸数ということでございます。これにつきましては153件、そして、町営住宅につきましては77件ということになっております。

○康村委員長 石丸委員、よろしいですか。

○石丸委員 はい。

○康村委員長 それでは、これで石丸委員の質疑は終わりました。

それでは、令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の質疑をお願いい

たします。

牧浦委員。

○**牧浦委員** よろしくお願いいたします。町税4税なんですけども、本当にタブレットに今まで口頭だったやつを入れていただきましてありがとうございます。そこで、差押えなんですけども、預金、給与、年金とありますが、手順はどうかということをお聞かせください。また、その中に生命保険、自動車、携帯電話ともありますが、これについて説明をお願いいたします。

町税の法人分で法人数の増減はあったかどうかを教えてください。固定資産税、収入未済額もかなり増えています。徴収率は80.5、前年比0.2%減。大口滞納の収納見込みはないですよ。もしこれがないとしたらどのぐらいまで影響があるのか。大口滞納がないと仮定してどんなものなのか。それと、また、これはいつまで影響するのか教えてください。

18、19ページ、森林環境譲与税。これは使途が決められていると思うんですけども、上牧町の場合、どう使うのか。今は基金に積むしかないんですが、将来的なことを聞かしてください。

20、21ページ、子ども・子育て支援臨時交付金、子育てのための施設等利用給付、公立はないと思うんですが、私立です。地域子ども・子育て支援事業の実費徴収に関わる補足給付を行う事業の説明をお願いいたします。

22、23ページ、民生費負担金、保育料現年度分、滞納繰越分なんですけども、結構徴収ができていますけども、どのように工夫されて徴収されたのか。これから先もどのようにされていくのか教えてください。

24、25ページ、ペガサスホールの大ホールが一般の利用が88件と大幅に増えました。これは何かをされて増えたのかどうか教えてください。

同じページの土木使用料、町営住宅で滞納件数が29件、収納件数も9件と増えているのが、僕は口座振込によるものだと思っていたんですけども、これはどのような方法で増えたのかどうか教えてください。

もう1つ、改良住宅もそうです。滞納件数が29件と増えています。収納もまた6件も増えているんです。これも口座振込によるものではなかったらどのようにして増えたのか教えてください。その下の町営住宅駐車場もそうです。収納が3件できましたが、これもその方法はどうか教えてください。

26、27ページ、衛生手数料、一般廃棄物処理業者許可更新手数料が4万円と増えています

が、これは業者が増えたからなのか、手数料が上がったのか教えてください。

28、29ページ、これは出のところにもあるんですけども、衛生費国庫補助金、子ども・子育て支援交付金、先進地、愛荘町、高浜市に行かれたと思うんですけども、内容と、子育て・子ども支援のためになったことを聞かしてください。

それでは、34、35ページ、農林商工業費県補助金、市町村農業委員会米政策改革特別推進事業補助金について教えてください。また、その下の経営所得安定対策直接支払推進事業費補助金についてもお願いいたします。その下の地籍調査費補助金は去年の半分なんですけども、これは調査が進んでないのか、それともどうなのか教えてください。

その下の農地利用最適化交付金、前年度はなかったんですが、農業委員の賃金ってちょっと分かりにくいんですけども、業務内容の説明をお願いいたします。

その下の団体営ため池防災対策調査計画事業補助金、これは報告はあったんですか。説明をお願いいたします。

次、36、37ページ、財産収入、財産貸付収入になっております。服部地区行政財産使用料、これは聞いたと思うんですけど、前は違うところで処理されてたんですけども、どうなっているか教えてください。また、住宅使用料として処理されていた66万4,448円はどこにあるのか教えてください。

それでは、42、43ページ、雑入、巡回バス広告料、減っていますが、お願いいたします。その同じ下の広報かんまきの広告掲載料について増えていますが、これについてもお願いいたします。その下から3行目、土地改良施設維持管理適正化事業交付金、これは中山谷のことだと思うんですが、どうなってこの交付金が出ているのか教えてください。

44、45ページ、地域生活支援事業費、移動支援事業費返還金。株式会社アイ・スタイルが不正請求をし5%の加算金を負いました。これでもう解決したのかどうか教えてください。その下の自治総合センターコミュニティ助成金、これがなぜ消防服なのかどうか教えてください。その2つ下、建物災害共済金、どこの分なのか教えてください。その2つ下、消防団員安全装備品整備事業助成金、これはさっきの自治総合センターコミュニティ助成金とともに説明ください。

以上です。お願いいたします。

○康村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

税務課長。

○松井税務課長 それでは、決算書16、17ページ、款1町税、項1町民税、目1法人分について

て、法人数の上限についてのお尋ねだったと思います。令和元年度におきましては、対前年度と比較して4法人増加をしております346法人となっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。結構です。

次、お願いいたします。

○康村委員長 徴収課長。

○阪本徴収課長 差押え等の照会のことをお聞きだったと思うんですが、そのことについて、給与、年金、預金、また生命保険等のことは各会社、年金局、自動車税係、あと、生命保険は生命保険各会社に調べさせていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それを知らしてどのように差し押さえしていくのか教えてほしいんです。

○康村委員長 徴収課長。

○阪本徴収課長 給与から説明させていただいてよろしいですか。給与につきましては、会社のほうからこの方は幾らという給料の明細を頂きまして、その中から差押えをしてはいけないという金額がございます、その金額以外に差押え可能額というのがあります。それを差押えさせていただきます。年金につきましても同じでございます。預金につきましては、銀行のほうから返事を頂きまして、この金額なら差押えできるという金額がありましたら即時に差押えさせていただいております。生命保険と自動車につきましてはなかなかできないものでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。本当にいろいろご苦勞をかけております。また、よろしくお願いいたします。結構です。

次、お願いいたします。

○康村委員長 徴収課長。

○阪本徴収課長 固定資産税につきましては、タブレットのナンバー10番を見ていただきまして説明させていただきますが、年々3,100万円の滞納がございます。滞納につきましては12%の滞納になりまして、合わせますと16.29%の滞納率になります。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。予想はついていましたが、これはどこまで影響するのか、何年度ぐらいまで影響するのかというのはどうなんでしょうか。

○康村委員長 徴収課長。

○阪本徴収課長 何年までということも徴収課のほうではお答えすることはできません。今現在、差押えさせていただいておりますが、なかなか競売にもかからず、うちのほうとしましても電話催告なり文書催告などをさせていただいておりますが何の返答もございません。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当にまさにその現状でしょうね。そやから、それを現状で恐らくどのぐらい逆にそれが続くのかなと思っております。これに関しては聞いておきます。ありがとうございました。

次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書18、19ページ、森林環境税の上牧町の今後どのように使っていくのかということですが、森林環境譲与税の用途については国より幾つかの例が示されております。間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用促進、普及啓発、森林整備及びその促進に関する費用とされております。上牧町で想定される活用例といたしましては、木材の利用促進や普及啓発などが考えられると考えております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そうでしょうね。本当に用途が決められていまして、上牧町はそれぐらいしかできないでしょうね。とするならば、上牧町は、これから先、これを積み立てていくじゃないですか。どういうことを計画されていますか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 まず、今、森林環境税84万2,000円のうち、1つは教育委員会のほうで森林教育体験学習の推進補助金として小学5年生の森林環境のほうにバス代として15万円を補助する予定でございます。その後、私どもも今ちょっと考えているのは、森林のほう、いろいろ出てきていまして、一応原則的には人工林の整備に補填するというのが基本的な考えでありまして、行く行くは、人工林は上牧町自体が少ないものが大体4筆ぐらいしかないんですけど、そのうち何筆かは整備されております。その部分につきまして同一の所有者もあるので、そういうことに対して意向調査をしてどうするかというのを調査させてもらいながら用途のほうを、間伐していくかどうかというのを調査等もさせてもらうような考えで予定させてもらうので、その辺で、また考えていこうかなという考えもあります。また、奈良の木ブランドとかいう木もありますので、その木を使って何かできればというところ

るもありますので、何か活用できることがあれば各課のほうで問合せしてまた使っていきたいと考えているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。片岡城の遊歩道のときにちょっと植林していると思うんです。多分これは使ってないと思うんですけども、ああいうイメージでよろしいのでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 人工林で手がかかってないところに対しての意向調査をして、その後どうするかということで、町で管理するか、その補助金に充てる予定としております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 結構です。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 決算書21ページの子ども・子育て支援臨時交付金の中の実費徴収に係る補足給付の部分のみでよろしいでしょうか。

○牧浦委員 それで結構です。

○寺口こども支援課長 資料が歳入の21で提出させていただいております。その中の地域子ども・子育て支援事業であります。実費徴収に係る補足給付を行う事業といたしまして、副食費、年長の方が対象になります年収360万円未満相当の世帯の子どもと、所得階層にかかわらず第3子以降の子どもに対する実費徴収に係る補足、副食費を補足する事業でございます、こちらのほうが未移行幼稚園に通っておられる方と上牧幼稚園に通っておられる方の対象者となる方に対する実費徴収の補足給付事業でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。本当にややこしかったので、今、聞いてよく分かりました。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 こちらのほうも歳入の資料25番のほうで提出させていただいております。保育料の滞納繰越分の部分でよろしいですか。40万7,000円の分ですか。

○牧浦委員 徴収が上がっているんですけども、これに関してどのような方法を取られたか。例えば徴税と同じようなやり方をやっておられるのか、それとも別の方法でやっておられる

のか。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 まず、未納通知を送らせていただきます。督促状、催告状で、また納付相談に来てもらって同じように計画書、分納誓約書という形で窓口で分納誓約、こういった形で幾らぐらいやったら払えるかなという形で対応させていただいて、なかなか滞納になっている分では一気に払えない方もいらっしゃるので、少しずつでも払っていただけるように申しまして、それでもまた滞ってしまう場合には電話等で納付のお願いをさせていただいたり、それから、承諾を得まして児童手当をもらっていらっしゃる方に対しましては、児童手当からの徴収もさせていただくことも可能なので、そういった形でお話をさせていただいて納付していただけるように努力しておるところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。本当に町税と同じようなやり方でやっておられるんでもないですね。どこかからも徴収できるとかあって、これからどのような、同じような方法のままで徴収を続けていかれるんですか。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 そうですね。やはり出向いたこともあるんです。元年度はなかったんですけども、もう転出されている方に関しましては、自宅のほうにお伺いしたり、お留守だったらメモを入れさせてもらって納付のお願いに参ったりしているところです。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。また、よろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 続きまして、ペガサスホールの使用料、一般分の増加の理由ということにつきましては2点あると思います。まず、1点目につきましては、近隣の市町村、団体の方がこちらを利用していただいたと。これがまず1点です。もう1点につきましては、平成28年度から再オープンいたしまして、年々リピーター率は増加。この2点だと思います。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。本当にお金のかかるペガサスホールなので、やっぱりそういう努力が一つ一つ重なっていったってまた要因につながっていくと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 それでは、町営住宅の徴収率についてでございます。これにつきましては、現年度につきましては81.9%ということになっております。これは、先ほど総務部長のほうから総括の中でも申し上げていただきましたけども、前年度比としては0.5ポイントの減ということになっております。今後、問題といたしましては、分納誓約の確実な回収ができていなかったというところもありますので、今後におきましては、その辺のところも強化していきたいというふうに考えているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そうじゃなくて、さっき口座振込が進んでないのにもかかわらず収納件数が9件増えているんですよ。これは何で増えたのか。それから改良住宅もそうです。先ほどの答弁では、口座振込が進んでないのにもかかわらず収納は6件増えていると。そやから、これはどういうことで増えたのかと。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 申し訳ございません。これにつきましては、今言っている口座振替は増えてないんですけども、職員が出向いていろいろ話の中で徴収できている部分、成果の部分ということで認識しております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ご苦労さまでした。本当にこれを行っている間は口座振込ができているからその分が増えたのかなと思っていたので、ありがとうございます。

それでは、次、町営駐車場に関しても一緒でしたね。収納件数が3件なんですけども、この方法もやっぱり出向いてということでいいのでしょうか。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。よろしくをお願いいたします。分納誓約、分納していただきと来るんですけども、恐らくなかなか払にくいから分納されると思うんですけども、その後のフォローが大変やと思います。またよろしくをお願いいたします。

○康村委員長 答弁、よろしいですか。

生活環境課長。

○吉川生活環境課長 次でよろしいですか。

続きまして、一般廃棄物処理業許可更新手数料についてでございます。これについては、許可業者8社の更新手数料となっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 前年度は2万円やったんですけども、今4万円になっているじゃないですか、前も8社で今も8社ということは、手数料が値上がりしたのでしょうか。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 業者数の違いでございまして、今回は8社。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○康村委員長 生き生き対策課長。

○林生き生き対策課長 それでは、決算書28、29ページの子ども・子育て支援交付金の中の旅費、愛荘町と高浜市へ施設見学に行かせていただいたときのどんな部分が参考となったかという部分でよろしいでしょうか。

愛荘町は上牧町と同じぐらいの規模でございました。専属の子育て世代支援センターに職員を配置いたしまして、いろいろな子育ての生まれる前から、生まれてからも6歳、未就学までの相談にいろいろ乗られていたという活動をされておりました。

滋賀県の高浜市でございますが、こちらのほうは上牧町よりちょっと規模が大きい市でございます。駅前に大きな施設がございまして、広々とお部屋を取られながらいろいろな活動されていたんですけども、その中で特に特徴的なのが、ちょっと発達に問題をお持ちの方とか不安を抱えるお母様、保護者の方に手厚く相談業務を展開されておられました。お部屋のほうもとても子どもさんがなじみやすいような形で工夫をされておられました。

そこで、歳出資料の87番ですけども、その2つの施設見学をさせていただきましてから、うちの子育て世代包括支援センターを開設するに当たりまして、いろいろとそちらの市町村を見習いまして工夫をさせていただいたところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ご苦労さまでした。これからも大変やと思いますが、またよろしくお願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書34、35ページの市町村農業委員会米政策改革特別推進事業費補助金について説明させていただきます。この補助金につきましては、県下の市町村が実施した米政策改革推進対策の円滑な推進を図るために、事業の実施に要する経費について補助金を交付するものである補助金という形で、奈良県農業会議から予算の範囲内で交付される交付金でございます。関連用途といたしましては、農業委員会費の需用費の消耗品に充てております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 続きまして34、35ページ、経営所得安定対策直接推進事業補助金について説明させていただきます。これにつきましては、水田活用の地域段階の事業実施主体が行う現場における推進活動や要件確認等に必要となる経費に助成しております。これにつきましては、関連歳出は農業振興費の農業関係調査及び生産調整実施計画書作成の謝礼及び需用費、役務費に充てております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 続きまして、地籍調査補助金について説明させていただきます。この補助金が少ないのではないかというご意見なんですけども、地籍調査といたしましたら、土地の部分になりまして、その筆数及び調査区の範囲によりまして金額が上下することもありますので、地籍調査区の範囲の筆数、土地の数、それによっても値段的なものが変わってきますので、全体的な測量の委託経費としてはその部分で下がった傾向であります。また、補助金につきましても、国からの県からの補助になりますので、補助額が申請している額、当初見越した金額より下がったことが原因であると考えております。

○牧浦委員 分かりました。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 予算34、35ページの農地最適化交付金について説明させていただきます。

きます。資料ナンバー75をご覧ください。農業委員会に関する法律の改正により農業委員の業務が増えたことに伴い、国はその活動と成果に応じて配分する農地利用最適化交付金を新設いたしました。これは、農業委員の積極的な活動を推進するため、農業集積や遊休農地の解消活動、成果に応じた手当を農業委員の基礎的な報酬に上乘せする支払いを、国庫で予算措置されたものでございます。

以上でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これは分配された交付金を12名で案分し、支給するとなっています。それで、なおかつ基礎給与というんですか、基礎報酬に足していくということなんですけども、上乘せされた分の業務というのはどういうことを今年度やられたんですか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 対象となる活動は、農業者の経営意向の把握と意向を踏まえた農地の貸手と受け手の調整、農地の利用状況調査、遊休農地所有者の相談活動、新規参入者への農地のあっせん、農地の利用状況調査、遊休農地所有者等の相談活動等を実施しております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それだけでもやっておられたんですね。僕、知らなくて申し訳ないです。分かりました。

次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、団体営防災対策調査計画業務補助金、資料ナンバー76をご覧ください。よろしいですか。これにつきましては、近年、地震、集中豪雨等により被害状況が多く見られたため、ため池についても防災減災対策を講じないととされました。昨年7月、8月に行われた全国ため池緊急点検にて抽出されたため池について、氾濫解析を行い、その結果を国に報告することになりましたことから、氾濫解析に係る事業費の歳入となっております。

内容といたしましては、対象になるのは池の下流から100メートル未満に保護対象物があるため池が対象となっております。上牧町でも緊急点検を県と行った結果7か所のため池となっております。

○康村委員長 牧浦委員。

- 牧浦委員 これは出でどこかにありましたか。
- 松井まちづくり創生課長 出のほうで122、123ページのところであります。それと、歳出の資料102ページのほうで見ていただければ。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 これは、僕、ちょっと忘れてしまったんですけども、7つの池の解析結果はまだ出てないんですね。
- 康村委員長 まちづくり創生課長。
- 松井まちづくり創生課長 一応解析結果は出ておりますので、令和2年度よりハザードマップを策定して公表いたしたいとは考えております。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。また、そのときはお願いいたします。
- それでは、次、お願いいたします。
- 康村委員長 総務課長。
- 山下総務課長 決算書37ページの一番下の財産貸付収入の部分で、服部地区行政財産使用料がどこに含まれるかというご質問だったと思います。タブレット番号の資料、歳入の82、83、同じような資料は出ておるんですけども、含まれているところにつきましては、土地賃借料の現年度分の中に含まれております。この部分につきましては、総務課の部分と住宅土地管理課の2課の部分が含まれているということでございます。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 土地賃借料の現年度分の中に含まれているんですね。そしたら、この中で106万7,272円引く66万4,448円引く、その残った分はどこになるのでしょうか。
- 康村委員長 総務課長。
- 山下総務課長 タブレットの先ほど言わせてもらった資料83を見ていただきたいと思います。この中で、1つ目の表で、土地賃借料の合計が106万7,272円が決算書ページに載っておる数字と同じでございます。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。服部住宅というのは、前年度は町営住宅、改良住宅の後に服部住宅があったと思うんですが、今はもうこっちのほうになったんですね。
- 康村委員長 総務課長。
- 山下総務課長 この部分におきましては、土地の地代部分でございます。服部住宅におきま

しては、家賃収入は家賃のほうの地代として払っていただいている部分でございますので、家賃はございません。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ちょっと分かりにくいですが、服部住宅の中に入りますと同じような住宅が建っているじゃないですか。その建物はもう全然関係なくして地代だけをもらっているというイメージでよろしいですか。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 そうでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。

○康村委員長 次、お願いします。

総務課長。

○山下総務課長 決算書43ページ、雑入の中におきまして、巡回バス広告料のご質問でございます。この部分におきましては、前年までは5社、5業者で広告料の収入があったわけでございますが、2社の業者がおやめになったというところで減収になったということでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 やめはった理由は何か分からないんですけども、営業みたいなことは行かれていますのでしょうか。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 この部分におきましては、営業のほうは行かしていただくようなことは言っておりますけども、コロナ禍で行けてない部分がございます。今年度におきまして、収入額の見直しもさせていただきましたので、広告料、安くなるような形でさせていただきましたので、増えればなというふうには考えております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 同じく決算書42、43ページの下の広報かんまき広告掲載料34万円についてでございます。前年度に比べますと約13万円増えているところでございますが、この分につ

きましては、昨年度2枠、すなわちA4、1枚分を2件していただいたことによる増となっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当に増やしていただけるといって大変なことなんですけども、努力がうかがわれます。また、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、歳入42、43ページ、歳入資料84ページをご覧ください。

土地改良施設維持管理適正化事業費について内容を説明させていただきます。この表にありますように、この交付金につきましては5年間の積立金を元にしての事業となっております。それにつきまして、内容といたしましては、5年間で町は30%、国・県は60%の積立てをして、最終的には1,900万円の積立金となっております。その分につきまして、補助金と今回事業をいたしましたので、その分につきまして交付金といたしまして90%、1,710万円の入を加えております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。しかし、今回、中山谷池のあれなんですけども、例えばほかに上牧町に池があるんですけども、こういう計画を立てられているところはまだあるでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 現在のところ、井戸ヶ尻池を計画しております。それも今年度から負担金のほうで積立てをさせていただいております。令和3年から5年間の積立てで、そのどこかの中でまたこういう事業を実施させてもらおうとは考えております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 大体中山谷池が終わったら井戸ヶ尻池とかいうような、大体一つずつを順番にとイメージですか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 一応対象となる池を選ばせてもらってさせてもらっています。資料といたしましては、歳出の106のほうで、今年度、根拠の資料として一応提出させていただいているんですけども。今回、事業をさしてもらった分もありますのでこれは資料で、予定としてはこういう形でさせてもらっています。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○康村委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 それでは、決算書45ページ、地域生活支援事業費、移動支援事業費返還金についてでございます。資料につきましては、歳入ナンバー85で提出させていただいております。この件につきましては、令和元年6月に締結いたしました示談書のとおり、令和2年3月25日をもって対象となる移動支援事業の全額及び加算金を含めた296万8,500円の全額を返金されております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 5%の加算金でペナルティーを与えて、これで解決したという認識でよろしいのでしょうか。

○康村委員長 福祉課長。

○中本福祉課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員 結構です。

次、お願いいたします。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、決算書、雑入の45ページになります。先ほどの下の自治総合センターコミュニティ助成金100万円の部分で説明させていただきます。この自治総合センターコミュニティ助成金というものは、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成されるものでございます。

今回、地域防災育成という形で、今回は消防団員の難燃新基準消防団活動服の更新費用といたしまして100万円充当させていただいたということでございます。資料につきましては、遅くなってすいませんが、タブレット番号、歳入の86のほうで掲載させていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、消防団員安全装備品整備事業助成金とともにお願いいたします。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、ちょっと先に飛びますが、その下の消防団員安全装備品整備事業助成金につきまして説明させていただきます。この部分につきましては、消防団員におきま

して防火衣、防寒衣、防火着ですが、それを130着分買わせていただきまして、その助成、充当させていただく金額が11万5,000円ということでございます。

この助成金につきましても、消防団員の安全の確保の促進を図る支援をするために、活動に係る安全装備品の整備に対する助成ということになっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、先ほどの自治総合センターコミュニティ助成金と、今の消防団員安全装備というのと、たまたま消防を充実さすという意味合いの下でたまたま重なったということだけであって、センターコミュニティ助成金はまだほかに使い方もあるということによろしいんですね。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 今回、自治総合センターコミュニティ助成金につきまして、今回消防のほうで使わせていただいたわけですが、違う年度におきましては、コミュニティバスの購入費用、2年度なんですけども、そういう費用に充てている場合もございます。また、それぞれの事業におきましてこの助成金を活用しているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。

それでは、建物災害の共済、どこの部分か教えてください。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、先ほどの上の建物災害共済金110万790円について説明させていただきます。この部分につきましては、平成30年9月にございました台風21号による被害の災害建物共済金になっております。内訳といたしましては、五軒屋憩の家、それと第一保育所、また、第一体育館、それと、消防団の屯所3か所の修繕費用の2分の1が共済金として下りてきた金額でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。ありがとうございます。これで結構です。ありがとうございます。

以上、私の質問は終わらせていただきます。

○康村委員長 それでは暫時休憩といたします。午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後1時00分

○康村委員長 それでは再開いたします。

認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

上村委員。

○上村委員 3番、上村です。午後からもよろしく申し上げます。

決算書107ページ、款衛生費、項保健衛生費、目母子衛生費の発達の遅れもしくは発達に障害がある幼児に対し支援する療育相談支援事業ほほ笑み教室について聞きます。決算書では166万9,995円となっており、予算書では210万6,000円となっておりましたが、予算委員会でも説明があったかもしれませんが、再度確認です。当初見込みの人数は何名の方を予定されていたのかお聞かせください。

それと、決算書では、参加者が平成29年では16名の方、平成30年は17名の方、3年目は8名の方と参加者が年々減少傾向のように思いますが、その要因はどういったことが原因だと考えられているのか教えてください。

それから、決算書109ページ、款衛生費、項保健衛生費、目母子衛生費、不妊・不育治療助成事業についてです。前年度で不妊治療を何名の方、不育治療を何名の方が受けられたのかお聞かせください。当初予算より金額が減っているその要因と、当初予算の出され方をお聞かせください。不妊治療であれば何名の方が出産にたどり着いたなど把握されているのでしょうか。お聞かせください。

113ページ、款衛生費、項保健衛生費、目健康推進事業費、自殺対策計画策定事業についてです。予算書では358万円、決算書では約331万円とあり、自殺対策計画協議会計画策定委員の報酬の9万円以外は委託料となっていますが、お聞かせください。県負担もあるこの事業の予算をどのようなときにどのような使い方になっているのか聞かせてください。

決算書139ページ、款消防費、項消防費、目災害対策、防災士資格取得支援助成事業についてです。令和元年度は2名の方が新たに防災士になられたようですが、予定人数は何人中2名で、そして、約2万4,917円の詳細と今後の上牧町の見込みといたしますか、お聞かせください。

165ページ、款教育費、項社会教育費、目青少年健全育成推進事業費、放課後まきっ子塾事業です。当初予算の642万5,000円、決算書の496万4,279円、約146万円の差額ですが、その要因をお聞かせください。

171ページ、款教育費、項社会教育費、目体育施設費の町民プール管理委託料539万3,628円について参考までに聞かせていただきます。この委託料の人件費等の内訳を分かる範囲でお教えてください。詳細といたしますか、教えてください。

同じく171ページの款教育費、項社会教育費、目体育施設費の第一体育館LED化工事について、当初予算707万4,000円、決算書は246万2,130円となっていますが、この差額の要因を教えてください。

以上です。

○康村委員長 それでは、一般会計の歳入歳出決算の歳入を締めるのを忘れておりましたので、ここで、一旦歳入を締めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入の質疑はほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 ほかになしと認めます。

それでは、歳出の質疑を始めます。

それでは、順次答弁をお願いいたします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、106、107ページにあります療育相談支援事業ほほ笑み教室についてご説明をさせていただきます。今回、当初予算額より少なかったというお話を頂きました。この参加者の方は、発達とかいろいろ日々の生活を子どもさんが送られる上で何か問題を抱えていらっしゃる子どもさんとその保護者の方がこの教室の対象者でございます。ですから、そのときの皆様の状態に応じて参加者は増減しますので、元年度についてはちょっと例年よりも少なかったということがございます。

それと、コロナのことがございまして、これは上牧第二小学校の教室を借りてペガサス教室を借りてそちらで教室をさせていただいているんですけども、感染の危険性があるということでしたら閉じさせていただきましたので、その分賃金等が少し余ってきたかと思えます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 分かりました。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、108、109ページの不妊・不育治療の助成事業でございます。

資料の86ページにお示しさせていただいております。3年間分にわたって資料を出させていただいているんですが、平成元年度につきましては、一般不妊治療につきましては15名の申請がございました。一般不妊治療につきましては1名の方がございました。一般不妊治療でございますので、十分PR等はさせていただいておりますが、治療が必要な方が申請をされるということでございますので何とも言い難い、申請があればお支払いするという形でさせていただいております。

元年度につきましてはですけども、お1人、お1組が妊娠をされております。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 お1人の方が今。出産にたどり着いた方は過去、おられませんか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 おられます。その資料のところにお示しさせていただいておりますとおり、妊娠出産に結びつかれた方は6名でございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 ありがとうございます。今後も、できるだけ手厚い対応、不妊・不妊治療にさらなる強化をよろしくお願いいたします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 この問題は、結構申出がないとこちらも把握はできませんので、いろいろな機会を通じてPRと、あと産婦人科の病院のほうにもPRをさせていただいております。こんなところでございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 分かりました。結構です。よろしくお願いします。

○康村委員長 次、お願いします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、112、113ページにございます自殺対策計画策定費でございます。資料をお出しさせていただいております。こちらのほうは元年度中に策定委員会を開催させていただきまして3回開催させていただきました。そこで報償費をお支払いさせていただいております。

それと、委託料でございますが、コンサルに入ってくださいまして一緒に考えていただいて検討も一緒にさせていただきまして、簡単なアンケートも整理をさせていただいております。それと、国の現状がどうなのかという分析も一緒にさせていただきながら策定をさせていた

いただきました。策定の部分の冊子も100冊作らせていただきまして、冊子代も込みの委託料でございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 コンサルの分がほとんどですか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 コンサルの分とコンサルにやっていただいた印刷製本費でございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 分かりました。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、決算書139ページ、消防費の中の災害対策費の一番下の地域防災力向上事業費の中の負担金補助及び交付金、防災士資格取得支援助成金について説明させていただきます。この部分につきましては、決算に関する報告書の中の23ページにも、助成事業ということで説明の部分を入れさせていただいております。元年度におきましては、2名の方の助成金を支出しております。大体お1人1万2,000円程度になろうかと思われまして。

毎年、この予算書におきましては20名の方の予算を24名分、24万円分取っておるんですけども、年々この防災士、人気がありまして奈良県のほうで受付をされておるんですけども、いつも抽せんになっておりまして、上牧町におきましては元年度におきましては、少ない方が防災士研修に受けられるということになったわけでございます。今回におきましては2名ということでございます。

今回、2名の方が追加されまして上牧町の防災士の方は現在114名でございます。そのうち男性が90名、女性が24名でございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 防災士、結構人気があるんですか。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 かなり人気がございます。今年度令和2年度におきましても、8月上旬から中旬にかけて募集されておりますが、例年100名くらいの募集なんですけれども、コロナ禍ということで60名。今年度におきましてはもっと厳しい競争率になろうかなと思います。今回、このような防災関係の防災士、年々人気はございます。でも、上牧町の方で抽せんに通られた方は少なかったということでございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 この防災士というのは更新とかは実費というのか、毎年ですよ。2年とか5年じゃなくて毎年更新ですか。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 更新というのはございません。防災士会の中の会員になられた場合は会員の会費を払われるという部分がございますが、会に入るのは自由でございますので、更新費用は発生しません。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 それと、最後に上牧町は大体何名ぐらいまで、どれぐらいまで防災士、めどといえますか、何人ぐらいまでいくと思われませんか。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 目標数値は設けておらないんですけども、各地域ごとに自主防災組織がございます。その中で防災士の方が活躍していただけるようにと考えておりますので、各地域ごとに防災組織の中に入っていただけるような形で募集していただきまして、防災士の力を発揮していただきたいと考えております。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 各地域でももちろん必要やと思うんですけども、やっぱり偏ったり満遍なく散らばっているのか把握できておられますか。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 多い地域でしたら10名程度おられるところもございます。少ないところでしたら1名、2名というところもございますが、地域に応じましてまだらでございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 その辺も偏ることなく各地域にそれぞれおられるようになるような周知の仕方等もよろしくをお願いします。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 このものにつきましては、毎年、各自治会長に8月の初め頃、県の募集が始まる前にこういった募集が始まりますよというような周知をさせていただいています。それと、町のホームページのほうにも奈良県のほうで防災士の講座の募集が始まりましたというような形の周知をさせていただいているところでございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 分かりました。今後も、おればおるほど頼もしい存在になってきますので、また、

周知のほうも徹底してよろしく申し上げます。ありがとうございました。

○康村委員長 次、お願いします。

社会教育課長。

○森本社会教育課長 続きまして、予算書、決算書165ページの放課後まきっ子塾についてでございます。当初につきまして645万円、決算につきましては496万円となっておりますけども、約140万円程度減額となっております。これにつきましては、当初、25回予定しておりましたけれども、コロナの関係で2月以降実施できないということで、3回実施できなくなりました。そのアドバイザーの方々の報酬でございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 この報酬代は1回当たりなんですか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 1時間1,500円掛ける大体2時間半程度、準備も含めまして後片づけも含めまして2時間半程度でございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 分かりました。ありがとうございます。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 続きまして、町民プールの管理委託料の人件費ということでございます。人件費につきましては、管理運営と清掃、両方合わせてなんですけれども、監視責任者単価が1万4,500円となっております。あとの業務の方につきましては1万円となっております。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 常時何名の方がおられますか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 現場管理の人が1名、そのほかの方が4名です。5名体制となっております。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 町民プールの運営に関しましては、賛否両論、いろいろな意見を聞きますけども、委託料の見直し等を検討していただきたいんですが、他町でいろいろ調べたところ、もうちょっと値段が、幾らとは言いませんが、安いところも聞きましたので、その辺の見直し等を検討してもらえませんか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 その辺につきましては、他町の動向も見させてもらいまして検討していきたいと考えております。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 次の予算に反映していただきますように強く要望して終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 続きまして第一体育館のLED工事の件でございます。不用額400万円程度出ております。この要因について説明させていただきます。当初、704万7,000円で組んでおりました。この件につきましては、29年度に第二体育館の耐震工事、そして、大規模更新工事をさせていただいた業者の方と、第一体育館を建てていただいた業者から見積りを取りまして平均を取って707万4,000円で組ませていただきましたけども、今の社会情勢を勘案させていただきまして、もう1回予算の調査をさせていただきまして、地元の業者さんにも来ていただきまして、もう少し足場の部分であったりLEDの球であったりということによって安価でできるということになりましたので、このような工事にさせていただいた次第でございます。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 そしたら、企業努力といいますか、品物の減額がメインになるんですか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 品物の品質、性能については全く落ちておりません。

○康村委員長 上村委員。

○上村委員 了解しました。以上です。ありがとうございました。

○康村委員長 以上で上村委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

東委員。

○東（初）委員 2番、東初子でございます。よろしくお願いたします。私のほうから少しだけ質問させていただきます。

まず最初に、予算書、上牧町歳入歳出決算書の60、61ページのところです。一番下のほうなんですけど、「すむ・奈良・ほっかつ！」事業費のところ、200万円の部分なんですけれども、そのところで内容を教えてください。

次に、予算書63ページ、出会い・結婚・子育て応援事業費の255万4,745円の部分ですが、

その状況をお聞かせください。

次に、109ページの予防接種事業費の委託料、予防接種委託料の4,365万8,530円の部分なんですが、その予防接種のところをお聞かせください。インフルエンザに関するところがお聞きしたいと思っておりますので、タブレットのところから見させていただきましたので、そこを説明、お願いいたします。

次、133ページの滝川水辺周辺地区整備事業費の3,694万3,500円の部分のところなんですが、国の負担のところと予算の部分と町の負担のところが変わっていますので、その説明をお願いいたします。

次、165ページの学校支援向上事業費、これはまきっ子塾のことなんですが、関連でまたお伺いしたいと思います。コロナの状況等よろしくお願いいたします。

一応それだけになります。

○康村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

総務部理事。

○中川総務部理事 そしたら、予算書62、63ページの「すむ・奈良・ほっかつ！」の事業ということでございます。この分につきましては、令和31年度の事業といたしましては、リトル・ママ、ペイドパブリシティーの掲載ということで、女性向けの雑誌、子育て中のお母さんが読んでおられる雑誌への4町での掲載、啓発、それと、これは30年度も実施させていただいたんですけど、アットホームという業者さんへのバナーの広告です。バナーを貼らせていただいて、家を探している方たちに見ていただいて、北葛への引っ越し者を検討するところへ誘導するというような事業でございます。

それと、北葛ママ座談会ということで、北葛4町の中で、例えば上牧町に住んでいる移住者の声を少し作成させていただきまして、現在、今ホームページにも掲載はさせていただいておるんですけども、移住者の声を作らせていただいて掲載させていただいているものでございます。

もう1つ、リトル・ママフェスタ大阪2020へのブースの出展ということをご予定しておったんですが、この分につきましてはコロナの加減で事業自身が中止となりましたので、この分については中止となっております。

それと、あとはほかに駅近くの看板への掲出という部分もあったんですが、この部分につきましても事業を実施する上で検討させていただいた時点では、この事業は中止というふうになっているところでございます。

それと、専門家による事業の詳細分析というようなことも少しさせていただいたというところの事業費でございます。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 ありがとうございます。子育て期間中のママさんがということで、北葛、北葛城ママ座談会ということで行われたということなんですが、どのような形で何名ほどの出席で行われたのでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 本町の方でだけお答えさせていただきますと、5人の方に出席を頂きまして、子育て中の家族であったり、少し年数からすると長い方から数年の方もいらっしゃるんですけども、そういった方が上牧町に引っ越してきた理由であったりとか、上牧町のいいところであったりとかというようなことを基に、5人の中で少しお話を頂いたというところでございます。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 ということは、この方たちは皆さん、移住してこられた方々の意見を頂いたということでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 5名の方のうち子どもの頃に転入してきた方が1人、あと、それ以外、県内からの転入者が2人、県外からの結婚されての転入という方が2人ということでございます。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。いろいろな前向きに雑誌掲載やバナー広告ということで行われているんですが、なかなか上牧町の人口を増やしていくということで頑張っていただいていると思うんですけども、その中で、先ほどの中でも一番大事なのは移住してこられた方がどのように上牧町に対して思っておられるかということも大事かと思うんですが、その辺の内容はどんな感じなんでしょうか。思っておられる、ほんの一部だと思いますけど。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この北葛ママ座談会といいますのは、この事業、「すむ・奈良・ほっかつ！」ということで立ち上げさせていただきまして、当初は町内というんですか、北葛4町を2つのルートに分けまして、バスツアーということで実際に訪れていただいたという事業をさせていただいております。

次の30年度におきましてはVR作成ということで、なかなか上牧町に訪れていただけない方に対してVRを作成させていただきまして疑似体験というようなことを体験していただいて、そういった形で知ってもらおうという事業をさせていただきました。31年度については、実際、移住者の声ということで住んでいる方の生の声をお届けさせていただいて、上牧町はこういうところがいいですよ、こういうところですよというようなことをお伝えさせていただいて、移住の検討をされている方に少しでも情報を提供させていただいて事業をさせていただいたというところでございます。

少しアンケートの内容からすると、あくまでも座談会の話の中ですが、食料品や日用品を買うお店が多いとか、病院も多いと。学校が近くにあって暮らしやすいというような形で、5人とも引っ越してきてよかったというような大きな話にはなりますが、5人とも引っ越してよかったよというようなお話かなというところでございます。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。少数意見かもしれないですけども、そういう暮らしやすいというようなことを聞いてちょっと安心するところでございます。

あと、その中で専門家の分析というところもあるんですが、そのほうはこのことに関してはどういう分析をされているのでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 少し専門的な方の意見ということであるので、やはり少し厳しい意見もあるのかなというふうに思っているところでございます。いろいろな形でブランディングということで少しさせていただきながら、北葛4町を知ってもらって移住をしていただきたいというふうなことから事業させていただいたんですが、結果的には、ブランディングを通じまして自治体自身が広域での取組としては評価できると。4町の取組としては評価できるんだけど、ただ的を絞った具体的な設定が必要であるというふうな意見も頂いております。といたしますのも、北葛4町に住む、あるいは北葛に来た場合、例えば北葛4町の中のこういった施設が共同で利用できるといったようなことが明確にもう少し分かるような形の事業をしてはどうかというように頂いておりますし、今後においては、ただ、地域のために働いていただける担い手を作っていくてはどうかと。あくまでも行政が移住定住をするに当たってPR活動というんですか、周知活動をさせていただいておりますけど、ただ、そうではなしに、住んでいる方、町内じゃなくても結構なんです。北葛4町の中でそういった担い手ですか、こういうところがいいですよというような形の町のために少し情報発信していただける

ような形の担い手を作ってはどうかと。そういうことを頂き、この部分につきましては、総合戦略の中で関係人口、交流人口というふうな規定もございまして、そういった方々がいろいろ情報発信していただくことによってそういった形の周知もできていくのかなというようにもご指摘を頂いたところでございます。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 よく分かりました。今後、こういう形で移住プロジェクトということなんですけど、今のご意見を頂いたというところもあるんですが、具体的にはどのように進めていける方針でしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この事業におきましては、少し総合戦略のほうにうたわせていただいていたということもございまして、先般、外部の検証並びに内部の検証も実施させていただいたところでございます。ただ、いつまで一定額、本町でいいますと200万円、各町200万円の800万円の事業をしているということもございまして、ただ費用と効果がどれだけかというのなかなか見えにくい部分もございまして、そういった部分をいつまでどう続けていくのかというような意見も少し検証の中でも出ておりまして、今後につきましては、「すむ・奈良・ほっかつ！」という名前は残す中で、移住定住のそういうどこかのブースに出展とかいう分は少し今のところ見合わせていくというようなことになっておりまして、ただ、今まで作りましたホームページであったりポスターであったりという部分がまだ活用できる、そういった資産的なものが残っておりますので、そういった分を活用しながら、ホームページも一部、今まででしたら出演料というんですか、女性の方を使わせていただいておりますので、そういった方への費用がかかってくるということもございまして、そういった分はかからないような状態でホームページを少し改修させていただきまして、あくまでも北葛4町の各町のいろいろある分も、今後はイベントとかもホームページに載せさせていただいて、北葛4町で今後もPR的なものは続けていきたい。それ以降については、今後、検討していくようなことになっているということでございます。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 よく分かりました。今後も先ほどの移住者の方の声のように暮らしやすい上牧町、住んでよかった上牧町ということで、今後も引き続き頑張りたいというふうに思います。この質問は以上です。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 決算書62、63ページの下のほうです。出会い・結婚・子育て応援事業費、こちらご質問のほう、現在の状況はということだったんですけれども。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 ありがとうございます。決算成果に関する報告書を読ませていただいたところの部分なんですけれども、10月のイベントでは、令和元年度、3組のカップルが誕生ということで、さらに3組の成婚者が誕生ということですので素晴らしいことだというふうに思います。1つなんですけど、この3組のカップルと3組の成婚者はまだ全然違う状態ということではないでしょうか。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 成婚者とそちらのほうのカップルというのは、イベント時にカップルになられた、今回、元年度は1回イベントを行いました。その中でカップルになられた方が3組ということで同一ではございません。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。なかなか近隣でもお話を聞いてても、お嫁さんが欲しいとかお嫁さんに行きたいとかいう方がおられても、ここの応援事業のほうに勇気を持ってお願いするというのはなかなか難しいみたいなんですけど、その辺の何か入り口とか、入りやすさというようなことは考えておられますでしょうか。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 中にはやはりイベント等に参加するのはなかなか町内であったらちょっと顔をさすとか、そういう形で遠慮したいという方もいらっしゃいます。しかし、今、個別相談等も行っております。そちらのほうではやはり親御さんも相談に来られて、自分のところの息子であったり娘であったりがまだ結婚をなかなかしない感じなんですけれどもという形で相談に来られている方もいらっしゃいます。その中で、やはりうまく話も進んでいる状況もございます。

それから、上牧町のほうでは登録制度というのを行っておりますので、そちらのほうでイベントだけではなくて、サポーター、今現在4期生までいらっしゃって14名の方で活動はいただいているんですけれども、その14名の方が、皆さん、全員が同じような形での活動はできないんですが、それぞれ自分ができることという形で個別に相談、個別に登録者の中からお相手を会わせて、それで婚姻のほう、成婚のほうに至ったというのもございますので、やはりそういうところからもいろいろ登録をさせていただいて、いろいろな方が巡り会えるよ

うな形で、イベントには参加しにくい方にはそういう登録制度のほうをお勧めさせていただいて、事業を進めているところでございます。

○康村委員長 東委員。

○東(初)委員 よく分かりました。そういうまた登録制度という違った形の切り口もされて、また、そこで成婚に結びついていっているというところもすばらしいかなというふうに思います。今後も上牧町で暮らしていただける、また、子どもさんを生んで育てていただけるように、またサポーターを含めて頑張っていたきたいと思います。この質問は以上です。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、決算書108、109ページの予防接種事業費の中の委託料の予防接種委託料について説明をさせていただきますが、インフルエンザのことだけでよろしいでしょうか。

○康村委員長 東委員。

○東(初)委員 タブレットのナンバー、歳出の88のところ、今、やはりコロナとインフルエンザというところのことがございますので、インフルエンザの件に関してお伺いしたいと思います。

まず、この資料を見させていただきますと、インフルエンザの委託料が1,663万6,950円ということで、受けられた方が一般で3,688人、生活保護世帯の方が138人、未接種の方2人というふうになっておりますが、一般の方の何歳ぐらいの方とかで、この金額の内訳をお願いいたします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 こちらのインフルエンザにつきましては、その88の資料にありますとおり、高齢者のインフルエンザの予防接種でございますので、65歳以上の方でございます。まれに60歳から64歳の方で基礎疾患、心臓病とか、あと先天性の免疫不全とか、あと腎臓の疾患とかをお持ちの方は60歳から64歳の方でも主治医の判断があれば受けていただくことはできております。本日60歳から64歳の方の人数、持ってきておりませんので、申し訳ございません。

○康村委員長 東委員。

○東(初)委員 分かりました。では、これは高齢者の方で65歳以上の一般の方というふうに捉えてよろしいでしょうか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。もう1つ、ここに未接種2人というのがあるんですが、これはちょっと分からないんですけど、説明のほうをお願い。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 予防接種をするつもりで受診されて問診をドクターがされます。そのときに聴診器を当てたり喉の奥を見たりとか、あといろいろ聞き取りをされるんですが、その場合に、予防接種には今の時期としてはよろしくないという診断をされた方につきまして未接種料金が発生しております。それが2人だったということでございます。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。接種をされずに、だけれども、かかるということですね。診ていただいたのでということですね。分かりました。

今、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中なんですけれども、秋から冬にかけて季節性のインフルエンザと同時流行が恐れられているとか懸念されているんですけども、それにしっかり備えなければならないということで、厚生労働省がインフルエンザワクチンを原則として高齢者、医療従事者、子どもなどから優先的に接種するという方針を決められているみたいなんですけども、その優先接種の上牧町としての対策はどのようにお考えでしょうか。また、その意義を事前に周知するというようなことはお考えでしょうか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今、委員がおっしゃられたとおり、優先接種という方法が今言われております。広報またはホームページ等でお知らせをさせていただく予定にはしております。お知らせするつもりをしております。窓口で問診票、予診票をお渡しする方もいらっしゃいますので、そういったときにはもちろんそういったお話も説明させていただこうと思っております。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 よく言われていますが、新型コロナとインフルエンザの症状が似ているということで、医療現場では両方の検査を行わなければならないケースが急増したりということの可能性があるので、医療機関の負担軽減のためにもインフルエンザの予防接種は大事だというふうに思われるんですが、そこでなんですけれども、近隣の自治体では例えば町でしたら王寺町、斑鳩町ですとか、市でしたら御所市、高田市、香芝市のほうでは、予防

接種の自己負担分の無料化を進めているというところもあるというふう聞いております。

この辺の事情、無料化に関して本町ではどのようにお考えでしょうか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今、委員おっしゃられたとおり、そういった話もお聞きしております。

ただ、広域7か町村でいいますと、今、3町が無料ということで、2町は従来から無料であったと思うんですが、今すぐという形はちょっと置いておきまして十分検討をしなければならないかと思っております。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。なかなか今すぐというのは難しいと思うんですけども、やはり町民の命と健康を守るためにしっかり前向きに対策等をお考えいただけたらいいかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○康村委員長 答弁はよろしいですか。

○東（初）委員 この件は以上です。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 予算書132、133ページ、資料ナンバー129をご覧ください。滝川遊歩道整備工事についての負担金の説明でよろしいでしょうか。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 報告書の22ページのところで見させていただいているんですけども、当初予算の概要のほうで見せていただいている部分で、全てが国の負担に決算ではなっているんですが、そのところ。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 この都市再生整備事業につきましては5年間で完成させる事業でありまして、5年間で全体工事費の40%が補助対象となります。そのことから年間で補助率を調整できることから本年度は100%になっています。その要因といたしましては、今年度、当初はこの工事に対しては補助率40%を見込んでおりましたけども、令和2年第4回の3月議会の補正で県のほうから追加の補助金が下りてきたことから、今回、本年度に対しましては、その分をあてがいまして100%補助という内容にさせていただいております。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。県のほうの補助も入ってということで100%。

○松井まちづくり創生課長 国のほうの補助です。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 県ではなくて国ですね。分かりました。それと、水辺のところなんですけども、遊歩道なんですけど、ちょっと前に水がということ聞いてたんですけども、水が多過ぎて段のところまで水が来ているという話があったんですけど、その辺の解消は。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 現在のところ工事は県のほうでなされていますので、うちの本町と県のほうで安全対策を今検討しているところでございます。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。安全対策、しっかり行っていただいて、皆さんが楽しんでいただけるとかくつろいでいただけるような場所にしていだけたらというふうに思います。

この件は以上でございます。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 まきっ子塾、今年度についてということでございます。まきっ子塾につきまして、例年、5月中旬にアドバイザーの委嘱式をしております。次の週からスタートしております。今回、今年度につきましては、コロナ禍の状況で学校におきましても6月1日がスタートとなっております。その間、保護者の方からもまきっ子塾はいつするのかなどということいろいろ問合せがありまして、一定の評価を得ているのではないかと考えています。

今年度につきまして、9月に入りまして小学校の子どもさんも通常を取り戻してきていると思いますので、コロナ禍の状況ではありますけれども、9月30日からコロナ対策を講じて実施する予定となっております。

主なコロナ対策につきましては、まず、検温の徹底ということで入室時の非接触型体温計により検温を行っていただきます。密閉の回避ということで、気候にもよるんですけども、学習は常に対角線上の窓や戸を開けて実施するという事です。密集の回避ということで、座席は十分取ってもらって人との距離をできるだけ1メートル以上空けていただく。密接する場面の対応ということで、必ずマスクは着用していただいて、机にアクリル板を設置していただく。マスクにつきましては、マスクとフェイスシールドのどちらでもいいですし、マスクだけでもいいということで行っていきたいと思います。

感染予防対策といたしまして、教室を出入りするときは、手指消毒を行っていただきます。終了後につきましては、多くの児童が触れる場所とか、あと器具とかをアドバイザーと職員で実施して、安全対策を講じながら9月30日からスタートする予定となっております。

以上です。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。対策をしっかりと取っていただいて、9月30日からということで保護者の方も喜ばれるのではないかと思います。ここにありますように、上牧小学校が43名、第二小学校が62名、第三小学校が51名ということで、令和元年度にはなっているんですが、今度、30日からの場合は、対策の人数制限とかはどうなるんでしょうか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 委員のご指摘にもありましたように、20人を超えるクラスが2クラスございますので、そのクラスにつきましては密を避けるために2クラスにする工夫をしております。

○康村委員長 東委員。

○東（初）委員 分かりました。しっかり対策を取っていただいて9月30日からまたお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で私の質問終わりです。

○康村委員長 それでは、ここで暫時休憩とし、再開は2時15分からといたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

○康村委員長 それでは再開いたします。

認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出の質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。またお願いいたします。

54、55ページ、上のほうで備考の高ストレス者面接指導委託料、何人ぐらい面接があったのか。また、こういうストレスで休んでいる職員の方は今おられるのかどうか教えてください。

60、61ページ、企画費、「すむ・奈良・ほっかつ!」、先ほどの議員もありましたが、僕のところでは、推進協議会の開催回数を教えてください。不動産のリンクはどないしていくのか教えてほしいです。それと、北葛ママ座談会、桜ヶ丘の方が選ばれていますが、選んだ理由を教えてください。

62、63ページ、一番上のほうで女性のキャリアアップ社会復帰モデル構築委託料、多分これはラspa内で行われていると思うんですが、どういう内容を今されているか教えてください。

その下、負担金補助及び交付金、協働のまちづくり公募型補助金、どこに交付されてどういう内容か教えてください。また、一番下の委託料、出会い・結婚・子育て応援事業委託料はどこにどれだけ支払われているのか教えてください。

64、65ページ、まち・ひと・しごと再生モデル事業費、もう完成していると思うんですが、今、まち・ひと・しごとの再生を図る事業として何をしているのか、また、何を計画しているのか。恐らくコロナがあって頓挫しているとは思いますが、その場合は何を計画されているのか教えてください。

そして、また、次の消費周遊移住促進事業費、政策調整課の備品購入費の360度カメラからずっとまちづくり創生課、シバザクラ植栽整備工事、それから社会教育課の片岡城跡桜植樹整備工事費、部局横断的にやられています、どのようなイメージを持ってこの事業を進めていかれるのか。それぞれ部局で回答いただき、最後に政策調整課のほうでまとめて全体像をお願いいたします。

68、69ページ、文化センター費委託料の保守管理委託料の内容を説明ください。警備業務委託料は今年度からだと思うんですが、これの説明をお願いいたします。

96、97ページ、地域子育て支援事業費負担金補助及び交付金、延長保育事業補助金、保育時間の認定の説明をお願いいたします。

116、117ページ、一般廃棄物処理事業費の中の委託料、粗大不燃ごみ運搬処理委託料と粗大不燃ごみ中間処理委託料、可燃ごみ運搬処理委託料について説明をお願いします。この3つの委託料の説明をお願いしたいのと、中間処理は有限会社大和産業環境社が2月以降はないのは、これはなくなってほかのところで全てやるのかどうか教えてください。

120、121ページ、農業振興費、有害鳥獣狩猟者謝礼、誰に1人幾ら支払われているのかどうか教えてほしいのと、農政関係調査及び生産調整実施計画書作成等謝礼、調査は誰がやられて生産調整実施計画書は、誰が作成、何のためにやられているのか教えてください。その下の原材料費、くい等なんです、イノシシ防除のためのくいだと思うんですが、これについてお聞きいたします。

次が122、123ページ、土地改良施設維持管理適正化工事設計委託料と、その下の土地改良施設維持管理適正化工事の内容を教えてください。

124、125ページ、商工業振興費、ジェットロ奈良貿易情報センター運営負担金、ジェットロの運営負担の理由。それと、ジェットロと上牧町との関係。そして、奈良にジェットロがいつできたかどうか教えてください。

132、133ページ、都市計画街路費、都市計画道路整備計画策定業務委託料、五軒屋南上牧線の廃止候補となった理由を教えてください。同じページの服部台明星線道路改良事業費、公有財産購入費、それと補償補填及び賠償金、これが調ったということは、明星線の工事のスタートができるという認識でいいのかどうか。また、そうでなかったら予定はいつなのか教えてください。

134、135ページ、住宅管理費、町営第五住宅避難器具入替え工事、これは前に説明を受けたと思うんですが、工事内容をもう一度説明ください。そして、また、第五住宅の空き家はどのくらいあるのかも教えてください。

142、143ページ、委託料で外国語指導助手委託料、ネイティブの先生の数は今何人でしょうか。各小・中・幼、授業時間の時間数はクラス数に比例するのでしょうか、または人数でしょうか。この中で、ネイティブの先生を前どこかで言ったと思うんですけど、各学校に置くことは考えておられますか。例えば、これから先なんですけども、統廃合の機会があれば考えてほしいのですが、上牧町はネイティブの先生が常設でいるということがかなり宣伝になると思います。これについてもお願いします。

164、165ページ、学校地域パートナーシップ事業費、学校地域パートナーシップ事業コーディネーター謝礼、学校地域パートナーシップ事業運営委員謝礼の中で、コーディネーターは何人おられて事業運営委員は何人なのか。そして、今、ここに登録されている人数は何人なのか教えてください。

166、167ページ、先ほどもありましたが、史跡上牧久渡古墳郡整備基本計画、基本設計策定業務、進捗状況、今の状況も教えてください。また、この中で草刈り委託料とあるのですが、これは町単費になっているのでしょうか。

次に、170、171ページ、第一体育館LED化工事、電気代は1年でどれくらい安くなると試算しておられますか。また、LED電球はどれくらい安いのか教えてください。

以上です。よろしくお願いいたします。

○康村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

総務部理事。

○中川総務部理事 予算書55ページの備考欄、高ストレス者面接指導委託料についてご回答さ

させていただきます。令和元年度で対象者といたしましては7名でございます。今現在ストレスで休んでいる職員は何名かというご質問だったと思いますが、高ストレスかどうかというよりも心身の病気で休んでいる職員が2名でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。それで、面接されて、その後指導はあるのでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 指導につきましては、産業医の先生が直接面接をしていただきます。その後、面接の結果ということで先生のほうから少し報告を頂きまして、人事といたしましても中身を見せていただいて、しないといけない職員につきましては面談をさせていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。本当に対応をきっちりされているということが分かりました。次、お願いいたします。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 次は、61ページの「すむ・奈良・ほっかつ！」事業のママ座談会の5名の方の選出方法ということでよろしいでしょうか。

○牧浦委員 推進協議会の開催回数も。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 推進会議につきましては、この事業、昨年度で地方創生推進交付金を使った事業ということで3か年させていただきまして、この事業は終わりましたので、本年度予定しておったところなんですけど、コロナの加減がございまして、今年度、実施させていただくことがまだできておりません。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 不動産のリンクってどうやって行くのかなとなかなか分からなかったんですけども、教えていただけないでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この部分は不動産サイトということでアットホームのホームページに「すむ・奈良・ほっかつ！」のバナーを掲示させていただいて、それをクリックするとホームページに飛んでくるという仕組みでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それは、アットホームのバナーに入らないと行けないということですか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 今回につきましては、移住を考える方におきましては、やっぱり不動産サイトからの情報検索が多いということもございましたので、アットホームのホームページにリンクをさせてから飛んでくるというような仕組みにさせていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 自分自身も買うという意識じゃないですから、見に行ったときになかなか行き着く方法が分からなくてこういう質問をしたんですけども、どうなのでしょう。やっぱりそういうアットホームとか不動産屋のほうを見られるほうが圧倒的に多いのでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 不動産会社でのバナーの掲出という部分でございますが、この部分については、少し先ほども説明させていただきましたように、どうしても移住先を探すに当たってはやはり不動産サイトから家を探したりとかということが過去にもあったということがアンケートでもありましたので、そういう形で例年させていただいているところでございます。この分につきましては、結構クリック回数というんですか、そこからホームページのほうに来ていただいている回数はかなり高いというような数字も出ておりますので、効果的には一定程度あるのかなという認識をしております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それであればね。ただ本当にちょっと自分が買いに行くという立場でなかったから、なかなか行き着かなかったんですけども、買いに行く立場からするとやっぱり不動産屋に入って「すむ・奈良・ほっかつ！」に入っていったほうがいいかもわかりません。また、それ以外も何か工夫していただいて、どこからでも入れるように考えていただけるとありがたいと思います。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 そうですね。北葛のホームページの作成もさせていただいておりますので、ダイレクトに北葛に住みたいということであれば、その町のホームページであったりとか、見に行くことにはなろうかと思うんですけど、なかなかいろいろな条件面で探しておられるとなりますと、やはり不動産会社からの不動産登録情報というんですか、そういったところから探される方が多いということにもなっておりますので、できる限り多くの方にご覧いた

だけるような形では少しずつではありますが、周知をしていきたいと思っているところがございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これからもよろしくお願いいたします。

そして、最後に、北葛ママ座談会に選ばれました桜ヶ丘の方です。選ばれた理由は。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 桜ヶ丘の方ということでございますが、一応5名の方を今回座談会のほうに参加いただいているということなんですが、この応募方法につきましては、プレミアム商品券等で町のほうの事業ということでママスクエアに事業の委託をさせていただきまして、職員の方を派遣していただいているというふうなこともございまして、ママスクエアのほうで子育て中のお母さんが働いておられるということもございまして、そこからお声をかけさせていただきまして、最終的に5人の方にご参加いただいたというところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 インタビューに出ているのが桜ヶ丘の方やったと思うんです。本当に適任な方を選ばれたなど。それで、どうして、どういう条件でどうやって選んだのかなど。本当に僕もいろいろなところでお会いするのやけども本当に適任な方だということで、どういう選び方をされたのかなどいうのを聞いたかったもので、本当にママ座談会に上牧町代表で出ていってくれはる方としては物すごい適任やったと思います。ありがとうございました。

次、お願いいたします。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 これにつきましては、議会資料ナンバー9ということで、歳出ナンバー9で少し資料も出させていただいております。去年、女性が社会復帰するためのプログラムを少し作成をしていただきまして、その中で、31年度についてはこのプログラムの結果を基に実証実験というふうな形をさせていただきまして、大きく内容といたしましては3つの事業をさせていただいております。この分につきましては、別途、地方創生推進交付金の報告書ということで、別途議会のほうにお知らせをさせていただいておりますが、この中に詳細な分を書かせていただいております。

まず、1つ目としては、強みを生かした働き方セミナーを1つさせていただいております。そのほかには英語研修、それとウェブ研修というようなことで3つの事業をさせていただいているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。今どのくらいの方が来られていますか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 これは去年の実証実験でございますので、去年終了しておりますので、今、お聞きいただいているどれぐらいというのはママスクエアに勤務されている方がということでもよろしいでしょうか。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ママスクエアの中でやっておられたのは知っているんですけども、それが全員やっておられたのかどうかということも聞きたかったもので、それは何人かだけですね。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この3つの事業とも公募をさせていただきまして、応募のあった方が研修に参加していただいたということでございますので、ママスクエアで働いていた方ではないということでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 僕、ちょっと勘違いしていました。ママスクエアに働きに来ていて、なおかつその中でキャリアアップする人を選択していったのかなという認識やったんですけども、それは違いますね。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 そうです。この部分につきましては、各講座、公募させていただきまして、応募のあった方で講座を開かせていただいたということでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これについては分かりました。それで、そういうキャリアアップをやられた方とか、次は、どこにとか、またママスクエアに行かれるのか、それとも、また別のところに行かれているのか、そういうことまで追及はしてないんでしょうね。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 応募された方の動機がいろいろございます。自分のスキルアップのために、今後、働きたいからということでウェブであったり英語研修であったりに参加された方もいらっしゃるれば、今後、子どもが幼稚園等で英語教育を少ししているので、子どもさんにもそういったことで教えられるような形で研修に参加したというようなお母さん方もいらっしゃると思いますので、応募の動機が全て働きたいということで応募されたということでもござい

ません。ただ、中によりますとウェブ研修を受けられたお母さんにおきましては、起業をされているという報告も、自分でキャラクターをイメージして制作されて販売をされているというようなお母さんもいらっしゃるというふうに聞いておりますので、今後におきましては、そういう形でウェブ研修におきましてももう少し自分でも勉強を続けてから社会復帰したいというような形のアンケート結果等も頂いておりますので、今後においてはそういう形になっていくのかなと思っておりますのでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 願わくばそこで研修して社会復帰してもらえるのが一番結果として出てありがたいんですけども、長い目で見るとそれもそれでいいかと思えます。どうもありがとうございました。

次、お願いします。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 続きまして、協働のまちづくり公募型補助金の実績報告ということでよろしいでしょうか。この分につきましては、3つの事業に補助をさせていただいております。まず、1つ目といたしましては、商工会が実施していただきました花火大会です。これが1つ。もう1つが、「KANMAKI GARDEN」と、「KBF 2 in かえっこバザール！」ということで3つの団体に補助をさせていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 商工会の花火は分かるんですが、あとガーデンともう1つ、何ですか。あと2つはどのような内容で補助されましたか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 2つ目のコモハウスにおきましては、「KANMAKI GARDEN」ということで11月23日に文化センターの周りで、つなぐ、つながるをテーマに子どもと家族が安心して楽しめる地域密着型交流イベントを開催されまして、その事業について補助させていただいたところでございます。

もう1つは、かんまき女子防災部が実施されました「KBF 2 in かえっこバザール！」という事業なんですけど、この分につきましては、3月頃の事業を実施されておったんですが、コロナの加減で中止となりましたので、その準備にかかった経費のみを補助させていただいたところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○**牧浦委員** なかなかコロナであれなんですけども、例えばこれがもう一度申請されてもう一度下りるということは、補助金として出るということはあるのでしょうか。

○**康村委員長** 総務部理事。

○**中川総務部理事** この分につきましては、一応公募型の審査委員会というのがございます。その中で、去年実績報告でということで、委員の中に諮らせていただきまして、委員会の中で今回につきましては、コロナの対策ということなので、今回についてはカウントしないということでお話をご了解いただいております。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 分かりました。ありがとうございます。これはこれで結構です。

次、出会い・結婚応援委託料のほうでお願いいたします。

○**康村委員長** こども支援課長。

○**寺口こども支援課長** 委託料のどこに幾らを支払ったかというご質問だったと思います。資料は歳入のほうになるんですけども、歳入の63を見ていただいたらと思います。よろしいでしょうか。

○**康村委員長** こども支援課長。

○**寺口こども支援課長** そちらのほうに記載しておりますとおり、出会い・結婚応援事業といたしまして90万2,000円を株式会社ARIGATO FACTORYで、イベントの委託料でございます。下のほう、上牧未来創造マリッジサポーター育成事業といたしまして、委託料111万3,200円、株式会社グランエスペランサに委託料としてお支払いしております。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** このエスペランサの仕事内容というか、どんな内容ですか。

○**康村委員長** こども支援課長。

○**寺口こども支援課長** マリッジサポーターを育成するというのが一番大きな委託料になっております。実際には個別相談会を行っておりますので、そちらにも一緒に入っていてプロの方の相談の仕方を身につけていただくということが主な、相談会に関しましてはそういうことでございます。

それから、サポーターのフォローアップ講座等も行っております。それと、養成講座もこちらのほうでお願いしておりますので、そういった形で支援をしていただいております。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 大体要領がつかめました。ただ、1期生、うちの議員の中にもいてると思うんですけども、大分プロ並みになってこられていると思うんですが、その方々がこの業務を担うということはできないでしょうか。

○**康村委員長** こども支援課長。

○**寺口こども支援課長** まさしくそれを目的としておりますので、今後は独立したマリッジ支援団体を目指しております。これまで養成講座等も委託しておりましたが、その養成講座をサポート自身がこれまで自分が受けてきた養成講座を新たにサポートが行っていくというふうな形で取組を今行っているところです。

現在、元年度におきましても4コマの養成講座がございましたが、その1コマをもう既にサポート自身が講座、講義をして養成講座を開催しておりますので、そのほかの部分もこれからはサポートが担っていけるように、その指導等も今のグランエスペランサのほうに行っているところなんです。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** ということは、グランエスペランサというところはいずれはなくなると。そして、1期生ぐらいの方たちが中心になってやっていただくという形でいいのでしょうか。

○**康村委員長** こども支援課長。

○**寺口こども支援課長** その予定ではおりますけれども、やはりいろいろ講座に向いている方であったりとかイベントに向いている方だったりとかいろいろいらっしゃいますので、状況に応じてではございますが、行く行くはグランエスペランサというサポートのフォローといたしますか、そちらのサポートの育成事業の委託料はどんどん減っていくと考えております。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 分かりました。今年はコロナでなかなか開催もできてなかったと思うんですけども、3組が成婚されたというのは去年でしたか。本当にまた期待していますので、よろしく願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○**康村委員長** 総務部理事。

○**中川総務部理事** 決算書64、65ページのまち・ひと・しごと再生モデル事業拠点整備工事についてです。何を計画しているのかというご質問だったかと思うんですけども、これは建物を使っただけの計画ということでよろしいでしょうか。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 認識が間違っているのか分からないですけども、下牧のサロン片岡だけ、そこをまずこけら落とし的に始まっていくのかなと思っていたんですけども、この事業自体はそれ関係なくしても始まっていくという形なんではないでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この事業といたしましては、以前、下牧の空き家を寄附いただきまして、そのモデル的な活用を推進するというようなことも少し兼ねまして、建物を改修させていただきまして、高齢者から小さい子どもからいろいろな方がその場で交流、コミュニケーションを図っていただいたり、また、生涯学習であったりとか、いろいろな形で使ってもらえるような拠点という形で整備させていただいたというものでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そうであれば、そこで何か事業はされましたでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 ただ、町の事業といたしましては、今回、コロナの加減もありまして、この施設についても一部中止をさせていただいております。現在は再開をさせていただいております。2組か3組ぐらいだったと思うんですけど、この建物を利用して住民の方がご利用いただいているという報告は聞いております。ただ、町の事業の中で、この事業、建物を改修してすぐ何という事業は今のところ決まっておられません。ただ、社会教育課のほうで歴史ガイドの募集もされておられますので、そういった中でもこの建物を使っただけで、例えば片岡城跡、近くにもありますので、そういった事業の中で、ここもそういう形で使っただけきたいというふうに思っているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 なかなかコロナで何もできなかったというところは分かります。ただ、次のまちづくりのほうでやっておられるシバザクラ、これもずっと関連してくるわけですね。

それでは、次のまちづくりのほうの答弁、お願いできますか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 シバザクラの内容につきましてですけども、近年、大型施設が上牧町にでき、上牧町に来られる方が増えております。そのことから、上牧町のアピールとして上牧町にはこんなきれいなところがあるんだということを認識していただいて上牧町をアピールしたいと思っております。また、それを活用して上牧町にある、今現在、滝川遊歩道

も整備させてもらい、歩いて健康にできるまちづくりも考えておりますので、その部分も踏まえて上牧町に移住も兼ねてのアピールのために実施させてもらうという思いを込めて設置させていただきました。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 まちづくり創生課のほうに関しては理解できました。

次、そしたら、社会教育課のほうの片岡城の桜植栽整備工事についてもお願いいたします。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 桜の植栽の整備計画につきましても、昨年度、景観整備をさせていただきました。今年度につきましても、主郭部分の草刈り、そしてソメイヨシノ、シバザクラの消毒等をしていきたいと考えております。

今後につきましては、上牧町の方々、そして、町外の方々も訪れる憩いの場という形で今後も景観整備に努めてまいりたいと考えております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 社会教育課のほうも理解できました。

それで、政策調整課のほうでこれをまとめて消費・周遊・移住促進事業としての総括をお願いいたします。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 総括ということでございますが、この部分につきましては、現在政策調整課のほうで組ませている予算につきましては、もう事業は実施させていただいております。議員の方々もご存じかと思いますが、「かんまき魅力発見SNSフォトラリー」というふうなことで事業をさせていただいております。この分につきましては、町内の名所と飲食店等の写真を撮っていただきまして、インスタグラム等にハッシュタグをつけていただきまして載せていただいた方については記念品等を配付するというようなことで、町を住民の方々に、住民と言うたらおかしいですね、町内限定とは限っておりませんので、訪れていただき、そういう情報発信をしていただくということで事業をさせていただいているところでございます。

ただ、この部分につきましては、上牧町のポイントというようなことで史跡、自然、神社仏閣、文化財というようなことで5か所だけを指定させていただいておったんですけども、今回、シバザクラ並びに片岡城の植栽整備等も終わりましたので、今後につきましては、そういったポイントの中にそういう場所も少し埋めさせていただいて、この事業についても少

し期間を延長させていただいておりますので、その中にも盛り込んだような形でより多くの方に上牧町にもこういうところがあるんだよというような形の周知を啓発していきたいと思っているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 まさにそうですね。例えば備品で360度カメラの貸出しもやっておられて、こういうイベントはなかなかやりにくいものやと思います。それで、今、現に撮ったものを提出してくれはった人は何人かおられますか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 SNSにつきましては22件でございます。ビデオカメラにつきましては2件の貸出しを行っているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 もっと少ないのかなと。コロナ禍の中でなかなか周知徹底もできないでしょうし、そして、またなかなか動いてももらえないという中で、SNSで22ですか、カメラで2台と、なかなか僕は優秀だと思います。これを利用して次のステップにまた進んでもらえることを望んでおります。どうもありがとうございました。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 続きまして、ペガサスホールの委託料の保守管理委託業務と警備業務委託料の内容でございます。

まず、保守管理業務の委託料につきましては、常設の専門員の方1名に来ていただいております。その方に施設全体の設備の管理業務、そして、環境衛生業務といたしまして、空気環境の測定、そして貯水槽の清掃、続きまして、清掃管理につきましてはトイレ、床清掃等を行っていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 今、課長が言ってくれはったのは、1人で皆やってくれてはるんですか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 常設が1人で、清掃員の方が2名おられます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、警備業務なんですけども、今年初めてやと思うんですけども、違いましたっけ。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 以前、全体ということでセコムの警備業務と、こちらの通常の総合管理業務は一緒にやっていたんですけど、分かりやすく別々にさせていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それなら分かりました。ありがとうございます。結構です。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 96、97ページの負担金補助及び交付金の延長保育事業補助金についてでございますね。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 保育標準時間認定と保育短時間認定の説明をお願いいたします。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 標準時間と短時間という時間のことでよろしいのでしょうか。

保育所によって時間は変わっているんですけども、64時間以上お勤めであるとか、そういう基準がございまして、それによりまして短時間保育の認定なのか標準時間保育の認定なのかが決まります。それで、支給認定でこの方は短時間ですよという形で支給認定の通知を送らせていただきまして、保育をさせていただいているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それは、親が働いている時間が64時間というのは週ですか。

○寺口こども支援課長 はい。

○牧浦委員 64時間働いていたら標準でいけると。64時間以内であれば短時間になるという認識でよろしいでしょうか。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 そうでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 117ページでございます。粗大不燃ごみ運搬処理委託料、粗大不燃ごみ中間処理委託料、そして可燃ごみ運搬処理委託料についての説明でございます。

粗大不燃ごみ運搬処理委託料、そして可燃ごみ運搬処理委託料につきましては、資料ナンバー94番で提出させていただいております。これにつきましては、おのおののごみ処理委託

料、三重県のほうに搬出しておるごみ処理委託料ということになっております。

そして、粗大不燃ごみ中間処理委託料につきましては、資料95で提出させていただいております。これは有限会社大和産業環境社ということで、粗大ごみにつきまして中間処理を行っていただいて処理をしていただいているというところでございます。

そして、2月、3月ゼロ円というところの話でございますが、これにつきましては、処理する量が微量であったため、焼却場のほうで保管していたというところで処理量についてはゼロということで計上しております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そうだったんですね。僕は、三重県に運ぶことになったので、大和産業環境社というのは1月以降からだんだんなくなっていたという認識をしていたんですが、そうじゃなかったんですね。分かりました。ありがとうございます。結構です。

次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書120、121ページの有害鳥獣狩猟者謝礼について説明させていただきます。1人当たり3,000円、6回で8人分の費用でございます。

○牧浦委員 それでは、次、お願いします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 次も予算書120、121ページで、農政関係調査及び生産調整実施計画書作成等謝礼について説明させていただきます。これにつきましては、農政関係調査及び生産調整実施計画書作成等謝礼として町内農業支部長6名に支給するものでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 農業支部長が6人おられるんですね。それで、生産調整というたら米の生産調整ですか。

○松井まちづくり創生課長 そうですね。米を作り過ぎて価格が下がらないように転作をし、米ができる量を調整する内容となっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 まだこういうのがあるんですね。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 そうでございます。今回、この費用につきましては6名となっているんですけども、費用が減額になっているところを見ますと、1人の方が官公庁職員の方

で辞退されたということなので1万5,000円、3,000円引いた金額になっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。聞いておきます。

それでは、この下の原材料費のくい等なんですけども、多分有害鳥獣についてのあれだと思うんですが、少しお聞きしたいんですが、以前に下牧地区に対してイノシシ防除の網等を支給されましたが、どのようになっているのでしょうか。何でといえば、一部の人からほかの関係ない地区の方にイノシシ防除に使用する網を渡しているのではないかという問合せがあったことから少し内容を教えていただきたいんですが。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 イノシシ防除のための網等につきましては、下牧地区の自治会及び水利組合に対して支給いたしました。これら支給した網等は管理のため番号を付番し、下牧地区の水利組合のほうで番号によって管理されておりました。どのようにしておいたかは管理表により提出されておまして、内容についても報告を受け確認しております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それでは、ほかの関係のない地区の方にイノシシ防除に使用する網等を渡しているといった事実はないということですね。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 報告を受けて確認しております。そのような事実はないと思われ
ます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それでは、令和2年度の予算にイノシシに対する補助金がありましたよね。被害があれば補助申請ができるということだと思うんですが、どうでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 そのとおりでございます。イノシシ防除に係る防護柵の購入費用に使用できます。購入費の2分の1の補助額で上限2万円までの補助となっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。住民のほうから問合せがありましたもので、今、聞かしていただきました。それで結構です。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書122、123ページ、歳出資料103をご覧ください。
土地改良区施設維持管理適正化工事設計委託料について説明させていただきます。この委託料につきましては、資料のとおり中山谷池に対しまして、今回堤体のひび割れ、水路のひび割れ等が発見されましたことから、今回、その部分の設計を委託した分でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それであれば、その下の土地改良施設維持管理適正化工事というのは、設計が終わってもう工事に入ったということによろしいのでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 設計は終わりました。終わった次第に工事に入らせていただきました。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。先ほど質問したんですけども、次は、井戸ヶ尻池の計画になっているということによろしいのでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 そうでございます。次は、井戸ヶ尻池の補修に計画を立てている次第でございます。工事年度につきましては、またこの中間でやるか、時期を見計らってさせてもらいたいと考えております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書124、125ページ、ジェトロ奈良貿易情報センター運営負担金について報告させていただきます。ジェトロの部分につきましては、平成30年11月12日、奈良県中小情報センター2階にオープンいたしました。ジェトロの主な活用といいますと、奈良県にある業者と海外業者の輸出入のマッチングや展示会のマッチングを、奈良県にある特産物や工業用品等を海外に輸出等を行う協会でございます。

以上になります。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ジェトロって大体そういうことをやっているんですけども、上牧町との関わりです。今、上牧町と何か関わり、貿易なり何なり、例えばこれから国際交流もやっているじゃ

ないですか。そういうこともひっくるめてジェットロと上牧町の関係は、今はないかもわからないけど、次はこうしていこうとか、そういうことはないでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 ジェトロの分に関しましては、やはり海外の業者とのマッチングになっております。上牧町の中にも業者のほうで起業されている中で、海外のほうに輸出入されている方がおられるかと思えます。実際に上牧町の場合、私どもも情報は今のところ得てはないんですけども、一部の方に対してはジェットロのほうと相談等をされているというのは聞いておることは確かでございますけども、現在のところは上牧町には、本町の私には、ジェットロとの関係というようなことは、まだ聞いておらない次第でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、そういう業者がおられるということであれば、また、恐らく上牧町の役所に来られる方もおられると思うんですけども、ジェットロに関してのつなぎ役というんですか、そういう窓口は上牧庁舎の中にまちづくりのほうでやってくれはるんですか。それとも、どうされるんですか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 一応相談窓口ということに関しましては、まちづくり創生課のほうでさせていただきます。ただ、その内容につきましては、ジェットロ事務所のほうに報告させていただきますまして、個人のほうでジェットロで業者のほうのマッチングをしてもらうような形になっておると聞いております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それで聞いておきます。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 暫時休憩といたします。3時間25分から再開です。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時25分

○康村委員長 それでは再開いたします。

まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書132、133ページ、都市計画道路整備計画策定業務委託料の廃止路線についての説明をさせていただきます。この廃止の決定に当たりましては、現在の社会情勢を踏まえ、未着手の都市計画道路について、奈良県都市計画道路の見直

しガイドラインに基づき、将来を見据えた新たな都市計画道路網として必要性を検討し、上牧町都市計画道路見直し検討委員会において検証した結果、3路線が廃止候補として選定されました。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ただ、ドン・キホーテができてから葛城台から役場下までの渋滞はかなり出てきていると思うんです。今までアピタのときはそこそこ工事が終わってから渋滞がなかったと思うんですけども、そういうことからすると、なるべくあそこができればいいなと思っていたのにもかかわらず廃止候補になったと。ただ、それが、計画策定委員会があるんですか、なぜそういうところに挙がってきたのかというのがなかなか理解できにくいのですが。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 これにつきましては、この場所につきましては、手前の都市計画道路の計画の現道がなく、いずれの観点からも必要性は認められなかったというのが現状でございます。また、検討に当たりましては、将来性の交通量調査をいたしまして、交通量のOD調査というんですか、その部分をいたしまして、将来、どのくらい交通が通るかというのも計算上出させてもらいまして、それを基にしてやはり将来的には交通量がこのまま減るだろうと、このままでいけるだろうという観点からこの結果に至ったという状況でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そういう数字のあれが出ているのであればしようがないのかもわかりませんが、今、恐らく策定委員会をやられたのがいつなのかはわかりませんが、ドン・キホーテができてから異常なほど南から北にかけて、土、日だけなんですけども、かなりの交通量やと思います。ただ南北、上から下、服部記念病院の職員と上牧町の職員の帰りの時間の5時の渋滞はその時間帯だけなんですけども、役場下の南北、あれは土、日はすごいものなので、その辺はまた、例えば候補に挙がっているだけで、これはまた変わるということはないのでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 この分に関しましては、今、県の県道の部分もパブリックコメントを行う予定をさせてもらっております。本町のほうにつきましてもパブリックコメントを予定させてもらっています。現在ところは廃止の方向で進めさせていただいております。

先ほど、議員おっしゃられました、今いつときの大型施設の分の交通量につきましてですけども、やはり計算等調査をさせてもらいましたらいつときだけの渋滞対策なり渋滞の加算になりますので、全体的に長い目で見ればやっぱり交通量が少なくなると。平日の日を見ればやっぱり少ないこともありますので、いつときのことの交通量の対策の部分に関しましての考慮はされてないことですので、全体として見ての交通量のことを基にしての算定になりますので、将来的には交通量は減ってくると。現状のままでいつときを越えれば、交通量はスムーズに流れるだろうという結果が出ておりますのでこういった結果になったと感じております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。これに関しては聞いておきます。願わくば、できれば一番いいは思うんですけども、本当に、今言うその数字の根拠が出てくると一時的なことなのかもわからないですけども、逆に僕自身が思うのは、上牧町にもっと人口が増えて本当に造らなくちゃいけないような状況になっていくのがありがたいんですけどね。ありがとうございました。これに関しては聞いておきます。

次、お願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 続きます、予算書132、133ページ、服部台明星線改良工事についての今後の見通しについて説明させていただきます。今年度、この事業につきましては、昨年度、服部台明星線の部分につきまして用地取得を行い実施しています。今年度につきましても、今現道にある大きな建物の部分の建物補償も終わりましたし営業補償も終わりました、その契約も済みしました。その後、解体のほうに進んでおります。解体が終わりましたらその土地を購入させていただきます。その後、来年度から道路の着手に向けて工事をしていきたいと考えております。令和4年度末、令和5年3月31日の完成をめどに計画をしている状況でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これは補償補填と賠償金が終わって、これで終わりじゃなくて、建物を潰してまだ土地を購入しなくてはいけないという作業があるわけですか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 その部分につきましては、今年度のほうで予定させてもらって、建物の補償等も契約は済みしましたので順調に進んでおります。そのこぼちの分を令和3年2

月までにこぼちていただきまして、その後、土地の購入になっております。その部分につきましては、もう契約も済み、相手方との話し合いも済み、進めさせていただいている状況でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 大分長く来ていますので、そろそろ完成が見えるようになってきました。トンネルの出口がやっと見えてきたというイメージですね。よろしく願いいたします。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 135ページでございます。第五住宅、避難器具の入替え工事の概要についてでございます。これにつきましては、老朽化に伴いまして既存の避難ハッチの入替え工事ということになっております。

今、質問の中で第五住宅の空き家は何軒あるのかということでございます。これにつきましては12軒ということでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 たしかこれはどこかの補正で上がってきたと思うんですけども、写真も見せていただきました。第五住宅で何戸ぐらいの避難具の入替えをしたのでしょうか。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 36か所でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これで高い理由はなかなか分かってきたと思います。それで、空き家は12軒ということなんですけども、この12軒はたしかABCからの移転等々をするために空けているということでよかったですでしょうか。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これはなかなか大変なことだと、ABCからこっちに移ってもらうのは大変なことだと思いますが、これもよろしく願いいたします。結構です。ありがとうございます。

○康村委員長 ここで、こども支援課長からの発言をお願いします。

こども支援課長。

○寺口こども支援課長 委員長にお伝えさせてもらって、先ほどの訂正をお願いしたいと思い

まして、決算書97ページの延長保育事業補助金のところでございます。保育短時間認定と標準時間認定の部分でございましたが、その部分で訂正をお願いします。

児童と離れて労働することを常態としている時間、先ほど、私、週と申し上げたんですけれども、月64時間以上120時間未満が保育短時間認定、120時間以上が保育標準時間認定でございます。申し訳ございませんでした。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、決算書の142、143ページにあります外国語指導助手委託料についての先生の数というご質問だったかと思います。この部分につきまして、指導助手につきましては2名の方でやっているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 各小・中・幼、授業時間の数なんですけれども、クラス数に比例するのか、または人数で比例するのか。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 小学校、中学校、幼稚園の時間数でございますが、年間計画に基づきまして、それプラス小学校の低学年、中学年、高学年という学年をもって時間数を年間計画でやっているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、年間計画を立てられたと思うんですけれども、例えば上小、二小、三小で時間数が多いところと少ないところがあるんですけれども、計画をされているということは、やっぱり不公平が出ているんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 公平性、不公平性というところにつきましてははないというふうに感じているところなんです、小学校につきましては、年間計画といたしましては、3校とも同じような計画を持っておりますので、クラス数によっては若干時間数とのバランスが違うかもというふうに考えているところなんです、全体的にはクラス単位でやっているの、時間数的にはバランスは保っているのかなというふうに感じております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。今度、小学校の英語の授業は何年からでしたでしょうか。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 教科化になりますのは令和2年度から小学校5、6年生が教科化というふうになっているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それで、今のままではいけないと思うんですけども、外国語の指導の先生をどうするのか。ネイティブの先生を入れるのか、それとも日本人の先生を入れるのか、どうなっているのでしょうか。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 今のところ、現状のこの2名の先生でやっていく考えではございますが、今後、5校、幼稚園を入れると6校ですか、指導の先生を配置となりましたらやはり予算等がございますので、この部分を見極めながら取り組んでいく考えでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そうなれるように、やっぱりネイティブの先生に常駐してもらうというのは物すごい上牧町のアピールになると思うんです。なかなか今のままではできないかもわからないですけども、統廃合、いずれ先にはなると思います。統廃合になるときは上牧小・中・幼稚園にはネイティブの先生が常駐でいてというような形にできればうれしいのですが、またこのこともどこかに入れといてください。それで結構です。ありがとうございます。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 続きまして、165ページの学校地域パートナーシップのコーディネーター、運営委員、ボランティアの人数等でございます。

まず、1つ目のコーディネーターの人数につきましては、各幼稚園、小学校、中学校、6名の方で構成されます。

続きまして、運営委員につきましては20名の方がおられます。

次に、学校支援のボランティアの数なんですけども、昨年におきましては222名です。今年度につきましては、今現在で218名となっておりますけれども、今また新たに10名程度の方が参加予定をしております。

以上です。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。この登録人数は延べ人数ですね。延べ人数と違うな。一小も二小も三小も中学校も入っている人もみんなひっくるめてですね。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 今おっしゃったように、例えば上牧小学校と中学校という形で重複している方は数名おられます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それで、事業運営委員は20名おられますが、この人たちはどのようなことをされていますか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 これにつきましては年2回実施しております、各学校地域パートナーシップの事業の各校の事業報告、そして、来年度の事業計画等を審議してもらっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、パートナーシップ事業、例えば草刈りであるとか家庭科指導であるとか図書館の整理であるとかという作業には入ってなくて、そういうことを運営してくれる、そういうことを計画してくれる人たちが事業運営委員ということでしょうか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 そういう理解で結構でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。この事業は本当に素晴らしいと思います。また、来てくれている人たちは本当に進んで、やってあげるじゃなくてたくて来てはる人ばかりなんですね。これについては、またよろしく願いいたします。

それでは、次、お願いします。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 続きまして、久渡古墳の整備事業の今後についてでございますけれども、令和2年度におきましては、実施設計、そして今の整備工事ということで、現在、8月27日に整備検討委員会第1回目を開催させていただきまして、今、実施設計を策定している状態でございます。その策定に基づきまして、年度の後半に伐採の工事をさせていただきまして、令和3年度に本格的な工事を実施させていただきまして、残りの工事を令和4年度でして、史跡公園化に向けて今進めておるところでございます。

それと同時に、今年度におきまして、ボランティアのガイド養成ということで募って、また、ソフト面、ハード面と両方で整備を考えているところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。令和4年、本格工事ですね。また、よろしく願いいたしま

す。それで結構です。ありがとうございます。令和4年に完成ですか。

○森本社会教育課長 はい。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 続きまして、171ページのLED化によります電気料金についてのご質問でございます。前年度と比較いたしまして、まず、前年度で4月につきましては8万5,760円、今年度の4月につきましては6万3,173円ということで、2万2,239円減額となっております。5月につきましても、前年度は8万6,237円、今年度につきましては6万5,747円ということで2万526円。6月につきましても、前年度8万3,873円でしたけども、今年度につきましては6万6,854円ということで、若干その月々にもよりますけれども、平均いたしまして月々2万円程度が減額になるのではないかと考えております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 年間24万円ですもんね。大きいですよ。それで、LED電球は今までの電球とどのくらい安いのかどうか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 その辺、ちょっと難しいご質問なんですけど、業者に聞きますと、使えば使うほど消費耐用年数も増えるということで、何年というのは分からないです。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 年は分からないんですけども、単価です。球の単価というのか、LEDの球というのじゃないですね。今までのあれと。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 設備のほうなんですけども、LEDとワイヤーとかを含めまして6万円程度です。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それは今までとどのくらい安いのでしょうか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 今までと申しますと、どういった。

○牧浦委員 前は普通の水銀灯ですね。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 今までは、今、委員おっしゃるとおり水銀灯でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

- 牧浦委員 それと今のLEDはどのぐらい値段が違うのか。
- 康村委員長 社会教育課長。
- 森本社会教育課長 今、その値段等の資料は持ち合わせておりません。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。なかなかLEDは付け替えが、水銀灯もそうやったかもわからないですけども、LEDもなかなか付け替えが難しいと。その部分に関して言えば、業者がすぐ来ている業者かどうかともそうなんですけど、その辺の打合せはどうでしょうか。
- 康村委員長 社会教育課長。
- 森本社会教育課長 その辺につきましては、業者のほうは十分対応していただく予定となっています。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。工事費を見ていて第一体育館、この値段で結構LEDが安くなったのか工事費が安くなったのか、結構安く上がっているなという感覚です。それでは、これで結構です。ありがとうございます。
- 康村委員長 教育部長。
- 塩野教育部長 先ほど、消費電力の関係で2万円程度というのがありました。ただ、現在、コロナの関係で夜間の開放がちょっと滞っている部分があるので、実質はもう少し値段は上がると思います。ただ、やっぱりそれはLEDなので、ある程度費用の軽減が見れると思うんですが、その辺だけ、ご理解をお願いします。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。どっちにしても水銀灯自体も高いですもんね。LEDよりも水銀灯のほうが高いと認識しています。それでは結構です。
- 次、お願いいたします。
- 康村委員長 牧浦委員、その答弁はよろしいんですか。
- 牧浦委員 結構です。
- これで私の質疑を終わります。どうもありがとうございました。
- 康村委員長 牧浦委員の質疑は終わりました。
- ほかに質疑はございませんか。
- ここで、各委員にお諮りしますが、石丸委員の歳出の通告で散会したいと思いますが、いかがですか。

(「結構です」と言う者あり)

○康村委員長 それでは、その方向でやらさせていただきます。

それでは、石丸委員、よろしく申し上げます。

○石丸委員 石丸典子です。歳出の質疑を行わせていただきますので、通告させていただきますので、よろしく申し上げます。

まず歳出全般にわたっては、今回予算の流用、予備費の流用等一覧表も提出をしていただきましたけれども、かなりの流用があり、細かく説明は頂いてるんですけども、中には当初の予算の見込みが悪かったのではないかという観点と、あと公共施設の補修費等については計画的な予算計上が要るのではないかというところを感じました。

それと、突発的なものが多いのは仕方がないと思います。その中で、後で質疑の中で申し上げますけれども、特に農業費のところでは工事費で流用があったんですけども、これは当初から分からなかったのかなというところも指摘をしたいと思います。質疑の中でまた申し上げます。

それでは、次の歳出の52、53ページで、総務費の一般管理費の中の職員手当等ですけども、その中の中ほどで、時間外勤務手当ということでかなりの時間外勤務手当が増額となりました。12月で1回300万円補正が行われているんですけども、それにさらにということで200万円ほど多くなっていますけれども、この要因です。年度末でかなりいろいろ作業もあったかと思われまいますけれども、要因を説明ください。

同じく、同じページですけども、一般管理費の13委託料、職員研修委託料ということで62万8,000何がしの計上ですが、このご説明をお願いいたします。

職員研修については、次の54、55ページのところの負担金補助及び交付金にも職員研修費ということで、当初予算で24万5,000円が1万1,500円の決算額。それと、予算のときには職員自主研修補助金ということで15万円計上されていましたがけれども、今回決算には上がっておりません。これら全体で職員研修の状況をお聞きいたします。

次は、56、57ページの総務費の中の文書広報費ということで、11の需用費で修繕料ということで広報板の修繕が行われております。これは、毎年計画的に修繕が行われていると認識をし、実際にも見せていただきました。令和元年度は7か所ですけども、町内全体の広報板の修繕状況、まだ必要なところが見受けられますが、これについてご説明をお願いしたいと思います。

それと、次は58、59ページのところですが、事業でいうと町内の安全・安心推進事業費と

ということで、15の工事請負費で町内防犯カメラ設置工事ということで行われておりますけれども、これは、工事内容というよりは防犯カメラの維持費についてはどのように見込んでおられますでしょうか。決算書を見てみますと、第二中学校であるとか幼稚園のところ、センサーライトの取替えであるとか、ハードディスクドライブ取替え等で20万円とか10万円とかの取替えの維持費がかかっておりましたが、これについてはどのような見込みでしょうか。

次は、60、61ページのところで、企画費でペガサスフェスタ開催費の中にあります生き活き対策課の担当の13委託料、骨密度測定業務委託料ということで委託事業が行われておりますが、このご説明をお願いしたいと思います。

それと、次の62、63ページで、事業名でいいますと出会い・結婚・子育て応援事業費という中の委託料で、これはさきの委員2名もいろいろ質疑が行われましたけれども、私は委託料の中の子育て支援ガイドブック作成に当たって、令和元年度は2,000部を増刷されていて、私も現物を見せていただきました。大変実用向きで分かりやすいパンフレットとなっておりますが、バスルートが新しいほほ笑み号が入らないバスルートで掲載をされておりますので、この冊子はどのように活用されているのか。もし窓口等でお渡しする際には巡回バスの変更ルート表も同時に渡されるよう提案をしたいと思います。

次は、66、67ページの総務費のところ目7国土利用調査費で9,000円減額となっておりますが、ご説明をお願いしたいと思います。

次は、70、71ページの、これは昨年10月から今年2月まで使用できるプレミアム付商品券事業のところ資料を出していただいているんですけども、私が聞きたいのは、上牧町において消費税10%への引上げが低所得者であるとか0歳から2歳児を持つ子育て世帯の消費に影響を与えるということで、消費税10%の引上げとともにこの施策が行われていて、全額国の交付金による事業ですけれどもどのような効果があったかということでお聞きをしたいと思います。ちなみに不用額は約1,000万円です。資料で説明をお願いいたします。売上げとかいろいろ数字は書いてあるんですけども、どのぐらいの方が利用されて、年齢層等とかも、申込みを受けて買えるような仕組みだったと思いますので、その点、お願いいたします。

このプレミアム付商品券事業費のところの19の負担金補助及び交付金のところで961万6,000円とありますのは、資料では最終プレミアム額となっているというふうな資料だったかと思いますが、ちょっと分かりにくいのでご説明をお願いしたいと思います。

次は、84、85ページのところで、高齢者福祉費ということで入ってきますけれども、これは歳入の質疑のときに全般で申し上げましたけれども、担当課の名前が予算のときと変わっ

ているので、流用という手法で変えられておりますけども、これはそのような理解でよろしいでしょうか。高齢者福祉費が生き活き対策課の部門と福祉課の部門があって大変だったのかなと思って、この辺、苦勞がうかがえたかな、苦勞されているなど勝手に理解したんですけど、その理解でよろしいでしょうか。

それと、次は108、109ページ、衛生費の中の目3予防費です。これは東委員も質疑された予防接種の中のインフルエンザの予防接種の件なんですけれども、少し重複するんですけれども、現在、上牧町で行われているインフルエンザの予防接種については65歳以上の方が無料で受けられるというふうな仕組みだと思いますけれども、コロナウイルスの対策として医療現場の混雑であるとか混乱などを起こさないということと、また、インフルエンザとコロナウイルスなどの重症化防止のためにある一定の方に補助を提案したいと思うんですけれども、その件について、例えば小・中学生に1,000円であるとか1,500円とか、一定の補助をされてコロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも重症化の防止の観点からも施策として提案したいと思います。1回インフルエンザを予防注射をしようとするのと四、五千円か何千円かすごくかかると言われておりますので、特に子育て世代で何人も子どもさんがいらっしゃる方については、接種をしたいけれどもお金がかかるというふうな声も上げられておりますので、この件の検討はいかがでしょうか。

それと、次は118、119ページのところです、衛生費の中のリサイクル推進事業費ということで、令和元年度から新たに雑紙のリサイクルということで、町から厚紙保存袋が配布をされておりますけれども、なかなか活用状況が実際に活用されているのかなと心配するところなんですけれども、雑紙のリサイクル状況は行政のほうでどのぐらいというのは分かるでしょうか。ご説明をお願いしたいと思います。

それと、次は、122、123ページの農林商工業費の農地費です。農地費の委託料なんですけれども、団体営ため池防災対策調査計画事業設計委託料と、次の土地改良施設維持管理適正化工事設計委託料はどちらも同じところに委託をされています。これに関わる工事として次の工事、土地改良施設維持管理適正化工事ということで、このところで流用が行われているんですけれども、ご説明をお願いしたいと思います。

流用の資料の中では、中山谷池の工事をするに当たり、作業用の仮設路の整備が必要となったためということで92万9,000円、委託費から流用されています。これは本来なら当初でしっかり見積りされるべきではなかったかと思いますが、この辺のところをお願いいたします。これは、委託と工事と一体のものではないですね。その辺のご説明をお願いしたいと思います。

す。

次は、128、129ページ、土木費の中の道路水路維持管理費の中の委託料の樹木管理委託料の資料を見させていただきました。例年街路の樹木の伐採等、行われているんですけども、資料の出の110-2、地図の1-3でありますけれども、ここは桜ヶ丘1丁目バスターミナルのところも含んでおるんですけども、バスターミナルのすぐ前にある植木はカイヅカという木なんですけど、これは開発以来一度も切られたことがありません。本来なら、ここも一緒に樹木管理をすべきではないかと思えますけれども、今後、検討の余地があるのかどうかをお伺いします。かなり木が高くなっておりますので、強風などで倒れるおそれも十分考えられますので、毎年切らなくてもいいかもわかりません。本来なら、毎年剪定していれば、ある一定の高さできれいになると思えますけど、すごい茂りようですので、その点の見解をお願いしたいと思います。

次は、130、131ページに入りますが、大和川流域総合治水対策費の中の委託料、131の上から5行目のところの水害ハザードマップ作成業務委託料ということで、水害のハザードマップができまして既に全戸に広報と一緒に配布をされており、私も見させていただきました。葛下川沿いのところが特に水害を負うということで、丁寧な地図もあり説明があったんですけど、要はこのハザードマップの住民への周知をお伺いしたいと思います。広報で織り込んで配るだけではなかなか見ていただけません。当該の水害の負うであろう地域は、金富、梅ヶ丘、北上牧、南上牧で、一部松里園もありますかね。葛下川に面して土地が低いところで、かなり水につかるような地図となっておりますので、住民への周知等についてどのようにされるのか。こういうものがありますということを知っていただくことが大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

それと、同じページにありますバリアフリー対策事業費ということで、全体で106万円執行されましたが、その中で個々にお伺いしたいのは、報償費ということでバリアフリー基本構想推進協議会委員謝礼ということで、協議会なるものが開かれたのではないかと思います、そのご説明をお願いします。

それと、委託料としてバリアフリー基本構想計画書作成業務委託料が約100万円。委託先は楽しいまちづくりの会です。バリアフリー基本計画は平成30年3月に町民提案型で計画が策定されました。バリアフリー基本計画を策定したことによって役場前の県道中筋出作河合線の一部で歩道改修が開始されるなど、町民提案型、特に楽しいまちづくりの会の役割は大変大きいものだと思っているところです。これの今後の計画書作成業務とありますけれども、

資料を見ますと、いろいろ会議の運営の資料のような感じになっておりますが、この委託内容の説明をお願いしたいと思います。

次は、そのページから次にまたがります都市計画費の中の公園管理費です。133ページの備考のところ、公園清掃委託料ということで予算は42万5,000円です。執行額2万7,600円ということで、資料では葛城台の公園が上げられておりましたけれども、この使われ方です。どういうときに公園清掃として使用されるのか説明をお願いしたいと思います。

それと、次の都市計画街路費では、委託料で都市計画道路整備計画策定業務委託料ということで、これは繰越事業で上げられていて、また不用額等もあります。毎年上がってきていたんですけども、要は、資料でも上がっているように都市計画道路の予定のうち3つの路線を廃止の方向でということで、これはおおむね決定というふうな理解でよろしいでしょうか。

それと、このところの委託料に関する資料は126で出しているんですけども、委託料、工事の金額が交付金140万円も含んだ金額でありまして、ここの決算書の委託料は346万円。資料の表の金額、大変分かりにくくて交付金140万円も含まれておりました資料ですが、少し説明をお願いしたいと思います。

それと、都市計画道路の策定で令和元年度で策定され、令和2年度においては総括図の作成となっておりますので、都市計画整備計画のこれに基づいた総括図というふうに理解しているんですけども、この執行状況です。どのような状況でしょうか。

それと、次の住宅費のところ、134、135ページです。備考では、住宅管理費の委託料で草刈り委託料ということで、これは改良住宅の草刈りというので緊急対応とわざわざ書かれていたんですけども説明をお願いしたいと思います。

次は教育費です。138、139ページ、教育委員会費で報償費でアドバイザー謝礼。これは学校適正化に当たっての研修会が行われていた、何かの資料の中でそういうのが出てきたんですけども、学校適正化について、今後検討が行われるわけですけども、学校規模適正化検討に関して、少人数クラス編成の場合も考慮して考えるべきだと思います。以前の委員会か本会議か忘れましたが、数年後には1クラスになる学校があるというふうに報告がありましたけれども、その基本は、現在の1クラスの人数で推移しているものと思われま。40人学級が基本で、1年生は35人か何かだったと思いますけど、コロナの対策で3密を避ける、20人以内が望ましいであるとか、1メートル離すであるとか、いろいろ今現在、公民館等また会議等でも使用人数の半分、2分の1ぐらいというふうに規制もされていますけれど

も、学校規模適正化検討に関しても学校をなくすという方向だけでなく、コロナウイルス感染症対策の観点から、そういう観点からも少し検討をしていくべきだと思います。

今朝、私、テレビをつけて用事をしながら見たんですけれども、ヨーロッパのあるどこの国かはっきり覚えていませんけれども、学校の1クラスの定員が少なくされて、行く学校がない子どもたちが大変増えているということで、百何人、何かすごい数の子どもたちが学校に行けないというふうな報道もされておりました。その観点からも、今後、学校規模適正化検討に関しては考えていただきたいと思います。まず、アドバイザー謝礼のところのご説明と、学校規模適正化検討に関しての考え方もお願いしたいと思います。

それと、次は144、145ページですけれども、教育総務費の事務局費のところになります。145ページで感染症防止対策事業費ということで、今回の令和元年度決算において唯一感染症防止対策事業費として出てくるのがこの項目です。12万8,227円です。これは補正予算で上げられた額の一部だと思いますけれども、この説明をお願いしたいと思います。決算額としては12万8,000円なんですけれども、既に3月はいろいろなことで感染症防止対策が行われていたと思われまますけれども、それも含めてご説明をお願いしたいと思います。

それと、次は154、155ページ、教育費の中の幼稚園費です。155ページの15工事請負費で、上牧幼稚園給食室水道配管改修工事ということで行われましたけれども、これは令和2年度の先日の総務委員会でありました補正の6回でも、幼稚園防水改修工事ということで190万3,000円、補正しているんですけれども、上牧幼稚園の今後の改修の見通しです。毎年いろいろなところを改修して、それも補正対応で改修していくということなんですけれども、今後の見通しをお聞きしたいと思います。

次は、166、167ページの教育費の中の文化財保護費です。167ページの13委託料で、これは上牧久渡古墳群の整備計画の一連のところですが、牧浦委員も聞かれたんですけれども、令和4年度に完了の事業計画で、実施計画が8月から始まっているというふうな説明もありましたけれども、これは入りの61の資料でもう一度確認したいと思いますので、資料に基づいて説明をお願いしたいと思います。この資料には、イメージ図ということでカラーの小さな写真も入っていましたので、説明をお願いしたいと思います。

最後の項目ですけれども、決算書の後ろから3枚目ぐらいにあります財産に関する調書のところでお聞きをしたいと思います。公有財産の土地建物において若干の増減があります。土地については69平方メートルの増、建物については9平方メートルの減ということで上がっておりますが、この件について説明をお願いしたいと思います。

以上の項目ですが、よろしくお願ひいたします。

○康村委員長 石丸委員の歳出に関する通告は終わりました。

今日の会議はこれにて散会といたします。再開は、明日9月11日金曜日午前10時より再開いたします。

皆さん、お疲れさまでした。

散会 午後 4時20分

決算特別委員会会議録

1. 日 時 令和2年9月11日（金） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
認第2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認第4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
認第6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について
1. 出席委員 委 員 長 康村 昌史 副 委 員 長 吉中 隆昭
委 員 東 初子 上村 哲也 牧浦 秀俊
石丸 典子
議 長 服部 公英
1. 傍聴議員 遠山健太郎 竹之内 剛 富木つや子 木内 利雄
東 充洋
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 西山 義憲
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 阪本 正人
総 務 部 理 事 中川 恵友 都 市 環 境 部 長 杉浦 俊行
住 民 福 祉 部 長 青山 雅則 水 道 部 長 中村 真
教 育 部 長 塩野 哲也 総 務 課 長 山下 純司
税 務 課 長 松井 良明 徴 収 課 長 阪本加代子
ま ち づ くり 創 生 課 長 松井 直彦 生 活 環 境 課 長 吉川 昭仁
福 祉 課 長 中本 義雄 こ ども 支 援 課 長 寺口万佐代
生 き 活 き 対 策 課 長 林 栄子 住 民 課 長 落合 和彦
保 険 年 金 課 長 井上 弘一 上 下 水 道 課 長 辰巳 伸治

	教育総務課長	丸橋 秀行	社会教育課長	森本 朋人
	会計管理者	萩原由香里	図書館長	岸田 孝
1. 事務局	局長	山本 敏光	書記	山口 里美
	書記	横田 大樹		

開議 午前10時00分

○康村委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから会議を再開いたします。

認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、石丸委員より歳出についての通告が行われております。

それでは、理事者側におきましては、順次答弁をお願いいたします。

総務部理事。

○中川総務部理事 おはようございます。では、決算書52、53ページの一般管理費の備考欄の職員の時間外勤務形態についてご説明させていただきます。この部分につきましては、先日、委員のほうからもお話がありましたように、第3号補正ということで、時間外勤務手当の補正もさせていただき、最終的には少し予算の流用もさせていただいたところでございます。この要因といたしましては、昨年度、消費税等の改正もございまして、それに伴う事務量の増加ということで、それに幼児保育の保育料無料化であったりとか、プレミアム商品券の事業であったりとか、給食会計の公会計制度並びに会計年度任用職員制度等々の事務量が増えたということもございます。それと、災害時の出勤時の初期対応ということもございまして、少し予想していたよりも、最終的には、時間外の報告となってしまいました。それと、昨年度末からコロナの影響等もございまして、当初、算計上させていただいたときには、大体140万ぐらいの月平均だったんですが、最終的にはやっぱり1月、2月、3月、どうしてもコロナ等の影響もございまして、月平均が180万ぐらいの時間外になってしまいました。最終的には、1,916万9,031円になってしまったということもでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 おはようございます。石丸です。昨日に引き続きよろしく願いいたします。

時間外勤務手当が、当初予想したよりも大幅に増額となっているんですけども、いろいろ国による改正等も行われて、そこに持ってきて、3月、2月の末あたりからコロナウイルス対応ということで、大変だったと思われまますけれども、これで職員の皆さんの通常の業務への影響とか負担とか、健康面を大変心配したわけですけども、その辺は何ら異常、問題等はなかったですか。忙しくて、精神的な面も含めて、健康状態を保つというのが大事と思われまますけれども、その辺については、どのような状況ですか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 職員の健康状態ということでございます。昨日の質問の中にも少しありましたように、高ストレスチェックとかいう形のものもさせていただいておりますし、去年の

話はあれですけど、今年につきましては、ノー残業デーということで毎週水曜日、定時で帰るよというということで、職員にも周知もさせていただきまして、年間の有給についても5日以上必ず取ってくれという、並びに、昨年度から年間の勤務時間、月45時間、並びに年間360時間を超えないよという、三六協定等のこともございまして、そういった部分も職員にも周知させていただいておりますので、できる限り、どうしても帰れるときは帰っていただくというふうな形でお話もさせていただいております。もし何かあったらということで、人事のほうでも相談等を受けたりとか、課の中の状況を聞かせていただいて、それなりの人事、もし必要であれば配置も検討させていただいたりもしております。その中で、最終的には、今のところ、健康面を、体調を崩しているという職員はいてない状態でございます。確かに昨日、精神的に少ししんどい職員がおるということは、2名おりますというふうなお答えをさせていただいておりましたが、残業に伴う業務量が増えてというふうなことで、今のところ体調を崩している職員はいてないところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 大変ご苦労さまです。議会对応のいろんな準備であるとか、今回、決算書で明らかのように、事業別ということで、でも、いろんなところで負担をおかけしていると思っております。議員からはいろいろ要望も出しましたけれども、分かりやすく、住民の皆さんにしっかり説明できる形ということで、しっかり見させていただきますので、その辺は、本当にありがとうございます。

それで、業務が偏る課とかはありますか。部署によっては大変いろんな施策を推進するであるとか、全庁的に対応されている部分も、本会議等でもありましたけれども、特定の課に集中して忙しくなるというふうなことはありませんでしたか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 少し課の平均の時間外を見せていただきますと、今、委員のほうからおっしゃっていただいたように、総務課のほうでも議会对応等、どうしても議会の条例等の改正になりますと、やっぱり総務課の法制系の構成もかかたりしますということもありまして、どうしても総務の財政とか総務系の災害等もございまして、どうしても総務課の出勤時間が多くなると。それと併せて、政策調整課におきましては、プレミアム商品券事業等もさせていただいていることもございまして、やはり、総務部の政策、並びに総務課の関係が多いのかなと。それと、去年の保育料等の改正、無料化等もございまして、やはりこども支援課、教育委員会等が少し制度改正に伴う影響が出ているという形で、そういった課の時間外が少

し多いと感じているところだと思います。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしておきます。関わられた皆さんには、大変ご苦勞をおかけしていると思います。ありがとうございます。

それでは、次の職員研修というところをお願いしたいと思います。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 同じく 53 ページ、一般管理費、委託料の職員研修委託料の内容はというご質問だったと思います。この部分につきましては、人事評価研修とハラスメント研修を全職員対象に行わせていただいた費用でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 このところは、毎年大体同じ内容ですか。全体のですね。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この部分につきましては、一応、町が実施させていただいている研修になっておりまして、人事評価を入れさせていただいていることもありまして、公平な評価をするということもございまして、ここ数年間は、人事評価の研修をさせていただいております。ただ、もう1つのハラスメント研修におきましては、去年はハラスメント研修ではございますが、今年度におきましてはメンタルヘルスという形で、一部、研修内容をその年度に応じて変えて実施させていただいているところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。では、次のページに、研修ということで、負担金補助のところ職員研修費ということですが、これについてお願いいたします。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この分の実績におきましては、防火管理者の取得のための研修と、法制能力向上のための特別実務セミナーという研修に参加した職員に対する負担金でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは担当課、影響する担当職員ということですか。希望者ですか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 1つ目の防火管理者につきましては、施設等に防火管理者が必要ということでございますので、施設担当課ということになります。ただ、もう1つの法制能力の向上のための特別実務セミナーにつきましては、各研修センター等から研修の紹介が来まして、

それに基づき、本人が希望した研修で参加したものでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 それぞれ何名参加されているでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 1名ずつの合計2名でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 議員にも個人研修ということで予算つけられているんですけども、なかなか全員がそれを活用した研修は十分行えていない状況で、職員の皆さんのこういうのを質問するのは大変おこがましいとは思いますが、職務上、必要な部分もありますし、やはり意識を向上していただきたいという観点で、十分使っていただきたいと思いますので、お聞きしております。予算で含まれていました職員自主研修補助金については、執行されていないんですが、これはどうでしょうか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 職員自主研修補助金につきましては、時間外に職員が自主研修を行う研修を支援するという事業でございまして、最終的には、例えば資格であったり研修を受けて合格した者に対して補助する制度になっておりますので、昨年度におきましては、そういった職員がいてなかったということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 これも時間外であれば、残業等で勤務時間が長くなったりすると、なかなか行けない方もあると思うんですけど、そればかりではないということですか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 確かに時間外での自主研修で、あくまでも本人の自己啓発及び資質能力の向上を資する目的とさせていただいておりますので、委員おっしゃっていただいたように、先ほど時間外等の話もございましたが、かなり業務量が負担になっているところがございますので、なかなか自主的に研修に行くことができないところもございます。ただ、費用的なものにつきましても、一応限度額5万円ということもございますので、なかなか資格を取りに行くとなりましたら、時間的なものの制限等々もございますので、昨年度は実績はあったんですが、今年度においてはなかったということもございますので、できる限り、自主研修であったり、先ほどの職員研修等々、積極的に参加をしていただきまして、職員の資質向上並びに能力の向上に努めてまいりたいとは考えているところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。監査委員の意見書の中でも、職員研修が触れられておりましたので、やはり、希望する職員の皆さんが受けられるような啓発等もよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございます。研修に関しては結構です。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 広報板の修繕料についてお答えさせていただきます。広報板の設置場所につきましてもは 39 か所、令和 2 年度末をもちまして、一応修繕、今年度も予定しておるんですか。もし、予定どおり実施させていただきましたら、26 か所が改修できたというふうになります。残り 13 か所については、来年度以降、状況を見ながら、どこを優先するのも含めて検討していきたいと思ひているところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。広報板そのものを替えるのと、板のところを替えるのと 2 種類ありまして、町内で色が何で違ひかなと見ましたら、本体ごと替えるのと、板を替えるのとあるんですけど、大変細かいことを言うんですけど、どちらも画びょうが押しにくいんですけど、担当の町の皆さんもいろんなお知らせを貼られると思ひますけど、それは感じられませんでしたか。ちなみに、今回のクーポン券のお知らせの大きな広告、ずっと貼っておられたんですけど、よく剥がれていて、私も通ったときに、画びょうを外れているのを見つけたりしたんですけど、大変固いんですけど、もうちょっと改善の余地はないんでしょうか。逆に取れやすいのかもわかりませんが、貼りにくい素材なんですけど、貼られた方、その件はお感じになられませんでしたか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この部分につきましてもは、修繕させていただいたところの自治会長からも少しお話を頂ひまして、なかなか年齢が行くと少し堅くて入りにくいというご意見も賜りまして、私自身も広報板に貼りに行くことがございまして、なかなか入りにくいと思ひておりまして、業者とも相談をさせていただいたんですけども、あれ以上、軟らかくしてしまうと、逆にすぐに剥がれてしまうと。やはり、新しく替へたいということもあるんですけども、どうしてもあれ以上軟らかくしてしまうとすぐに剥がれてしまいますということも少しいただいております、そういったことも説明させていただいて、ご理解いただひているところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 大変細かいことで申し訳ありません。もっと上等なのになれば、フェルトが貼ってあるようなものも、また別のところですか、素材で新しいうちは、ある程度ピンが通りにくいというふうに分かりました。改善できるものならばと思ったんですけども、分かりました。順次更新していただいでいて、よく分かりました。ありがとうございます。結構です。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、決算書 59 ページの一番下になります。町内防犯カメラの維持費ということでご質問あったということですが、1枚戻っていただきまして、58ページの財産管理費の需用費の修繕料におきまして、公用車、また施設等の維持補修費用を計上しております。防犯カメラにおきまして、修繕料の中で修繕を行っている状況でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 需用費で入っているという説明でしたけれども、私がお聞きしたのは、どのくらい取替えの費用を、今回のこの決算書で、中学校であるとか幼稚園で取替えの決算が上がっていたんですけど、20万とか10万とか、大体このような修繕料でしょうか。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 今ご質問の中学校、二中の部分の防犯カメラにつきましては、校内のセコムのカメラの修繕でございます。町内防犯カメラにつきましては、各交差点におきまして、以前設置させていただいた防犯カメラが故障したときの修繕ということで、修理があれば財産管理の修繕料の中で支払っているということでございます。第二中学校の防犯カメラとは別でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 費用については、故障内容で分からないと。一律幾らというふうなことはないんですね。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 交差点におきます防犯カメラにおきましては、一律幾らというのはございません。見積りを上げていただきまして、その金額に応じた額の修繕を行っているということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。結構です。

○康村委員長 生き生き対策課長。

○林生き生き対策課長 それでは、決算書 60 ページ、61 ページの委託料、骨密度測定委託料

について説明をさせていただきます。これは、ペガサスフェスタにおいて、超音波式の骨密度測定をさせていただいたものでございます。昨年度は、218名の測定をさせていただいております。お1人770円で委託をしてもらっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは足のかかどで測る軽易なのですね。

○康村委員長 生き生き対策課長。

○林生き生き対策課長 足のかかどで、超音波で、ぬらしながら測定するものでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 私も測っていただいたことが何年か前にあるんですけど、大変多くの方が測られると思うんですけども、委託でどなたか何人か見えるわけですね。

○康村委員長 生き生き対策課長。

○林生き生き対策課長 業者から測定者お2人が来られます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 この項目に関連しては、一般質問でも挙げさせていただいているんですけども、この後、いろいろ診断の結果で注意しなさいとかいうふうなことが出されるんですけども、そのケア等はどのようにされていますか。要注意とか、どの辺ですという表を頂くんですけど、その後、要注意のところに結果が出ても、骨密度が低いという場合は、なかなか自覚症状がなかったり、特に命に関わらない、何ともないということで、測りっぱなしでほっておかれる方があるんですけど、やはりしっかり治療が要る方もあると思われんですけど、その辺のフォローは何かありますか。

○康村委員長 生き生き対策課長。

○林生き生き対策課長 あくまでも超音波の測定になりますので、これは目安にはなるんですが、今、委員おっしゃられましたように、要注意域とか要指導域、あと異常なしというふうに分かれてくると思うんですが、その会場には管理栄養士も保健師も健康相談でおりますので、一応、そういったところに誘導していただくように声はかけております。私も健康相談に入らせていただいているんですが、日常生活に気をつけていただきたいこととか、まず、その結果がどういうことを意味するのかをお話しさせていただいて、あと、本当に一度エックス線で検査をされたほうがいい方については、受診の勧めをさせていただいております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。骨粗鬆症というのは結構治療費がかかるんです。お薬代、大変高

くて、だから、寝たきり防止の観点からもいろいろ今言われていますので、予防の観点から、町独自で施策をしていただけないかなという観点で、決算でお聞きしましたが、また、一般質問でお聞きしたいと思います。ありがとうございます。

○康村委員長　こども支援課長。

○寺口こども支援課長　決算書 63 ページ、総務管理費企画費の下のほう、委託料の中の子育て支援ガイドブック作成委託料のところでございます。ご質問の内容が、子育て支援ガイドブックのバスルートの変更の件だったと思います。令和 2 年 4 月 1 日より、町内巡回バスのルートが 2 ルートから 3 ルートへと変更になっております。それに伴い、巡回バスのページにお知らせとして、35 から 36 の路線図及び時刻表については、令和 2 年 3 月 31 日までの運行となります。令和 2 年 4 月 1 日からは、別紙折り込みにより運行いたします。ご留意くださいと記載したシールを貼り、ペガサス号、ささゆり号、ほほ笑み号の時刻表と路線図、ルート図を、A 3 サイズの両面印刷したものを挟み込み、それを 3 月初旬頃よりお渡しさせていただいております。

○康村委員長　石丸委員。

○石丸委員　もう既に対応されているということで、分かりました。それで、増刷されているということなんですけれども、私も改めてずっと見させていただいたら、大変分かりやすく、本当に町が発行するパンフレットの中では珍しいと言ったら大変失礼か分かりませんが、実用向きといいますか。制度も分かるし、こういうときに使えるというので、大変見やすい内容になっていて、大変いいハンドブックだと思います。それで、どんな活用をされていますか。窓口で手渡しですか。

○康村委員長　こども支援課長。

○寺口こども支援課長　住民課や出張所にも配置しておりまして、転入されたときには、お渡しさせていただいております。それと、生き活き対策課におきましては、妊娠届を提出されたときにもお渡しさせていただいております。こども支援課のカウンターにも目につくように、来ていただいたときに、こういった形でこういうのがありますという形で、お配りもさせていただいております。

○康村委員長　石丸委員。

○石丸委員　分かりました。ありがとうございます。結構です。

○康村委員長　松井まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長　それでは、予算書 66、67 ページ、総務費、総務管理費、国土利用

調査費、事業費の0円について説明させていただきます。国土利用計画法に基づき、町内の土地取引の実態を円滑に進めるため、指導手続事務、遊休農地利用促進に関する事務や、国土利用法の普及啓発に対する交付金の事務費用でございます。令和元年においては、大規模な土地の取引がなかったため、事務手続がありませんでしたことから、0円という金額にさせていただきます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 決算書 72 ページのプレミアム付商品券事業についてご説明させていただきます。

まず、効果というお話がございましたが、議会資料の歳出の26の1と2という形で資料提出させていただきますので、ご覧いただけますでしょうか。全体という部分が、北葛4町での商品券の販売冊数ということで、3万9,351冊でございます。トータルの売上げ、1冊5,000円でございますので、大体1億9,675万5,000円が商品券の売上げということでございます。下の上牧町分ということで、上牧町での販売冊数といたしましては、9,648冊ということでございます。町のこれに伴う売上げといたしましては、証券の欄の4,824万円、売上げといたしますのが、自己負担分4,000円を出していただいて、5,000円の商品券になるということなので、3,859万2,000円は自己負担分ということで、その下のプレミアム分の964万8,000円が1,000円に相当する額で、合計4,824万円という形になっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは、購入できる世帯が限られていたと思うんです。2019年度で住民税の非課税の方か3歳未満の子どもがいる世帯と限定されていたと思うんですけれども、申込みをされて購入できた方、どのぐらいというのは分かりますか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 発行可能枚数は、2,351人でございまして、そのうち1人5冊買えるということで、本来ならば、全部買われたら1万1,755冊になるんですけども、最終的には、先ほど説明させていただいたように、使用された冊数といたしましては、9,648冊でございます。内訳といたしましては、非課税世帯が1,938人、3歳未満の子が属する世帯としての子どもの数といたしましては394人、この分、他自治体ということでよそから転入してきた場合は、本町の商品券を交換できるということで、そうした分については19人ということで、

最終的には2,351人の方に発行させていただいたということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 かなりの方が購入されているということですが、申込みで外れるというの
はありましたか。購入対象者が全て購入された方、対象になるかどうか該当すれば、買え
たという理解でよろしいですか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 非課税世帯におきましては、申請書を送付させていただきまして、その申
請の結果に基づきまして、条件に該当した方になります。3歳未満の子どもにおきましては、
2016年4月2日から2019年9月30日生まれのお子さんに対してということで、こちらから
も徴収させていただいて、直接引換券の発行をさせていただいて、それを南都銀行へ持って
いただいて、プレミアム商品券を買っていただくというふうな流れになっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしております。

約2,284万3,000円の決算額ですけど、全額国庫補助ですけども、約1,000万円の不用額が
出ている件は、どういうことで不要となったのか、ご説明をお願いしたいと思います。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 特に、一番大きいのが負担金補助及び交付金ということでございます。そ
の下の説明欄にございますプレミアム分負担分というのは、1,000円相当分に対する分でご
ざいまして、961万6,545円となっておりますんですけども、当初、1,850万円と、あくまでも申
請を送って該当者がつかめてない、はっきりと分からないこともございまして、当初、3,700
人と、予算としては、大体1,500万円で計上させていただいておりました。実質的には、先
ほど説明させていただいたとおり、最終的に実績使用枚数ということで9,648冊のみをお使
いになられたということなので、その差が不用額となっているところでございます。当初と
決算の差ということでございます。予算額と実績の差でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 使われなかったのではなく、予算のときの計上が多過ぎた、今簡単に言ったら、
理解したらそういうことですか。プレミアム分負担金のところが予算では多かったというふ
うな理解でよろしいですか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 最終的にはそういうことになります。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 これ、国の事業で、町で一般会計の中で行われていたんですけれども、昨年の10月から今年の2月までという限定的なものだったわけですが、消費税10%の影響が明らかになる非課税世帯と、0歳から2歳までの子どもさんのいる世帯ということで、特に限定されたわけですが、ほんの数か月のことだったわけですが、これで十分、地域の消費を支えるという、消費税の影響を緩和することになったと思われませんか。大変、疑問を持っているわけですが、子育て世代については、3歳から5歳については、幼稚園、保育の無償化も含まれていますので、0歳から3歳までの子ども支援という施策ではあるんですけれども、限定的なところで、いろいろな費用もかかってきたわけですが、この施策については、どのような認識を持たれておりますか。

○康村委員長 総務部理事。

○中川総務部理事 この事業につきましては、先ほどからも少し説明させていただきますように消費税10%への値上げが、低所得者並びに子育て世帯の消費に関する影響が大きいと、それを緩和するということがされた事業でございますので、そのほかにも今、委員おっしゃっていただいたように、保育料等々の無償化であったりとか、いろんな形で10%に対する影響に関して、国のほうでもいろいろ事業等をされたところではあります、なかなか町独自で8%から10%になった影響額がどれだけあって、それによって、この事業をさせていただいたことで、どれだけの緩和になったかという部分はなかなか把握しにくいといえます、できない部分もあろうかと思いますが、ただ、先ほども言いましたように、北葛4町で言いますと約2億円、本町におきましても5,000万円ぐらいの、本人の自己負担等もありますので、なかなかこれがどうかという部分はあろうかと思いますが、プレミアム分の1,000円で言いますと1,000万円ぐらいの影響は、10%の影響に対する緩和は少しあったという認識はしているところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きしておきます。

コロナ対策について、町独自でクーポン券ということで、プレミアムつき商品券の場合は、自己負担というか、あらかじめお金を出しているというところがありましたので、それではなしにということで、全住民に1人1万円という、クーポン券という施策が打ち出されたわけですが、その辺では、ちょっと違う観点で、十分、消費喚起、経済対策という面では、そのまま効果が上がると思われませんか。ありがとうございます。結構です。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 決算書 84、85 ページの民生費の目が高齢者福祉費におきます、生き活き対策課から福祉課への流用の件でございます。この部分につきましては、平成 31 年 4 月 1 日付で行政組織の規則の一部改正をさせていただきました。その内容といいますのは、生き活き対策課にございました高齢福祉係を、福祉課のふれあい福祉係へ分掌事務の改正と変更をさせていただいたということでございます。今回、財務執務上になるんでございますが、事務処理をする上におきまして、担当者ごとに権限を与えております。事務事業の変更に伴いまして、事務処理を行う上で、その権限を生き活き対策課から福祉課へ変更させていただくために、このような流用をさせていただいたということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 担当を明らかにしたという理解でよろしいですか。担当が変わっているという理解ですか。うまく理解できなかったものですから。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 31 年度予算、元年度予算なんですけれども、予算編成時におきましては、生き活き対策課が高齢者福祉と担当でございました。そのまま平成 31 年 4 月を迎えるわけでございますが、その時点で改正を行いまして、生き活き対策課から福祉課へ高齢福祉係を持って行かせていただいたために、予算編成時では生き活き対策課であったものを福祉課にするために、このような流用をさせていただいたということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 決算の様式は理解できたんですけど、実際の業務では、高齢者福祉、生き活き対策課でも、高齢者の対応、ありますよね。細かい内容によって変わってくるということですか。例えば、ひとり暮らしのお年寄りの対応、福祉課と生き活き対策課等、その辺は両方にまたがるということはないんでしょうか。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 私の感覚では、高齢者のいろんなあれは、生き活き対策課へ行ってくださいであるとか、包括支援センターで相談してみてくださいとかいうふうに言いがちですけど、何も支障がなければいいんですけども。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 この部分の行政組織におきまして、事務事業でございますが、生き活き対策課では、子ども・子育て世代包括支援センターと地域総括支援センターはまだ、生き活き対

策課のほうにございます。それ以外の老人福祉及び老人福祉計画の推進という部分で、事務事業をこちらのほうへ移させていただいたと。それに伴います高齢者福祉事業におきまして、このような処理の変更をしたということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。私自身が、しっかり理解できてなかったものですから。町民の皆さんがもしご相談に行かれた場合は、こちらですということで、丁寧に案内していただけたら結構ですので、その辺はよろしく願いいたします。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 保健センターにおきましては、福祉課、また、生き活き対策課、こども支援課等ございます。その辺のあたりにおきましては、町でもご案内させていただきまして、対応させていただきたいと思っております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。私自身がしっかり理解できていません。申し訳ありませんでした。分かりました。

次、お願いいたします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、決算書 108 ページ、109 ページの予防接種事業費の予防接種委託料の説明をさせていただきます。高齢者のインフルエンザの話からだったと思うんですが、現在、高齢者のインフルエンザにつきまして、65 歳以上のインフルエンザにつきましては、予防接種法に基づく定期予防接種として実施させていただいております。そこで、現在、一部負担を頂いていながら、実施しているものでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 一部負担はお幾らでしょうか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 1,000 円頂いております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 それで、今の時期から新たに施策をしても、インフルエンザがはやる早い時期にということで、なかなか今年度すぐというのはあれですけども、コロナ対策としてという観点からも、インフルエンザを予防する、重症化防止ということで、小・中学生に限定するとかいう形で、特に助成等も必要ではないかと思っておりますけれども、その辺は、課長ではあれ

ですので、町長に答弁を求めたいと思います。

○康村委員長 今中町長。

○今中町長 昨日、東委員の質問の中にも、インフルエンザの接種の件が質問されておりました。そのときに、横におります林担当課長が、近隣の町の情勢もございませし、上牧町の予算等の問題もございませので、検討させていただきたいという回答をさせていただいております。それで、昨日はその後、私も課長から報告を受けて、近隣の様子なども確認いたしました。今現在、王寺、斑鳩が既に無料でやっておられます。このたび、コロナに関連して、三郷町が新たに無料化と、平群町もどうも追随するという動きがあるようでございませ。そういう中から、上牧町としてもどうなのかという考え方でございませが、今言われておりますのは、高齢者の重症化が大変問題になるということが、国でも言われておりますし、日本国じゅう、現実に高齢者が重症化していることもございませので、上牧町としては、65歳以上の方について、インフルエンザの接種料の無料化について、前向きに実施ができるような形の検討をさせていただこうということで、昨日、決算の質疑が終わった後、関係者が集まりまして、協議したところでございませ。今、この状況でございませので、予算等の問題をどのようにしていくのかという問題があるわけございませので、やりますという返事ではなしに、やれる方向、やる方向で検討させていただきたいなど。ただ、例えば、10月1日からインフルエンザの接種が始まるということでございませので、やるとしたら、そこまでに医療機関であるとか、65歳以上の町内の住民の方々にお知らせすることにもなります。広報でやるのか、どんな形でやるのか、その方法も考える必要がございませし、予算をどのようにするのかと。例えば、この議会の最終日に、仮に1つの案として、補正予算追加議案で出す形もございませし、以前に、私も皆さん方に説明をさせていただきました国のコロナ対策第1次、第2次の部分で補正予算を出させていただいております。この補正予算は、トータルの、大きな枠の中で予算を組んでおりますので、皆さん方には、この中身は動きますと、それをどうぞ承知おきくださいと、ご理解くださいというお話も、お願いもさせていただきました。そういうことから、やるとしたらその枠の中で施策を、既に最終確定的なものが出来ておりますので、総枠の中の予算の中でそういう動きができないのか、そういうことも検討させていただいて、来週の早い段階で結論を出しまして、議会の皆さん方に説明させていただいて、ご了解を頂くという方向で進ませていただいたらどうかということ、今、考えているところでございませ。そういうことでございませので、やるという方向で検討をさせていただきたいというのが、今現在の回答でございませ。そして、石丸委員がおっしゃ

っておられます子どもたちはどうかという話でございますが、私としては、高齢者が重症化することが、今回のコロナ対策の肝の部分でございますので、あくまでも我々としては、65歳以上の人を対象とした無料化について考えさせていただきたいのが今の考え方でございます。ご理解を頂きたいというふうに思います。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 昨日、東委員もこの件に関して質疑されましたけれども、早速、いろいろ検討していただき、大変いい施策で検討されたということは、本当にありがとうございます。確かにインフルエンザの予防接種は、高齢者を優先にというのが、私も報道で見ましたので、ワクチンの数等からも高齢者からと言われているのは、そうだなと思っております。ぜひその方向で予算措置していただきますようお願いしたいと思います。子どもについても、無料ではなく一定の助成という観点もありますので、また、その件もよろしく願いしておきたいと思います。ちなみに、大和高田市では小・中学生に1,500円を助成ということで、希望者ということですので、子どもたちは、そんなに皆さんされるとは限りませんので、高齢者のように、この件についても、また試算等検討等していただけたらと思います。これは意見だけ言わせていただきます。ありがとうございます。結構です。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 それでは、118ページ、119ページのリサイクル推進事業費の中の雑紙の状況という質問やったと思います。これにつきましては、10月中旬頃から全戸配布という形で、雑紙保管袋ということで、古紙リサイクルの1つのチャンネルとして表に出した形で、リサイクルを協力していただいているというところで実施させていただいております。状況という話ですが、これにつきましては、雑紙の報告の中に、雑誌類に含まれているのが現実でございます。雑紙だけを捕らまえてどうだこうだというのは、なかなか報告しにくいんですが、雑誌ということで報告させていただきますと、前年度につきましては約220トン、そして、令和元年度につきましては、11月スタートですので、5か月ぐらいのスパンになりますが、おおむね238トンということで、8ポイントの増でございますので、担当課としては、一定、何らかの効果はあったと考えるところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。お聞きしておきます。雑紙保管袋というのは、なかなか使用されているかどうかは分かりにくいですが、啓発、啓蒙の観点から、こういうのも、リサイクルできるということで知っていただいたと思います。また、ごみニュース等、定期的に

いろいろ工夫をされて毎回、出されていますので、また、そういうところでもお知らせも引き続きお願いしたいと思います。ありがとうございます。結構です。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書 122、123、団体ため池防災対策調査設計事業設計委託料及び土地改良施設維持管理適正化工事設計委託料、なぜ同じところに出したかということでよろしいでしょうか。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 具体的には、委託料の2つ目の土地改良施設維持管理適正化工事ということで、資料は103です。それで、委託料から工事費へ流用の部分になるわけですがけれども、土地改良施設維持管理適正化工事設計委託料、当初予算300万円で決算額が約207万円です。それと、次の工事請負費が104で、土地改良施設維持管理適正化工事で、予算額が1,600万円で、決算額が1,692万9,000円ということで、92万9,000円の分を委託料から流用しましたというふうな説明になっているんですけども、流用の説明内容が、作業用の仮設路の整備が必要となったためとなっているんですけども、契約先は、町内にあるT建設会社ということになっているんですが、当初は何らこの件は分からなかったのでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 この追加の補正に対しましては、池の堤体の工事の補給になりまして、池の水を抜いてからの作業でなりますので、池の水の底の状態により、機械の搬入路を確保しなければいけなかった部分ですので、その池の状態により、地盤改良して、進入路をつくっていく形になっております。その部分が、当時の想定以上に軟弱地盤であったことから、今回、その地盤を改良するために必要となった費用を、今回、委託料から流用させていただきまして、工事のほうに使わせていただいた内容となっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは、今回たまたま委託料で減額になって、工事費が上回ったということで、同じところの委託先と工事請負者は違いますけれども、うまくなったわけですけど、補正対応はできなかった理由は何かありますか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 この部分につきましては、1,900万の負担金もありましたことから、その中の同日の部分の負担金の費用となりますことから、使い切りたい部分もありましたことから、その部分をこちらに流用させてもらった経緯があります。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 負担金というのは、土地改良施設維持管理適正化事業に係る負担金、歳出の 106 のところでしょうか、それを使うための。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 それと、少し気になりますのは、103 の委託料の土地改良施設維持管理適正化工事設計委託料の委託先は、奈良県土地改良事業団体連合会ということで、会長が奈良県選出の国会議員の名前が挙がっているんですけども、これは何ら問題はないわけですか。上牧町だったら、こういうことはあり得ませんよね。例えば、ここに町会議員の名前が出てくるのであれば、政治倫理に反しますし、これは広域でやられているような連合会だと思われまじですけども、この辺は何ら問題がありませんか。会長職と学識経験者という名目で役員されているんですけども、はっきり言ったら、税金が投入されている事業なんです。以前の予算のときには、こういう形でしっかり名前が出てなかったんですけど、今回、決算のところに出てきているんですが、その辺は何ら問題がないということでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 業者の選定理由といたしましては、土地改良維持施設適正管理工事に伴う測量団体ため池防災対策事業再調査設計業務委託に当たりまして、当該事業者は土地改良法に基づいて農林水産大臣が認可した団体で、国、県、市町村が行う土地改良事業を専門に行うことが可能であります。そのことから長年の経験と豊富な資料を有しており、県市町村の標準歩掛単価表等を取り扱うなど、行政事務の秘密保持、信頼性、及び本業務における積算を専門的に行っております。また、国の通達により一般のコンサル経費、諸経費、技術管理費の率が低く定められた営利目的としない法人であることから、非常に安価で委託できることが確認できたことにより、この業者に業務を発注しておりますので、何ら、営利も目的もない団体であるので、支障はないかなとは考えておるところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 私は、団体についてどうこうじゃなくて、会長職に就かれているというところは、本来なら、ほかの方が会長されるべきじゃないかなという私の意見を申し上げておきたいと思います。この事業は、ずっと何年か続いて行われるわけですけども、また今年度も引き続き行われている事業ですので、また、引き続き見させていただきます。

以上、お聞きをしておきます。ありがとうございました。

○康村委員長 それでは、ここで休憩といたします。再開は 11 時 20 分からといたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 20 分

○康村委員長 それでは再開いたします。

まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書 128、129、危機管理委託料。この部分につきまして、桜ヶ丘バスロータリー部分のゴールドクレストにつきましての剪定の検討はどうかという内容ですけれども、以前から町内のパトロールをさせていただきまして、木の大きなところに関しましては、来年度より順次共通運転をしていきたい箇所として検討させていただいている内容でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 昨日、私、カイツカと言いましたけれども、ゴールドクレストですか。そういう類いのもですね。多分、カイツカだと思います。すごく根も張るといふか、下水管にもよく入ると言われている、垣根によく使われているものですが、台風等で倒れるおそれもありますので、町内で何か所かありますか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 町内では何か所か、当課でパトロールさせていただきまして、幾つかの箇所は予定に入れさせてもらっています。現在、例えば桜ヶ丘緑地帯と商工会横の西側の水路等も剪定を予定させていただいたところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 計画的にしっかり管理していただけるということでお聞きをしております。ありがとうございます。

次、お願いします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書 130、131、委託料の部分の水害ハザードマップ作成業務委託料について説明させていただきます。この部分につきましては、住民への周知はどうするのかという内容でよろしいでしょうか。この周知につきましては、以前に、4月の広報により、広報、ホームページ、ハザードマップを全戸に配布させてもらっております。また、当初、6月に奈良県のほうから、委託で出前講座を予定していて、対象地区に関しましては講座をする予定でありましたが、コロナの影響により、現在は時期を未定としている状況でございます。コロナが収まり次第、また、その地元のほうの対象地区、金富梅ヶ丘、

北上牧南地区に対して、地域防災の推進及び災害に対する意識の向上を図るため、奈良県主催の出前講座の開催を予定している自治体でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ちゃんとその説明もされるような出前講座を予定されていたということが分かりました。それで、資料の120で、縮小の形で資料を出していただいているんです。これ、実際に見ますと、オレンジに塗られているところは、2階まで水位が及ぶというふうに、庁舎では出されているんです。南上牧のところでは、老人福祉施設等も丸々入っていますので、この観点からも、ぜひ、知っていただしておくのは大事だと思いますので、その辺は十分お願いしたいと思います。それで、自治会等の集まり等で話題にさせていただいたりとか、当該区域内の施設等には十分お知らせしていただきたいのと、これは避難する箇所まで書かれているわけなんです。例えば、南上牧の地域は南上牧の公民館というふうになっていたりとか、北上牧においてはそれぞれの集会場とか公民館とかになっていますので、その関係からも、十分対応できるところからという観点からも、しっかり見ていただいているかどうか、マップを作って終わりじゃありませんので、それで十分、災害に備えるということと、今後の対策が必要だと思いますので、その辺は十分お願いしたいと思います。このハザードマップ策定業務委託料で671万円かかっているわけです。多分、広報に折り込まれるだけでは見ておられない、当該担当の地域の方もなかなか目に触れていらっしゃらないのではないかと心配するわけです。特に今、異常気象の影響で、今後、豪雨が起これるということは、予測されていますので、この対応は十分お願いします。上牧は比較的高いところに、台地に住宅が密集していますので、低いところというのは、水害に遭うというのも、なかなかめったにありませんけども、ハザードマップを作られた以上は、しっかり当該地域の方の住民への周知、啓発、啓蒙をお願いしたいと思います。今後、県主催の講座に乗っかってされるということでしたけれども、ほかに何かお考えであるとか、例えば、自治連合会の集まりで、これの件に触れていただくとか、特にこの地域が水につかるということ、多くの方にも理解していただけるように知っていただくのは大事だと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います、どうでしょうか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 このハザードマップの件につきましては、防災のほうの担当課と防災の避難所マップを作成されたと思いますけれども、その部分とあわせて、防災課と担当とともに周知を決定していきたいと考えている次第でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 例えば、広報かんまきで特集を組まれて、1つの記事にされるとか、そういうのも工夫してください。広報かんまきの内容で言いますと、通告はしなかったんですけども、自衛官募集の記事がほぼ1ページ使われている月があったりするんです。住民に本当に知らせたい部分をしっかり優先で掲載するという観点からも、ぜひ、担当課、直接違いますけれども、しっかりその辺も含めて、紙面の割りつけ等も含めて検討してください。住民に本当に知らせる大切なところを優先でお願いしたいと思います。結構です。

次のバリアフリーの基本構想の計画書作成の委託についてお願いいたします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書130、131のバリアフリー基本構想作成委員会、計画書謝礼と説明業務委託内容でよろしいでしょうか。謝礼5万6,000円につきましては、2回協議を開かせていただきました。上牧町基本構想推進協議会の発足の初年度あたり、上牧町バリアフリー基本構想推進協議会設置要綱により、委員の選定により、開催をさせていただきました。内容といたしましては、次の委託内容で、一緒に説明させてもらってもよろしいでしょうか。

業務委託内容といたしましては、基本計画の作成、ハード面の取り組み、ソフト面の取り組み、町民による取り組み、上牧町内の施設でのアンケート調査等を実施させていただきました。これに伴い、町議会で検討していただき、上牧町バリアフリー基本構想庁内検討委員会にて、本町役場関係職員に意見を出し合ってもらい、心のバリアフリー推進事業の第1弾として、上牧町における窓口サービスにおける配慮マニュアルを作成したことを検討していただきまして、各課に報告し、フォーラムへのアップを行った内容となっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 今説明いただいたのはバリアフリー基本構想推進協議会の内容ですか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 この部分については、協議会の内容です。最初に、委託をした業務の中の部分に対しての協議会の検討となりますので、最初にお知らせさせてもらった作成業務につきましては、委託の中の業務でありまして、その業務についての検討という形になっておりますので、検討してもらった内容となります。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 バリアフリー基本構想推進協議会委員といますのは、何名の構成で、どのよう

な方かということで、私、令和元年度、平成 31 年度の予算のときには、このバリアフリーの予算のところを質疑しなくて、既にバリアフリー基本計画が平成 30 年 3 月に策定されていますので、スルーしていたわけなんですけど、新たに計画書をまた作るのではなくて、バリアフリー基本計画に基づいた具体的な事業を検討するというふうな位置づけであるということが、資料等見まして分かったんですけども、バリアフリー基本構想推進協議会の委員構成をお知らせください。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 基本構想推進委員の構成ですけども、21 名の方となっております。詳細に区分的には、学識経験者 4 名、一般住民の方 1 名、福祉関係団体を代表する者 2 名、町長特任の方 1 名、福祉評議会事務局長、町議会議員 2 名、公共交通事業者 2 名、関係行政機関及び町の職員 8 名で成り立つ委員会となっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 その件は分かりました。それで、委託内容ですけども、バリアフリー基本構想計画書作成業務委託料とありますけど、特別に何とか計画をつくるのではなくて、この協議会に提案する資料であるとか、そういう準備、また、庁内の調査等の内容を、楽しいまちづくりの会に委託しているというふうな理解でよろしいですか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 本町では住民参加型のバリアフリーを検討していることから、そのような内容で結構と思います。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 町の中でも、職員でもいろんな方が参加されているというふうにお聞きしたんですけども、庁舎内ではどのような検討が行われていますか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 本町の庁舎内では、役場の内部の中で、ワーキングという形をとらせていただきまして、卒外の意見を頂いたりして、参考にして計画を立てている所存でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。町民の皆さんと職員と、いろいろバリアフリー、これから、さらに具体的に進める方向で事業が行われているということで理解いたしました。ありがとうございました。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 それでは、予算書 132、133 ページ、土木費、都市計画費、公園管理費、委託料の公園清掃委託料の 2 万 7,600 円について説明させていただきます。令和元年度当初、42 万 5,000 円の予算を組み立てていただきました。なぜこんなふうに厳格になったという内容ですけれども、今回、自治会に協力を頂き、自治会一斉清掃に発生した枯れ葉等を、ごみ収集場に運搬していただきました。また、経費削減のこともありますことから、生活環境課にもご協力を頂き、ごみ収集場においてある草木等をパッカー車にて、収集日と重なったことから、同時に収集してもらうことが要因であって、減額となりました。また、資料 125 に示させていただいております葛城台地区につきましては、ごみ収集日がちょっとずれていたのもありますので、その分に、5 日間ほど大量な草木を置いたままでは不都合があるということでしたので、この部分につきましては、委託をし、処分していただいた内容となっておりますのでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。これは令和元年度のことで、2 万 7,600 円の執行ですけれども、今年度においては、コロナウイルス感染症の関係で、各自治会での清掃が行われていないのが実情なんです。定期的に年 2 回、公園と町のほうでしていただいていますけど、その後に、自治会で、細かいところのお掃除とか溝の掃除をやっています。それが一切、自治会でもまめなところは、お掃除、毎月というところもあるようですけど、年 2 回とかということをしているわけなんですけども、今年のような状況で、自治会の協力で掃除が進まないということで、何か要望とか、例えば、排水路が詰まったりとか、結構道路とか落ち葉のお掃除が、私も毎年出ているんですけど、そういう作業が多いんですけど、その辺で、台風時期に控えて支障が出ないか心配するところですが、その対応はどのようにされていますか。自治会等との説明等はどのようにされていますか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 自治会の清掃の件ですね。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 この件は昨日通告なしで、関連で申し訳ないですけど、昨日、なるべく細かいところまで、何が聞きたいのか、ただしたいのかというところで、通告させていただいたんですけども、まだ検討されていなかったら、それはそれで結構ですけど、そういうことで、町内の公園であるとか、側溝の対策、また、パトロール等でも注意していただきたいと思い

ますので、もし町のほうで対応が要るのであれば、そのような措置をしていただきたいと思います。その件ですが、何か心当たり等、また気になる箇所があれば、つかんでいらっしやったらそれはそれで結構ですが、その点です。よろしくお願いします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 以前から集中豪雨とかがありまして、本町の本課といたしましては、水路等のパトロールを行っております。そのパトロールの中で、何かごみが詰まるところは、随時そのときに掃除をさせていただいている内容でございます。自治会の単位につきましても、全体的に掃除はしてない部分もあるんですけども、一部の自治会のほうでは、土のう袋の要望をしてくださいますというところもありますので、全体的にないことはないと考えている所存でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。よろしくお願いいたします。

では、次、お願いします。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 予算書 132、133 ページ、総括図地形図更新業務委託料について説明させていただきます。質問内容といたしましては、都市計画図の執行状況ということですが、都市計画図の執行状況ですが、上牧町における要覧図のうち総括図の地図が以前から更新されていなかったため、今年度、地形図のデータ整理及び更新をかけた内容となっております。現在は本館の前で閲覧の図面として設置させていただいている所存でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは更新されていて、令和2年度予算には、総括図作成ということで予算が上がっているのは、また、新たにつくるということですね。更新したものを今年度で作成するというので、私が昨日お聞きしたのは、今年の予算の総括図の作成の状況はどうですかというところで聞いたんですけども、それはどのようなようですか。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 内容につきましては、もう作成していただきまして、本町の課のほうで、先ほども申しますように、縦覧のほうでさせていただいています。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。それで、この資料の出の 126 のところで、

昨日も牧浦委員が質疑されましたけれども、現在、道路がない新たなところについては、されないという方針だと思うんです。もともと私、都市計画道路の問題は以前からもよく取り上げたんですけれども、今、着工中のところ以外は新たな道路の着手はしないという町の方針だと思いますけど、その方針に合った形の都市計画決定という理解でよろしいですね。

○康村委員長 まちづくり創生課長。

○松井まちづくり創生課長 この内容といたしましては、昨日も説明させてもらったとおり、交通量、将来交通を見越して調査させてもらった結果、今現在、計画のないところにつきましては、道路についても必要ではないのかなど。結果、3路線が廃止という広報になった内容でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 だから、交通量が云々というのではなくて、廃止ということだと思います。財政計画にも、一切その新しい道路建設のところは含まれていません。確かにいろんな店舗ができて、交通量が多くなって行って渋滞はありますけど、道路建設は一回始めたら、用地取得であるとか補償等で、今、計画中の道路でも20年、30年ぐらい、私が議員になってからずっと都市計画道路をやっていますので、なかなか費用と年数がかかるので、新たな道路の建設には着手しないという町の方針だと思いますが、それはそれでよろしいですね。どなたかはっきり教えてください。

○康村委員長 都市環境部長。

○杉浦都市環境部長 今のご質問ですけれども、次期計画道路の見直しをやっている中で、今、課長が申しましたように、将来の交通量を見込んだ上で、今、この道路が必要か必要でないかを、審議会に判断させていただいて、町としての経済とか、今後の道路の在り方を見た上で、今現在、この3路線を廃止の方向で考えておりますので、その辺、ご理解をよろしくお願いします。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 決定というか、町の方針はいつ出ますか。

○康村委員長 都市環境部長。

○杉浦都市環境部長 今聞いている中では、今年度、パブリックコメント審議会まで行きたいというふうに思っております。最終決定については、令和3年の11月頃には、この路線について廃止決定されるということで、今のところは聞いております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。お聞きしておきます。ありがとうございました。

○康村委員長 生活環境課長。

○吉川生活環境課長 それでは、134、135 ページの住宅管理費の中の委託料で、草刈り委託料についての緊急対応についてご説明ということでございます。場所につきましては、西名阪の側道沿いの改良住宅でございます。状況といたしましては、前に電線がございます。この電線に樹木が覆いかぶさっておるところと、歩道に草が越境しているところの中で、入居者の状況といたしましては、高齢者のひとり暮らし、そして、視覚障害をお持ちで、介護も受けられておった、そして入退院繰り返されておる。そして、生活保護も受給されておるという状況の中で、懸案事項の案件でございました。ちょうど契約につきましては、9月ということで、台風時期の前に、できるだけこれは早期対応しないといけないというところで、緊急に対応させていただいたという内容となっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 よく分かりました。ありがとうございます。結構です。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、決算書 138、139 ページにございます教育委員会費、報償費のアドバイザー謝礼のご説明でございます。内容につきましては、教育委員会の権限に属する事務の管理、及び執行状況についての点検、評価をするものがございます。教育委員会内で、点検及び評価をしたものにつきまして、学識経験を有する先生に知見を図るためのアドバイザー費用でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ここで、学校適正化の研修会というのは行われてなかったんですね。流用のところに出てきたと思うんですけど、それで、関連して聞いてしまったんですけど、それは、研修会はなされてないわけですか。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 研究会、勉強会は行っておりました。この予算について少し説明させていただきます。当初予算の計上は、点検評価についての学識経験者のアドバイザー費用と、今、説明をさせていただきました学校適正化の勉強会、研修会のアドバイザーの大学の教授の方の費用を計上しておりましたが、学校適正化勉強会、研修会を行うに当たりまして、アドバイザーの大学の教授の大学側から、大学と申合せを締結して、大学から教員を派遣する連携部分で進めたいというふうに申出がありました。その部分をもって締結に当たりますの

で、学識経験者の勉強会のアドバイザーの費用を役務費に流用したというところで、今、この部分につきましては、評価、点検の知見を図るためのアドバイザーになりました。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 内容は分かりました。それで、昨日申し上げたんですけれども、今年度から具体的に、学校の適正化検討に関していろいろ検討が行われるわけなんですけれども、コロナ禍で3密を避けるということで、少人数クラスが必要だと言われているところですが、その観点からすると、単に、今の定数のままで試算したのでは、ちょっと違う場合もありますけど、その辺も考慮した形で検討していただきたいということで、適正化反対とか統廃合反対とかいうのではなくて、そういう観点からも、今後、数年続くか分かりませんので、それと、子どもたち一人一人に目が行き届くという観点からも、少人数クラスは有意義だと思いますので、両方の観点から考えていただきたいと思いますが、その辺いかがですか。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 これから適正化を進める中で、少人数制の部分につきまして、まだ、今現在は、小学校1年生につきましては、少人数学級を取り組んでいるところなんですけど、2年生以降につきましては、まだ国のほうで、現段階では方針等決まっていないところがございます。その部分、国の動向を注視しながら、適正化を進めていく考えでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 国でやっていただくのが一番いいと思いますけど、町独自の検討もそこに併せて一緒をお願いしたいと思います。これは要望しておきます。ありがとうございます。

○康村委員長 こども支援課長。

○寺口こども支援課長 決算書 145 ページの感染症防止対策事業費の需用費、消耗品費についてでございます。こちらのほうは、子ども・子育て支援交付金補助割合 10 分の 10 を活用いたしまして、上牧幼稚園の一時預かり事業、預かり保育に対する感染予防対策として購入した消毒液や体温計、プラスチック手袋等の費用でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 これは、第5回の補正で上げられてた分、ほかの部分は大半が繰越事業になっておまして、令和元年度で執行された感染症防止対策事業としては、この部分だけだと、私は決算書の中で見ましたが、既にこの時期からいろんなコロナウイルスの対策が始まって、いろいろご苦勞を頂いているとお聞きしました。ありがとうございます。

それで、昨日、冒頭で事業別数の決算書にさせていただいて、ページ数も多くなったという

ことで、私も、多くなるので事業別にとられるなみたいな変な言い方をしてしまったんです。要は、感染症防止対策事業費はそれぞれ課ごとに出てきたら、今後、予算書や決算書がさらに分量が増えるのではないかと懸念するところなんですけど、形の問題で申し訳ないですが、その辺はどうですか。今回の決算書も70ページも増えたわけなんですけど、今後、新たな事業というか、課ごとの事業で増えていくのではないかと、その辺、事業ごとで分かりやすいんですが、心配するわけですが、細かいことで申し訳ないです。

○康村委員長 総務部長。

○阪本総務部長 昨日、決算書、77 ページほど増えているというふうなご意見も頂きました。事業別にさせていただいた経緯といたしましては、より議員の皆さん、それとまた町民の皆様に分かりやすく、事業別の予算をさせていただいたという経緯がございます。なかなか枚数を減らしていくのは難しいところもあるとは感じるんですが、その辺の部分につきましては、今言っていた感染症の部分につきましては、どういうふうな形で今後出てくるか分かりませんが、そういうふうな部分につきましては、総務のほうで検討していきながら、より分かりやすく、見やすい内容の予算書なり決算書にしていきたいというふうには考えております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 細かいところを言いまして申し訳ありません、議員の側からは、各課でどんな対策を取られているかは分かりやすいんですけども、また、予算書、決算書を作成する方々も、作業等、大変だと思いますので、また工夫をしていただきたいと思います。これでは駄目だというわけではありませんで、やりやすい形でより分かりやすい、余計難しくしてしまったか分かりませんが、説明しやすい形でお願いしたいと思います。ありがとうございます。余分なことを言いましたが、好き勝手なことを言うと思われたのではないかなと思いましたので、紙ばかり増えてくるのも、また大変ですし、逆にちょっと見づらいというものもありますので、いろいろ言いました。よろしく願いいたします。結構です。

○康村委員長 それでは、ここで休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時00分

○康村委員長 それでは再開いたします。

教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 それでは、決算書 154 ページ、155 ページでございます幼稚園費、上牧

幼稚園給食室水道配管改修工事に関わりまして、幼稚園の改修工事の計画と、見通しでのご質問だったと思います。その辺について回答をさせていただきます。

現在、上牧幼稚園の施設改修でございますが、個別施設計画にて、施設の改修部分を計画するところでございます。この部分に加えまして、これから、学校適正化を進める中で、幼稚園施設につきましても、関わりが出てくることも考えられますので、学校適正化の部分も含めながら、進めるという考えでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 令和元年度では、6月の補正で267万9,000円ということで、ここに工事で上げられている給食室、水道配水管の改修工事ということで、今年度、令和2年度も、先日の6月の補正で、幼稚園の防水改修工事ということで190万、2年続けて年度の途中での補正対応なんですけど、これは当初で見込まれないんですか、今後、全体の公共施設等の個別施設計画の中でと言われてはいますが、幼稚園は現在も使っていて、今後、どうしようというところに関わらず、必要なところの修理は、その年その年で必要だと思いますけれども、今のところ、にっちもさっちもいなくなってきたというか、使えなくなったら改修するというふうな感じなんですか。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 今回の給食室の水道配管改修工事につきましては、3月末に水道配管から水漏れが発生したという報告を受けましたので、給食調理に支障が生じるというところで、補正という形にさせてもらって、修理したところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 今年も9月に補正対応ですね。当初では分からなかった改修部分ということですか。

○康村委員長 教育総務課長。

○丸橋教育総務課長 その部分につきましては、補修的なものを進めながら、屋上防水をしていたところですが、今回、補正で上げさせていただく中で、8月、大雨が降ったときに水漏れが発生しているという報告を受けましたので、令和2年度の部分につきましても、補正対応させていただいたというところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしておきますけれども、しっかり点検等いただきまして、できるだけ当初予算で計上されるように、必要な箇所の修理はしっかり対応をお願いしたいと思います。

お聞きしておきます。ありがとうございます。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 続きまして、久渡古墳群の整備事業につきましては、委員のご指摘どおり、資料ナンバー61に基づきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、歳入につきましては、補助対象経費658万5,370円に対しまして、国費で2分の1ということで、329万2,000円です。続きまして、県費で保存事業費といたしまして、100分の15で98万7,000円、そして、整備活用の補助金ということで、98万7,000円になっております。

続きまして、歳出につきましては、報酬につきましては、当初予算で37万2,000円、決算につきましては32万7,000円、需用費につきましては、当初予算で13万1,700円、決算につきましては12万937円、役務費につきましては、予算で10万8,900円、決算で8万7,474円、委託料の基本設計策定委託料につきましては、当初予算で503万2,000円、決算で488万4,000円、現況平面図委託料で、予算では175万3,000円、決算で114万1,560円となっております。

続いて、今後の計画でございますけれども、昨年度に実施いたしました基本計画、基本設計の部分を踏まえまして、今年度におきましては、8月27日、第1回整備委員会を開催させていただきまして、3回する予定となっております。それに伴いまして、整備工事ということで、後半部分で伐採工事を行っていく予定です。来年度につきましては、本工事となりまして、遺跡整備工事ということで、8基の古墳の整備工事を行います。それに伴います8基のつなぐ縁の工事も予定しています。そして、給排水工事等を行っていく予定となっております。令和4年度におきましては、植栽工事、トイレ、電気工事等を行いまして、令和4年度の完成予定で、史跡公園化に向けて、今取り組んでいる状況でございます。

以上です。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 資料の歳入の61で示していただいている計画等、今おっしゃっていただいたんですけども、整備事業の全体の事業費はおよそどのぐらいですか。前、お聞きしましたか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 今、まだ基本設計段階でございまして、実績設計ができておりませんが、今のペースでいきますと、来年の工事予算が2億円程度かかる予定となっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 それは令和3年度の整備工事のところがおよそそのぐらいということですね。まだ全体の分からないのですね。トイレとか何とかいろいろ言われましたけど、そういうの

は含んでないという、植栽等の整備、公園にするための工事の部分というふうな理解でよろしいですか。

○康村委員長 社会教育課長。

○森本社会教育課長 令和3年度で2億円程度です。先ほどおっしゃっていただいた植栽工事の部分につきましては、令和4年度でございますので、今の段階では、2,800万円程度を予定しております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きしておきます。ありがとうございます。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 それでは、決算書の後ろから2枚目になります。財産に関する調書の中の増減ということでございます。この部分につきましては、タブレット資料におきまして、決算の特会等という議会資料がございます。その最後のほうに、決算関連資料目録というのがありまして、その中のナンバー3でございます。ご覧いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。その資料をもとに説明させていただきます。

それでは、最初ですが、この資料に沿って説明させていただきますと、まず、右側のページの下の方のマイナス9平米という部分で説明させていただきます。この部分につきましては、公共用財産、その他の施設におきまして、下牧の空き家を改築いたしまして、ほほ笑みサロンとさせていただきましたので、改築した部分で、38平米の増がございました。次に、その下でございます公営住宅の部分におきまして、町営第1住宅を除却させていただきましたので、マイナス47平米、この相殺でマイナス9平米ということでございます。

続きまして、左側のページになります。土地部分の説明をさせていただきます。まずは、1点目の項目です。公共用財産、公園部分でございます。これは南上牧地区におきまして、宅地開発がございました。その部分で公園部分の寄附がございましたので、216平米の増ということでございます。その次につきましては、まず、下の部分の普通財産の部分になる宅地の部分から説明させていただきます。宅地の部分におきましてマイナス423平米でございますが、ほほ笑みサロン片岡ができましたので、普通財産から行政財産に移しまして、この表におきます変更とさせていただきますと、ここに423平米がプラスされたこととなります。よろしいでしょうか。その下の久渡古墳群の実測による減ということで、147平米面積が減りましたので、その相殺で、276平米というふうな形になったわけでございます。トータルといたしまして、積算させていただきましたように、69平米の面積が増となったということでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。内訳が分かりましたけれども、開発に伴う公園ということで、南上牧とおっしゃられたんですけど、所在地が大字上牧6-17と書いているので、どこかということで公園が知りたかったんですが、南上牧でいいんですね。具体的にどの辺りですか。

○康村委員長 総務課長。

○山下総務課長 具体的に南上牧の公民館がございます南西部分に宅地開発がございました。もともと田であったんですけども、そこで開発が行われまして、その宅地開発の住宅地の奥のほうに公園が設けられましたので、その分の増でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。あそこ、かなり住宅、新しく増えていますので、分かりました。理解できました。以上です。

全て歳出、質疑、終わりました、丁寧な回答をありがとうございました。いろいろ細かいことも言わせていただいて、大変失礼な部分もあったと思いますけれども、今回、いろいろ資料も工夫されていまして、資料で分かるところは、できる限り、質疑から削除したという形で、補正等で上げられていないところとか、気になったところを中心に質疑させていただきましたが、大変ありがとうございました。いろいろご苦勞をおかけしたと思います。

これで質疑を終わります。ありがとうございました。

○康村委員長 これですら石丸委員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 これですら質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

これから特別会計の審議に入りますので、関係のない部署の方々の退席をお願いいたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時17分

○康村委員長 再開いたします。

認第2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。お願いいたします。

12、13ページ、国民健康保険税、滞納部分の収納が増えています。ここ3年で一番収納されております5.78%増です。これは町税とかいろいろ、町営住宅とかの収納方法が同じなのかどうか、お願いいたします。

16、17ページ、一般会計繰入金の内容を教えてください。補正の180万円は人件費のことでよかったですでしょうか。その下の財政調整基金繰入金1,300万円ほど補正していますが、激変緩和の部分と徴収できてない部分のことなのでしょうか。教えてください。

28、29、保健事業費、特定健康診査事業、受診率36.85%と増えております。受診者全体で増えたのか、これに人間ドックも加算されているのかどうか教えてください。

30、31、人間ドック等助成事業費、人間ドック等助成金、414名受診されました。町民の方がその結果を持ってこられていると思うんですけども、この検査結果を何かに生かすことはできないのか。例えば、そこに糖尿病の人がおれば、経過観察をするかどうか。それと、人間ドックに関しては、来年度はどうなるのか教えてください。

あと、最後、お願いいたします。財政調整基金ですが、当初予算で4万7,000円、補正で1,300万ぐらい増えています。これもやっぱり激減緩和等、検査等に使われると思うんですが、聞いたかもわからないんですけど、もう一度、補正した理由と増えた理由をお願いいたします。

以上です。

○康村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

徴収課長。

○**阪本徴収課長** 国民健康保険税の徴収率アップのことでお伺いと思うんですか。国民健康保険税は町税と同じような対応をさせていただいております。住宅とかまた別だと思えます。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 年金の特徴というのは100%ですけども、普通徴収の自主納付とコンビニ納付があるんですけども、僕、コンビニ納付って知らなかったんですけども、これの説明をお願いできますか。

○**康村委員長** 徴収課長。

○**阪本徴収課長** 自主納付というのは、個人的に銀行とか出張所、役場の窓口を持ってこられるもので、コンビニ徴収というのは、コンビニエンスストアに持っていってお支払いになる部分でございます。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** それは、選択は自由にできるということですか。

○**康村委員長** 徴収課長。

○**阪本徴収課長** そうでございます。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** ありがとうございます。今回、5.78%増ということで、徴収率がすごく上がっております。ご苦勞あったと思えます。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○**康村委員長** 保険年金課長。

○**井上保険年金課長** 16、17 ページ、繰入金の一般会計繰入金について説明させていただきます。決算額の4,470万4,656円の内訳といたしましては、まず、人件費として2,776万3,000円、続きまして、出産育児一時金の3分の2を一般会計から繰り入れておりますので、それにつきましては486万7,000円、その他、事務費等につきまして1,207万3,000円、内訳といたしましては、そのような形になっております。今、事務費の1,200万につきまして、もっと詳しい内訳といたしましては、システム改修等に要した費用でございます。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 分かりました。ありがとうございます。

次お願いします。

○**康村委員長** 保険年金課長。

○**井上保険年金課長** 次の保険基盤安定繰入金の内容説明ということでよろしいですか。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 多分、この繰入金の中には、激変緩和の意味合いと、それと、徴収できてない部分の意味合いがあると思うんですけど、それで間違いないかどうか教えてください。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 そういたしましたら、保険基盤安定繰入金の内容ですけれども、まず、保険基盤安定繰入金といいますのは、保険税軽減対象者の一般被保険者数に応じて、一般会計から国民健康保険特別会計に繰入れするものと、先ほどは、軽減人数でしたけれども、軽減額に応じて繰り入れるもの等の2種類がございますので、この基盤安定繰入金といいますのは、あくまで保険税を軽減した部分について、国保の安定化を図るという意味で、一般会計から繰り入れているものでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 今まではそうやったと思っていたんですけども、県統一化になりまして、今やっておられる激変緩和することと、それを県に出すということであれば、足りない部分を補填してという部分をこの中に含むのかなと思っていたんです。その部分というのはどこに含まれるんでしょうか。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 委員おっしゃられています不足分というのは、納付金の不足分という解釈でよろしいですか。基盤安定繰入金の中には、激変緩和に関するものは一切含まれておりません。激変緩和は県単位化に伴ってそういった緩和措置が設けられたわけでございますけれども、あくまで激変緩和措置といいますのは、令和6年度までに、計画を立てた保険税、その年度の保険税を上回った場合に措置されるものでございますので、軽減基盤安定繰入金といいますのは、低所得者を助けるための、低所得者に7割軽減なり5割を軽減いたしまして、それを国や県のほうから補助金、また、一般会計からの繰入れというふうな形で措置されるものでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これでよく分かりました。要するに、その年に足らなかった分が出たときには、これじゃなくて、軽減緩和の分を足して県に提出するということですね。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 委員おっしゃっています納付金が不足した場合になると思うんですけども、例えば、県から本町のほうに令和元年度の納付金が示されまして、当然、納付金を賄

うものは軽減分プラス国民健康保険税で賄うわけでございますけれども、徴収率が100%でないと納付金を賄うことができません。それと本来、標準保険料率でもって、その年度の納付金を見いだすことができるんですけれども、本町では、積み立てた財政調整基金を使いまして上昇率を抑えておりますので、上昇率を抑えた分と不足した分、徴収し切れなかった分については、財政調整基金を今充てておるところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結局、安定さすという意味合いで、財政調整基金の部分と基盤安定繰入金の中にもそういう部分があるのかなと思ひまして、聞かせていただきました。これで安全に、基盤安定繰入金の中には、そういう意図のものは1つもないことが分かりました。ありがとうございました。

次、お願いします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 ですので、基盤安定繰入金の中には軽減分と、あと納付金に充てる分という形で措置するという形になっておりますので、激変緩和等は一切関係ございません。

○牧浦委員 次、お願いします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 決算書28、29ページです。資料は、国民健康保険の10番で、特定健診事業の内訳等について、資料を提出させていただいております。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 特定健診の加算の部分というふうにお聞きになられたと思うんですが、加算部分とおっしゃいますが、どういったことを指すんですか。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 36.85に増えたということなんですけども、この中には、基本的な健診項目と、詳細な健康項目とあるんですけれども、人間ドックの中にもこれがあると思うんですけども、それを含むかどうかということです。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 先ほど申されました受診率の中に含まれているものとしたしましては、実際に特定健診受診していただいた方、それと、委員おっしゃいました人間ドックの受診された方で、人間ドックを受診されて助成する要件といたしまして、受診された後の検査結果を提供していただくのが要件の1つになっております。その基本項目を特定健診の受診率に

反映させておりますので、当然、人間ドックの受診された方、それと、会社等で健診を受けられて、それを提供していただいた方はみなし検診というふうな形になるわけでございますけれども、それも加えた部分で、受診率を出しておる次第でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ただ、人間ドックの中にこの項目も含まれていない方もいてはると思うんですけども、それは、例えば、人間ドックに行かれたところによって違うんでしょうか。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 人間ドックで検査項目、提供していただければ、大抵の方については、基本項目というふうな形で、特定健診に利用させていただける数値等が入ってておるわけでございますけれども、中にそういった項目の漏れておられる方がおられて、反映できない場合もございますけれども、本町での人間ドックの助成というふうな形で、国民健康保険の加入者の方につきましては、受診していただいているという形をとっておりますし、検査結果がどのような活用されておられるかというふうなこともおっしゃっておられたと思うんですけども、それにつきましても、この検査結果を生き活き対策課にデータを共有いたしまして、町民の方の健康増進等に付与しておるといった次第でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 もう既に言ってもらったと思うんですけども、例えば、結果に対して重篤な部分であるとか、例えば慢性疾患の糖尿病であるとか、ああいうものに対しては、電話1つで、「今、病院行っておられますか、エーワンシー幾つですか」とかいうカウンセリングみたいなことはできないでしょうか。糖尿病というのは、油断するとすぐにエーワンシーが上がってしまうと思うんですけども、そういうデータを頂いているのであれば、そういうケアについて利用できないかということですが、いかがでしょうか。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 人間ドックを受けられた方ばかりでなく、特定健診を受けられた方ももちろんそうなんですけれども、それらの方を対象にいたしまして、委員おっしゃいました糖尿病等の治療推奨事業をやっております。受診された方の中から、糖尿病の治療すべき人をピックアップいたしまして、その方についてアプローチするといった事業もやっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当に知りませんでした。恐らくですけども、僕も知らなかったんですけども、こ

れから先、町民に周知、またよろしく願いたします。

次、願いたします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 財政調整基金、決算書 32 ページから 33 ページのところだと思うんですけども、今年度、令和元年度の決算におきましては、1,330 万 5,000 円に上げさせていただいておるところでございますけれども、財政調整基金、県単位化になりますと、30 年度までは、前期高齢者交付金の精算分とかで積み立てることができたんですけども、県単位化になりまして、保険税と納付金、給付のほうは県が全て賄ってくれることになります。それによりまして、今まで町のほうに直接入っておった国費のほうは県一括で入ると。今までは町ごとに、例えば、前期高齢者交付金でしたら、高齢者の割合の多い市町村に対して、交付金がたくさんあったんですけども、それを県一括というような形になっておりますので、これから、なかなか基金は積み立てるといふ部分はできないようになると思うんです。例えば、元年度の基金取崩しは 8,800 万ほどさせていただいていると思うんですけども、30 年度で取り崩しましたのは、およそ 177 万 9,000 円しか取り崩しておらなかったんです。といいますのも、やはり、先ほど申しました前期高齢者交付金等の収入が多かったために、基金を取り崩す必要がなかったんですけども、元年度におきましては、そういった額が減少したのと、それとあと、新規の事業もたくさんやっておりますので、元年度から執り行いました人間ドック、もしくは子ども均等割減免も基金を取り崩してやった事業ですので、それらに費やすものもございますので、今後、基金につきましては、保険税の上昇の抑制、または保健事業に使ってまいりたいというふうな考えでおります。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。これがまさに我々のほうでは県単位化になって、国から県へ直接渡されるということで、そのこともひっくるめて積むことがなかなか難しくなると。事業はしなくてはいけないし、なおかつ、今まで国から入っていたものが県に直接に行くという理解でよろしいですね。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 さようでございます。県単位化になって、当然、安定した国保運営ができるようになったという、大変大きなメリットがございますけれども、多くの高齢者を抱える市町村に頂いていた交付金が一本化になってしまうというふうな部分もございます。しかし、今後、令和 6 年に向かって、県単位化、そして、統一した保険料を実施できるように、

運営に当たりたいと思っております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。来年度はこの人間ドックの助成金はどうなるでしょうか。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 元年度、2年度とやってまいりました人間ドックですけれども、2年度につきましては、コロナ禍の影響もございまして、受診率が若干落ちております。これからまだ3月末まで受付期間もございますので、どのような伸びを示すかは分からないんですけども、すごく好評で、被保険者の方にも喜んでいただいておりますので、継続するか、その辺りはまた町で検討いたしまして、実施する方向で進めていければと考えておるところでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。もう本当に多分、大分好評だと思います。コロナ禍で受診される方は少なくなったかもわからないんですけども、できる限り、また、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。これで私の質問は終わらせていただきます。

○康村委員長 牧浦委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。国民健康保険の令和元年度決算について質疑を行います。

決算書では、12、13ページの国民健康保険税のところですけども、令和元年度では、財政調整基金を活用した子どもの均等割を無料にするということが行われた決算になりますけれども、資料からは、令和元年度末では被保険者数は109人のマイナスで、世帯は14世帯減っているというところで、収納状況等、先ほどの牧浦委員の中からも、収納率について上がっているというふうな質疑あったんですけど、資料のナンバー5のところでは収納率を出していただいているんですけども、今回は特に滞納分のところが24.6%の収納率ということで、前年度に比べても5.78%上がっているということで、近年にない高い滞納者の分が、収納率が高いんですけど、これの要因はどうでしょうかというのがまず1点です。

それと、次は、県支出金のところですけど、14、15ページで、県からの補助金として、特に特別交付金ということで措置があるんですけど、これは、県単位化に向けてのいろいろな

交付金等々も含まれますけれども、特別交付金の中の細かい項目、特に4つ挙がっているんですけど、それぞれ説明をお願いできますか。15ページの一番下にあります保険者努力支援制度交付金と特別調整交付金、次のページにあります県2号繰入金、特定健診等負担金ということで挙げられていますけれども、これについてご説明をお願いします。

次は、歳出で24、25ページ以降ですけれども、保険給付費ですけれど、資料ではナンバー6、7のところで見せていただいたんですけれども、医療費がすごく減っているんです。療養諸費で不用額が約9,000万円、高額療養費で約4,000万円ということで、かなり医療費が減っているんですけど、被保険者は当然減っているんですけど、医療費の動向として、お医者さんにかからなくなっているのは1つあるかもわかりませんが、1人当たりの医療費の特徴等あるのか、医療費が今回すごく減っているので、その動向をお願いしたいと思います。

それともう1点は、26、27ページになります。国民健康保険事業費納付金ということで、ナンバー8で納付金の算出根拠、書かれているんですけど、今回、上牧のように、令和元年度は医療費が大変前年度に比べて減ってきております。上牧で医療費が減ったからといって、県に納める納付金の下がるわけではない仕組みなんです。県から示された基礎額、県全体の医療費で、基礎額で上牧に示された額に、県から示されるのが主なものであるので、上牧で医療費削減したから納付金が減らない、一概にそこで減るものではないというふうな仕組みになるものだと思うんですけど、その確認、説明をお願いします。

以上です。

○康村委員長 徴収課長。

○阪本徴収課長 滞納の徴収率のアップについて説明させていただきます。給与、年金、預金等の差押え等に至ったものもある意味でございしますが、未申告者の申告を促し、また、社会保険加入に未届けの方がいらっしやいまして、その方の喪失等を37件行い、調定額は163万円の減となりました。そのほかにも、電話催告、戸別訪問で、分納誓約、年間計画者納付におきまして納付につながっており、不履行の場合は、電話、文書催促を行い、課員一同、一丸となって頑張っております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 いろんな手続が不備で、国民健康保険のままであった方とか、あと、いろんな徴収の努力をされたことで、滞納分について徴収率が上がったと。大まかにそのような理解をさせていただきました。ありがとうございます。

では、次のところ、お願いします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 決算書 14、15 ページ、県支出金の特別交付金について説明いたします。

まず、委員おっしゃいました保険者努力支援制度の説明でございます。この交付金は、医療費適正化等への取組努力に対する評価指標を踏まえ、保険者努力支援制度として交付されるもので、例えば、前年度に対してちょっと補助金のほうは下がっております。この要因といたしまして、補助金の算定につきましては、各保健事業について、評価指標毎に算出した点数基準を全保険者の算出点数の合計に占める割合で交付金がされますので、いかに保健事業等適正化に対して力を入れたか、成果を出したかによって点数が決まって、補助金が決まるものでございます。令和元年度におきましては、糖尿病等重症化予防に係ります受診が、面談などの取り組みを改めてやりましたので、そちらの評価は頂いたものの、平成 28 年度におきます特定健診の受診率が低迷しておった時期でございましたので、それで評価がマイナスとなり、補助金が若干下がったといった形になっております。

○石丸委員 次、お願いいたします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 特別調整交付金でございますけれども、事務の効率化な執行と、さらなる事務の標準化、広域化等を図るために頂く補助金でございます。例えば、令和元年度でしたら、マルチペイメントネットワークによって、口座振替が窓口で受付できるようになりました。このような費用に充てるための補助金等としましても、特別調整交付金を頂いて実施しているところでございます。

○石丸委員 次、お願いします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 決算書 16、17 ページの県 2 号繰入金でございます。県 2 号繰入金でございますけれども、令和元年 5 月 31 日付で政令として出たものでございます。今までは、特別調整交付金の中に他の事業と一緒に含まれていたわけでございますけれども、特定健診の検査項目のうち、心電図や貧血など保険者独自の追加項目を実施した場合に交付されるということで、事業の内容が特定されましたので、特別調整交付金から離れた形で、県 2 号繰入金という形で計上させていただいております。

○石丸委員 分かりました。最後の特定健診等負担金をお願いします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 最後、特定健診等負担金でございます。保健所に対して平成 20 年 4 月か

ら 40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象といたしまして、内臓脂肪型肥満防止に着目した健康診査指導を計画的に行うことが義務づけられております。その事業に係る経費といたしまして、補助率が 3 分の 1 なんですけども、国と県から 3 分の 1 ずつ頂くと。国と申しまして県が取りまとめて交付していただけるわけでございますけれども、一応、県からの交付ということで、次年度の精算という性質を持っておる補助金でございます。

以上です。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ここの部分では、県単位化に伴って、それぞれの被保険者、保険者で上牧町が努力をしたところについて交付されるというご褒美的なところがある部分も含まれてきていると、今後、ここの部分が少し膨らんでくるのかなというふうな予想もしておりますが、それはどのような方向ですか。納付する額は県から示された額ですけれども、いろいろ検査項目を増やしたりとか、健診の受診率を上げれば、ここで交付金として、ちょっと増やされるというふうな、全体の流れはそういう仕組みだと思うんですけど、そういうふうな理解でよろしいですか。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 委員おっしゃるとおり、どのような事業をするかというのは、その市町村の工夫とかにもよるとは思いますけれども、特に保険者努力支援制度の補助金なんかでしたら、どれだけ点数をとれるかによって補助金は変わってまいりますので、県単位化とは別に、いかにその市町村が努力するか、また、特別調整交付金なんかでしたら、どのようなシステム改修をして国保を運営していくかといったその費用に充てるものでございますので、県単位化であるからこの補助金がどうというのではございません。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。お聞きをしておきます。

次、医療費の動向をお願いいたします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 決算書 24、25 ページの保険給付費全般ということになると思うんですけども、委員のおっしゃっていた中でも、減額しておる主なもっともな理由といたしますのは、人口減少や高齢化による後期高齢者医療制度への移行、被保険者の移行、さらには、適用拡大の社会保険への移行などによりまして、被保険者数の減少がかなりございます。また、全国レベルで見ましても、5 年連続で毎年 100 万人を超える被保険者の減少が続いているこ

とを、厚生労働省の実態調査報告でも示されておるところでございます。被保険者の減少によりまして、本町では実際のところ、年間被保険者数でございますけれども、175人が減少しており、それによりまして、医療費が落ち込んでおるのかというものもでございます。また、受診内容なんか見てみましたら、どちらかといいますと、入院の占める割合が医療費の中で大きくなればなるほど医療費が膨らむというふうに言われております。平成30年度で入院の占める割合が医療費全体の38.71%でしたけれども、令和元年度では36.3%に落ち込んでおりますので、入院される方が減少したのも医療費が少なくなったのではないかなというふう考えておる次第でございます。

あと、委員おっしゃいました療養費が落ち込んでおるということですが、療養費につきましては、療養給付費ではございませんので。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 言い間違っていました。療養諸費と高額療養費で、今答えていただいたことに関連してきますね。入院の人が、割合が減っているということで、高額療養費も減ということですね。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 ご指摘のとおりでございます。入院の率が減少すれば、もちろん高額になる率もおのずと減少していくのではないかなと考えております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 理解しました。それで、最後の県に納める納付金の考え方ですけども、上牧の医療費が減ったから納付金が直接減るものではないという仕組みだと思いますが、その確認です。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 委員おっしゃるとおり、奈良県全体で単位化になっておりますので、全体の医療費を町の所得シェアと被保険者数のシェアをもとに計算いたしておりますので、本町での給付費が減少したから納付金も減少しますというのではございません。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。質疑のところは全部答えていただいたのですが、先ほど、牧浦委員の質疑の中で、人間ドックの助成ということで、令和元年度と令和2年度との取りあえず2年間という事業と認識しているんです。子どもの均等割と人間ドック等の助成と基金を使った事業の1つなんですけれども、人間ドック等についても、今後、検討さ

れるという方針ですか。2年間限定ということですか。これは町長にお聞きしましょうか。
取りあえず、町の施策は2年間限定ですね。

○康村委員長 今中町長。

○今中町長 今お尋ねの件でございますが、当初これ、させていただいたとき、県との調整がございましたので、当面2年間という考え方で実施させていただきました。石丸委員お尋ねの子どもの均等割の軽減措置も同じようにさせていただいておるんですが、保険料に伴うものについては、以前から県と協議をやっておりますが、県の意向としては、奈良県全体的に保険料を触るということについては、県としては認めがたいという考え方も示されております。県の指導に従ってほしい、こういう考え方でございます。

それと、保健事業につきましては、町独自でさせていただいておるわけですが、少し柔軟的なものの考え方になっていくのではないのかなど。それぞれの市町村が保健事業をしっかりとそれぞれやるということは、医療費の抑制につなげていくという考え方は、当然、結果としても出てくるわけでございますので、我々としたら、できたら保健事業については、まず、県単位化になるまではやれるものであるならば、被保険者の健康のためにも、上牧町としては引き続きやっていく必要があるのではないのかなというふうに、今現在、私としては考えております。これについては、担当課長にも先般指示しておりますので、これから県といろんな打合せもあるわけでございますので、県との調整の中で上牧町の考え方を示すということで、担当課長には指示しております。まだ、私は私で県とも調整の機会があるわけでございますので、上牧町の考え方をしっかりと示していきたいというふうに考えております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。人間ドック等助成事業は切り離して、続けられるようにぜひ努力していただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○康村委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

ここで休憩とし、2時15分から再開いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○康村委員長 それでは再開いたします。

認第3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。

令和元年度の後期高齢者医療特別会計の決算について質疑を行います。歳入ですが、後期高齢者の決算書の10ページ、11ページですけれども、後期高齢者医療保険料についてですけれども、この保険料の滞納分の収納です。資料はナンバー2で出しているんですけども、先ほどの背景、国保とは違い、滞納分の収納率が落ちています。令和元年度決算は26.6%となっていて、前年度よりマイナス6.6ですが、何か特徴があれば、お願いしたいと思います。要因をお願いします。

次、歳出のところですけど、14、15ページの後期高齢者医療広域連合納付金ということで、当初予算よりも増となって約3億5,000万円となりましたが、増の要因の説明をお願いいたします。

それと、引き続き、同じページの保健事業費です。資料もナンバー5で出していてまして、令和元年度の後期高齢者においては、人間ドックを受けられる方が大変多くて、補正対応までされておりました、最終的には、87名の方が人間ドックを受けられたというふうな資料になっています。そういうふうな中で、健診の全体の受診率としては23.4%ということで、平成30年度、25%となっていたんですけど、逆に下がっているんですけど、先ほどの国

保の考え方と同じとすると、人間ドックを一定受けられたら、特定健診も受けられたことにみなされると、ほとんど重なる項目や、より丁寧な検診が行われているんですから、当然、上がるのではないかと思われたんですが、その件をご説明お願いいたします。

以上です。

○康村委員長 徴収課長。

○阪本徴収課長 後期高齢の滞納の6.65%のマイナスの要因ですが、滞納者の方が、大体高齢者で、死亡の方が多いので、その部分だと思うんですが。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ということは、不納欠損で上げられた。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 不納欠損処理するのはすぐの年ではないので、分かりました。高齢者のためということで、お聞きをしておきます。

では、次、お願いいたします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 決算書14、15ページ。後期高齢者医療広域連合納付金が、予算よりも上昇しておるとおっしゃったと思いますが、そのことについて説明させていただきます。

広域連合への納付金につきましては、広域連合で事務費等に充てます共通経費、それと、保険料、あと、基盤安定負担金を1つとまとめまして、納付金という形で、広域連合に納めておるところでございます。資料の広域連合の4番にも、そういう具合に3つに分かれたような形になっておると思いますが、今回、増額しておる理由といたしましては、被保険者数の増加が、年度平均被保険者数で見ますと156人増加しておったわけでございます。それによります負担の上昇、また、制度改正に伴います受益者負担額の変更もございましたので、主に保険料が増加したことが理由となって、予算よりも増えている形になっておると思います。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。結構です。

続いて、お願いします。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 同じく14、15ページ、保健事業費の中の人間ドック費用助成金でございます。これにつきましては、特定健診に、国保の場合なんかでしたら、人間ドックを受けられて、そのデータを入れ込むことによって受診率を向上させるというふうなことができるん

ですけれども、広域の場合は、広域連合で特定健診の健診結果を登録しておりますので、人間ドックを受けられたということになれば、そのデータが反映しないという形になっておるところでございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 国保とは違うんですね。人間ドックの受診者の数が多くても影響しないということですね。

○康村委員長 保険年金課長。

○井上保険年金課長 人間ドック等の受診率と特定健診の受診者数は連動しておらんわけでございますけれども、特定健診の受診者ですけれども、実際のところ、平成30年度は744人、令和元年度につきましては、776人の方が受診されておられますので、対象者数は実際のところ増えておりますけれども、受診率では低迷したといった形になっております。これはあくまで受診対象者数が増えたのが影響しておるということでございます。この受診対象者数の中には、例えば、施設入所者とか、入院しておられるような方を除くというふうな作業をするわけでございますけれども、令和元年度におかれては、受診対象者数についてそのような方が少なかったというふうな形になっておると思います。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 単純に疑問に感じたものですから、分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○康村委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。1つだけお願いいたします。

後期高齢者医療保険料の中で、特別徴収で微細額が出ているんですが、先ほど答えていただいた死亡分と理解してよろしいのでしょうか。お願いします。

○康村委員長 徴収課長。

○阪本徴収課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 結構、亡くなられた方、いてはるんですね。76万円ほどあります。そういうことでよろしいですね。

○康村委員長 徴収課長。

○阪本徴収課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。これだけです。

○康村委員長 牧浦委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

認第4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○康村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定

いたしました。

認第5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○**牧浦委員** よろしくお願ひします。ページ数16、17、公共下水道事業費、工事請負費、公共下水道汚水管渠築造工事についてお願ひいたします。新町はどこでしょうか。喫茶店のあたりでしょうか。それと、北上牧の工事もそうなんですけども、なぜここが布設されてなかったのか教えてください。

1点です。お願ひします。

○**康村委員長** 上下水道課長。

○**辰巳上下水道課長** 公共下水道管渠築造工事ということでございます。これに関しましては、位置、場所でしょうか。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 場所と、それとなぜ今まで布設されてなかったか。

○**康村委員長** 上下水道課長。

○**辰巳上下水道課長** 先ほど言いました新町の場所ですが、委員おっしゃるとおりその場所でございます。それと北上牧でございますが、常時、工事施工は行っております。今現在、資料の1の北上牧の場所でございますが、小集落地区改良事業、昔、行ったと思うんですが、そちらの施工部分が、幹線道路で大きい道がやっとできたと。順次、もともと入っていたところから進めておりますので、今現在に至ったということでございます。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 極端に言えば、昔、共同浴場があった吉川の肉屋さんからずっと上がってきたところですね。なぜここだけが今まで残っていたのか。また、今、新町のここのブーケのところだと思ふんですけれども、なぜ今まで下水の管渠がつくられていなかったのかですけれども。

○**康村委員長** 上下水道課長。

○**辰巳上下水道課長** まず、新町のところでございますが、この地域におきましては、最近。共同住宅とかが建設されております。市街化区域でもありますから、下水道についての推進を図っていくために、2か年で工事をやっているということでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、この北上牧の部分はどうでしょうか。

○康村委員長 上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 北上牧の部分でございます。資料4-1をご覧ください。資料4-1の番号1番という表示があると思います。計画としましては、そちらのほうから、下水道の整備を進めていたという経過がございます。今回の工事、元年度に完了しております。その1番の付近の下水道はもう供用開始されて、流せる状態となっております。放流できる状態にはなっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 北上牧でも放流できる状態になっているんですね。

○康村委員長 上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 そうでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 要するに、放流できる状態ということは、つながったという認識でよろしいのでしょうか。

○康村委員長 上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 元年度、工事終わりました、今年度に流入の協議とか、所定の手続を追って、告示等して、処理できる状態にはなっております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。

以上です。結構です。ありがとうございます。

○康村委員長 牧浦委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

認第6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 また続いてよろしくお願ひいたします。

今回の決算書、新しくなって一番苦労したのがこの介護の部分だったんです。あまりにも詳しく説明していただいているということと、それと、前のやつと併せてやるということは非常に難しく、新たに備考欄のところでもそうですし、なかなか難しく、地域支援事業もできて、まだ間がなかったということもひっくるめまして、ちんぷんかんぷんなことを言うかもわかりませんが、対応よろしくお願ひいたします。

20、21ページ、介護サービス等諸費、これ要介護だと思うんですが、年々増えております。居宅が増えているのか、施設が増えているのか、お願ひいたします。そして、介護予防サービスに関しては、地域支援事業から総合事業に変わったので、前年よりも減るんじゃないかと思ったんですが、そうでもない、この辺の説明をお願ひいたします。

続いて22、23、地域支援事業費、当初より備考欄が変わりましたので、それぞれの説明をお願ひいたします。1つ目の介護予防生活支援事業費についてお願ひいたします。

次、通所訪問型サービス事業費、介護予防ケアマネジメント費。それぞれについてお願ひいたします。前回の決算で、詳細は今まで口頭で聞いていたと思うんですけども、これについて、まず、通所訪問サービス事業費の中は、この委託料というのは、西大和リハビリセンター病院と、もう1つは郁慈会なのかということもひっくるめて説明をお願ひいたします。

24、25、運動習慣教室事業費、内容と委託先をお願ひいたします。地域体操教室事業費、今、コロナの影響で、もう9月からやっておられるのかどうか分からないですが、今は恐らく生徒からお金を頂いているとは思いますが、今、どのような運営方法を取られているのか教えてください。この中で、委託料の地域体操教室事業委託料はどこに支払われているのでしょうか。お願ひいたします。

続きまして、28、29、家族介護支援事業費の中で紙おむつ支給費、要介護3以上で、33人受けておられます。この1件当たりの数は決まっているのかどうか教えてください。

30、31ページ、生活支援体制整備事業費として生活支援サポーターがおられます。今、6名だと報告がありましたが、これで足りているでしょうか。また、この仕事の内容を教えてください。ここでこれが発足したときに、協議体というのがあったと思うんですけども、今、その協議体の委員は何人で運営されているのか、どういうことをされているのか、そしてまた、この協議体の中で、地域課題は何か上がっているのかどうか教えてください。

その下の委託料、生活支援体制整備事業委託料、資源開発ネットワークの構築を行い、多様な仕組みのコーディネート機能を担うとありますが、具体的をお願いいたします。多分、これは社協に委託されていると思うんですが、お願いいたします。

32、33、地域ケア会議推進事業費、4回開催されました。15事例について協議されましたが、多職種の関係者とはどういう方を示しておられますか。また、事例を何か教えてください。やっていることに関して事例を教えてください。

以上、よろしくをお願いいたします。

○康村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

生き生き対策課長。

○林生き生き対策課長 それでは、一番初めの質問の介護給付費が年々増えているということで、在宅のほうが増えているのか、施設給付のほうが増えているのかというご質問だったと思うんですけども、給付費や年齢が増えております。特に今年、30年度から元年度に対しての増え方が、今までよりも大きかったと思います。その中で、介護施設費ですけど、元年度の後半にかけて、施設サービス費が伸びてきております。伸び方は例年よりもちょっと大きくなっております。それと、在宅のサービスにしても、徐々に伸びてきております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 予想どおりですね。やっぱり施設のほうはずっと伸びてきて、在宅がやっぱり微増という形でよかったですね。分かりました。

次、お願いいたします。

○康村委員長 生き生き対策課長。

○林生き生き対策課長 次は、介護予防サービスの部分だったと思うんですが、介護予防サービスにつきましては、従来の予防の給付にはなるんですけども、地域支援事業に一部移っております。デイサービスとかヘルパーが家で介助される部分は、地域支援事業のほうに移

行しておるんですが、そのほかの部分の、例えばレンタルであったりとか、住宅改修であったりとか、デイケアであったりとかというサービスはそのまま残っておりますので、こちらも全然減っていくのではなく、微増という形で伸びております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 僕自身はこの要支援の部分、本当に地域支援事業ができれば、もっと下がるのかなと思っていたのにもかかわらず、やっぱり微増しているという状態であるので、本当にある部分、地域支援事業に行っているにもかかわらず、こっちも増えているという状態が、そやから、両方でぐっと上がっているということは、やっぱりかなり増えてきているという認識でよろしいですね。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それで結構と思います。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それでは、次、お願いいたします。地域支援事業、この辺が備考欄も変わりましたし、本当にややこしかったかなど。質問することも全てが質問になってしまうので、お願いいたします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 例えば、決算書の 22 ページ、23 ページからの地域支援事業について説明させていただきます。先ほど委員がおっしゃいましたように、介護予防生活支援サービス事業費というところに、ヘルプのサービスとデイサービスが一部移ってきております。そこで、一番最初の負担金補助及び交付金といいますのは、そちらの国保連を通じて、サービス事業費を払う部分の負担金でございます。それに伴いまして、高額介護サービス費相当事業費というのも、多少予防ではありますが、出てきておりますので、そちらも発生しております。あと、補正のところで、説明は一部させていただいたんですけど、通所訪問型サービス事業費という部分でございますが、直接お支払いをさせていただいているもので、委員がおっしゃいましたように、郁慈会に委託して行わせていただいている部分や、友誼会病院と連携して行わせていただいている元気教室等が当てはまってまいります。こちらの事業については、何とかコロナが流行する前に、一部実施できておりますので、一部影響があったんですけども、いけている状態ではございます。

次に介護予防、ケアマネジメント費でございます。こちらは、ケアマネジャーを雇い上げております。そちらの賃金と、あと事務職の方を雇い上げさせていただいておりますので、

賃金が発生しております。あと、介護給付費を請求したりするためのシステムを使用しております。システムの使用料等が入っております。それとケアマネジメントをしますので、ケアプラン料が発生します。その部分が負担金補助及び交付金という形で入っております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 かなりこの地域支援事業というのが、本当にいろいろな部分が入ってきて、ややこしくなってきた、前回の決算書とこれを見比べるもことも大変だったし、そしてまた、これは地域支援事業に入るのか、また、介護サービス等に入るのかということもひっくるめて、これから皆、職員の方も大変かもわからないですが、我々議員も、なかなかこれに関しては、これから先も大変かなと思っております。また、ちんぷんかんぷんなことを聞くかもわからないですが、ある程度、今のところで、今おっしゃってくださったことは理解できました。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、決算書 24 ページ、25 ページの一般介護予防事業の中の運動習慣教室事業費について説明させていただきます。こちらは、運動習慣をつけていただくために、ハッピーライフ教室と名をつけまして、12回の教室をシリーズで実施させていただいているものでございます。委託先は、コナミでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 この12回が終わった後、次の受け入れ先が地域体操教室でもあるのでしょうか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 こちらの体制といたしましては、そういった形で計画させていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 実際にはどうでしょうか。終わったら、この地域体操教室に行っておられる方はおられますでしょうか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 なかなか入れる時期が難しいのが課題でございまして、かなり地域体操教室が人気がございますので、空きがないと入れないということもございますので、12人卒業されたらキャンセル待ち等とか使われて、1人か2人が行けたらいい感じかなという具合でございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。地域体操教室って本当にキャンセルがないと入れない状態なので、これから先、課題かもわかりません。分かりました。

次、お願いします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、その2つ下にあります地域体操教室事業費について説明させていただきます。委託料になっております。これは、通称ときめきクラブと、ためトレほほ笑みクラブに委託させていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 その中で、ためトレとときめきに、もうそのまま代表者の方に委託料として支払われてということですね。そして、今はもうそろそろ、生徒から課金は始まっているんじゃないか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 5つの教室を自主グループとして切り離すといいますか、別組織立てにするということで、今年度の計画でございました。8月31日が1回目の教室で、そこから始めさせていただいております。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、今、5教室だけが課金が始まっているということですか。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。本当はかなり人気のある教室で、キャンセル待ちというのがありますので、また、工夫して、なかなか増やしていくのは難しいんですけども、また、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 決算書 28 ページ、29 ページの家族介護支援事業の紙おむつ支給費の関係でよろしかったでしょうか。現在、33 人の方が支給されておまして、1 件当たりの枚数ですか。

○牧浦委員 枚数です。

- 林生き活き対策課長 タイプがそれぞれありまして。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 そのタイプによって規定があるかどうか答えてもらえますか。
- 康村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 支給するときに、1袋のパッケージで支給させていただきますので、そのパッケージの枚数になってまいります。1枚何円で計算しますと、パッケージを破ることになりますので、お金で計算すると、本当は破ってでもやったほうが平等性はあるのかもしれませんが、不潔になりますので、パッケージでお配りさせていただいております。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 ということは、1人に対して1パッケージという認識でよろしいでしょうか。
- 康村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 2か月に1度配付させていただいておりますので、2パッケージになってまいります。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。
- 次、お願いいたします。
- 康村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 それでは、決算書の30ページ、31ページの生活支援体制整備事業費の生活支援サポーターのことについてでよろしかったでしょうか。現在、生活支援サポーターは24名いらっしゃいます。増えました。仕事の内容ですけれども、介護保険のヘルパーではできないような業務を担っていただいております。例えば、電球の交換とか、窓ガラス拭きとか、大型荷物の置き換えとか、ごみのまとめとかいう形で、結構、バラエティーな業務になっております。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 これをワンコインでやられている部分でしょうか。
- 康村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 そのとおりでございます。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 これ、24名で足りているんでしょうか。
- 康村委員長 生き活き対策課長。

- 林生き活き対策課長 今のところ、どうにか回っているという感じでございます。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。それでは、次、協議体委員は全部で何人か、地域課題のことについてお願いします。
- 康村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 協議体の委員は30名未満でございます。それで、その時々々の課題に合わせて、その中の人を、出てくる方をピックアップさせていただいております。地域課題といたしましては、今、いろんなことが出てきているんですが、1個に集約して、これをやろうというところまで、まだ行ってないのが現状と思います。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。本当にこの体制がつけられたときに、協議体の果たす働きが多いと聞いてましたもので、協議体って今どういうことをやっているのかなということで聞かさせていただきました。まだ本当にスタートしたばかりなので、これからいろんなことが出てくるとは思いますが、よろしく願いいたします。
- それでは、次、お願いします。
- 康村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 それでは、30ページ、31ページの生活支援体制整備事業費の委託料について説明させていただきます。これは、社会福祉協議会の方に委託させていただいておまして、地域の資源を見つけていただいたり、地域での課題を探っていただいたりというふうなことを一緒にしていただいているのと同時に、生活支援サポーターの援助に行く先のマッチング等もしていただいております。
- 康村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。生活支援ネットワークのサポーターの縁組もそうですし、資源開発は今、どういうものを考えておられますか。
- 康村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 現在、いろんな資源があるということを、私どもも生活支援体制整備の中から見えてきた部分がたくさんありまして、今、それを整理しているところでございまして、まだその課題について、次に何をというところまでは行けてないのが現状かと思えます。申し訳ございません。
- 康村委員長 牧浦委員。

○**牧浦委員** 今、僕自身が、その資源と言われますと、どういうものを当てはまるのかというのがあまり見えてこないんですけども、その辺はどういう考え方でおられますか。

○**康村委員長** 生き生き対策課長。

○**林生き生き対策課長** 例えば、地域でいろんなサークルをつくっていらっしやったり、自治会がいろいろ考えられて、いろんな集まりとかいろんな支援、例えば、シルバークラブとか、子ども会とか関係なく、世代間を越えたいろんなサロンのものをやられていたりとかというのがありました。それは、地区によっていろんな活動があるということを知らせてもらえましたので、その活動自体を私どもは資源と捉えております。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** よく分かりました。本当に、これから協議体を中心にいろんなことをやっていくところと思っています。また、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○**康村委員長** 生き生き対策課長。

○**林生き生き対策課長** それでは、32 ページ、33 ページの地域ケア会議推進事業費について説明をさせていただきます。多職種といいますのは、例えば、ケアマネジャーはうちにもおります。あと社会福祉士も保健師もおります。それ以外に、民生委員とか、あと理学療法士の方、あとドクター、あと薬剤師、あと県の地域支援の推進室からも来ていただいておりますし、そんなところでございます。

○**康村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 分かりました。これ、4回会議開催されているんですけども、どういうことを開催されたのか、15 事例とありますが、代表的なものを教えてください。

○**康村委員長** 生き生き対策課長。

○**林生き生き対策課長** 私、会議に直接入ってないものですから、実感としてあれなんですけど、文章だけ見ておるんですが、地域支援事業の中の、例えばケアマネジャーがケアマネジメントされていますので、要支援1とか要支援2をお持ちになられて、いろんなサービスを入れて、少しでも元気になっていただくために事業展開したいところなんですけど、何かが原因でやりたくないとおっしゃる。家族は一生懸命やらせたいと思っていらっしやるんですけど、参加したくないとおっしゃる。でも、参加しないと、その方の介護度はますます落ちていくだろうということで、どういうアドバイスとかどういう声かけ、あと、ドクターからどんなことを言っていただければ参加していただけるんだろうかという事例もありますし、本

当に困難事例といいまして、キーパーソンの方がもう既にいらっしゃらないという事例に対して、どうやってみんなで関わるかといった事例もございました。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当にすごいですね。多職種の意義が大変あると思います。本当に多様な介護というのは、これから展開していかなくてはいけない中で、地域ケア会議推進事業というのは、まさに本当にかゆいところに手が届くイメージです。この多職種というのは、先ほど、協議体の中では、この人とこの人とこの人をピックアップするのがいいでしょうというやり方をやっておられたと思うんですけども、地域ケアの会議というのは、例えばドクターがいいとか、福祉士がいいとか、薬剤師がいいとか、そういうピックアップのやり方をやっていかれるのか、それとも、今、大体決まっている方がもう全て入ってくれるのかどうか、これだけ教えてください。

○康村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 地域ケア会議は、今おっしゃられたように、医療職とか介護職の専門職種に入っています。そのときに応じて、例えば、精神保健福祉士が必要であれば、入っていただくとかという多少の出入りがあります。協議体のほうにももちろん地域の理学療法士に入ってもおられますけれども、もっと幅広く、地域のいろんな代表の方に入っていますので、ちょっとその中が変わると思います。

○康村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 いろいろとありがとうございます。外輪だけ分かってきました。これからまた、とんでもないことも言うかもわかりませんが、丁寧にお答えありがとうございました。これで終わらせていただきます。

○康村委員長 牧浦委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和元年度の水道事業会計の決算に対する質疑を少し行います。

まず、水道事業収益の収益的収入のところですが、15ページになります。水道事業会計収益費用明細書のところですが、収益では水道料金ですが、決算額4億3,414万8,000円が、予算額より減額ですが、当初予算では45戸、戸数増で見込まれていますが、これのご説明をお願いしたいと思います。

それと、同じところの給水分担金については、当初予算よりも増えています。2,360万の決算額ですが、予算では2,212万7,000円ということですが、このご説明をお願いいたします。それで、収益は説明いただいてからにします。

それと、続いては18ページになります。資本的収支の明細書のところで、資本的収入で、負担金その他の諸収入で429万ということで挙げられていますが、この説明をお願いいたします。それと、支出においては、建設費でそれぞれ配水管と委託料が予算でも挙げられていたけれども、それぞれ決算額が上がっております。その説明をお願いいたします。

以上、お願いいたします。

○康村委員長 上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 まず、1点目でございます。給水収益の水道料金4億3,414万8,485円でございます。これにつきましては、税抜き表示となっております。対前年度よりは減額となっております。その内容といたしましては、給水人口の減少及び節水器具の普及、大型店舗施設改築であったと思いますが、それと大口使用者の料金の多少の減少があったということでございます。

○石丸委員 続いて、お願いします。

○康村委員長 次、お願いします。

上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 続きまして、給水運搬機 2,360 万円でございます。これにつきましては、対前年度 737 万 6,000 円の増額となっております。件数にいたしまして、今年度が 85 件、前年度が 60 件、プラス 25 件となっております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 結構です。

○康村委員長 次、お願いします。

上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 続きまして、収入の資本的収入、負担金及びその他諸収入でございます。これにおきましては、予算としては税抜き表示でございますが、税込みで説明させていただきます。負担金としては 464 万 7,000 円、前年度収入額としましては 340 万 4,000 円、対前年度 124 万 3,000 円の増となっております。内容といたしましては、施設負担金でございます。場所といたしましては、中筋出作の宅地造成と集合住宅が 1 件でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 続いてお願いします。

○康村委員長 上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 続きましては、資本的支出の建設費、排水管、金額にいたしまして 258 万円でございます。それにつきましては、資料 10 をご覧いただけますでしょうか。令和元年度におきまして、小規模住宅地区道路改良工事に伴う配水管布設工事を行いました。金額にいたしまして、税込み 283 万 8,000 円でございます。布設内容といたしましては、配水本管、不断水長時間、φ100 掛ける φ750 の耐震管でやっております。管種といたしましては、D I P-G X 管 φ750、延長にして 41.7 メートル、H I V P の φ50、延長にして 2.3 メートルの工事を完了いたしました。場所については、位置図のとおりとなっております。

○石丸委員 ありがとうございます。

委託料をお願いします。

○康村委員長 上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 続きまして、委託料でございます。金額にしまして税抜きで 620 万円、資料の 11 番をご覧いただけますでしょうか。業務名といたしましては、町道米山台 21、24、25 号線、配水管布設替設計業務委託、税込み 356 万 4,000 円、概要といたしましては、設計の概要で、配水管布設設計を行っております。内容として、配水管布設替詳細設計、それと布設替えの延長として 222 メートル、計画口径 φ75 ミリのダグタイル鋳鉄管 G X 型耐震管と

なっております。

続きまして、もう1か所ございまして、町道米山台24、25号線、配水管布設設計業務委託でございます。契約金額は313万2,000円となっております。概要といたしましては、先ほどと同じように、布設替詳細設計、布設替え延長としては251メートル、計画口径として、同じようにφ75のダクタイル鋳鉄管GX型耐震管の設計を行いました。この2か所の工事におきましては、今年度、工事として予算計上させていただいて、施工する予定でございます。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。それで、収益的収入と費用との差で約7,000万円の収益が出たという決算です。それで、令和元年度末に利益剰余金は9億円を超えたわけですが、これを活用して、水道料金を引き下げるであるとか、コロナ対応で、今、何カ月か基本料金を無料という施策を出されましたけれども、さらにこの剰余金を活用した住民への還元というお考えはどうでしょうか。

○康村委員長 上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 今、住民への還元は考えておりません。というのも、今年度、庁舎の耐震設計、詳細設計、それとタンクの詳細設計を実施いたしております。それに対しての施工工事としまして、来年度、規模を大きいものになるので、そちらのほうからの費用は大分捻出しなくてはならないということも考えておりますので、今現在は、そういう形では考えておりません。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 施設の維持費については、積立金もされているわけですが、来年度、すぐに剰余金を活用するというふうな計画ですか。事業の規模等はまだ決まっていないわけですか。

○康村委員長 上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 ただいま設計中であるので、金額的に不明であります。ただ、規模的に庁舎の耐震化とか、タンクの耐震化になってきますので、億単位のお金が必要になってくるだろうと考えております。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きをしておきます。また、来年度の予算も見させていただき、また、提案もしていきたいと思えます。

○康村委員長 上下水道課長。

○辰巳上下水道課長 また来年、予算計上させていただきます。よろしくお願いたします。

○康村委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。これで質疑を終わります。

○康村委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○康村委員長 これらで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○康村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。本案を原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○康村委員長 ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案認定すべきものと決定を頂きましてありがとうございます。また、本会議でも、全議案認定を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○康村委員長 これをもちまして決算特別委員会を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時23分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

決算特別委員長

康 村 昌 史

令和2年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和2年9月16日（水）午前10時開議

第1 一般質問について

1番 遠山 健太郎

4番 牧浦 秀俊

3番 上村 哲也

10番 石丸 典子

5番 竹之内 剛

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	吉中隆昭
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山 健太郎

○議長（服部公英） それでは、1番、遠山議員の発言を許します。

遠山議員。

（1番 遠山健太郎 登壇）

○1番（遠山健太郎） おはようございます。1番、遠山健太郎です。議長の許可を頂きましたので、一般質問通告書のとおり一般質問させていただきます。

まずは、この場に立たせていただいていることに対して、この場で改めて感謝をしたいと思います。新型コロナウイルス感染症拡大という全世界を震撼させている前代未聞のウイルスのために、あらゆる業態、団体の諸活動が通常どおりの、今まで当たり前だったことがで

きなくなっています。我々の議会活動についても、自治体によっては質疑時間の縮小を図ったり、申合せで一般質問の時間やその機会すらを減らすなどの対策を講じていると聞きます。しかしながら、私たち上牧町議会は、平成25年4月1日施行の上牧町議会基本条例、そして平成26年4月1日施行の上牧町まちづくり基本条例の趣旨にのっとり、感染症対策を十分に講じることを前提として、こうやっていつもどおりの一般質問、委員会質疑を実施することができています。改めて、対策を講じるために様々な努力や英知を絞り出していただいた議会事務局並びに理事者の皆様と、通常どおりの一般質問、審議を執り行うと決めた服部議長、議会運営委員長康村委員長にお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、私の一般質問ですが、今中町政の成果と課題についてと題し、今中富夫町長にこれまでの3期12年の実績と今後の所信について伺ってまいります。くしくも4年前の同じ9月議会の一般質問で、同じく私は今中町政の成果と課題についてと題し、今中富夫町長に2期8年の総括と3期目に向けての所信を伺いました。3期目ということで、ホップ・ステップ・ジャンプという言葉も使いながら3期目に対する思いを熱く語っていただいたこと、4年前ながらまだ記憶に鮮明に残っています。それから半年後の2017年2月に無投票再選という形で3期目をスタートさせた今中町政を、今日は時間の許す限り総括しながら、町長の思いをお聞きしたいと思います。

それでは質問の要旨です。

今中富夫町長は、財政健全化法の本格施行と同時期、上牧町政が大変厳しい時期であった2009年、住民と協働によるまちづくりの推進を掲げ、就任されました。そして、4年後の2013年、8年後の2017年と、いずれも無投票という形で再選をされ、2009年以降、今日に至るまで3期11年半にわたり、様々な町政のかじ取りをされてきました。

そこで、今中富夫町長がかじ取りをしてきた2009年からの今中町政3期11年半を総括し、次の点について伺います。

1つ目、11年半の成果と課題について総括的な感想。

2つ目、町政運営に対する考え方。

①住民目線での取組、②広域連携、③人材育成、④その他。

大きな3つ目、11年半の成果と課題の総括、町政運営に対する考え方の答弁を受け、今後の今中富夫町長の所信を伺います。

以上が一般質問項目です。再質問は質問者席から行わせていただきます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今中富夫町長、答弁者席にありがとうございます。それでは、最初の質問として、今中町長に町長就任後11年半の成果と課題について、まずは総括的な感想を述べていただきたいと思います。どうかよろしくお願いします。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、遠山議員から11年半の総括をというご質問でございます。

もう皆さん、ご存じのとおり、1期目につきましては財政健全化団体に陥っておりまして、21年度の決算をもって健全化団体から脱却をしたという実情でございました。当然、脱却したからすぐさまいろんなことができるという状況ではございませんでしたので、その後はしっかりとした財政運営をしていく必要があるというところで、その当時、職員の給与も10%カットいたしておりましたし、管理職手当、これも2分の1、調整手当もゼロ、時間外勤務手当についてもできるだけ職員には辛抱していただいたという状況で、おおむね職員の給与カットを7年間にわたり実施をまいりました。

それと併せて、住民の方々にも各種団体に出しておりました補助金、これ見直しをかけるということで、全てゼロに戻すと、もしくは2分の1に補助金を減額したと。それと、公共施設の休館、プール、ペガサスホール、そういう施設についても休館をさせていただいたと。こういう中で1期目、2期目の2年目ぐらいまでそういう形で財政、行政運営をやってまいりました。

このときに1つ大きなポイントが1期目から2期目にかけてございました。それは何かといいますと土地開発公社でございます。これにつきましては、百条委員会を設置しろ等の意見もございましたが、多くの議員もしくは住民の方々のご理解によりまして、財政問題特別委員会として委員会を進めてまいりました。そういう中で、いろんなご意見があったわけですが、我々もできるだけ資料提供、説明を分かる範囲でさせていただきました。本来、考えますと、日本全国の土地開発公社の中で町の財政規模、そういうことから考えたときに借入れが52億円に上っているというような地方自治体はまれでございます。国の総務省でも土地開発公社といえば奈良県の上牧町だと言われるような状況でもございました。これを少しでも早く整理をするというのが将来の上牧町にとっての一番大きな課題でございました。

財政問題特別委員会の中で、今日この前におられる議員で、当然このことを知っておられる議員がたくさんおられるわけですが、そういう議員のご理解、それと住民の理解

によりまして解散ができた。最終的には42億円の借入れで解散をさせていただいたわけですが、住民、議会の皆さん方に理解していただいて三セク債を借りて解散ができたというのが、誰がどう言おうが、大きな問題に生じることなく解散ができたということが今の上牧町のある姿ではないのかなというふうに私は考えております。そのときの議員の皆さん方や住民のご理解に対して本当にありがたく、今の上牧町があるのは、当然いろんな努力があるわけですが、それが尾を引かないで無事解散できたというのが今の上牧町がある一番の根本ではないのかというふうに考えております。

併せて、1期目はタウンミーティングの実施もさせていただきました。このことが住民との意見交換、住民の声を聞くということにつながって、住民の方々の信頼を得られたのではないのかと、1期目はそういうふうに考えているところでございます。

2期目でございますが、ようやくそういうことが終わりました、少しずつ施策ができるようになってまいりました。併せて、まちづくり基本条例、これが出来上がりました。上牧町の一番の柱であると、上牧町の憲法だということで、いろんな法律等があるわけですが、我々、議員の皆さん方もそうでございますし、遠山議員も常々おっしゃっておられる上牧町の憲法だと。これをしっかり守っていくというのが私は一番重要ではないのかなと考えております。

いろんなことがあるわけですが、ここで中心となっておりますキーワード、これは情報共有、協働、参画。これがまちづくり基本条例のキーワードであるというふうに認識をいたしております。これに基づきまして、議会の皆さん方ともいろんな意見交換、情報提供をさせていただきながら、今しっかりと施策が行えるというのはまず、このまちづくり基本条例のおかげだろうというふうに考えております。

それ以外にも2期目では、障害を持つ子どもたちの教育環境の整備でございますとか、まきっ子塾、これも始めさせていただきました。保育料の半額措置というのも福祉の関係で行っております。それと、段階的には中学校卒業までの医療費の無料化、これも2期目でさせていただいております。それと、教育環境の整備として小・中学校の耐震化、これも整備をさせていただいております。あと、病児・病後児保育も進めさせていただいております。

それ以外にもいろんな施策を実施させていただきました。少しずつやれるようになってまいりましたので、いろんな補助制度を利用しながら、やれるときにやると。考えて手を打つのが遅くなるということになりますと、少額で収まるものが多額な財源になるという可能性もございますし、やっぱり住民や子どもたちのことを考えますと、やれるときに一日も早く

手を打っていくというものの考え方で、2期目はそういう施策を行わせていただきました。

3期目でございますが、教育が充実したまちづくりということで、耐震等の環境整備は2期目で終わらせていただいたわけでございますが、この高温の時代になってきております。子どもたちが暑くて教室では勉強ができないということから、エアコンの設置も3期目でさせていただいております。

それと、高齢者の方々から住民の声としてタクシー等の利用というようなご意見も伺いましたが、上牧町ではなかなかその制度はできないのではないかとというような考え方から、コミュニティーバスを1台追加をさせていただいて、今走っておりますが、おおむね住民の方々から好評を得ていると。当然コースも変えさせていただきましたし、バスの停留所も新たに設置をさせていただいております。

それと、人間ドックの助成。これは国保の関係でございますが、期間は昨年、今年度ということになっておりますが、4万円まで上限を定めまして、これも実施をさせていただいております。これによって受診率も特段上がっておりますので、住民の方々に関心もかなり大きくなっているのではないのかというふうに考えております。それと、これも同じく国保の関係でございますが、子どもに係る保険税の均等割を減免させていただいております。

それ以外にも細かな部分について、多くの施策を実施させていただきました。全ての人たちが安全で安心して暮らせるまちづくり、これを目指していこうということで、考えておりますことは、全てではございませんが、おおむねしっかりとできてきたのかなと、住民の方々にも大変喜んでいただいているというふうに感じております。行政というのはこれをやれば次はこれ、またこれと、住民の要望、これは人間の欲でございますが、際限がないというのがもう常でございますので、これからもいろんな事柄がまだまだ出てくるだろうというふうに考えております。財源の問題もございまして、それ以外の問題もございまして、取りあえず今まで考えてきたことについては、しっかりと出来上がってきたのかなという実感を今、持っているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今中町長に11年半、約12年の長いスパンでの振り返りをさせていただきまして、いろんなことが走馬灯のように思い出されるわけで、私、個人的には今中町長と初めてお会いしたのがたしか12年前で、町長選挙の直前ぐらいのときに、町長はまだ50代でいらっやあって、私は逆に30代で、そんな私も今は50代になりまして、懐かしいというわけではないですけども、いろんなことを思いました。

今の話を聞きますと、大きく3期目の中での前半部分は改革、推進というアクセルとブレーキを両方踏みながらオーバーヒートをしないように進めていった。それがブレーキが少し緩めることになったので、一気にいろいろな施策を推進してきたのが2期目、3期目ということで、たくさんの施策、もっともっと今中町長は語りたいたいという思いがあったと思いますが、時間の関係上申し訳ないです。多分かなり省略して言っていたのかなというふうに思います。

そういう中で、まちづくり基本条例という話がありました。そこであります情報共有や協働、参画ということの中で、次の町政運営に対する考え方の、まず住民目線での取組というところに行きたいというふうに思うんですけど、今年の初め、1月7日の奈良新聞のインタビュー記事で今中町長はこうおっしゃっています。「まずは住民目線で何事も取り組んでいきたい」ということで。先ほどの今中町長の答弁の中ですごい、僕が今中町長が好きと言っちゃいけないですけども、好きなところは、住民の理解が得られたからできた、議会の理解が得られたからできた、そういうふうにもいつもおっしゃっているんですね。これは全てその住民目線であり、議会目線とは言わないですけども、そういう考え方かなというふうに思います。

住民目線というのは簡単に言っても実はとても難しいことだと思っています。特によく言われる多選ではないですが、長いことやっていると見えなくなるものもあると思います。昔の童話の『裸の王様』というのも同種の戒めじゃないかと思うんですけど、ただ、今中町長は先ほどもありましたように、毎年のようにタウンミーティングを開催されて、住民からの意見を直接聞くというスタンスを貫いてこられました。今年は新型コロナウイルス感染症の影響で開催はできていないと思いますが、その姿勢はいまだに揺るがないものだというふうに思っています。今中町長にとって住民目線での町政運営に必要なこと、大切なこと、そして今まで取り組んできたことなど、よかったらお聞かせいただけますか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 私は、住民の方々のご理解と議会の議員の方々のご理解という表現を絶えずさせていただいております。これは何も上手、よいしょをするというような気持ちで申しておりませんで、事実のことでございます。我々がいくら頭が良くて、きれい事をここで並べて、住民のためだ、何々のためだという施策をここで披露したところで、議会に反対をされればこれは何もできないわけでございますので、やっぱり議会の理解。議会の理解とイコールとは言いませんが、それは住民の代表である皆さん方が理解をしていただいたという

ことは、裏返せば住民の理解がその部分でも得られているということでございます。

併せて、タウンミーティング等で予算の内容でございますとか、これから起こってくるだろう問題点、それについてどのように考えていくのか、そういうこともタウンミーティングの中でお話をさせていただいております。また、それについての質問等もございますし、ここ最近はございませんが、最初の頃は鋭いご意見もございまして、たじたじするようなこともございました。最近はそういうことも少しなくなりまして、いろんなご意見を拝聴をいたします。

私はこれから、住民のご理解、議会のご理解という話も絶えずするわけでございますが、タウンミーティング等でもございますし、それ以外でもやっぱり住民の意見、「町長、こうこう、こうと違うか」と「こういう声が出ているよ」とかいろんなことをおっしゃっていただきます。やっぱり姿勢としては、そういう声をしっかり聞くと、傾聴すると、この心構え、姿勢が大事なのではないのかなと。できる、できないは別にして聞かせていただくと、傾聴すると、こういう姿勢が一番必要ではないのかなというふうに感じております。

それと、私も含めてでございますが、我々職員の中にはいろんなことを言われますので、職員も人間でございます。興奮したり腹が立ったり、いろんなことがあるわけでございますが、立場、自分たちの立場をしっかりと再認識をする、理解をするという中で、やっぱり丁寧な対応、これが信頼関係を築いていく一番大きな要素ではないのかなと。

こういうことを常々会議の中でも幹部を通じて、先般も各管理職ごとに集めまして、私もあることについて話をしたところでございますが、しっかりと声を聞く、傾聴するというこの考え方、もう1つは丁寧に対応すると、これがやっぱりいつの時代も、コンピューターになろうが何になろうが、全て機械が処理をするというような仕事は我々にはないわけでございますので、目的はやっぱり住民の安全、安心な暮らしをしっかりと守ると。我々としてはそういう機器類を使うというのは目的ではございませんので、手段でございます。最後は対住民ということになるわけでございますので、やっぱり傾聴をする、しっかりと声を聞くという。もう1つは丁寧な対応をすると。理不尽な、そういう住民は別ですよ。普通に心配して来られた、例えば、いろんなことがあって実はこういうふうにしてほしいんだとか、できる、できないは別にして、できなかったらなぜできないのか、そういう説明をやっぱり丁寧にすると、こういう姿勢が住民から信頼を得られる、また、これからの、いつまでたってもこの姿勢はやっぱり我々の基本姿勢ではないのかというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今中町長には1つの柱がありまして、それが安全、安心なまちづくりをするという柱、そして、もう1つのまちのスローガン、ほほ笑みあふれる和のまちづくりをするという柱。その柱があるので、多少のことを言われてもと言っちゃいけないですけども、ぶれない。情報共有も必ずする、発信もする、全ての話聞く。町長は先ほど、上手とよいしょはしないという話がありましたけれども、いつも思うんですけども、今中町長はいろんなところの挨拶をされても紙を見ませんものね。自分の言葉で発言をされます。それが上手、よいしょではないということ。

先ほど、大切にしていることの中で「丁寧な」ということを何度も言われました。丁寧な対応と上手な対応というのは、僕は丸反対だと思っています。丸反対でもないですけども。そういう中で丁寧な対応をする。そして、常に傾聴する。聞く力ですよね。先ほど、町長の言葉で「たじたじしていた」という話もありましたけれども、タウンミーティングへ私も最初の頃にお伺いさせてもらうと、よく心が折れないなといいますか、いろんなことを言われる住民の方がいらっしゃいます。でもそれにめげずに常に傾聴する力を持っていた。それはなぜかというやはり軸があったからだと思うんですね。軸がなかったら、もうこのぐらいでやったらいいんじゃないかと思うかもしれないけれども、軸があったのでそれをやり続けられたのかなというふうに思います。今中町長が大事にしているのは、住民目線での町政運営、まずは丁寧な対応、そして、話を傾聴するということ。よく理解できました。ありがとうございました。

では、少し目線を変えて②にいきます。広域連携のお話です。上牧町は地域特性として、面積的にも小さいので広域連携は不可欠であることは周知の事実です。実際、上牧町は北葛4町、上牧町、王寺町、広陵町、そして河合町という広域連携、そして西和7町、生駒郡の平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、そして北葛城郡の上牧町、王寺町、河合町という広域連携で様々な活動を展開しています。これからもこの広域連携というのは不可欠だと思いますが、今中町長の広域連携に対する考え方がもしありましたらお聞かせいただけますか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今おっしゃっていただきましたように、各町それぞれ歴史も文化も違います。これからいろんなことを進めていくのに、どこの町も財政が豊かであると、うちは金持ちやというような町は、自治体はほとんどございません。そういう中で人口減少が続いていく。少子化である、高齢化であるというそういう中で、細かい話をすればたくさんあるん

ですが、経常経費、令和元年の決算でも経常収支比率が99というような状況になってきていると。この状況は私がわざわざ遠山議員に説明するまでもなく、これは当然、分子と分母の関係があるわけですので、分母が膨れないで分子が膨れていくと、こういう状況が今どこの自治体でも続いていると。そういう中で一自治体完結型、この行政はもうできる道理はございません。そういうことから考えていきますと、広域でやっていく、これは当然の話でございます。

それぞれ、既にやっているもの、これは幾つかあるわけですが、今、国のほうでもやかましく言われております地域包括ケアシステムというのがございます。これは国が法律、制度をつくり上げているんですが、お題目ばかりで、これを批判するとどうなのかなと思いつつ、ちょっと説明申し上げますが、実際進んでいるのかと。題目ばかりで現実には進んでいないというのが、これは現状でございます。誰がリーダーシップを取るのか。もうひとつ見えて、見えない。これは当然、地域、それと医師、看護師、ボランティア、行政、いろんなものが総括的に取り組んでいくわけですが、一番肝腎なところ、コアなところ、医師と看護師、この動きが全然見えてこない。ということになりますと、題目ばかりでほとんど動いていないというのが、まず1つの例に挙げますとね。でも、これは1つ、そういう現状でございます。

我々、北葛、特にこの地域包括に関しては西和という、これは西和医療センターがございまして、あそこが核となるということになりますので、それぞれの地域の例えば医師会であるとかそういう協力体制を取りながらということになるんですが、現実論、我々が医師会を動かすということはなかなかこれはできませんので、そういうことを1つ例にとっても、これは1町でできませんので、やっぱりしっかりと当然、広域的にやるべきであろうと。

それ以外にも、ちょっとここ最近問題になってきておりますが、成年後見人。恐らく遠山議員でも、ひょっとしたら相談とかそんな声を聞かれるかもわかりませんが、成年後見人、これもここ最近増えてきております。こういうものもこれは広域的に私はやる必要があるだろうなど。それ以外にもいっぱいやること、ごみの問題も今そうでございますし、いろんな問題がやっぱり広域的に捉えてやっていかなければそれぞれの行政ではもうやれないだろうと。人を派遣したりとかお金を出したりとか、そういう形でできるだけ広域的に、これからこういうことが問題になるだろうなどということについて、それぞれ連携を取りながら、西和であれば西和、北葛であれば北葛、それ以外、こういうところでやっぱり問題点、これからやらなければならないもの、そういう事柄についてそれぞれ意見を出しながら、リーダーと

なるところで取りまとめてやっていくと。これはもう当然の話でございますし、これは積極的に進めていく必要があるというふうに感じております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 今、最後に詳しく説明いただきまして、広域連携は必要でこれからもやっていくというお話がありました。少し話がそれますが、私は生まれは東京都の葛飾区というところで、22まで埼玉県で過ごしていきまして、奈良には当時は修学旅行でしか来たことがないような人間だったんですが、埼玉も東京も歴史はあるんですけども、奈良のいにしえの都に比べてはさほど歴史がなくて。奈良はなぜ合併をしないのかな、合併が進まないのかと、先ほど今中町長が話がありました、地域の特性があると。例えば、この近隣にしても、上牧には上牧の名前の由来があり、安堵には安堵の名前の由来があり、斑鳩には斑鳩の名前に由来があるということで、合併ではなくて広域連携でしていくというのがいわゆる奈良モデルなのかなということを改めて認識をしています。

という中で今中町長のリーダーシップの話がありました。ちょっと言葉尻の話じゃないですけども、ただちょっと調べますと、北葛の4町、そして西和7町の町長の中で今中町長は恐らく一番前から、2009年から町長をされているかなと。三郷の森町長、安堵の西本町長は3期目ですけども2010年に就任されているので、その中では一番古い町長でいらっしゃるかという認識を僕は持っています。今後の所信の話になってしまうんですけども、今後ぜひ今中町長はこの広域連携でリーダーシップも発揮していただいて、先ほど地域包括ケアシステムの構築の話もありましたけれども、引き続き今中町長がリーダーシップを発揮していただくことで、西和7町、北葛4町の中で上牧町がリーダーシップを取れることとなりますので、ぜひお願いをしていきたいと思っております。

では、次にまた少し視点を変えまして、人材育成の話について行きたいと思っております。

さきに関会されました令和元年度の決算特別委員会の資料でもありましたが、上牧町の役場内の年齢別職員数のグラフを見ても明らかのように、上牧町では人材育成が急務となっております。60歳以上の会計年度任用職員17名を除く全職員201名のうち、57歳以上の職員の方は32名、実に全職員のうち16%、約6人に1人の方が3年以内に退職もしくは再雇用となります。タブレット資料の棒グラフを見ると、いわゆる超高齢化社会の年齢別グラフを見ているようです。今後の行政運営のために、スムーズな引継ぎや継続的な事業推進のために、庁内の人材育成は喫緊の課題だと思っておりますが、その辺りを町長はどうお考えですか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長(今中富夫) 今おっしゃっていただいているとおりでございます。さっきの話の中で、職員をそれぞれ管理職ごとに集めて、私が話をしたというお話をさせていただきました。それも今、質問していただいているこの育成の話につながるんですが、えてして我々は、例えば、決裁が回ってくるわけでございますが、一番簡単な、我々、入ってきた職員が先輩からまず教えてもらうのが差引きというのがございます。古い議員やったらもう全員ご存じでございますが、まず負担行為というのがあって、もう1つ、支出命令というのがあって、それを順番に。金額は決裁の範囲の中で金額が決まっております。町長まで回すものについては幾ら以上とか、副町長までは幾らとか、部長までは幾らとかいうふうに決まっているわけでございますが、これが案外、前例踏襲みたいなことでずっとやってきていると。本来、下の者に教えるべき立場の人間が前例踏襲的な仕事のやり方をやってきているということから、深く分かろうとしていない、理解をしていないというのがありまして、例えば、こういう支出が発生をしましたというのをお知らせするのが負担行為というものなんですが、そこには根拠資料が当然、附属資料としてつけるということ。そしたら、その附属資料が負担行為という帳票と符合しているのか。

ただ、例えば契約があったとしたら契約書の写しをそういうところにつけるわけですね。ただ、契約書がついていると。ついているからもうそんでええねんと、それが担当者から上に順番に上っていくよと。それが最終的に部長のところであったり、課長のところであったり、例えば副町長のところであったり、私のところでちょっとおかしいやんかということに当然なるわけです。そしたら、私がこの前、その話をするのは、例えば契約日と負担行為の起票日がどうなっているのかと。極端に言えばですよ。この9月1日を例にとると、9月1日に契約しましたと。その資料がついていると。負担行為はその日、もしくはその日以降でなかったら誰が考えてもおかしいわけですね。例を挙げたら、例えばそれが逆転しているとかそういうのも中にあると。そういうものが至るところにありますよと。ただ、「契約書をつけたらええねん」と、「前のやつにもついたあるやろ」と、「契約書つけときや」と、こういう上司の教え方でいいのかということですよ。それをこの前、管理職ごとに私が呼んで話をさせていただいたと。

単純な間違い、ただ単純に間違っているということであれば気をつければいいことなんです、なぜそれをつけなくてはいけないのか、なぜこの日とこの日が符合しなくてはいけないのか、そういうことを教えてやらなくては、なぜということを教えてやってほしいという、そういうことがやっぱり職員の資質を向上させる大きな要因でございますので、そういうこ

とがなされていないのではないのかと。それが仕事全般に、忙しさにかまけてしまって、なかなかそういう指導が行き届いていないのではないのかということをお前、職員に話をさせていたいただいところでございます。

そういうことから人材育成、これはもう住民のためにも非常に重要な事項でございますので、やっぱりしっかりと覚えていく、勉強していくとこういう姿勢が当然なければいけませんし、毎日、日々の仕事の中でございますので、改めて本を見たから、読んだから全て頭へ入るということではなしに、そういうことと併せて実践を踏みながら認識をしていくというのが一番頭に残るといふふうに思いますので、そういう教え方をしてやってほしいといふふうにこの前、話をさせていただきました。

毎日のことでございますので、そううまく行くか、行かないかというのは分からないんですが、しかし、そういう姿勢でなかったら人材育成はできませんので、外での研修と併せて、実践を踏みながらの「なぜ」というこれをしっかりとやっぱり職員に認識をしてもらう。また併せて上の者も改めて、下の職員から質問を受けて答えられないと、そういうことが恥ずかしいと思うときも当然これはあるわけでございますが、自分の勉強にもなるよということで一緒に勉強していくと。

これはきれい事でございますが、そういう姿勢でなかったら、なかなか人材育成はうまくいかないのではないのかなといふふうに考えております。ここが一番大事でございます。そういうことで、やっぱり知識をしっかりと積んでもらって、実践を踏んでもらって、経験を積んでもらうと。やっぱり、これが一番大事だろうといふふうに私は考えております。そういう職員が今度はいろんな問題が起こったときに知恵を出せる職員になっていくんだらうといふふうに私は思っております。

事実そうでございます。知識や経験をしっかりと積んだ職員が、何か間違いが起こったとか、大きな問題になるとか、大きな政策をやっていくときに、例えば補助制度であったり、そういうものがあるわけでございますが、1つの事業がこの補助制度に乗らないからできないとこういう判断をするのか。例えばいろんな情報を集めて、これにこういう考え方をプラスしたら少し大きくなるけれど補助金が大きくなって、この事業もこの事業もできるのではないのかと、こういうことができる、知恵を出せる職員をしっかりとやっぱり育てていく必要があると。これは、そういう職員がやっぱり課長になり、部長になっていくんだらうといふふうに思います。

当然その年代の職員の構成にもよりますが、若干違うわけでございますが、理想はやっぱ

り、そういう下の時にそういう知識を蓄積しながら、経験を積みながら、順番に上へ上がってきて、そういうものを生かした知恵の出せる職員、こういう職員をやっぱりしっかりと育成をしていく、それが町の発展につながっていくのではないのかと、私はこれを固く信じております。そういう職員を育てていくためにということで副町長にも総務部長にも、うちの政策調整の中川理事にも常々この話はしているところでございます。一朝一夕にはいかないわけですが、この気持ちを忘れない限り少しでも進んでいくのではないのかというふうには考えております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 人材育成は町の発展につながるので必ず必要であるという力強いお話を頂きました。町長の人材育成の中でのキーワードは、まず実践第一、一緒にやっていく。そして、ルールには理由があって、それを教えていくのが育成であるというお話がありましたけれども、レベルは違いますけど、私は少年野球の指導者を10年ちょっとやっています、今は監督をやっているのでコーチたちにはいつも言うんですけど、子どもに「これやれ、これやれ」じゃなくて、なぜやるのかをまず言わなかったら理解できないということを必ず言うようにしています。ちょっとレベルは違いますけれども、それと同じことをすごく感じました。人材育成はこれからも引き続きお願いをしたいと思います。いろいろ語っていただきましたので④のその他はもうないかなと思います。

では、いよいよ最後になりますけれども、3つ目になります。11年半の成果と課題の総括、町政運営に対する考え方の答弁を受けまして、今後の今中町長の所信を伺いたと思います。冒頭でも少しお話をしましたが、私は4年前にホップ・ステップ・ジャンプの話をしました。ホップ・ステップ・ジャンプという言葉は陸上の3段跳びで使う言葉ですが、ホップ・ステップ・ジャンプ、それぞれ同じ飛ぶという意味がある反面、ホップにはとにかく前に出ると、ステップには飛ぶだけでなく前に進むと、ジャンプは今までの力を利用してさらなる大ジャンプをするという意味があるという話をしました。

ここから今日一番聞きたいことをお尋ねするんですが、今までの議論を踏まえまして今中町政12年、とにかく前に出ていろいろあった、カットの話、土地開発公社解散の話、補助金の見直しなど様々な課題を克服してきたホップの1期目、そして飛ぶだけでなく前に進んできたまちづくり基本条例の制定や様々な施策を実施した2期目、ジャンプの2期目ですね。そして、今までの力を利用してさらなる大ジャンプをしてきた、多くの施策を実施してきた3期目を終え、来年3月に3期12年の任期満了を迎えます。そして、その任期満了に伴い、

来年2月あるいは3月に町長選挙が予定されています。今中町長、そのホップ・ステップ・ジャンプの先に何があるのか、我々議会、そして上牧町民に何を見せてくれるのか。その見せてくれる、かじ取りをしてくれる方が今中町長なのか。ぜひ今思う所信を聞かせていただきたい。そして、もし、その先を今中町長が我々に見せてくれると約束してくれるのであれば何か1つ、これから実現していきたいことがあればその思いを教えてくださいたいと思いますが、10分ぐらいお時間ありますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 遠山議員にはうまくまとめていただきましてありがとうございます。

まず、結論でございますが、来年に予定されております町長選挙にぜひ立候補させていただきたい、挑戦をさせていただきたいというふうに考えております。ホップ・ステップ・ジャンプ、その次は何だということでございますが、すぐにいい言葉が思いつきませんが、私はハイジャンプという姿勢で臨んでいきたいというふうに考えております。

それはそしたら何をやるのかということでございますが、細かい話はまたこれからになるかと思いますが、まず今、議会の中で学校適正化の議案を、条例改正を出しておるわけでございますが、この10月から学校適正化の協議会を教育委員会で立ち上げまして、今の考え方でございますが、これから令和3年、1年半をかけてまとめ上げて、準備期間を設けまして、実施に向けていきたいというふうに考えております。

これはそれぞれ協議会の中でいろいろ意見が出るだろうというふうに思います。しかし、理想はあるわけでございますが、少子化でございます。今でも2年後ぐらいから1学年が1クラスになる学校が出てまいります。それから5年後、6年後ぐらいにはかなりの学年で1クラスという状況がもう見えているわけでございますので、子どもたちにそんな状況でいいのかということを考えますと、当然、統廃合等を含む学校適正化を推し進める必要があると。やっぱり、私としてはそれをここまでやってきたわけでございますので、私の責任としてそれは成し遂げたいというふうに考えて、立候補をさせていただきたいというふうに考えております。

この考え方があるわけでございますが、我々は、社人研等が示しました、元総務大臣をされておりました増田さんが消滅自治体というようなことで公表されました、人口が減っていく、減っていくとこの恐怖観念に駆られてしまって、もうとにかく人を増やすための施策をこぞって、自治体間で競争になっております。ちょっと今いろんな事情で落ち着いてはきているものの、まだまだ自治体間の競争が続いているわけでございます。それでいいのかと私

は最近それに疑問を感じております。いつまでもそういうものの考え方だけでいろんな施策を打っていくのはちょっと違うのではないのかと。間違いとは言いません。上牧町も住宅地の町でございますので、当然そういうことも考えながら人口を増やしていくという施策は取っていかざるを得ないだろうというふうに思いますが、あまりにそれに力を傾注するというようなことではなしに、緩やかなハンドルを切っていく必要があるのではないのかというふうに考えております。それ以外にもいろんなことがあるわけでございますが、そういうことから、やっぱり学校の適正化、これについては非常に重要というふうに考えております。

それと、もう1つは、これはちょっと余談な話になるわけでございますが、車の中でラジオを聞いておりましたら、全部は聞いてないんですが、ちょっと部分的に、世界の子どもの動向の話の中で日本の子どもの、そこで話が出ておりましたのは2つの話が出ておまして、例えばクラス替えになったりとか、ほかの自治体へ行って学校が変わったりとか、いろんなケースの中で、そんなときに友達がすぐつくれるのかというアンケートをとったら世界の上位は80%前後、友達がすぐできるというふうに答えた。日本の子どもは50%を切った。そこで報告をしているアナウンサーが、なぜ日本の子どもはこうなのかなという、これはアナウンサーでございますので、そういう話でその部分は終わっております。

それともう1つ、世界の子どもたちに同じように「今、幸せですか」という幸福度、これを尋ねたと。日本の子どもはもう50を切って、30%台か何かそんなような話。ちょっと数字は今はっきり覚えていないわけでございますが、世界に比べて日本の子どもの幸せだという感じる度合いが異常に低い。これはなぜだと。これだけいろんなものが充実している。例えば、学校のことにおきましてもいろんな政策を打ちながら、地域でもいろんなことをやりながら、なぜ子どもたちの幸福感、幸せだという感じ方が日本の子どもは低いのかと。こういうことを考えますと、やっぱり子どもたちにそういう部分について、外側だけではなしに中身の教育、これもしっかりと子どもたちに教えていく必要があるのではないのかと。

例えば何か言われるとか、何かちょっと不足した、例えばゲームができないであるとか何々ができないであるとか、そういうことが幸せでないという感じ方を、親からいろんなものをちょっと言われるとか、何々が不足しているとか、それ以外は充実しているのにちょっと足らなかったら不幸せを感じるというようなことであるとしたら、これはやっぱりおかしいのではないのか。全ての子どもたちが恵まれているとは言いませんが、これだけ恵まれた環境の中で教育を受けている日本の子どもたちの幸せ感が低いというのはいかかなものかと、何が原因なのかな。ちょっと他人より違う、何か欲しいのに手に入らない、そうい

うことだけではないだろうと思いますが、そういうことが幸せでないというふうに、例えばつながっているとしたら私は大きな問題ではないのかなと。

そういうことも含めて子どもたちの教育、やっぱりしっかりと取り組む必要があると。そのためには1学年1クラスというそういう単体のクラスではなしに、やっぱり2クラス、3クラス、そういう中でコミュニケーションが図れて、子どもの心身が健全に育成されるような、そういう学校づくりが求められているのではないかと、また、そういうふうにしなくてはならないのではないかとというふうに考えております。私はぜひ、それについて一生懸命に取り組ましていただきたいというふうに考えて、立候補を決意をしているということでございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ありがとうございます。教育について熱く語っていただきまして、4期目に向けて挑戦するというはっきりした答弁を頂きました。実は、4年前に私がこの同じ質問をさせてもらったときに、町長から立候補するという言葉を頂けなくて、そしたら次の日の奈良新聞に「続投表明」とあって、「あっ」と思っていたんですけども、今回初めて言っていたことで、僕なりに4年間ちょっと自分で成長したのかなというふうに思いました。うまく立候補すると言っていたでよかったですと思います。

いろんな思いがありまして、ジャンプの後に何があるのかと私は振っておいて思いつかなかったんですけども、僕の中ではきれいに着地をしていただいて、ぜひ観客席にガッツポーズをしていただきたい。それが4期目なのかなというふうに思っています。今中町長がぜひとも今の決意をしっかりと胸に秘めていただいて、何より健康には十分留意をしていただきながら、全力を挙げて上牧町の行政を前へ前へと進めて大ジャンプ、そしてきれいな着地、そしてガッツポーズをしていただきたい。それによって上牧町の全ての住民の皆さんの期待に存分に応えていただきたいというふうに考えています。

町長、今日は最初から最後まで答弁を頂きまして、本当にありがとうございました。長時間お付き合いをいただき、大変恐縮に存じます。

これで私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、1番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（服部公英） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦です。まずは、次期町長選挙に向けて、町長の所信表明、大変力強く感じました。期待しております。未来の上牧町のためにご尽力していただきたいと思います。

それでは、議長の許可を頂きましたので、通告書に基づき一般質問させていただきます。

ウィズコロナ時代の地方創生は。新型コロナウイルス感染症もワクチンの開発等により、時期は不明確なもの、今後、感染がある程度抑制されるときが必ず来ます。そのとき、仮に経済社会活動が全面再開となっても、再開までの時の経過と紆余曲折の中で経済社会の構図は構造的に変化せざるを得ません。新型コロナウイルス感染拡大以前に検討された地方自治体の基本構想や総合計画、そして、地方創生の計画がコロナ克服に向けた経済社会活動の変化に対してどこまで矛盾なく説明できる内容になっているか。あるいは、いかなるリスクを抑えるに至っているか。今後の自治体経営の方向性を検討するに際して、一度立ち止まり、検証する必要があると考え、そのことから私の一般質問は、1番目、新型コロナウイルスにおける本町の財政状況と対応を聞かせていただきます。

1つ目、国内及び町内の経済状況をどう捉えておられますか。

2つ目、今年度及び来年度の税収はどう考えていますか。

3つ目、地方交付税の影響はどう考えていますか。

4つ目、コロナ関連予算はどの程度見込まれているのか。

5つ目、歳出抑制の事業の中止を教えてください。

6つ目、大型イベントの中止はどこまで考えておられるのか。中でも成人式については、

知恵と工夫で開催できるように考慮いただきたい。

2つ目、新型コロナウイルス感染症対策について。

1つ目、感染事例の経路や地区などの詳細情報の提供について、県との情報連携をどのように図ってこられたのか。

2つ目、町内在住の感染者に対するケア及び動向について。指定感染症に関する権限は保健所を設置する自治体しかないのですが、当町ではどのように対応されたのか聞かせてください。

3つ目、今後の指定感染症に関する県との連携について。

4つ目、今後の経済対策についてはどう考えておられるのかを聞かせてください。

それでは、3つ目、防災について。

コロナ禍における災害時の各避難所の収容人数の把握をされたのかどうか、聞かせてください。また、そのときに段ボールベッドやつい立ては使うのか、テントの役割はどう考えておられるのか、聞かせてください。

2つ目、防災無線の聞きにくさについて。台風時や大雨のときにどうなるのか、聞かせてください。

3つ目、住民よりコロナ禍における地域防災組織の立ち上げの要請があるが、どう考えているか聞かせてください。

以上で、再質問につきましては質問者席で行います。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、まず1番目、国内及び町内の経済状況をどう考えておられるのか、聞かせてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1つ目の国内及び町内の経済状況をどう考えているのかというご質問でございます。

国内につきましては新聞、テレビで報道されておりますとおり、国内の経済状況につきましては、4月から6月までの感染拡大を抑えるため、政府が緊急事態宣言を出し、個人の外出や店舗の営業が制限されてきました。これにより個人消費を中心に経済活動が広く滞り、国内総生産GDPは、年率換算では当初は27.8%というふうな数字になっておりましたが、下方修正されまして28.1%と減り、戦後最大の減少と落ち込みになりました。

それと、町内の経済状況の部分でございます。この部分につきましては、町内事業者にお

きましても、小規模事業者等事業継続支援金や小規模テナント事業者家賃等の支援金などの申請状況を考慮すると、相当な影響が出ているものと考えております。この状況は、国の持続化給付金、家賃支援給付金や町の地方創生臨時交付金を活用した町の事業である小規模事業者等事業継続支援金や小規模テナント事業者家賃等支援金などの補助金を活用していただくことで乗り切っていただきたいというふうに考えておるところでございます。また、地域内の消費の活性化を目的として、上牧町のパワーアップクーポン券事業も今回、9月1日より実施をさせていただいているような状況でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にいろいろな施策を打っていただいております。本当に世界全体で財政が急悪化、第1波は乗り切ったけれどもまだまだ先が見えない。長期化すれば財政支出の金額がさらに膨らんでいくのは間違いないでしょう。町財政も長期化になることも想定し、アフターコロナに対して考えておかななくてはならないと思います。

そこで、2番目の今年度及び来年度の税収はどう考えておられるか教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目の税収の部分でございます。

新型コロナウイルス感染症に伴い、今年度における税収につきましては、個人町民税に係る法人税割を除き、さほどの直接的な影響はないものと考えております。また、法人町民税の法人税割につきましては、それぞれの法人に係る事業年度内におきまして、この新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための自粛等に伴う企業収益の悪化による影響があった場合には、当該法人に係る税収が減少することを想定しているところでございます。

その部分の来年度の税収はどうかというふうな内容でございますが、一方、来年度における税収につきましては、今年度における新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための企業等の経済活動自粛と、それに伴う従業員の解雇や減給等の影響により法人町民税及び個人町民税におきましては減収になるのではないかと見込んでいるところでございます。ですけど、当該減収の規模等につきましては、現時点において把握することは難しいものであるというふうには考えておるところでございます。

もう1点、今回、決算書の中の決算成果でもお示しをさせていただいておりますとおり、町民税につきましては、ここ四、五年、実績でいきますと21億から21億3,000万というふうな平準した形の町税の収入がございます。この部分につきまして、どれぐらい減収が落ちていくのかは先ほどご説明させていただいたとおり、今の時点では読めないところがあるのかと

いうふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そうでしょうね。本当に公開されています大阪市では、今年度当初予算に比べまして来年度税収が約500億減るといふ試算が出ています。県内でもやっぱり、既にデータを集めているところもありますが、本当これは先を読むといふのはなかなか難しいことだと思います。これについて今、まだ分かりにくいですけど、何かされていることがありますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、現状されているというより、今回のコロナの影響を受けてどれだけ減収していくのかという部分がまだなかなか読めないところもあります。後の質問等の中にも出てくるわけなんですけど、やはり、この12月ぐらいにある程度の指針といえますか、国から方向性が出てくるのかなど。そういうふうな部分も含めながら来年度の当初予算に当たっていきいたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。また、12月、そういうあれが来たときには教えていただければありがたいです。

それでは、3番目の地方交付税の影響なんですけども、交付税の性質から税収が不足したものは交付税で賄われると私は認識しているんですけど、その辺は町としてはどういう考えを持っておられますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 地方交付税につきましては、自治体におきまして不均衡を取るための1つの方法として国から示されている部分もございまして。そういうふうな部分の中で不交付団体もございまして。そういうふうな部分から、この3番の地方交付税の影響というところのご質問でございまして、この影響ということですが、例年9月頃に翌年度の総務省の概算要求が公表され、それと、先ほど言いましたように、12月中下旬ぐらいに地方財政計画として翌年度予算の動向が国より出てきます。それに基づきまして、来年度においては地方交付税に影響が予想されるものとしては、今回5年に一度の国勢調査の人口の置き換えがございまして。5年に一度になっていますので、この国勢調査の影響で来年以降5年間に地方普通交付税算定に影響をしていくというふうには考えているところでございます。

コロナの部分についての影響は、様々な分野で影響が予想されておりますが、今後、地方

財政計画などの国の動向などの情報収集を行いながら、来年度の普通交付税の算定の見積りを行うなり、予算編成に当たっていききたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ただ、全体的に自治体自体が悪いので、もう交付税等も大分圧縮になるんじゃないかと考えておられるところもあると聞いております。そういう部分に対しては、次のデータが国から示されたことが出たときにまた考えるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） はい。国から方針が示されていきますので、その方針に基づいて予算編成を当たっていききたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。

それでは、次、お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 4つ目のコロナ関連予算はどの程度見込むのかというご質問でございます。

この部分につきまして、コロナ関連予算としましては、令和2年度においては地方創生臨時交付金の一次分、それと二次分の補正で様々な事業の支援を行っている状況でございます。来年度においてこのコロナ関連予算について、今後のコロナウイルス感染の状況を踏まえて予算査定を行っていくわけでございますが、イギリスでもワクチンの部分が再開したというふうな報道もございます。12月末ぐらいにはそのワクチンができてきて、どういうふうな形で日本に入ってくるのか分かりませんが、来年にはそのワクチンが出てくれば、このコロナに対しての部分も少しは和らいでくるのかなというふうには考えているところでございます。ですから、今の状況はなかなか見通しがつかないような状況になっておりますので、そういうふうな総合的に見ましても、全体的なことを考えながら進めていかなければならないというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 今、部長おっしゃってくれはった、まさにそうですよね。これからアストラゼネカ社のワクチンは一時中止になりましたが、また再試験になっております。もう本当に近い未来にワクチンが出来上がるようなあれはあるんですけど、まだトンネルの外が見えないという状況で、なかなかこれは難しいことかもわかりませんが、適正に進んでいって

くれてはることに感謝いたします。

それでは、大型イベントの中止はどこまで考えておられるのか。5番目ですね、すみません。歳出抑制の事業の中止をお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 歳出抑制のための事業の中止を行うかというご質問でございますが、来年度の減収による事業の中止は今のところ考えておりません。できる限り住民サービスの低下にならないような形で運営を進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、今年度抑制した総額の金額はどのぐらいになったのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今年度におきましてコロナの影響で中止のイベント、行事等の費用でございます。約2,100万程度の減額になっております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に書き方が悪かって申し訳なかったです。

それでは6番目、大型イベント中止はどこまで考えておられるのか。中でも成人式について、お答えください。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 先に今、大型イベントを全体的で中止に考えておられて、今年度はどのくらい中止をして、来年度はまた考えておられるのかどうかもひっくるめてお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 大型イベントの中止につきましては、本年度におきましては、体育祭やペガサスフェスタの中止は決定しております。来年1月以降のイベントにつきましては、今、今後、感染症拡大の考慮をして検討していくというような形になっております。それと、先ほども少しお話しさせていただきましたが、来年度につきましては、今の状況でいきますと、体育祭やペガサスフェスタはどうなるかという部分がございますが、住民サービスの低下にならないような形で運営を進めていきたいとは考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 部長、ありがとうございました。

それでは、成人式の件についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 成人式につきましては、例年1月の第2月曜日の成人の日に行っております。今年度の新成人対象者数は6月30日現在で244名で、例年、対象者の8割程度が参加されます。そういうことで今年も200人程度の参加を見込んでいます。

今年度の成人式の開催については、現時点では感染症防止対策を講じるなどして開催の方向で検討しているところです。しかし、今後の新型コロナウイルスの感染拡大により、中止する場合もあると考えております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 原則開催する予定でいらっしゃるという認識でよろしいですね。コロナで何が出るかも分からないですけれども、やっていただけるという認識の中で、今の時点で結構なんですけれども、一中、二中と分散して行うのか、それと集合写真はこれは結構難しいと思うんですが、これはどうされるのか。それと保護者の入場はどう考えておられるか。それと、ほかに考えておられることがあるのかどうか。お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今、質問の上牧中学校、上牧第二町中学校、分散ということの開催はどうかということについてですが、現状において今後のコロナウイルス感染状況が見込まれないところです。感染拡大が今以上に深刻化した場合はそのような状況に応じて、校区別の2部制を行ったり、最悪の場合は中止ということも考えております。

また、現在、成人式の運営について、新成人の運営委員の推薦を各卒業中学校2校に今、依頼しているところです。コロナ禍の関係で成人式を行うのにいろいろな制限は考えられますので、今後、新成人の運営委員の皆さんと協議も重ねながら進めていきたいと考えております。

また、集合写真ということがありました。集合写真については大切な思い出になるために実施の方向では考えておりますが、ただ、これも先ほど言いましたように、コロナの感染状況によりますし、また、写真を撮る場合の条件、マスク等の着用や距離の問題等まだまだ考えなくてはいけないので、その辺を考慮した中で決定をしていきたいと考えております。

保護者の入場ということもありました。この件につきましては、現状ではご遠慮をお願いしていこうと考えております。また、主催者や来賓の参加についても大きく制限したり、場合によればもう参加なしという対策も取ることも考えております。

また、その他何かいろいろあるんかということとは、やはり行うに当たり、開始前の待ち時

間や受付での密になる状態の対策や、2部制になった場合は式の進行がどうするのかなど成人式運営に対してコロナ対策が必ず必要となりますので、その辺は今、考えているところです。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。卒業したら卒業証書がもらえるんですけども、本当に成人式というのはこの写真というのが全てになってくるんですよ。それと、やっぱり今、部長が答えていただきましたように、成人式をしないように計画するんじゃないかと、するためにどんなことをやっていこうかということを考えていただいているというこの町の姿勢というのはすごくいいと思っております。もう本当に、もし仮にコロナがもっとひどくなったときに、成人式に出られる子どもたちが残念がるかもわからないですけども、そこでやっぱり町がやるためにここまでしてきたという、そのプロセスは物すごく大事やと思うんですよ。なるべく私もできるように考えております。また、よろしく願いいたします。これで結構です。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、2番の新型コロナウイルス感染症対策についてなんですけれども、これは本当に情報を取りに行ったんですけどもなかなか見つからなかったと。町でもどうなのかなということで一般質問。いろんな人から聞かれるんですけども、答えもできない、情報もないというところなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1点目の新型コロナウイルスの感染の事例や地区などの詳細の情報の提供についてというところでございますが、この部分につきましては奈良県との連携ということでございますが、県からは県のホームページで発表される報道資料「新型コロナウイルス感染症の発生について」が発表されると同時にメールでの報告がございます。内容につきましては、感染者数の状況、感染者の概要など感染者の発生についての資料となっております。町におきましても報道資料に掲載されている情報以外の提供は頂いていないのが現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） やっぱりそうですね。それでは2番目はどうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目の回答でございます。町内在住の感染者に対するケア等につ

いて、町ではどのように対応しているのかとのお質問でございますが、これも同じく県からは個人情報の観点から、感染者についての住所、氏名等の詳細情報の提供がございませんので、町といたしましては対応できない状況でございます。それとまた、入院やケアについては、管轄である中央保健所及び県が対応することとなっております。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） やっぱりそうですね。そしたら3番目もそうなるんでしょうかね。お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 3番目についても同じような回答になるんですが、これの連携につきましては、例えば、役場や学校などの公共施設において職員等の感染が確認された場合は、町は中和保健所の指導の下、施設の休館や休業、消毒の実施をさせていただき、濃厚接触者のPCR検査の実施状況及び結果、今後の対応について公表し、感染症対策の強化に努めている状況でございます。

上牧町におきましては10件の発生件数があったわけでございますが、学校の部分につきましてはそういうふうな状況がなかったので、消毒やそういう部分につきましてはやっていないというのが現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。僕も調べた結果ではありますが、やっぱりこれはいろんなことがありまして、本当に今、部長がおっしゃってくれはったぐらいの情報しか情報が取れないという状況があります。

それでは、今後の経済対策について考えておられることは何かあるかどうか、教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今後の経済対策についてはどう考えているのかというご質問でございますが、先ほどの大きな1番の①でご回答させていただいた内容と同じような内容になってくるわけでございますが、経済対策につきましても、先ほどからお話ししておりますように、国から方針等が出てまいります。その方針に基づきまして、町はどのような形で進めていけばいいのかという部分もありますので、その内容に基づきながら進めていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。またよろしく願いいたします。

それでは、3番、防災についてお願いしたいと思います。

これ1番目なんですけれども、前回に私は一般質問で避難所の大まかなところですね、体育館であるとかそういうところの収容人数の把握というのを、人数はどのぐらいという数字を聞いていなかったんですけども、この辺を分かっている限りで教えてください。ほんまに前回の私の一般質問を聞いて、何人も私に問合せをしてきたということがありまして、ここで9月1日に実施されましたコロナウイルス感染予防を念頭に置いた避難所の開設訓練の詳細を聞かせていただき、収容人数の答えとかをお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） この前行いました訓練の内容でございますが、9月1日は防災の日ということもありまして、職員によります感染防止対策に配慮しました避難所の設営訓練を実施させていただきました。訓練の内容といたしましては、台風による大雨で土砂災害の危険性が高まり、避難勧告が出て、10世帯20人が避難所にやってくるとの想定で実施をいたしております。さらに、その中に新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者がいるとの設定もさせていただきます、行いました。

本来であれば体育館等を使いながら広いスペースでやれたら一番よかったわけですが、今回におきましては、西館の3階の集会室と西館の2階の会議室を使用し、参加職員が世帯ごとのプライベートルームとなるテントを設営し、設営が終わると受付を設け、避難住民に扮した職員に対応を行っていたと。

受付では非接触型の体温計で検温をさせていただき、手指消毒、それと健康状態のチェックを実施したと。それとまた、濃厚接触者や体調不良の人については別室に案内し、防護服を着た職員が聞き取りなどを行って、隔離した部屋のテントに誘導したと。また乳幼児を連れた避難者、それとまた足をけがした避難者、それとペットを連れた避難者等の対応を行い、実施をさせていただいた内容が9月1日に行わせていただいた内容でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。新聞の記事にも載っておりました。

この中で林課長が「実際の避難者は防護服の職員に対応されると不安に思うはず。緊張を和らげる言葉をかけられなかったのが反省点」というのが載っていますが、これはもう町職員の共通認識として皆に言っているのかどうか、お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） この訓練の後に反省点、避難者、それと運営に当たった職員から反省点はございますかというふうな報告も頂きました。そこで、いろいろな意見を頂いたことになっておるんですが、この部分につきましてはその反省点を生かして、今後さらなる同じような訓練を続けていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。それでは、主たる避難所の収容人数ですね。調べて分かっている分だけでも結構ですので、お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 主たる避難所のところでございますが、例えば、小・中学校の体育館と第一、第二町民体育館については、およそ3分の1の収容人数になると確認をしているところでございます。それで、小・中学校体育館の5か所につきましては、以前の収容人数でいきましたら1施設当たり500人だったのが、感染症対策後の収容人数につきましては168人というふうな収容人数になってくると。それと、町民体育館の2か所につきましても、以前の収容人数の1施設250人が、感染症対策後の収容人数は1施設当たり72人になってくるというふうに想定しているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に今聞いてびっくりです。町の体育館は250人が72人しか収容できないと。本当に水害のときは恐らくこれでいけるのかなという感じなんですけれども、やっぱり地震のときは大変でしょうかね。でも、地震で収容できる場所というのは、これは全ての町の公民館、施設を使ってもなかなか難しいかなと思っております。多分、小・中学校の空き教室も使われることも想定の中で町としては、どう考えておられますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員おっしゃっていただいたように、小・中学校の普通教室、この部分につきましても想定はしております。その部分につきましてはの収容人員等も把握をさせていただいておりまして、そういうふうな形で当たっていかねばならないというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 大変ですが、よろしくお願いいたします。

それで最後に、段ボールやベッドやつい立ては使うんでしょうか。そして、テントの役割ですね。もう一度聞かせてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていただきましたように、段ボールベッドやテント、それと間仕切りの部分につきましては併用しながら使っていきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。ありがとうございます。

それでは、次に2番に行きたいんですが、これは一般質問を書いたときには、まだ防災無線が聞きにくいということだけしか入っていなかったんですけども、その後、最近非常に聞きやすくなったと聞いています。何か工夫されたのかどうか、これをまず1つ目、お願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 以前から防災行政無線につきましては声が聞きにくいというふうな、いろいろご意見を頂いております。各自治会からそれを頂いたときにスピーカーの位置を変えたり、そういうふうな部分で工夫をさせていただきながらやっておるのが現状でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 8月以降何回か聞いたんですけど、本当に聞きやすくなったと。何か違う機械を使っているのかなというイメージでした。これからもまたよろしくお願いします。

そこでなんですけれども、各地で問題提起されました台風時、大雨時は放送が聞こえなかったと。それで避難が遅れたということがやっぱりマスコミで流れておりますが、当町は何か考えておられることはありますか。

○総務部長（阪本正人） 台風や大雨で聞き取りにくいという部分も以前からはお聞きをしているところではございますが、最近の建物自体は気密性が非常に高い。それと、風向きや悪天候などで、いろんな要因により室内では聞こえにくいというふうな状況もございます。そのためにおきましても、町におきましてはお知らせメールの登録者数、これをいかに増やしていくかという部分で取組もさせていただいております。平成30年度でしたら1,153名の登録があったわけなんですけど、現在、令和2年8月末なんですけど、1,904名というふうな形での登録もさせていただいております。それとまた、フェイスブックやLINEにおきましても町の情報も発信をさせていただいておるような状況でございます。そういうふうな部分も含めて進めているような状況でございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） デジタル化になって、若い人はええんですけれども、やっぱりお年寄りの方というのはなかなかそういう部分が大変だと思います。

そこでなんですけど、3つ目の質問に入ります。ちょっとこれは書き方が悪かったんですけども、住民より、コロナ禍における今ある地方防災組織をコロナ対策用にしてほしいという要請があるんですけれども、これはどう考えますか。これは今ある防災組織をどう変えるか。報道にて情報が錯綜して、町職員だけでは足りないと思っておられる自治会長が何名かおられるんですけれども、これを加味してちょっと答えを頂きたいんですが。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていておるのは、このコロナ禍における、例えば自主防災組織のさらなる自主防災組織をつくるという考えなんですか。1つ思うには、各自治会で自主防災組織を持っておられますので、その中で運営というかそういうような部分でしていただくわけなんですけど、その中の役割分担とかいろいろこういうふうになっていると思うんです。その組織をさらに大きくしていただくのが一番いいのかなというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 僕が聞いて感じているところでは、コロナ禍でいろんな避難所ができますと。たくさんの避難所ができて、これは町職員全体でできるのかと、全てが賄えるのか。そうであれば私たちも協力させてくれという意味合いが強かったと思うんですけれども、そういう観点からはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 実際、避難されてきましたら、避難所の開設をしていただくのはやはり自治会なり自主防災組織。役場の職員も被害に遭っている可能性もございますので、すぐに参集できるかどうかというのは分からない状況もございます。そういうふうな部分も含めながら、避難所の開設をしていただくのは、そういうような形でのご協力もしていただかなければならないというふうには考えておるところでございます。もし、職員がその部分で、参集等で集合できて、すぐに対応できるのであればそういうふうな形で対応もできるのかなというふうには考えておるところでございます。

それと、もう1点、この9月1日には避難所の開設運営訓練をさせていただきましたが、本来は令和2年度におきまして、各体育館におきまして各自治会の避難所の運営訓練を予定

しておったわけですが、このコロナ禍の中での状況なので今回は中止とさせていただいた状況もございますので、来年度におきましては、避難所の開設運営訓練を各体育館、上小、二中、三小とあるわけなんです、そういうふうな形でさせていただこうというふうには今、考えているところでございます。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） やっぱり、そういうことをやってもらって初めて、自治会長たちも安心するのかなと思うんですけども、本当に今ありがたいことに、その人たちは協力させてというように頂いていますので、これから先も上牧町の自主防災組織をやっぱり大きくするのか、コロナ用にするかという言葉が正しいかどうか分からないんですけども、またこれからよろしく願いいたします。

今、訓練をしようと思っていたんですけども、今このコロナでできなかったということも含めて、やっぱりそういうこと自体も町民に伝えていただきたいと思います。

今回の質問は、これで終わりますが、まとめとして、全てにおいて備えあれば憂いなし。これに尽きると思います。どうも丁寧なご答弁ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。

◇上村哲也

○議長（服部公英） 次に、3番、上村議員の発言を許します。

上村議員。

（3番 上村哲也 登壇）

○3番（上村哲也） 3番、上村です。議長に発言の許可を頂きましたので、一般質問通告書

に従い質問させていただきます。

僕が去年、議会に来させていただいて初めての6月の一般質問で少し触れさせていただいたのですが、上牧町イベント、行事ごとのことで、今回その1つだけですが、質問させていただきます。

1番、上牧町で行われている各種行事、イベントについてです。

その中の①上牧町が把握されている本町の大型各種イベントはどれぐらいあるのか。

②これからの上牧町での大型イベント等を増やす考えは検討されているか。

③商工会への助成金について。

この3点なんですが、このコロナ禍の中でこういう質問は、6月にしようと思っていたところですが、一番コロナのひどい時期でありまして、遠慮させていただいて、収束してからお聞きしようとしていたものですがけれども、収束の見込みもないもので、今回予算に組み込んでいただきたく、今回この質問をすると決めました。

再質問は質問者席でさせていただきます。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） それでは、1つ目の本町で把握されている大型各種イベントはどれぐらいあるのか教えてください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、1点目の上牧町が把握している大型各種イベントについてというご質問でございます。大型イベントにつきましては、町民体育祭、それとペガサスフェスタの2つが大きなイベントというふうに把握している状況でございます。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） その2つと、それと町主催でもなくて、自治会とか等のも、漠然とでもいいんですが、どれぐらいあるか把握しておられますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） それ以外の町の行事といたしましては、敬老会、それと追悼式、成人式、出初め式、あるいは教育委員会では入学式や卒業式、文化祭、マラソン大会というふうな内容でございますが、そのほかにも体育協会が主催しておりますソフトボール大会やグラウンドゴルフ大会、ゲートボール大会、雪中登山、生き活き対策課で行っております各種の健康診断や、そういうふうなもろもろの部分も行事としてはあるというふうには認識しております。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。今回ほぼほぼ中止になっていて、今後はコロナ禍の中で来年、状況を見ながらになりますね。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほどの牧浦議員の質問の中でも少しお答えはさせていただいたわけなんですけど、町民サービスの観点からの中止というふうな方向ではなしに、このコロナ禍の状況を見極めながらやっていくというふうな状況で今のところは考えているところでございます。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） 了解しました。

それでは、2つ目のこれからの上牧町での大型イベント等を増やす考えは検討されているかどうか、よろしくをお願いします。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 2つ目の大型イベントを増やす考えは検討されていますかということのご回答でございます。

本町における地域活性、にぎわいの創出は課題の1つであるというふうにも認識しております。また、町内外の方が集うイベントによる効果は、経済的効果をはじめ認知度の向上、地元への愛着の醸成や、交流人口、関係人口の創出など、非常に大きなものであると認識しているところでございます。

現在、大型イベントを増やすというような具体的な計画はございません。ただ、令和元年度に整備いたしました滝川沿いののり面のシバザクラの植栽整備、並びに片岡城跡に桜の植樹整備や、また令和4年度には滝川水辺周辺地区整備事業であったり、史跡上牧久渡古墳群等の整備事業は完成する予定でございます。ですので、こういった町内にある今までに整備をさせていただきました資源を活用させていただきまして、関係各課とも少し連携を取りながら、できるような事業はないかというようなことで検討はしていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） 言いたいことは抜けたらあかんで、ちょっと書かせてもろうたのを読みますけれども、私は昔から商工会員でもあり、商工会メンバーや課長の方、上牧町住民の方から、上牧町は他町の人を集客する大きいイベントが少ないですねということをよく耳に

します。私は商工の発展が上牧町の発展にもつながると考えていますし、大きいイベント等で上牧町民の小さい子から高齢者まで他町との連携などを図り、今、行われている各種イベントの合同企画、新しいイベントの検討をし、上牧町の地域の活性化を図るべきだと考えております。

他町では、時代祭り、砂かけ祭り、いかるがマルシェ、おひな祭り、B級グルメなどたくさんのお客さんを集客されているイベントが多数あります。様々な諸団体でのイベントがありますが、他町でよく耳にするのが農業委員会主での産業まつりや商工会主での商工まつりなどです。上牧町は、町主催で町民体育祭やペガサスフェスタなどをしていただいております。

しかし、他町では体育大会が高齢化が原因で廃止になった町も耳にします。そのまちは違う形のイベント等を行い地域の活性化を図って、他町からの来客の数も年々増えていると聞いています。上牧町も住民の小さい子どもから高齢者の方々が楽しめるイベント等の検討、協力をお願いいたします。また、そういうイベント企画団体には上牧町も協力を重ねてお願いいたします。

我がまちは相当な期間で財政が厳しく、今中町長はじめ理事者の方々には大変ご尽力いただいております。さらに、今年度に限りましてはコロナ禍の中で盛大なイベントの話を持ちかけるのは心苦しさもありますが、活気あふれる上牧町をより一層、皆様と共に築き上げていきたいと私は考えています。私の同級生、先輩、後輩たちも気づけば相当な人数が町外に出ていっているのが現状で、その出ていった人たちが帰ってきたくるような、思い出したくなるような活気あふれる上牧町を取り戻していきたいと強く思っており、そのためにも上牧町といえこれやという大きな一大イベントが必要であると考え、今ここにおられる皆様とコロナ禍で自粛しながら生活しておられる住民の方々と築き上げていきたいと心の底から思っており、各自治会や各種団体でしっかりとスクラムを組み、まちからの心強い協力を無駄なく活用し、確実に盛り上げていかなければならないと思ひ、商工会もそのうちの1つで、その昔、何があったのかはもう聞きませんが、今ここから第一歩を踏み出していきたいと強く思っております。失敗は絶対に許されないことですので、より慎重に、かつ大胆に、住民の声も十二分に聞き入れ、築き始めてはいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 今いろいろ議員からご意見等賜りました。本課で実施させていただいておるペガサスフェスタでございます。その中でも一応商工会との連携もさせていただ

きまして、商工まつりというような形も同時に開催していただいているところです。また、ほかにおきまして、昨年度、実施させていただきました北葛4町の商工会におきましてプレミアム商品券発行事業であったりとか、今年度におきまして、かんまきパワーアップクーポン等につきましても商工会のご協力も頂きながら実施させていただいているところでございます。

また、それ以外といたしましても、商工会が主となり実施していただいております。またこれも好評を頂いております花火大会等もでございます。また、商工会におきましては、町内の小規事業者を支援していただくとともに、町内の商工業の発展や地域の発展のために総合的に活動を行っていただいております。

今後におきましても、商工会をはじめといたしまして、先ほども少し農業まつり等のお話もございましたが、そういう関係団体とも少し連携、協力を進めていながら地域の活性化に取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。それから、以前から私が担当課で何度かお話しさせてもらったことも理解していただき、感謝を申し上げます。

それでは、3つ目の商工会助成金についてですが、では、町長に直球で聞かせていただきます。一昨年、去年と行われました上牧商工会が行っている夏の花火大会等ですが、今年はコロナウイルス感染拡大防止の観点でイベント等は全て中止となっております。来年度から担当課と商工会とも連携を取ってもらい、上牧町住民の幅広い年齢層に喜んでもらえるように、協力の検討をしていただければと思います。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 商工会が、特に若い商工会の会員方が中心におやりをいただきました。私も見学をさせていただきました。大変活気があって、私の知っている住民もたくさん見に来られて、大変喜んでおられました。そういうことで、商工会が独自でそういうことをしていただいているということは大変ありがたく、うれしくも思っております。

質問の中に助成金についてという直球的なお話もございます。この件につきましては、私は3年ほど前から、もうちょっと早いかわかりませんが、商工会に以前は助成金を出していたと。それが助成金がカットされる事態が起こって、もうそれから後、相当年数がたっていると。その状況について、何人かの議員は知っておられる方もおられます。その中身は私は申し上げませんが、商工会からもお願いをしたいという話もございましたので、私も3年

ぐらい前から商工会に計画書を出しなさいよと。どういう考え方でこれから事業をやっていくのか計画書を出したら、これは我々としては当然考えていくんだから早く商工会の中でまとめて、まちづくりが窓口だから相談をして出しなさいよという話をしておりました。一向に出てこないし、聞きますと「いや、打合せに来ない」とか「指導しても答えが返ってこない」とか、それぞれ言い分があると思います。そういう状況が今まで続いているという状況でございます。

我々行政側としては、商工会が、極端に言えば、運営ができないから町からお金を出せということでは出せませんよと。商工会が上牧町の商工業者、もしくは上牧町を活性化していくのにどのような事業をやるのかと、こういう事業を計画していると、これについては商工会の会員であるとか県の商工会、国の関係からこういう補助金も入ってきて、収支はこうですよと、こういう部分で不足が出るので、こういう事業を考えているから町から助成をお願いをしたいとこういう考え方でなかったら、何もせえへん、今の状況でお金足らんから町、金くれと、これでは出せないよという話を商工会に対しては、私は話をしております。そういうものが出てきて、町はこれでよろしいですよということであれば、予算に計上させていただいて、議会でご審議を頂くということになるわけでございますので、それが出てこない限り、我々としては何も拒絶をしているわけでもないし、そういう計画書が出てきて適正であると認められるならば、議会の予算に計上させていただいて、議会で議決を頂ければ、お出しをするわけでございますので、商工会としてはそういう形でお考えいただいて、お出しいただいたら、早ければ今の段階でしたら来年度から補助金が出てくると、こういうことになろうかと思えます。

それと先ほど、うちの中川理事が答えさせていただきました。上牧町には目玉となるようなイベントがないじゃないかと。これは上村議員がおっしゃっておられるように私もいろんな人からそういうことを言われております。上牧町にはこれというような特産がないと。いや、つくったらええやないかと、つくってやれよということで、恐らくあるだろうと思うんですが、町だけが単独で例えばやったとしても、なかなか住民になじまないということで恐らくあるだろうと思えます。先ほど上村議員がおっしゃっていたように、商工会も協力するでと、どこそかも協力するよと、自治会も協力するよと、そういうことで盛り上がっていくということであれば、中身をやっぱり若い人たちに合うように、また年のいった方でも来てくつろげるようなそういうイベントを、できたら皆さんの意見を聞きながら、持たしていただいたらというふうに考えております。

中川理事にもこの前、話をちょっと、ここに杉浦部長もおりますが、滝川の水辺の部分がかなりきれいになってきて、もうあと1年、2年ぐらいで出来上がるということでございますので、あの空間を利用したイベントがもしできるようであれば、例えばアマチュアのバンドであっても、例えばそういう人たちが何組か出てくるよと。照明を当てながら、また、その周りでは飲食ができるよ、そういうようなイベントもこれは考えられるわけでございますので、そういうところにいろんなものを持ち込みながらにぎわいが出るように考えられるのではないかとこのふうには考えております。

それともう1つ、もうちょっと先の話でございますが、町制50周年が近々に参ります。上牧町は今まで40周年であれ45周年であれと、一切やっておりません。あえて私は行いませんでした。それは、理由としては上牧町の財政状況やいろんな状況を考えたら、そういうところにお金を注入するというよりも住民の、例えば子ども・子育てであったり高齢者のためであったり、そういうところにお金を注入するということがやっぱり大事であろうということで、そういう式典は行いませんでした。しかし、今度は50周年という大きな節目になるわけでございますので、そのときにどういうことをやるのか。これは行政だけということではなしに、それこそ商工会にも大きなお力添えを頂くことになろうかなと。商工会というのは上牧町の商業者の集まりでございますし、特に小規模的な事業者のそういう人たちが会員として参加をさせていただいておりますので、やっぱり町内の有志として率先してご参加を頂きたいともいうふうに考えておりますので、そういうイベント、企画については、また担当から皆さん方にも説明を申し上げながら、ぜひそういう中にもご参加を頂きたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 上村議員。

○3番（上村哲也） 前向きなご答弁ありがとうございました。

今、僕は知りませんでしたけど、50周年とかすばらしい目標があるので、もうこの際、例えば、もうすぐ開通する服部台明星線を締め切って盛大なパレードをすとか、それぐらいの何か大きなことを成し遂げてほしいと思います。

僕からの一般質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、3番、上村議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は1時40分といたします。

休憩 午後 1時23分

再開 午後 1時40分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇石丸典子

○議長（服部公英） 次に、10番、石丸議員の発言を許します。

石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） 10番、日本共産党の石丸典子です。議長より許可を頂きましたので、一般質問の通告書の内容で質問を行います。

今回は3点ですが、まず1つ目は、公共施設の共同利用の検討に関して。

2つ目、ひとり親家庭支援について。

3つ目、骨密度測定についてです。

まず1点目ですが、今年度、大和高田市、香芝市、葛城市の3市、そして北葛城郡の4町、つまり上牧町、王寺町、河合町、広陵町の3市4町で、公共施設のうち統一で設置されている体育館と文化施設の共同利用等について検討が行われます。新たな広域連携促進事業として地域住民不在で進められています。この事業の目的と検討内容をお伺いします。

2つ目、ひとり親の家庭支援について。

来年2021年3月から、障害があるひとり親家庭の支援として障害基礎年金と児童扶養手当の一部を両方受け取ることができます。これは、現在では障害基礎年金の受給者で両親のどちらかに障害があれば児童扶養手当が受給されていたものが、ひとり親だということで受給されないのは不公平という点での改正によるものです。対象者への周知についてお伺いいたします。

3つ目、骨密度測定について。

これに関しましては、およそ3年前、平成29年12月議会で骨粗鬆症の予防についてということで取り上げさせていただきました。今回は骨密度の測定ということでお伺いをいたします。上牧町では、例年ペガサスフェスタのときに骨密度の測定の催しがあり、大変好評です。

先日の決算特別委員会の中で令和元年度の決算で218名の利用があったという報告も頂いたところですが、今年はコロナウイルス感染症の拡大で中止となりました。

上牧町で行われているこの骨密度の測定は超音波によるかかとでの測定ということで、簡易なものでありますけれども、骨折しやすい人を見つけ出す、自分の状況を十分知っていたでいて予防するという観点で大変重要なものだと思っております。この骨のもろさについては、特に女性は気をつけなければならないと言われております。自覚症状がないことから50歳以上になったら定期的な測定が必要だとも言われています。将来寝たきりになるリスクも大変大きいものです。今後、保健事業としての検討はいかがでしょうかという観点でお伺いするものです。

以上の内容です。

再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それでは、まず1点目からお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1点目の公共施設共同利用の検討についての目的と検討内容というご質問でございます。

この部分におきましては、一番当初、公共施設の広域連携につきましては、平成30年度に奈良県のファシリティマネジメント室の主導の下、当初は大和高田市、香芝市、葛城市、上牧町、広陵町、河合町の6市町によるワーキンググループが立ち上げられまして、公共施設の広域連携の検討が始まったという経緯がございます。その後、元年度から王寺町が参加し、7市町となったというのが今の現状でございます。

この部分につきまして、各自治体の公共施設等の総合管理計画に基づき、将来の人口減少に伴う税収不足等により、現有保有公共施設を将来にわたって維持していくことが困難なことや、住民の利便性向上の観点から文化センターや体育館といった広域連携が可能な施設について、近隣自治体との連携による共同利用等の検討を行うことになったという経緯がございます。そういうふうな目的を持ってこの検討会に参加をさせていただき、今、検討しているという状況でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 要は県主導で始められているということなんですね。私が疑問なのは、

広域連携ということでは、上牧町では北葛城郡であるとか西和7町というのはいろんなところでありますけれども、なぜ大和高田市、香芝、葛城市ということで、葛城市となれば、いろんな施設を利用するにも遠いのですので住民からすればかなり不便です。なぜこういう組合せなのかということは疑問に感じるんですけれども、その辺は何かご説明とかありましたか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 冒頭で県主導の下というふうな形でお話をさせていただきました。県から、このファシリティマネジメント室の主導の下というような形でございますが、その30年度当時、参加する団体はありますかというふうな検討を頂いて、上牧町もそこに参加をさせていただいたというふうな経緯があるというふうには認識しております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 公共施設の共同利用ということで、要は財政負担等が大きな課題だと思うんですけれども、ちなみに、この3市4町では圏域の人口は約27万5,000人ということになるそうですけれども、その中に今回、検討する体育館は18施設、文化施設、センター等が全部で13施設ということで、同じような人口規模の自治体と比較された資料もちょっと見せていただいたんですけれども、例えば茨木市であれば人口が28万人で体育館は4つ、ホールは1つ。もう1つは、八尾市は人口26万人で体育館が2つ、ホールは1ですね。要はこの規模にすればこれぐらいの体育館の数であるとか、ホールでいいのではないかとというふうなところに持っていかれるのではないかとということで大変危惧するところです。

先ほども言われましたけれども、上牧町の公共施設等総合管理計画は平成29年、2017年の3月に策定され、これには施設利用者であるとか、利用していないけれども考え方についてアンケートをとられました。統廃合等については、あまり利用していない施設については廃止であるとか、統廃合するというのはいいですよという意見は確かに大半です。でも、こういう広域のところまで聞いていませんでしょう。上牧町の公共施設等総合管理計画の面からも町民の意見を聞いていませんので、進め方は検討ということですが、大変ちょっと疑問を感じるものです。

現在、目的、検討内容ということで、検討内容というのはどういうことを検討されますか。検討のメンバーであるとかスケジュール等をご説明いただきたいと思います。これ全然、当該の自治体議員には説明がないんです。広陵町の7月の臨時議会でこれに関する予算が出てきているようです。事業費が440万円で、これを見ますと全額国庫補助で100%出るということで、関係の自治体もそれぞれ補正予算で組まれるのかと思われていたんですけど、そうで

はなくて、ここに一括されているということなんですけど、まず検討するメンバーであることと、スケジュール、財源についてのあれですね。今年度で調査ということですが、どうい
う調査が行われて、スケジュール等ご説明をお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） ワーキンググループのメンバーにつきましては、担当課長が出席を
し、それと関連する部局の職員も出席をさせていただいて、その検討会に参加しているとい
うのが今の現状でございます。

それと、検討内容につきましては、大きな項目でいきますと、対象施設の現状の調査、そ
れと、統一的な施設情報の収集や分析、また対象施設の評価、自治体間の比較、共同利用の
実施時の課題及び利用者負担等の整理。大きな項目の2つ目としましては、対象施設の広域
利用の検討業務。その中に1つ目で、利用状況とそのイベント情報等を広域で共有する仕組
みの検討。それと、予約及び管理システムの導入の可能性の検討。それと、利用者利便性向
上のための公共交通の改善検討。さらには、対象施設の集約化、統廃合、跡地利用の検討と
そういうふうな内容の部分が検討の内容となっているところでございます。

先ほど石丸議員からも上牧町の公共施設の部分の分、29年の3月に策定させていただいた
内容のことを少し触れていただきました。やはり総合戦略、それと総合計画、この部分にお
きましては北葛4町の共同、近隣市町村との総合利用という形でうたわせていただいている
のが今の現状でございます。その部分につきましては、今、戦略の中でも少し見直しはさせて
いただいているんですが、今後この7市町村で検討させていただいている部分もございま
すので、そういうふうな部分も視野に入れながら今、検討をしているのが今の現状でございま
す。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 7市町村、7つの自治体で検討するということなんですけれども、上
牧に直接影響するとか、体育館と文化センターというのであれば、体育館は既に利用状
況はいっぱいいっぱいだと認識しているんです。2つの体育館がありますけれども、常時と
いうか、連続して使われている方等が利用されていて新規の方がなかなか利用できないとい
うふうな状況かと認識しているところです。

それと、ペガサスホールについては多くの方が利用していただければいいことであって、
いろんな料金等統一するというのは何ら問題ないと思いますけれども、この広域連携促進事
業に上牧が入るメリットってありますか。ペガサスホールについては、そうかもわかりませ

んけれども、葛城市とわざわざその地域がこういう変則な形になっていますので、今までにない連携の範囲なんですけれども、それは上牧町にそんなに影響がないのだと言われるかもわかりませんが、その辺についてはどのような見解ですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 7市町、葛城市とか大和高田市という部分が入っております。やはり、上牧町にとりましたら近隣ではないという部分がございますが、そのほかの、例えば広陵町や王寺町、河合町におきましては近隣の自治体でもございますので、そういうふうな部分で今後、検討の中にも入れていきながら、どういうふうな部分が一番いいのかというのはあると思います。その部分も今回この広域の公共施設の共同利用の検討の中で、その部分のワーキンググループの中で担当課長なり担当者が話をし、今後どのような形で進んでいくのかというのが今の状況でございます。

それと、もう1点、例えばペガサスホール、文化センターの部分につきましては、先ほど言っていたかのように、例えば香芝市から来られて文化センターを使われるというのがありますが、例えばその歳入は増えますが、やはり歳出の物件費も多く出ていっているという部分もございますので、その辺はやはり慎重に考えていかなければならないというふうには考えているところでございます。

それともう1点、社会教育課で今年度にペガサスホールの検討委員会も立ち上げております。その中でいろんなご意見が出てくるのかというふうには考えております。今後その部分も含めながら、この公共施設の共同利用の検討会の中におきましても、意見を出し合いながら検討をしていかなければならないのかなというふうにも思っているところでございます。

それともう1点、例えば体育館の使用状況につきましては、先ほど言っていたかのように、上牧町の場合はもう体育館が常に使用されているような状況もございますので、その使用料の問題等々もいろいろ変わってくると思うんです。例えば上牧町の場合でしたら、1時間当たり900円だったと思うので、半面貸し等の部分もやっていますが、ほかの市町村におきましては1時間単位当たりじゃなしに、例えば9時から12時まで幾らの料金等々の設定もされております。やはり、使用料の問題と利用状況の問題等も今後、この公共施設の共同利用の検討の中でいろんな議論が出てくるのではないのかというふうには今、考えているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） この検討をする会議ですね。それには上牧町から合計で何名が出席さ

れていますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2名でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 今お聞きしたような料金の統一であるとか、いろいろ検討するという
ことですが、この事業費に関しては上牧町の負担はないわけなんですね。今回補正予
算等でも上がってきていませんので、それは広陵町で一括してというふうなそういうこと
ですか。なぜ広陵町なんですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 言っていただきましたように、今回は広陵町が中心に総務省の補助
金を活用しながら、100%の補助を取りに行ったというふうな経緯もございまして、事務局が
広陵町にあると。ですから、広陵町で中心になって動いていただいているというふうな状況
でございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 本当に利用するのは上牧の町民ですから、町民の意見も十分酌み上げ
てというところですが、今年度は取りあえずその検討するというところだけという理
解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほどスケジュール的なお話もしていただきました。スケジュー
ルのいきますと、やはり、使われている方のアンケート調査を取るというふうにも今、聞い
ている状況でございます。各町、市におきまして、各施設におきまして、アンケート調査を
10月の中旬以降ぐらいから3回ぐらい実施するというふうな状況になっております。そのア
ンケート調査の結果を基に、またワーキンググループの中でその部分の話合い、検討もさせ
ていただくというふうな内容になっております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） アンケートは本来なら利用者だけでなく、これから利用されようとする
方もとなれば利用者だけではないと思いますけれども、いずれにしても、この事業の検討
状況を議会等にまた、説明を頂きたいと思いますが、その辺はよろしく願いしておきたい
と思いますが、どうでしょうか。全議員に説明いただくということをお願いしたいと思いま
すが、いかがでしょうか。節目節目でも結構です。こういうアンケートの集約時であるとか、

一定の検討の報告等の時点で結構ですので、説明いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） これは広域的な連携で進めておりますので、進捗状況につきましては、また議会の皆様にその節目節目のときにおきまして説明をさせていただきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） お聞きをしておきたいと思います。また、資料等で全議員に配っていただけるようなものがあれば、また資料等もお示しいただきたいと思います。よろしく願いします。資料を見れば分かるというのもありますので、ぜひお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 資料等もできましたら、またお配りさせていただきたいというふうには考えます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） よろしく願いいたします。以上で1つ目は結構です。ありがとうございます。

それでは、ひとり親家庭支援についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） では、対象者等への周知とお知らせについてお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 2つ目のひとり親家庭支援についてということでございます。

障害があるひとり親家庭の支援として児童福祉法、児童扶養手当法の一部改正が行われました。その対象者への周知についてのご質問でございます。現在、障害年金を受給されておられるひとり親家庭は、障害年金額が児童扶養手当額を上回る場合には児童手当扶養手当が受給できず、就労などが難しい方には大変厳しい経済状況に置かれておられる事実でございます。そのような中、本年6月5日、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）の公布に伴い、児童扶養手当法の一部が改正されたところでございます。令和3年3月分から、児童扶養手当が手当の額と障害年金の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができるように見直されたところでございます。

そこで、対象者への周知と広報といたしましては、児童扶養手当受給資格者名簿に登録さ

れておられる該当者に対しましては個別にて通知をさせていただき、そのほかの申請をされていない方に対しましては広報かんまきにおいて、一度では見落とされる可能性もございますので、12月、また年明けの2月と2回ほど考えております。それと上牧町ホームページ、フェイスブックなどに掲載して、周知を図りたいと考えているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） これ、ひとり親家庭支援ということで一部拡充ということなんですけれども、児童扶養手当を受給するには町への申請が必要ということになりますけれども、町内で対象となる方はいらっしゃいますか。新たな方については申請も要る方が出てくるといふことなんですけれども、自動的に町のほうで障害基礎年金を受給しているということとはつかめないということでしょうか。その辺の現状をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 現在上牧町で児童扶養手当受給者名簿に登録されておられて対象となるのかという方が1名、一応確認をしているところでございます。それ以外の障害年金等受給されておられる方に対しましては、ひとり親で障害年金等受給されておられる方は上牧町ではちょっと把握ができかねるところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 対象となる方は本当にごく限られた方になると思うんですけれども、広く周知ということで、広報は十分させていただきますようによろしくお願いします。これは来年、年明けて3月1日施行ですけれども、申請は3月1日より前であっても事前の申請も可能というふうにされておりますので、問合せ等ありましたら、しっかり対応していただき、申請されるようによろしくお願いしますと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） その辺に関しましても周知もきっちりと徹底させていただいて、一人でも多くの方にきっちりと漏れなく申請していただけるように対応させていただきたいと、このように考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） よろしくお願いいたします。ありがとうございました。結構です。

それでは、3つ目の最後のところをお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） それでは、3つ目の骨密度測定についてというところでござい

ます。

国より緊急事態宣言が出され、上牧町におきましても年内12月までのイベントは全て中止ということで、今年、ペガサスフェスタで行われておりました骨密度測定についても実施できない状況でございました。何らかの機会がなければ普段なかなか受けることのできない検査ということもあり、大変ご好評頂いて、昨年実績では218名の方が受けておられます。

このような状況の中、今後、保健事業として実施できないものかと検討いたしました。春に実施を予定しております集団検診が現状、全て延期状態であり、この秋冬に集中して実施いたします。当然、密を避けるため複数の部屋を使用し、時間も分散しての実施となるため、今年度におきましては部屋の確保が非常に難しく、延期となっている集団検診をまずは優先的に実施してまいりたいとこのように考えておりますので、今年度の骨密度測定につきましては残念ながら見送りをさせていただきたいとこのように考えております。

次年度以降におきましては、このコロナの状況がどれだけ収束しているか分かりませんが、ペガサスフェスタでの実施以外においても保健事業として骨密度測定が実施できないものか、これは前向きに検討させていただきたいと今、現状考えているところでございます。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ありがとうございます。今年度は無理ということで承知をしました。

来年度以降ですけれども、例えば、集団検診、特定健診であるとかで集団であるうちで女性特有の検査をする日があるんですね。乳がんとか子宮がんとかセットで特定健診の日とかで、ちょっとこの保健事業の一覧表を見ましたら、女性限定レディースデイとかいうのがあるので、例えばその日にこのペガサスフェスタで行われていたその機具をお願いして、人数もそんなに多くなくてできますし、年に1回はこういうのがやっているということで関心を持っていただく機会になるのではないかと思います。例えば、そういう女性限定の集団検診のときに併せてするとか検討いただきたいのと、これは正確ではないというのは私も認識しておりますけれども、自分の骨の状況がどんなものであるかが分かりますし、決算委員会の中でも説明いただきましたけど、その後に気をつけない方についてはしっかり、食事、運動とか日光に当たるとかいうのは基本と言われてはいますけれども、やっぱりちゃんとした治療が必要な方もいると思いますので、将来寝たきりになる方をつくらないという観点からも検診というほどでないですけど、大事な測定の1つだと思います。

上牧町では歯周疾患の検診、歯周病検診というものもあるんですけど、なかなか受診される方は多くはないんですけど、これと一緒にこの骨密度も大事な1つの項目だと思います。私が

何年か前に頂いた健康手帳には、ちゃんと骨密度を書く欄もあるんですね。だから、ちゃんと大事な項目の1つに入っているなということで、ペガサスのフェスタの中でもそういう形で取り入れてこられているんだと思いますので、そういう形でぜひお願いしたいと思います。

正式な骨密度を測定するにはレントゲンで腰椎であるとか大腿骨であるとか前腕とかで測るのがちゃんとした結果が出るようですけれども、ぜひそういう件で検討いただきたいのと、もう1つの助成方法としては検査費の一部を助成するというのも、以前もちょっと触れさせていただいたかもわかりませんが、骨密度を測定すれば保険適用で大体1,100円ぐらいですかね。保険外であれば4,000円ぐらいと言われておりますので、わざわざその測定のときに来なくても検査費の一部を助成するという方法もありますので、また、ぜひ検討を頂きたいと思います。

実は3年前に私は骨折をしまして、後から骨粗鬆症というのが分かりまして、現在治療中なんです。このペガサスフェスタ等で行われていたかかとの骨密度の測定もずっとやってもらっていて、良くないというのは分かっていたんですけど、別に痛くもかゆくもなし、命に関わるわけではないので、こんなものかということで少しカルシウムを取っといたらいいかないうぐらいなんですけど、意外と女性の方は骨折して、骨がもろかったというのがありますので、ぜひそういうことで関心を持っていただいて、健康で長生きできるようなそういう応援をしていただきたいと思います。ぜひ前向きに検討いただきたいと思います。

最後に一言お願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 住民の方々、特にお年寄りの方は自分の骨密度等を気になされるのは当然かと思えます。当然、イベント、ペガサスフェスタ時に来年度以降も骨密度測定は考えておるところではございますが、それプラス保健事業でという部分でも前向きに検討はさせていただきます。

あと、それと治療費の助成の部分でございますが、これも助成を町がするから医療機関で検査を促すということよりも、どちらかといえば町側といたしましては、むしろいつまでも健康でしていただくための運動とかそういう部分での啓発、両方ですけれども、そちらのほうにも力を入れていきたいと考えておりますので、検査の回数等も前向きに、また来年度以降、検討させていただきたいとこのように考えております。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） ありがとうございます。保健事業、健康づくり等でいろいろされて

いるのはよく存じておりますので、またお手を煩わす点があるかもわかりませんが、ご苦勞をおかけするかもしれませんが、また検討いただきますようによろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 石丸議員。

○10番（石丸典子） これをもちまして私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時30分といたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時30分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇竹之内 剛

○議長（服部公英） 次に、5番、竹之内議員の発言を許します。

竹之内議員。

（5番 竹之内剛 登壇）

○5番（竹之内剛） 皆さん、改めましてこんにちは。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従いまして質問させていただきます。

それでは、通告書に入ります。本町主催の行事及びイベントについて。本町において今年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、新しい生活様式を実施していただき、想定される第2波の遷延、第3波の襲来を阻止するため、町主催の行事・イベントについては中止決定されています。来年度、新型コロナウイルス感染症が終息した場合や、ウィズコロナで社会活動の回復が促進した場合の町の方針について伺います。

1、現在、現段階において来年度以降の開催を検討している行事・イベントについて質問

します。

①社会活動の回復のために優先的に再開する行事・イベントについて。

②町民体育大会の開催について。

③年度内に中止決定されていない行事・イベントについて。

以上、質問させていただきます。

再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 私の質問は今、通告書に従って述べさせていただきましたが、午前中からの一般質問におきまして、各議員において私の内容と重複しているところもありますので、その辺に関しましては質問事項に従って答弁していただく中で割愛しながら、少し進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、1番についてからよろしくお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1つ目の優先的に再開する行事・イベントについてというご質問でございます。

来年度の行事・イベントにつきましては中止は考えておりません。ですけど、感染症の状況によりまして、できる限り住民サービスの低下にならないような形で運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 午前中からの答弁の中で細かい行事等について答弁していただきました。

その中で私の項目の中にありますが、ウィズコロナという形で進めていくのか、そして終息という形を確認した上で進めるのか、その辺は教育部長からもありましたけれども、感染症の予防対策を講じて検討していくということをお聞きしておりますので、そのように進めていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そしたら、2番目の町民体育大会開催についてということで、町民体育祭につきましては、今年度は中止となりましたが、例年10月の第2土曜日に実施しております。来年度におきましても実施の方向では考えていますが、今後の新型コロナウイルスの状況により開催または中止の判断をすることになると思います。

また、町民体育祭については、グラウンドで行うものの、どの競技にしても参加者が多く、

また高齢者も多いこともあります。集合時、行進時、競技のスタート時には密の状態となります。また、応援席の大字別テントでは密集、密接の状態では応援されているという状態があります。今後、コロナウイルスの感染が終息することや特効薬やワクチンなどが開発され、疾病としての問題がないものとならない限りは今までのような体育祭の開催は難しいものと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今の部長の答弁の中で説明いただきましたけれども、従来どおりは無理だということで、今年度は感染の予防のことでコロナ関連で中止は決定されていると。来年度においては今述べていただいたとおりだと思うんですけども、この体育祭につきましては、少し中身の中に込み入ってちょっと質問していきたいんですけども、実は体育祭についてはコロナ関連で中止になる以前に少し質問をと考えておりましたので、この時期に質問させていただきました。

といいますのは、来年度の方針については今お聞きさせていただきました。私からは、この体育祭というくくりについては今まで、今48回ですか、今年は48回大会が中止になったんですね。去年は47回が中止になった。48回、もう48年間、歴史のある体育祭だと思うんですけども、最近におきましていろいろな問題点といいますか、いい点、悪い点が少し住民からも聞こえてきたりします。そして、そこについてちょっとお聞きしたいと思うんです。

まず、ここ5年、6年の間で体育祭が中止になったケースというのが非常に多いんですけども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 体育祭が中止ということで、ここ5年で、たしか3回ですかね、なっております。それについては天候、台風の時期というものの、今まで台風がこの時期にあまり来なかったというのもあるんですけども、最近の気象の変化により来ているのは1つの要因だと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そうですね。今おっしゃっていただいたように、最近、地球の温暖化、気候変動による気温の上昇で非常に台風の発生率が高いと。そして、10年ほど前であれば台風は9月に多いという形で10月という形にされていると思うんです。39年度に行われました東京オリンピックのときにも10月10日はデータの的に今まで雨がなかったというのが多かったので、その日に設定されて、その前後というのは10月は晴れが多いということで。ただ今回、何回

か、あのときもあのときもあのときもあつたなど記憶に残る中止が多くなっています。数年前は予備日という形であったんですが、協議の結果、もう予備日はつくらなくて中止にする
と。

天候のことでおっしゃったんですが、中止決定においては基準というのがあると思うんですが、その辺は妥当な判断なのかどうかということをお聞きしていいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今言われた中止決定につきましては、体育祭前日の午前11時の奈良地方気象台の発表で降水確率が60%以上ということで、普通でいえば、まず外れないというのがあれなんで、この時間で。ただ、ちょっと外れるときもあるのは事実なんですけれども、そういうことで時間的に、また周知の時間を考えてこの時間が妥当だと考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、前日の11時に60%以上であれば中止を決定すると。今おっしゃられたとおり、準備の段階でお弁当等いろんな兼ね合いがあるので、そのような決定されておりますので、それはいいのかと思うんですけれども、時期について、この開催日を少し移動とかそういう検討はされることはありますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） ここ最近のこのことを受けて、事務局内だけでは最近その話もしているところです。まだ決定というのは、またいろいろ競技役員等の打合せもあります。ただ一概に簡単に移動できないものがまず学校関係の行事の関係と、その後、農業の収穫時期にもなるということもありますので、その辺も含めた中でまだ考えることが多くあると考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今の学校関係というお話が出ましたけれども、私は質問しようと思っていたんですけれども、学校関係でいつも入場の際のブラスバンドは上牧中学校に依頼されていたと思うんですが、この時期、運動会の次の週に必ず中間のテストが入るんですね。その辺において、去年でおきましたらいけるかどうか分からないというふうなお話は聞いてまして、もし考慮をして中学生はもう来ないということになった場合も考えられるので、今、検討の中で農繁期というのいろいろありましたが、その辺の子どもたちのことを考慮するのであれば、ちょっと検討する余地もあるのではないかなと思います。その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 検討の余地もあることと、学校につきましては夏休みの期間の短縮も含めての日程変更もありますので、その辺ももう一度、学校とも相談しながら考えるところはあと思っています。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 夏休みの短縮は来年度はどうか分かりませんが、一応、検討していただけるということで、この件はそこで少しおいておきまして、次に、体育祭が行われる競技等の内容、特に各自治会等の負担とかその辺のデメリットについては何か情報等、考慮しなければいけないという点は持たれていますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 去年までの話ですけれども、各自治会から最近よくある話は、1つはやっぱり対抗リレー等の選手集めということは非常に苦慮すると。最近の少子高齢化により子どもの人数も少なくなってきたり、やっぱり生徒、児童が塾やスポーツクラブ等の忙しいという部分もある。また、高校生、大学生、また青年の地域離れ等もあって、地域自治会とのつながりも薄くなってくる部分もあることが年齢別の部分でのリレーのメンバー編成を、その部分についてはメンバー編成としてはかなり広げて、ある程度参加のしやすい体制には取ってきているつもりではあります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、質問を少し進めているんですけれども、本来のこの上牧町町民体育祭の趣旨を少しお聞きしてよろしいですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 当然スポーツを通して健康増進、また、地域が、皆さんができるということでコミュニティーの育成というような部分も含んでいると考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、趣旨をお聞きしました。地域の交流、健康増進。交流ということが出ましたのですけれども、その前の答弁の中で、なかなか地域で集まりにくいというのが自治会から出ていると。

私のほうからですけれども、特に自治会長からのお話が多いんですけれども、大字対抗リレーですね。各大字で対抗リレーをする。男女を集めて、各年代でチームをつくる。これが集まりにくいということで数年前に少しメンバーの変更がありましたね。メンバーの変更が

ありながらも、おとしの大会では辞退される自治会があったというところを認識しているんです。ですから、その辺はちょっと少し考慮の問題点なのかなと思いつつながら。

それと、全体に言いましたら人数集めということですよ。テントの中に出場する子どもや選手、そして敬老の方の見学、応援、この辺が非常に、私の住んでいます片岡台3丁目の団地においてもなかなか集まらないんですけれども、見学は来てくれるんですが、子どもが集まらない、リレーが集まらない。そして、もう1個、町長杯というかトロフィーがかかっている大縄跳びですね。この人数も、12人だったと思うんですが、跳ぶ子がいないという形で、この辺が非常に問題点になっているので、少し考えていく必要があるのかと思うのですが、その辺は総括してどうでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに言われた問題がそのとおりあると考えております。そういう意味では競技の考え方やいう部分は、いま一度また考えるところに来ていると考えております。すぐにどうなるということもできませんが、これからも次の大会に向けて、いろいろ考えてはいきたいと考えています。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 次にですけれども、その他の競技がありますね。競技性があるもの、そしてレクリエーション的な要素があるもの、最近では防災の競技を入れられていると思うんですけれども、その競技内容については四十何年間で多分少し、フルモデルチェンジというかマイナーチェンジはしてこられたと思うんですが、これはどのような形でチェンジされていっていますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） マンネリ化というわけではないんですけれども、競技的にはほとんどそういう競技になるとは思っております。ただ、防災担架リレーですか、ああいうものは、やっぱり時代の流れの中でそういう要望も出てきますし、特にああいうものの使い方もできればああいう場で、実演の中で学んでいただきたいということで、メッセージ性も入れていきたいという考えの中から入れているということになります。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） メッセージ性も含めていろんな競技を皆、子どもたちが楽しんでいます。大人の方もその子どもが楽しむ姿を見て、観客の人が楽しんでいます。リレーも含めて、自分の大字を応援するという形で非常に楽しまれていると思うんですけれども、その辺について

ては、競技内容についてはいろいろあると思うんですけども、変更するのか新しい競技を入れるのか、またそれは協議の中でさせていただければと思います。

続いて、ブラスバンドについては先ほどもう質問しましたので、次に表彰についてですけども、今の表彰の対象としてはどのような形で行われていますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現在、表彰している方々については、基本的に全国大会に参加された方々を功労者として表彰しております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 全国大会に出られた方を功労という形で表彰して、皆さんに周知してもらう、これは非常にいいイベントだと思うんです。いいことだと思うんですね。中止になったときはペガサスフェスタの舞台の上で表彰していただいて、みんなの拍手を得られるという事で。

その表彰についてなんですけれども、町内においての全国大会に出られた、しかも申請があった方だけと聞いていますが、その点は間違いないでしょうか。こちらからリサーチするのではなく、申請があった人だけですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 申請があっただけというわけではないんですけども、ただ認識として、こちらが把握できるのが申請があった方になっているので、そういう答えになって。また、もし申請がなかったも知っていた場合は声をかけたいと。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 一応リサーチされていて、こういう形で表彰されますがという形で周知はされているということですね。分かりました。

その表彰について、向こうに資料を置いてきてしまったんですけど、第5次総合計画の中で生涯スポーツのところ、ちょっと資料を置いてきてしまったので、これからの未来の項目についてというところであるんですけども、新しいニュースポーツを広めていくとか、そして……。

議長、ちょっと資料を取ってよろしいですか。

○議長（服部公英） 資料を取っても結構なんですけれども、通告書から大分と離れていっていると思うので、その点判断して続けてください。

○5番（竹之内剛） 分かりました。少しだけです。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ちょっと関連で申し訳ありません。

その中で町民総合型の新たなスポーツイベントの開催を図りますとあるのと、これはちょっと体育祭のことについては後で語るんですけども、それと町出身アスリート、将来の指導者として招集し、町民の夢と感動を与えられるような環境ということであるんですけども、そこだけなんですけれども、表彰につきまして、上牧町出身で活躍されている方は非常に多いと思うんですが、あまり述べられません2名だけ、最近活躍されているそういう方がいるんです。

それは上牧町中学出身の女子のバスケット部の子なんですけれども、佐藤果歩さんといいます。この方は子ども駅伝にも参加して、上牧中学校でもう少しで全国大会に出られるところまで行かれたんですが、今は岐阜のほうでバスケットをされていて、今年そのチームのキャプテンになられて、去年は全国大会2位に2回なっているんですが、町内に在籍しているというか、おうちは町内にあるんですが、こんな方もおられると。

もう1人は男性の方で、これは上牧二中出身です。古川昂樹さんといいます。この方は現在26歳で、大阪ガスの野球部に所属しているんですけども、去年2019年度において社会人の日本選手権の野球で大阪ガスの初優勝に貢献されて、打撃賞も取られたと。

こういう活躍されている選手をちょっとリサーチしていただいて表彰の中に入れてもらったら、その種目を目指している子どもたちも喜ぶのではないかなという形で、ちょっと提案という形で、体育祭の中の関連で申し訳なかったんですが、そういう盛り上げ方もあるのではないかとということで、ちょっと述べさせてもらいました。

それはいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） そのように全国的に活躍されている方がおられると。表彰云々はちょっと今、どうのこうの分かりませんが、ただ、最近では例のバレーの佐野選手を講師として招いて、ああいう研修も。まず、そういう部分も含めて考えていきたいと思っています。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ふるさとを出て有名な選手というのは非常に大切にしてもらいたいと思う気持ちで、特に体育、スポーツを通じて、そういう形でつなげていただければなと思います。ちょっと発言させてもらいました。

体育祭、スポーツですけれども、スポーツは、先ほど主催の方の趣旨としまして健康増進、コミュニティという形でありましたが、長期計画で立てていく中でのスポーツというくくりで、やっぱり運動会は非常に大事で、集まってみんなでわいわいがやがや楽しむということで大事やと思うんです。2030年に奈良国体が今、予定されています。また確定はしていませんが、候補に挙がっている状態で、前回の国体は1984年の、もう36年前になります。上牧町はたしか銃剣道でしたね。下にせんたくんの人形が郵便局のこっち側に飾られていますけれども、あと8年の中で上牧町がいろんなスポーツを通してやっていかれる中で計画を立てて、アスリートを育てるという意味では体育祭を、ちょっとその辺を基盤にしていけたらという私の意見ですけれども、そういうふうに持っていったらという意見をちょっと述べさせてもらいたいんですけど、その辺についてはどうでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 社会教育の現場において体育祭は住民の皆様にスポーツに携わってもらう大きな機会だと考えております。その辺も含めて、先ほどニュースポーツという形になって、例年11月にフェスティバルという形で紹介もして、またその部分がある程度、自治会においてはその器具を借りに来られて独自で楽しんでいただいているところもあります。そういうことも含めて、また体育の独自事業としてのそういう部分も今後は増やしていきたいとは考えて、また、今それが2030年の国体につながればいいと思います。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 上牧から近隣の檀原で今回は開催されるようですけれども、上牧町からあの種目にはどこそこの誰々が出てんねんという応援をするような感じで持って行っていただきたいと思います。

国民体育大会、今ちょっとお話ししましたけれども、体育につきましては、23年度からスポーツ大会というふうに改称になります。ですので、この体育祭、体育大会というの改称していく流れになってくると思うんですが、ここでちょっと総合的なお話なんですけれども、体育祭からちょっと関連で離れてしまいましたけれども、なぜこのような話をさせていただきましたかという、体育祭においては、子どもから大人まで参加してもらって、先ほどの趣旨の下で開催してもらおうということであるんですが、昔はちょっと分かりませんが、最近、ここ10年内においては、社会体育課が管轄しますスポーツ少年団や各種スポーツ団体の方が体育大会であるのかかわらず、あまり参加されてないというところが見受けられるので、せっかくスポーツ団体の中でスポ少なんか特に体育祭において、ユニフォームをそれぞれ着

てきて何かやってもらおうとか、スポーツ少年団の紹介をしてみるとか、そのようないろんな創意工夫ができるのではないかと思うので、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 現状においても一部のクラブの生徒にはプラカードを持って入場行進に当たってもらったり、そういう意味でお願いしているところもあります。ただ、各スポーツ少年団においては、やっぱり、その競技の日程上、運動会の日に参加できないというのも聞いております。その部分はもう少しこちらも早くのうちに再度周知等を行って、できるだけ参加していただきたいというような部分は今後も宣伝していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 各スポーツ少年団の種目においていろんな事情があると思うんですが、早くリサーチしておけば、お願いしておけばいけるんじゃないかなということも思われますので、そこは思います。

あと、全般的において体育大会は、答弁の中におきましたら、これから続けていかれるのであろうということは考えられるんですが、その中において、競技を朝の8時半ではなく少し遅らせて半日でやるとか、いろんな形が取られると思うんですね。ここでこの議論をするところではないので、これから先、今回なぜこの質問をさせてもらいましたかといいますと、今現在9月です。コロナ禍においていろんな行事が中止される中で時間があると言ったら失礼なんですけれども、来年度に向けて今からでしたら半年あります。もし来年度、コロナが終息、及びウィズコロナでいくのであればどのような形でいくのか検討しなければならないという答弁も頂いております。来年度はもう、少し時間が足りないと思うんですが、例えば、近隣においたら、斑鳩町においたら、もう中止になりました。運動会をやめられました。河合町においても、ちょっと今検討されるということで、2年に1回にするのか、何かそんなことを検討されているようです。

大きく言いましたら、最近4町で何かをやるということが非常に多く聞かれます。例えば、首長が4人集まられて話合いをしてみるとか、社会教育課の方が話合いするとか、そういう検討委員会を持たれて、どのようにされていくのかという、新しいスタイルのスポーツ大会というのをぜひ検討していただきたいと思います。それは体育大会になるのかスポーツ大会になるのか分かりません。4町でやるのであれば代表選手で何か競い合うのか、発表し合うのか、そのような大きなイベントのくくりとして持ち回りでやるとも考えられるので、その辺の検討委員会や町の皆さんのアンケートを頂くような形を取って、来年度以降、どのよ

うに検討していかれるのかなということを少し進捗を伺いながら、また次回になるか、その次になるか分かりませんが、来年度に向けての質問をしたいと思うんですけれども、その辺はちょっと大きくひっくるめた上で、最後ですけれども、町民体育大会というのは1日しかないですが、非常に僕は大事な行事だと思うんです。町民が集まられて48年も続いている行事ですから必要だと思うんですが、その辺をどのように進めていかれるかという、今の段階において、最後に町長の意見を頂きたいんですけれども、よろしいですか。

○議長（服部公英） 町長。

○町長（今中富夫） 今の竹之内議員の意見は聞かせていただきました。もう竹之内議員もお分かりであると思います。最近、子どもから高齢者まで、こういう諸行事に、自分が好きでないものに参加をするということについては住民の方々もはっきりと、もう出てこないというのが今、既にもう見えていると。そういうことで、先ほどおっしゃられたように斑鳩は中止されていると。近隣でもかなり町民体育祭というタイトルのものを中止されているところが多いというのは参加者がいないと。クレームだけ来るよと。

先ほど言いましたように、例えば子どもなんかでも自分が好きなスポーツクラブがある、または塾がある、家でゲームしたい。そういうことで出てこられない、そういう状況に今あるのはもう事実でございます。そういう中で我々としてはいろんな工夫を、体協なんか、それとうちの事務局が工夫をしながら、できるだけ参加をしていただきやすいものを選んで今やっているというのが現状でございます。それについては十分お分かりを頂いているというふうに考えております。

それで、おっしゃるように、例えば北葛4町が合同で、タイトルは別にして、お祭りのやるのか、スポーツ大会としてやるのか、これは大きく意味が違ってまいります。スポーツ大会でやるとしたらこれは、我々年代がそういうところへ出て選手として参加できるのかということになってきたときに、恐らくそういう人たちは参加はしないだろうと。我々の年代でしたら、自分は走れるつもりでも走ったらこけて骨折をするというのが、もうこれは大体パターンでございますので、そういうことになってきたら、恐らくスポーツ大会と銘打つのであれば、やっぱり子ども中心になるだろうと。子ども中心になったときに、先ほど言いましたような塾であるとか家でゲームをしたいであるとか、極端に言えば、やっぱりコミュニケーションをなかなかうまく図れないというようなこともございますし、日の設定も難しいだろうし、そういうことになってくる可能性が大いにあるのではないのかなと。だから4町合同でやると、例えば何々杯とか、各学校でそういうことを周知されて、ただ単純に4町で

合同でスポーツ大会を開くんだと、なかなかこれは難しいのではないか。そういうふうに関、話を聞きながら感じたところでございます。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 町長、ありがとうございます。

いろいろな提案の中で競技の中でいけるもの、駄目なもの、年齢的なもの、個人の趣旨に合わないものという形で、今、町長の意見を頂きましたが、これは非常に難しいと思うので、ただ在り方としましては町民体育祭という形で続けていくという趣旨の下で、先ほどから総括して述べましたけれども、話合いを少ししていただいて、いい在り方で、いい参加のできるような検討をお願いしていきたいですけれども、最後に部長、何かありますか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 近隣でそういうふうに関中止というのも出ているのはこれは事実です。

でも、今のところ、うちはある程度の参加者も見込んでいますし、また、今後の状態は分かりませんが、できるだけスポーツに親しむ場というものは残していきたいと、また運営していきたいとは考えております。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） この件につきましては、ここで議論というか、私の意見とこれからのことについて、スポーツの在り方を述べさせていただきました。これからは注視していきたいと思ひます。

この質問は以上です。

○議長（服部公英） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ③番なんですけれども、年度内に中止決定されている行事・イベントについては、午前中の議員のとき、そして先ほどの議員のときにも総務部長から説明を受けましたので、そして教育部長からも詳しく説明を受けて、聞いておりましたので、この③については割愛させていただきますので、これで全て私の質問は終わらせていただきます。いろいろ細かい丁寧なご答弁ありがとうございました。

以上です。

○議長（服部公英） 以上で、5番、竹之内議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時06分

令和2年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和2年9月17日（木）午前10時開議

第 1 一般質問について

8番 康 村 昌 史

2番 東 初 子

7番 富 木 つや子

9番 木 内 利 雄

11番 東 充 洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	吉中隆昭
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司
まちづくり創生課長	松井直彦	生活環境課長	吉川昭仁
生き生き対策課長	林栄子		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（服部公英） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇康 村 昌 史

○議長（服部公英） それでは、8番、康村議員の発言を許します。

康村議員。

（8番 康村昌史 登壇）

○8番（康村昌史） 8番、自由民主党、康村昌史でございます。

議長の許可を得ましたので一般質問を行います。その前に、新聞報道を少し読ませていただきたいと思います。令和2年9月3日付の産経新聞の朝刊でございます。表題は「日本の子ども、幸福感最低」、副題として、「いじめ、家庭内不和が原因」と。内容に入っております。国連児童基金、ユニセフは、3日、先進新興国38か国に住む子どもの幸福度を調査

した報告書を公表、日本の子どもは生活満足度の低さ、自殺率の高さから、精神的な幸福度が37位と最低レベルだった。身体的健康では1位で、経済的にも比較的恵まれていたが、学校のいじめや家庭内の不和などを理由に、幸福を感じていない実態が明らかになった。教育評論家の尾木直樹さんは、日本の学校現場をいじめ地獄と表現、偏差値偏重による受験競争加熱も相まって、子どもの自己肯定感が低く、幸福感が育たないのは必然的だと指摘した。報告書は、経済協力開発機構、OECDとヨーロッパ連合、EUの加盟国を国連などの統計を用いて分析、一定のデータが集まった38か国を精神的な幸福度、身体的健康、学力、社会的スキルの3分野で指標化した。使われたのは2015年から2019年の統計で、世界的な新型コロナウイルス流行前、総合順位での1位はオランダ、2位デンマーク、3位ノルウェー、日本は20位で最下位はチリ、アメリカは36位だった。精神的な幸福度は、生活満足度と自殺率で指標化、1位がオランダ、最下位がニュージーランド、具体的には、15歳の子どものうち、生活満足度が高い割合は、オランダが90%と最も高く、最下位がトルコの53%、日本は62%だった。15歳から19歳の10万人当たりの自殺率は、ギリシャが1.4人と最も少なく、日本はその約5倍の7.5人、以上、時間の都合上、残りは割愛させていただきますが、子どもは国の宝物とよく言われますが、この国の将来が本当に心配です。

それでは、一般質問通告書に従って一般質問を行います。私の質問事項は3点からです。

1、上牧町表彰規則について。2、町内の有害鳥獣被害について、3、上牧町公共施設等総合管理計画についての3点でございます。

質問の要旨につきまして、昭和62年に施行された上牧町表彰規則の内容について。

2番、町内の有害鳥獣被害については、1、最近の町内の有害鳥獣被害について、2、特にイノシシの被害について、3、令和2年度予算に計上された有害鳥獣防除事業費について、4、今後の方針についてです。

3番目の上牧町公共施設等総合管理計画については、個別管理計画、個別施設計画の進捗状況について。1、耐用年数が経過している町営住宅、2、指定管理となっている公民館、老人憩の家等でございます。

再質問については質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、上牧町表彰規則の内容についてですが、まず、条例と規則と要綱について述べておきます。条例は、地方公共団体がその事務について、議会の議決によって制定する法規であると。規則は、地方公共団体の長等がその権限に属する事務について

制定する法規を言うと。また、参考に要綱は行政機関内部における内規であって、法規としての性質を持たないもの、これを参考にさせていただきまして、質問に入っております。

つまり、昭和62年に制定された上牧町表彰規則は条例ではないということで、議会の議決によらない法規ということです。そこで、上牧町表彰規則の第3条、資格基準で、その第1号、8年以上町長の職にある者またはあった者、第2号、12年以上町の議会議員もしくは副町長の職にある者もしくはあった者、または、助役及び収入役の職にあった者と、これら第1号、第2号を規定した理由をお話しいただきたいと思っております。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 第3条の資格基準の1号、2号に関するご質問でございます。この表彰規則の目的といたしますのは、広く町民の模範となる功績のあった者に対しまして、上牧町の自治の振興を促進することを目的として設置されたものでございます。第2条の中に少し範囲ということで、規定号等がございます。その中で少し述べさせていただきますと、地方自治の振興発展に貢献した者、2つ目といたしまして、社会福祉の向上に貢献した者、教育・文化及び体育の向上に貢献した者、4といたしまして、産業の振興発展に貢献した者、その他、住民生活の安定、向上に貢献した者及び特に表彰することが適当と認める者という、表彰するに当たっての範囲を定めさせていただいております。こういった趣旨を踏まえさせていただきますと、やはり、先ほど言っておりました、資格基準の1号、2号に該当する8年以上町長の職にある者、またあった者、並びに12年以上の町議会議員もしくは副町長の職にある者、もしくはあった者は、助役及び収入役の職にあった者というところでございますが、先ほど少し範囲というところで述べさせていただいたとおり、一応こういう方々におきましては、地方自治発展ということで貢献されたということで、表彰の中で定めさせていただいております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 内容はよく分かりました。この第1号、第2号に規定されている方たちは、ある程度の金銭的報酬を得た者なので、この表彰規定を見直すべきと思っております。また、昭和62年に制定されて、少し見直しが必要ではないかと思っておりますが、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 見直しについてでございます。今回、少しご質問いただきまして、近隣市町村等の状況も少し把握をさせていただきました中によりましては、本町と同じような形で、町長職及び議会の議員職にある者についても表彰するという町村もございましたら、

特にそういう定めのない町村もございましたので、今、議員もおっしゃっていただきましたように、昭和62年以降に制度を施行させていただきまして、平成19年に一部改正等を行っておりますが、少し内容を見せていただきますと、今の時代、社会変化に応じて適切に見直しが必要な箇所等も少しあるのかなというふうに思っているところでございますので、一旦、この規則を整理させていただきまして、見直しが必要な場合は、見直しをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。それでは、せっかくこういった表彰規定がありますので、上牧町内には多くの方々がボランティアで社会奉仕活動等をされています。そういった方々をこの表彰規定を利用してもっと表彰してあげてほしいのですが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 過去には町制15周年記念事業も式典で43名、同じく20周年記念のときに4名ということで、自治功労表彰を行わせていただきました。ただ、それ以降については、いろいろ事情等ございまして、表彰させていただいてないのが事情でございますので、今回、少し規則等見直しもさせていただきまして、より詳細な形で規則の見直しもさせていただきまして、特に今回、本町の表彰するに当たりましては、第7条に時期を定めさせていただいております。この表彰は町の記念すべき行事があるときに行うものとする。ただし、必要に応じ適宜行うことができるという規定がございますので、こういった部分についても少し見直しをさせていただきまして、今、議員おっしゃっていただくとおおり、住民の方々にいろいろな形で地方自治に合力、また社会福祉の向上であったりというふうな形でいろいろご尽力いただいている方々もいらっしゃるというふうに認識もしておりますので、そういったものも含めまして少し整理させていただきたいと思っているところでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。それでは、この質問は終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 町内の有害鳥獣被害についてですが、まず1番目の、ここ数年のイノシシ、イノブタ、アライグマ、カラス等の有害鳥獣による上牧町内の被害の内容を教えてくださいと思います。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 1番と2番についてなんですけども、有害鳥獣の被害、イノシ

シの被害ということなので、どっちも有害鳥獣ということなので、一括して説明させていただいてもよろしいでしょうか。

上牧町では、平成21年頃から、アライグマによる農作物の被害が出ております。上牧町有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱を平成22年1月1日に施行し、捕獲おりの貸出し等を行っております。また、平成24年頃から五軒屋、平成30年頃から下牧地区においてイノシシによる農作物の被害が出ております。猟友会の協力のもと、箱わなや足わなを仕掛けているのが現状でございます。被害の内容につきましては、個人の田畑にサツマイモやタマネギ、タケノコ、などの田んぼに寝転がって掘り起こされているというのが、現状、確認しております。最近の主な被害場所については、下牧の盆川池の付近がちょっとひどく、全体で今までの土地の筆数としまして今現在、58筆でございます。約3万平米荒らされているという状況でございます。そのことから、上牧町として被害を受けたら、猟友会とともに、すぐさま被害の確認を行っているのが今の状況でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 本当にイノシシ、特にこのイノブタの被害が本当に大きくて頭が痛いんですけれども、それでは、3番目の令和2年度当初予算で初めて有害鳥獣防除事業費が24万円計上されましたが、また、今議会の補正で、一般財源から県の補助金に財源振替が行われましたが、この理由はやはり、奈良県内でもこういった被害が増えているからでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） ③番の令和20年度の予算案の計上の事業について、少し内容説明させていただきます。まず、有害鳥獣の捕獲に従事していただいている猟友会の方への謝礼金と、それと、両開きのおりの購入費を見込みました。それと、防護柵を設置するためのくい購入費、それと、新たに要綱をこしらえまして、農作物の被害のあった人に対して補助金を1人当たり上限2万円という形で、金網フェンスを補助するという事で、費用については、2分の1を補助するという形で、今回、上げさせてもらいました。それと、これの補助金につきましては、当初から、県に補助金の要望をしていたんですけども、当初はつかないということで、担当と足を運んで、県にも説得して、この補正で県から補助が下りるということで、今回上げさせてもらっているのが、実情でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。この24万円の事業費の内容は網、それを留めるくいだと。24万円で網とくい、上限2万円で事業費の2分の1の補助というふうに聞いているん

ですけれども、わな用の柵そんなに安くできるのかというのが僕、よく分からないのですけれども、先ほど、わな用の柵というんですか、おりというんですか、そういったものを設置していると聞きましたけれども、その辺についての説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 今の24万円という補助事業については、当初予算では、一応30万円と。それで足りるのかということなんですけども、大体、1反当たり外周が大体220、230ぐらいの延長だと。それで計算したら、大体4万6,000円ぐらい金網フェンスが必要ということで、その2分の1、半分を助成しようという感じで、あくまでも、金網フェンス、去年については、網を支給していたんですけども、それではくぐられるということで、今回から、この補助金の要望の中では金網ということで、鉄のフェンスを支給するというので、あえてその1反当たりの2分の1を補助するというので、計上させていただいております。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） おりについては、令和2年度で、両開きの1つを購入して、現地で配置させていただいております。今まで台風でおりがちょっと潰れたので、今回、担当課長が桜井まで物を購入しに行き、現地で設置しているという状況です。現状では捕獲したということは聞いていません。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） そのおりについてお尋ねしたいんですけども、1つ幾らぐらいするんですか。ほんで、何件設置されたのかをお尋ねします。

○議長（服部公英） まちづくり創生課長。

○まちづくり創生課長（松井直彦） おりにつきましては、ひとつ両開きに対しては5万4,000円ぐらいで購入させていただきました。現在は2か所に設置させてもらっている状況でございます。その部分以外につきましては、足わなという形で各地に設置させてもらっている状況でございますので、おりにつきましては、2か所の部分に設置させていただいている状況でございます。補足でございますけども、本年度、予算、先ほどから24万円とおっしゃっていることなんですけども、それに対しましては、入の金額でありまして、今年度の有害鳥獣防除事業につきましては、30万円の予算を当初から計上させていただいておりますので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） その金網フェンス、それを留める柵だと。僕が思いますのは、そういっ

たものは、イノシシ、イノブタの侵入は確かに止められますけれども、抜本的な改憲策にならないと思っています。この間もまた、1つの田んぼがもうひどいもんで、僕もびっくりしたんですけれども、あそこまで臭いとは思わなかったんですけれども、全滅という、ああいうのを見ると非常にショックでして、だからもっと捕獲用のおりというんでしょうか、そういったところにもうちよつと財源を突っ込んでいただけないかなという要望でございます。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 現状については、把握させていただいておりますので、常々に、猟友会の方、また、下牧の水利さんのほうでも免許取得されているということなので、現状についても、すぐさま、土曜日であれ日曜日であれ見回っている状況なので、予算については、また、今、2つ設置させていただいておりますので、状態、様子を見ながら、あまりむやみにやっても、人の臭いとかで寄りつかないと思います。足わなが一番効果的だと思いますので、そこら辺も猟友会の代表の方と、今後、どうしたらいいかというのを相談しながら進めていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 分かりました。これでこの質問は終わらせていただきます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、平成29年の上牧町公共施設等総合管理計画素案についてですが、私の質問に合わせて、その公共施設等総合管理計画の要点を述べてまいります。

1、本計画は上牧町が所有する公共施設等の総合的、計画的な管理や利活用に関する基本方針であり、今後の個別の施設計画等を策定する場合の指針である。また、計画期間は平成29年度、2017年から平成68年度、2056年度の40年間とする。

2番目に、本計画に基づき、中長期的視点から、維持管理、更新、耐震化、長寿命化、統廃合を計画的に行い、財政的な負担を軽減、標準化し、公共施設等の最適な配置運用を行う。

3つ目が、このまま公共建築物を全て保有し続けた場合、必要コストは約466億円、年平均11.7億円必要とのことです。

4つ目が、公共建築物のうち、延べ床面積で約30%の学校教育系施設や公営住宅、約15%を占める町民交流施設は、今後の修繕、更新等にかかる費用を特に低減できる可能性があり、重点的な検討、対応が必要。

最後になりますが、公共施設に関する住民アンケートを平成28年9月に実施しました。その結果、公共施設等の問題に町民の76.7%の方が関心を持っており、公共建築物の整備につ

いては、積極的に統廃合、複合化を進めるが54.2%、次いで必要性を見直し、見合った質、量にするが36%と、以上が私が質問に対して要約した部分を抜粋したものでございます。

それでは、ここで質問でございますが、1番目が町営第1住宅について質問させていただきます。木造建築で耐震化も済んでいないということで、除却が決まっていると思われませんが、そのとおりでよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） まず、耐用年数が経過している町営住宅について回答させていただきます。耐用年数が超過している町営住宅は第1住宅でございます。建築年数が昭和48年ということで、現在では47年が経過し、構造は木造二階建てで、耐用年数が30年であることから、17年の超過となっております。入居戸数につきましては、現在37戸でございます。

また、そこでご質問の個別施設計画についてということで、本年度町営住宅等の長寿命化計画を策定していることから、これを一部、個別施設計画として対応する予定でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 先ほど、入居戸数は37戸と。現在、空き家はございますか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 空き家につきましては、第1住宅については0戸でございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） 住宅が倒壊した場合、住民の生命が非常に危険ですので、私としてはできる限り早く移住してもらいたいんですが、そのめどは立っているのでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 基本的な考えとしましては、現在、非現地建て替えを考えております。高齢者、入居者が生活しやすい住宅を近くで建設するというのは、以前から一般質問で述べさせていただいております。高齢者以外の他の住宅の空き家についても移転してもらうということなんですけども、時期については、今、長寿命化計画を策定していますので、順次、また、その計画書に基づいて策定していきたいと思っております。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、今そういった策定中だということで、つまり他の町営住宅に引っ越し場合の引っ越し費用、その他が当然必要なんですけれども、その辺りの考え方はどのようになっていますか。

○議長（服部公英） 生活環境課長。

○生活環境課長（吉川昭仁） 当然、今、議員おっしゃっておられる協力金というところでも、検討させていただいております。その要綱ないしそういう法整備のところも、今整理しているところでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） その辺も一番難しいと思うんですけども、できるだけ早く結論を出していただきたいと思います。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、2番目の指定管理となっている公民館、老人憩の家等の質問に入らせていただきます。先ほども述べましたアンケートからも分かりますように、統廃合は免れないと。特に古くて耐震の入っていない公民館等は除却になるのではと私は思っていますが、現在、どのような個別施設計画の進捗状況をお話しいただきたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 現状の個別施設計画の進捗状況につきましては、昨年度より、内部で公共施設等のマネジメント推進委員会を立ち上げさせていただきました。これまで計5回の横断的な会議を進めてまいった中で、個別施設計画の意義の説明、それと、職員による各課所管の施設の状況確認及び利用状況などのデータの整理を行い、現在は今後の施設の在り方を検討しているところでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） それでは、ずばり聞きますけれども、個別施設計画は今年度中には出来上がると、もし出来上がる場合には、何月頃をめぐりに作成されるのかお答えいただきたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 個別施設計画につきましては、令和2年度中に作成をするというところでございます。時期につきましては、今のところ、来年、令和3年2月ないし3月上旬の予定をしております。この部分につきましては、やはり個別施設計画になってきますので、個々の施設がどういうふうな形で進んでいくのかという部分もございまして、この部分につきましては、出来上がりましたら、議員の皆様にも説明していかないとけないというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 康村議員。

○8番（康村昌史） よく分かりました。学校の統廃合、それと公民館等の統廃合、非常に難

しい問題で頭痛いと思うんですけども、施設計画ができるのを待っております。でき次第、また質問させていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、8番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は10時45分といたします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時45分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇東 初子

○議長（服部公英） 次に、2番、東議員の発言を許します。

東議員。

（2番 東 初子 登壇）

○2番（東 初子） 改めまして、皆さん、おはようございます。2番、公明党、東初子でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に基づきまして一般質問を行わせていただきます。

質問事項は、安全安心のまちづくりについて。1番、特殊詐欺防止の対策について。近年、高齢者を狙ったオレオレ詐欺、架空請求詐欺還付金詐欺などの振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、加えて、事前に個人の資産状況や家族構成などを言葉巧みに聞き出し、金銭をだまし取る手段として、アポイントメント電話、通称アポ電の手口による詐欺被害が全国的に相次いでいます。奈良県内においても、息子や警察官などを語った不審電話は後を絶ちません。また、警察や関係機関、団体など、県では、「やまとの安全」、町では「上牧交番だより」と様々な方法で注意喚起がなされていますが、手口も巧妙化しており、特殊詐欺の被害件数は年々増加しているところです。本町の今後の取組について、下記の3点をお伺いします。

①、振り込め詐欺など特殊詐欺の防止に向けて、本町の現状と取組をお伺いします。

②、迷惑電話防止機器の設置に補助制度を設けるお考えについてお伺いします。

③、特殊詐欺被害防止の防犯グッズ等の取組についてお考えをお聞かせください。

再質問は質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 1番目に、奈良県警察本部生活安全部安全企画課によりますと、特殊詐欺の被害件数、被害額については、令和2年上半期120件、約2億480万円となっており、人口当たりの被害率を見ると、奈良県は全国と比較してワースト10に入るなど、被害は深刻で、おひとり住まい、高齢化、核家族化が増加する中、特に高齢者を狙った特殊詐欺に対しては、早急な対策が求められています。そこで、振り込め詐欺など特殊詐欺の防止に向けて、本町の現状と取組をお伺いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、いろいろ特殊詐欺についてご説明していただきましたが、上牧町の発生件数の部分もございますので、その部分を先にご報告させていただく形を取らせていただきたいと思います。上牧町の被害件数が、平成30年度は3件ありました。それで、被害額が592万円、それと令和元年度は2件で、被害額が100万円、令和2年の上半期でございますが、1件で被害額が50万円というふうな件数も報告に出ております。やはり、今言っていたかのように、特殊詐欺については年々巧妙になってきておりますので、だますと言ったら言葉は悪いですが、いかにだましていかに高齢者からお金を引き出すかという部分で、年々巧妙になってきているのは認識しているところでございます。

それで、本町の取組といたしましては、消費者生活相談員による消費生活相談の実施、相談のあった特殊詐欺の最新の事例について、被害状況、具体的な手口、対策について、町の広報紙やホームページで周知するなど、啓発を中心に行っているのが1点でございます。

もう1点ですが、今回、特別定額給付金の部分をさせていただきました。その部分におきまして、お知らせチラシの配布を、金銭を装った詐欺の注意喚起を掲載し、全世帯に4回、啓発に努めたところでございます。それと、こういうような形で、町のほうに被害があったというふうな形で問合せ等もございます。その部分につきましても、お知らせメールと、それと防災行政無線でお知らせを、啓発を行っているのが現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。上牧町としては、そんなに、件数や額を見ますと、他町と比べますと、少ないような感じもするんですが、奈良市なんかですと34件で4,670万円とか、

大きいところは生駒市の17件の2,110万円とか、大きいところはそういうふうな形ですけれども、上牧町は幸いと申しますか、今のところ分かっている件数が1件ということで、今のところおさまっているというふうな感じだと思います。また、消費生活相談を実施していただいているということで、その辺、相談に来られる方はどのぐらいおられるのでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 消費生活相談に来られる件数は5件程度ぐらいでございます。ですけど、特殊詐欺の被害だけじゃなしに、ほかの消費生活の、クーリングオフとか、いろんな部分がございますが、そういうふうな部分でも相談に来られますので、一概にこの特殊詐欺だけで5件という内容ではございません。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。特別定額給付金のお知らせも丁寧に行っていて、4回行っていただいて、皆さんも、私たちもそうですけども、役場とかでも目にしましたし、意識されているのではないかなというふうに思います。

次に、2番目の質問に入らせていただきます。②です。昨年、奈良県の県警本部に寄せられた特殊詐欺の相談は4,700件以上で、被害のうち75%は固定電話にかかってきた電話が発端となっているようです。固定電話に防犯電話、迷惑電話防止機器を設置することで、無用な電話に出る必要がなくなり、被害を防止する効果が期待できることから、迷惑電話防止装置を購入した高齢者を対象に、購入額の半額等を補助する制度を新設する自治体が奈良県内でも増えております。そこで、迷惑電話防止機器の設置に補助制度を設けるお考えについてお伺いいたします。電話機は金額的には1万円台とか2万円台とか、防止機器ももう少しお安いものもあると思うんですが、その辺の補助制度についてお伺いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） この一般質問通告書を頂いてから、近隣の状況がどうなのかというのも少し調査させていただきました。今言っていただきましたように、近隣でありましたら、斑鳩町と平群町が迷惑電話防止機器の購入の助成をしておるといふような状況でございます。補助につきましては、斑鳩町は1万円を限度として、2分の1の65歳以上を対象に、それと、平群町は1万円を限度として、65歳以上を対象にという形で事業を進めておられる状況でございます。そこで、ご質問のありましたように、上牧町はどうなのかというふうな部分でございますが、平群町に少しお話を聞かせていただきましたら、地方創生臨時交付金を活用されながら、今年度5月の初めぐらいからずっと受付等をされておるわけでございますが、被

害があつては駄目なんです、件数的にはそれほどないというふうな形で報告を受けておりまして、上牧町はすぐに購入の助成制度を取り入れるのかどうかという部分もあるんですが、もう少し研究させていただきながら、検討していきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。その件数はそれほど多くないということで、本当に数件という感覚で捉えられるのかなというふうに思うんですが、私もなぜこの質問をしたかと申しますと、電話機の購入のための補助はないんですかという質問があつたので、それをちょっとお伺いしてという形なんです。大体今は皆さん、電話機は昔のダイヤル式とかそういうのは本当になくなっているというふうに思うんですが、今の電話機のすごいところは、やっぱり自動録音ができるということです。電話をかけてきた相手に、この電話を録音しますというメッセージが流れたり、そういうことで、詐欺の犯人に、犯人はやはり声を録音されるのが嫌ということで、詐欺を諦めさせるという効果もあつたり、迷惑ブロックサービスというのがあつて、迷惑電話のデータベースと照合して、番号が一致した相手から電話がかかってくると呼出し音を鳴らさずに自動で着信を拒否してくれるとか、声かけアナウンスということで、そういう機器は、電話に出る前に迷惑電話にご注意、年金支給日を狙った詐欺に気をつけてなど、電話が注意喚起をしてくれるものなんです。やはり高齢の方というのはつつい出てしまう、皆さん律儀ですから、電話がかかってくると出てしまうところがありますので、やはり、前からの電話しか持っておられない方には、もしも補助があればこういう形で補助しますというお声かけをしていただけたら、そうかということで防止につながるのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今議員から言っていましたいろんな機能がついているというふうな部分で、防犯装置の機能の一例を挙げていただきましたが、やはり、そういう部分につきましては、高齢者の方については大事というふうには考えておりますが、現状で言いますと、件数でと言ったらちょっと変なのかも知れませんが、もう少しこの部分につきまして調査と研究をしていくのは、上牧町にとっては必要というふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。やはり件数で考えて、上牧町の場合は、本当に幸いに50

万円だったんですが、件数で何千万円とかという被害が本当に出ていますので、やはりその辺を、1件、2件というふうな形で考えるのではなく、本当にそういうふうな形で啓発していくという意味でも、補助は大事ではないかというふうに考えております。また、ご検討していただけたらというふうに思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていただきました内容につきましては、検討させていただくという形で、ご回答させていただきます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） それでは、③に急増する特殊詐欺被害を防止するために、先ほどは電話機でしたけれども、もうちょっと簡単な、様々な取組がいろんなところでされています。防犯グッズのポップアップシールとか、それは電話機につけて、受話器を取るときに、だまされないでとかそういうことが張ってあるシールみたいなもので、本当に単純なものなんですけども、注意を喚起するものです。サギストッパーというのもありまして、受話器にシールを張りつけて、受話器を持ち上げると、その振動で、「お金の話は詐欺です、だまされないで」というふうに声が出てくるというようなものでして、特殊詐欺への注意を呼びかける音声メッセージが流れる仕組みとなっています。サギストッパーの利用者が詐欺に気づききっかけになると同時に、メッセージは電話の相手にも聞こえるようになっているために、詐欺を仕掛けにくくなる仕組みになっています。単価は、本当に安いもので300円台とか、そのぐらいというふうに思っております。取扱いが簡単ということと、迷惑電話防止機能つき電話に近い機能のもので、このような防犯グッズという言葉が適切かどうか分かりませんが、その辺の取組について、お考えをお聞かせください。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員から言っていただきましたシールの喚起の部分で、サギストッパーとかのご報告を頂きましたが、この部分につきましては、東京都の立川市の警察が防犯グッズとしているというふうな状況も聞いております。西和警察と少しお話をさせていただきましたら、先ほどのご質問もそうなんですけど、そういうふうな部分で少し考えておるというふうな情報も少しだけ入っているんで、いつからどうなのかというのは少し分からない状況なんですけど、そういうふうな状況もございますので、西和警察をちょっと協議させていただきながら、進めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。そのような形の啓発のグッズというか、そういうものを西和警察でということであれば、ありがたいというふうに思います。高齢者のお宅にそういうものが届けば、やはり、皆さんの注意喚起につながるのではというふうに思います。

それでは、町としては、この辺はどのようにあるでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今ご回答させていただきましたように、西和警察もどういうふうな形で考えておられるのかというのはまだ不透明なところもございますので、そういうふうな部分も協議させていただきながら、今後、町はどういうふうな形で進めていったらいいのかという部分も含めて、協議していきたいというふうには考えております。

それともう1点、町といたしましては、やはり特殊詐欺につきましては、リーフレットなりで啓発の方法を今後も進めていきたいというふうには考えております。1点だけ、毎年、ちょっと参考までなんですけど、安全で安心して暮らせる西和地区の実現ということで、西和地区犯罪ゼロ・チャレンジ100日作戦が毎年行われております。本年度はコロナ禍なので中止という形での決定はされておりますが、チャレンジ100日の運動を本来なら実施いたしまして、自主防災組織の中でも啓発をしていただいているのが、今までの現状でございました。町のほうは、その期間ではございますが、防災行政無線も使いながら、週1回程度、啓発もさせていただいていたのが、今までの流れの現状でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。自主防災組織で、安全で安心なチャレンジ100日作戦という形で、本当に地域ぐるみで、皆さん、頑張ってくださいということで、それにより、上牧町も、今の被害件数がこの程度で収まっているのではないかとというふうなことも思われます。分かりました。

また、特殊詐欺被害の防止ということで、1つの例なんですけれども、防止と啓発に特化したシートを作成されて、広報とかホームページは掲載はもちろんなんですけれども、自治会回覧とか、先ほどの「やまとの安全」とかも全部回覧で回されてということで、上牧町としては行われているんですけど、ほかの自治体で、住民の皆さんの目に留まりやすい場所に、例えばですけども、公民館とかの掲示板とか、また、一番身近なのはごみの集積場とかに、そういう注意喚起のシートを、雨にぬれても大丈夫なようにパウチして設置して、週に2回でも3回でもごみ出しに行きますよね。そういうところで注意喚起のものを目にするということを、地域住民の喚起と防犯意識を高めるためのことも行っているところがあります。常

日頃、上牧町は、先ほどの100日運動ではないですけども、抑止をやっている町なんだと、うかつにそこに電話すると大変なことになるという考え方を、犯罪者に持ってもらうのがあれではないかと思うんです。やっぱり特殊詐欺は他人ごとではありません。誰にでも詐欺の電話がかかってきます。誰にでも架空請求はがきは送られます。誰でもだまされる危険性があります。私はだまされませんと思っている人がだまされるという、やっぱり安全で安心して暮らせるまちづくりは、住民一人一人が対策をとることが基本だと思いますけれども、やはり住民の皆様が特殊詐欺の被害に遭わないようにするためにも、行政としても日頃からそういう情報提供、啓発活動を行う取組が重要であるというふうに思いますので、そういう簡単なものでパウチして、だまされないようにという注意喚起を促すものを身につくようにという、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、大和のお話と交番だよりというのもございます。交番だよりとかでも啓発させていただきながら、進めておるような状況ではございますが、それと先ほど言っていただきましたごみ出しのときに、シートの注意喚起という部分でございますが、そのシートというのは、イメージ的によく分からないんで、その部分については研究もさせていただきながら、必要であれば、そういうふうな形での啓発も必要ではないかなというふうには考えております。

それともう1点、まず、自らが犯罪の被害に遭わないように、日頃から心がけを持つことが大事であるというのが、一番個々には大事になってくるのかなと。それと行政が、そこにプラスアルファで啓発をどういうふうな形で進めていくのか、やはりこの部分が住民と行政との関連にもなってきますので、そういうふうなことを考えながら、今後につきましても、啓発を進めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。ありがとうございます。先ほどの「やまとの安全」とかも、回覧版とかで回ってきているんですけども、やはり回覧板って早く回さないといけないと思ってささっと見て、流れてしまう部分がございます、なかなか注意喚起につながりにくいというふうに思います。その辺、先ほど申しました、また、研究していただきたいと思いますが、そういう目につくような形でしていただけたらというふうに思います。特殊詐欺の全国的な被害額の多さというのも本当に驚いて、これは届出が出された件数だけというふうに思うんです。本来は、だまされていることにも気づいてない方も、いや、これは息子

ためやと思ってお金を出して、それがためになったと思いでおられる方がおられるのではないかという、本当にだまされたと気づいてないこともあると思うんです。それを逆に言えば、もっとたくさんの方が被害を受けておられるのではないかなというふうに心配しております。特殊詐欺は身近にある犯罪で、手口も巧妙化して、町民の皆様が特殊詐欺の被害に遭わないように、先ほどもおっしゃっていただきましたように、これからも警察、関係機関、そして地域の皆様と連携をしっかりとりながら、町としての情報発信にも力を入れていただいて、防犯対策に取り組んでいただくことを強く要望させていただきます。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

以上でございます。

○議長（服部公英） 以上で、2番、東議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時12分

再開 午後 1時00分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇富木つや子

○議長（服部公英） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆さんこんにちは。7番、公明党、富木つや子でございます。

質問に入る前に、申し訳ございませんが、通告書の訂正を1か所お願いいたします。1番目の被災者支援者システムの導入についてになっておりますが、被災者支援者を消していたで、支援システムの導入についてお願いいたします。

それでは、質問に入ります。議長の許可が出ましたので、通告書どおり、大きく2点について質問いたします。1番目は、災害時における平時の備えとして、被災者支援システムの

導入について。2番目は、高額療養費の支給申請の負担軽減として、高齢者の支給申請の簡素化についてでございます。よろしくお願いいたします。

初めに少しコロナ禍について触れさせていただきます。100年に1度の有事とも言える新型コロナウイルスの出現によって、私たちの生活は一変いたしました。まさかの日常生活の自粛、学校の長期休校、当たり前となったマスク姿、社会への厳しい経済影響など、誰もが想像しなかったことに見舞われております。中でも、大変な医療介護の従事者、関係者など、皆様に心から感謝を申し上げます。また、コロナ感染拡大の影響が長期化する中で、心身の不調を訴える人が増えており、今後も収束の見えないこの事態に、多くの国民が不安を抱えたままの生活を余儀なくされる生活は、まだしばらく続くこととなります。今後も感染の再拡大防止と社会経済の活性の再開、それから、この両立については、容易なことではありません。これまで、新型コロナ対策について、公明党は国民に寄り添う形で、定額給付金の実現をはじめ、30本を超える提言を行うなど、支援策の実現をリードしてきました。そうした中で、前安倍総理の辞任を受け、16日、新しく菅内閣が発足しました。新政権には、最優先課題の新型コロナへの不安にしっかりと対応して、一刻も早い収束に総力を挙げていただきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。1番目、災害から町民の生命と財産を守る自治体の役割として、被災者支援システムの導入について質問いたします。災害が相次ぐ現在、大規模災害に備え、地方公共団体情報システム機構では、全国の自治体で共通に利用可能な被災者支援システムを無償で提供するとともに、システムについての様々な問合せに対応する事業を実施しています。本町においても既に有効な支援システムと認識されており、前向きにシステム構築を進められています。その後の進捗状況についてお伺いします。

次に2番目、高齢者の負担軽減として、高額療養費の支給申請の簡素化について質問いたします。高額療養費制度は、同じ月内に医療機関や薬局の窓口で支払った自己負担額が所得区分の上限を超えた場合に、その超えた金額を支給する制度です。平成29年3月に国民健康保険法施行規則の一部改正により、70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担軽減の観点から、市町村の判断により、手続を簡素化することが可能となりました。さらに、コロナ禍における新しい生活様式としても、高額療養費の支給申請の簡素化導入等の本町のお考えをお伺いします。

以上が質問の内容です。再質問は質問者席で行ってまいりますので、担当課におかれましてはご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、1番目の質問について、①システムの導入状況からお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 1番のシステムの導入状況についてご説明申し上げます。壇上のほうでも少しお話していただきましたが、重複するかもわかりませんが、再度、その部分につきましても説明させていただきたいと思います。

被災者支援システムについては、阪神・淡路大震災の被害を受け、兵庫県西宮市で開発さえ、現在は、地方公共団体対情報システム機構により、全国の自治体向けに無償公開、提供されております。被災者台帳の作成や罹災証明の発行、全国から寄せられる救援物資の備蓄品の出納管理など、被災直後の業務に加え、避難所や仮設住宅の入退去管理など、災害時に必要な様々な機能を持っているシステムです。導入に関しては、コストがかからず、自治体の職員が行うことができます。本町におきましても、被災者支援システムの有用性を理解し、有事の際に活用できるよう準備を進めてまいりました。現状は、最新版のセットアップ及び必要な住民基本台帳により抽出したデータを取り込み、今できる部分につきましては、4つの発行が可能となっております。その4つの発行の内容につきましては、被災者台帳の作成、罹災証明書などの発行、倒壊家屋の管理、全国から寄せられた救援物資の出納の管理の運用ができる状態となっております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。今、部長から導入状況をお話ししていただきました。この質問ですけれども、私はこれまでに被災者支援システムの導入については、かねてより何度かといいますか、4回目になります、質問をさせていただいております。万が一、上牧町で大規模災害に見舞われたときに、行政が被災者支援を迅速、的確に行うために、災害時に必要な機能を持つこのシステムが大変必要と考えて、早急な導入を訴えてまいりました。そうした中、平成28年度の一般質問では、システムの導入はしたけれども、セットアップして、重機からデータを取り込んで、そこまでの準備をしていただいたと思いますが、今、現状を今回伺わせていただいたら、このシステムで可能な業務の一覧、項目を、部長から言っていただきまして、全部では8項目、これは災害時で8項目、今回新しくバージョンアップをいたしまして、定額給付金とかインフルエンザの申請とか、新しく4項目が追加をされております。8項目と4項目ですから、災害時は8項目、平時では4項目という

ことで、業務可能なものがあります。その中で4項目は、上牧町の状況では運用できるようになったということですが、そうしますと、28年度からは一歩前進ということで、やっそこまでしていただいたと今思っているんですが、その理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたとおりでございます。今回、新しく4つの運用が可能になったところがございます。それと、災害の残りのやつと平時の4つにつきましては、今の段階ではまだ運用ができていないというご理解でいいのかなというふうに思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 8項目の中の4項目、先ほど部長からおっしゃっていただきました。あと残りの4項目についてもちょっとお話をさせていただきます。義援金の配付、生活支援の給付、それから、避難所や仮設住宅の入退去の情報の管理、それから、GISを利用したシミュレーションによる被災復旧状況の分析及び対策、それから、最後は避難行動要支援者の被災状況の把握ということで、あと4つも大変に必要な業務だと受け止めているんですけども、今、4項目は運用できる状況であるとするならば、例えば、今ここで災害が起きたとしても、実際に運用ができるのは、先ほど言った4つであって、あと4つは支援ができない状態であるということよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたとおりでなんですけど、支援ができないということではなしに、システム上運用ができないということもご理解していただきたいと思います。今言っていた、最後の避難行動、要支援者の被災状況の把握等という部分につきましては、要支援者の部分につきましては、システム上では運用できておりませんが、言わば紙ベースの部分では、把握させていただいている状況でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 何せシステム上のことで大変説明も難しいし、理解することも難しいなど、私も質問しながら思っておりますので、訂正がありましたら、また言っていたらと思います。そしたら、今、支援ができないということよりは運用ができないということで理解をさせていただきます。

それでは、その業務運用ができるには、お答えできるようになるには、どのような課題点があるのか、そのことも含めてご回答をお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2つ目の運用面での課題というところに入っていると思います。課題につきましては、大きく分けて2点ございます。

1点目は、被災者支援システムで運用を行う上で必要なデータについて、住民基本台帳より抽出した後、手動で変換を行うというデータの取り込みを行っているのが現状でございます。この状態では、手動でのデータ更新ですので、毎日作業を行うことは困難な状況です。システム改修などに費用をかけることで、最新の取り込みデータの作成を自動化することは可能ですが、その辺り、職員の知恵と工夫で処理できないかと検討している状況でございます。それと、このシステムのコンセプトとして、費用をかけずに導入できるという点からも、できる限り職員で対応し、持続可能な運用体制の構築が必要であるというふうには考えております。

2点目につきましては、システムを運用していく上で一番重要な部分として、有事の際に職員が参集できるか、また、システムを立ち上げ、運用開始することができるのかという点です。今現在は特定の職員しかシステムを理解しておらず、発災時にシステムの立ち上げができなければ意味がありませんので、今後、複数の職員で対応できるような体制づくりが必要であるというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 1つ目の課題についてですけれども、今おっしゃったように、最近のデータをしっかり取り込んで、そしてそれを自動化するというところで、そのシステムにお金をかけるのか、職員で知恵と工夫でということ、今、技術的なことも要ると思いますので、システムのコンセプトとしては、費用をかけずに導入ができるということで、できる限り職員で対応していきたいというお話があったと思いますが、お金、これ、大変大きな課題点だと思います。お金がかからないように職員の知恵と工夫で何とかということであるんですけども、私たちも日頃、事業については、すぐ創意工夫とか、知恵を出してとか、そういうふうに議員のほうも言葉を出しているわけですけども、本当にその気持ちをもって前向きに捉えて、頑張っって何とかしようという気持ちは大変にありがたいし、職員にとっては大変なことですけども、そういう思いを持っていただいていることに誇りをお持ちの中で、そういうふうには思っていらっしゃると思いますが、しかし、やっぱり職員も日常の業務に追われる中で、忙しい中で、最新のデータを更新するシステムを構築するというのは、専門性とか、それから忙しい面をクリアしなければならないと思うんですけども、時間も要ります。大変ではないかと思うんですけども、その点はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたとおり、決まっている職員しかできないというふうな形で説明させていただいておるんですが、知恵と工夫をできるだけ絞って、安くできないかというのも、内部の中でもなかなか、相談をしながら進めておるような状況でございますが、そういう部分も含めまして、今、業者のほうに、システム改修の部分につきまして打合せをちょうどさせていただいている状況でもございます。そういうふうな状況を見据えながら、今進めているというふうにご理解いただきたいというふうにご考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） なかなか日頃からの業務に追われる中でのそのような体制は大変厳しいと思います。今部長から、システムの改修についてということでございましたけれども、システム改修、どれだけかかるのかというあたりとか、それから、どのような構築ができるのか、その点は、今後、予算化につなげていくということに、状況によればなるかと思えますけれども、そこら辺、システム改修についてお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） システム改修の話の内容なんですが、日々連携データの構築費用といたしましては、今、打合せしている中におきましては、170から180万円程度ぐらいの費用が必要ではないかというふうな話もしております。その中でも、職員でできるものと、また、できないものとかが出てくると思います。そういう部分も含めながら、今、業者と前向きに進めている状況でございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 平時の備えについては、やはり町民の生活支援に関わることであり、災害については、いつ起こるか分からない、こうしている間も災害に急に見舞われることもあります。ということで、一日でも早い課題解決に取り組んでいただき、今、システム改修の点ですけれども、その辺も業者としっかりと見積りをとっていただき、職員でできること、できないことを精査していただき、少しでもシステム改修に向けて進めていただきたいと思います。だから、システム改修の費用は170から180万円ということでしたけれども、お金は町民の生命と財産を守るための費用、このシステム改修の費用170、180万円が、住民の命を守るためにはどのようにお考えになられるのか。要るときにはやはり、こういう場面で支援をしていくという意味では、このお金が安い高いということは判断にお任せしますが、この点についても大変重要と思いますので、そこら辺り、また、しっかりお取組を

お願いしたいと思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、金額の話をさせていただいておりますが、安い高いじゃなしに、やはり財産を守るという観点から考えますと、そういうふうな部分も総合的に含めながら、先ほど答弁させていただいた内容等もございますので、総合的な判断のもと、検討していきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。じゃ、2点目の課題についてお願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2点目につきましては、特定の職員しかこのシステムが動かせないというふうな状況でございますので、この部分につきましては、体制づくりが必要になってくるというふうには考えております。体制づくりをするには、どういうふうな形でしていくのかという部分もございますが、その部分をしっかりと内部で調整しながら、この体制づくりにおきましても進めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） この体制づくりは、大変に重要な部分だと思います。その中で、特定の職員だけが動かせるということではなくて、やはり、担当者も異動になったりとか、いろいろ変わってきますので、誰もがができるような体制づくり、どのような形でといいますと、しっかりと手順とかも作成していただいて、していただきたいと思います。

このシステムの開発者、西宮の全国のサポートセンターの吉田センター長が、このように言っています。災害時には、システムの運用がうまくいかず、同センターに助けを求めるケースなど、被災者自治体からの問合せが、いつも発災時には相次ぐという形でお話をされておりました。上牧町においては具体的にどのようなマニュアルとか、そういうことは考えておられるのか、お聞きいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 先ほどの体制づくりもそうなんですが、やはりマニュアルづくりも1つは大事になってくる部分というふうには考えております。3番の取り組みにもなってくるというふうには考えるんですが、マニュアルづくりと体制づくり、この2本柱が一番大事になってくる部分であり、本来なら全職員がそういうふうなシステムを使えるのが一番いいんですが、やはり、まずは、総務課でそういうふうな体制づくりを行いながら、全職員にも

システムが構築できるような関係で、マニュアルづくり等にも進めていきたいというふうには考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） そういう形で進めていただきたいと思います。

それから、次ですけれども、次に向けてということで、今、一部お話をしていただきましたけれども、今回、被災者支援システムのバージョンアップの中で、先ほども平時の話をさせていただきました。4項目可能な業務が追加されておりまして、1人一律10万円の特別定額給付金、それから新型インフルエンザのワクチンの接種申請、それから臨時福祉給付金、子育て世帯の臨時特例給付金ということで、4項目が追加になっております。この点については、今回の定額給付金を活用して、平群町がこのシステムの中の災害時の中にある義援金の配付機能を活用いたしまして、全国で初めて特別給付金、定額給付金をいち早く住民に給付しております。今回はインフルエンザも新型インフルエンザも間に合いませんけれども、このように、住民の方々にいち早く正確に申請、給付ができる形になっておりますが、この点についても、上牧町においても大変に有効だと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたとおり、今回、平群町で特別定額経費給付金の事務を進められたということでございますが、進める上で必要なシステムということでございまして、被災者支援システムの義援金の配付機能も改修され、今言っていたかのように、平群町がされたということで、今後も様々な事業に活躍できる可能性があるというふうには認識しております。地方公共団体情報システム機構の連携もあるというふうなことでございますので、そういうふうな部分も含めながら、前向きに進めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。住民のやはり発災時においての大変重要な業務システムでございますので、システムに関わることでございますが、今後も、上牧町で何か起こったとしても、しっかり対応ができるようお願いしたいと思います。

最後ですけれども、先ほど言いました全国サポートセンターの吉田センター長の話によりますと、総務省によると、同システムを運用している自治体は全国で1,741市区町村のうち僅か2割にとどまっているということで、東日本大震災には、各地で危機管理の意識が高まり、同システムの導入を検討する市区町村は約1,000団体に及びましたが、本格的な運用がまだ進

んでいません。これは上牧町だけの問題ではありません。被災者支援システム全国サポートセンターの吉田センター長は、災害に見舞われていない地域では、平時から同システムのような情報管理システムを導入する重要性を感じておらず、導入に向けた研修や人材育成にかかる手間を省くために、システム開発から運用までを全て外部に委託するという自治体も多いと指摘しております。今、部長から話がありましたように、被災者支援システムを導入していただきまして、無償提供していただいて、その中から、システム開発に向けては、職員でできること、できないことがありますので、また、システム改修も導入していただきながら、今後、進めていっていただくということでしたけれども、最後、これ、どれくらいを目標にした形で進めていかれるのか、答弁ができるようでしたらお願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） システム改修の部分で、今、お話していただいているわけですが、以前から防災関係につきましても、議員の皆様からいろいろのご意見を頂いております。例えば備蓄品につきましても、ローリングを行いながら備蓄しているもの、さらには、女性向けの備蓄用品や子ども向けの備蓄用品、それと、液体ミルクといった内容のものを備蓄している状況でございます。また、コロナウイルス感染症から密を防ぐために、今回の臨時交付金を活用させていただき、段ボールベッド、テントなどの備蓄の購入もさせていただいているという経緯もございます。言っていたシステム改修の部分でございますが、現状では運用が可能であります、より安定したシステムを運用できるよう、このシステムにつきましても、少し以前からも考えておったんですが、一応、令和3年度をめどに、予算において必要なデータの連携やサーバーの構築の予算計上ができればいいのではないかと、うふうには考えているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 令和3年度をめどに取組をしていただきたいと切に要望しておきます。それから上牧町、先日9月1日の防災の日に、職員による新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難訓練行動を行っておられました。これはテレビでも、昼と夕方に放映されまして、各新聞にも掲載されておりましたけれども、こういうこともしっかり上牧町では取り組んでいただいている中で、平時のことについては、こういうふうなシステムの開発、構築についても並行して進めていかないと、ここの部分ではしっかり取り組んでいるけれども、一番大事な皆さんの発災時後の支援についてもしっかり取り組んでいただかないと、やはり町民の生命と財産を守るためには、しっかりお取組をしていただくことが大事だと思いますので、

また、しっかりと取り組んでいただきますようお願い申し上げておきたいと思ひます。お願ひしします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたかましたように、平時から、そういうふうな形での訓練もさせていただいておひります。このシステムの部分につきましても、住民の皆様の安全と財産を守るためにも必要な部分になってきますので、前向きに考えながら進めていきたいというふうには考えておひります。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。お取組よろしくお願ひいたしします。この質問はこれで終わらせていただきます。

次、お願ひいたしします。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、高額療養費についての高齢者の申請の簡素化について、順次お願ひいたしします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 高額療養費の支給申請の負担軽減、まず、1つ目の給付方法の現状というところで、高額療養費制度の前年度の適用件数と給付額でございますが、まず、給付方法につきましては、診療報酬明細書により、高額療養費に該当される被保険者を判別し、その都度、支給申請の勸奨通知を送付させていただきます、保険年金課の窓口において申請を受け付けた後に、限度額を超えた分を支給いたしておひります。令和元年度実績で、70歳から74歳までの被保険者に対しまして、年間延べ2,826件で、金額にいたしまして7,407万7,734円を支給している状況でございます。また、医療機関窓口での支払いが、所得区分に応じて限度額までの支払いでよい限度額適用認定証の交付数につきましては、70歳から74歳までの対象者、625人中109人、17.4%の被保険者に対しまして交付しているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 部長からは、1番の給付方法の現状と、それから、適用件数と給付額、それから限度額適用認定証の交付数ということで、ご答弁を頂きました。

初めに、先ほどおっしゃっていただきました対象者が行う申請から交付までの流れを、今さっきお話をさせていただいたんですが、ちょっと確認させていただきたいと思ひます。医療費の自己負担額が高額になったときに、一定分を超えたということで、その方々に対して

町から毎月、勸奨通知と高額療養費支給申請書をお知らせされていると思いますが、そのお知らせが届いた対象者が、その申請書を持って保険年金課の窓口に行って申請をして、手続をして、その申請をすることによって、限度額を超えた分が高額療養費として後から支払いがされるという理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今、議員おっしゃられたとおりのご理解で結構かと思えます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 私、今ここに持っているものは、国保ガイドというものですけれども、70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方の所得区分、それから自己負担額、月額です、3回までと4回までということで掲載されております。私が今回質問しているのは、高齢者の方々についてでございますので、70歳以上75歳未満の方々の高額療養費についてでございます。所得区分では、現役並み所得者が3種類と、それから、一般と低所得者の方々が2種類ということになって、6種類ということになっているんですが、自己負担額限度額がそれぞれ書いておりますが、一般世帯では1万8,000円、それから、非課税世帯の中では2種類ありまして、どちらも8,000円が限度額と思うんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今申されたとおりのご理解で結構だと思えます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 先ほど、部長からは、令和元年度実績で70歳から74歳までの被保険者に対して、2,826件と総支給額が約7,400万円が支給されたということでしたけれども、子どもから高齢者などへの全体の総支給額の件数と、それから、金額を教えてくださいませんか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 全体では、件数4,068件、金額にいたしまして2億544万9,596円を支給させていただいております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。先ほどは70歳から74歳まで2,826件で約7,400万円、今回、全体では4,068件で2億544万9,596円ということで歳出されておりますが、全体から見ると、高齢者のところは件数は多いけれども、支給額が少ないということになってはいますが、その辺は、先ほどの限度額の関係があると思えますが、少し説明をお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 70歳未満の方に関しては、自己負担額が高い分、高額としてお返しする額が少ない、それに替わりまして高齢者の方は、自己負担額が8,000円になりますので、それを超えた分は金額が多くなるということでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。そういう関係で、件数は多いけれども、支給額が少ないということで理解させていただきました。それから、あと、高額療養費があるにもかかわらず、未申請の方もいらっしゃるかと思いますが、その件、お分かりでしたらお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 令和元年度の方で、未申請者数が143件、実際お支払いする予定の金額にいたしまして、128万6,000円ということが分かっております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 細かいことで申し訳ないです。分かりました。結構、未申請の方、いらっしゃるんだなと思ったんですけども、128万6,000円ということですけども、様々な理由で、高齢者の方々となりますと、申請書が送ってきても、勧奨通知が送ってきても、それを持ってわざわざこちらに来ることが無理な方、病気の方、ひとり暮らしの方、いろいろいらっしゃると思いますので、そういう加減でそういうこともあると思います。これ、2年間の時効があると思うんですけども、また、これから2年間の間にという方々もいらっしゃるかと思います。今さっきありましたけれども、勧奨通知を送られた後、申請に来られる方がもちろんいらっしゃるんですが、保険年金課の窓口、混み状況とか、対応状況はどうですか。混んだりしませんか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 勧奨通知を送った1期は、やはり多少の混みはあると把握しております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 勧奨通知を送った後は多少混むということでございますので、送った申請書を持って、その都度毎月、やっぱり高齢者の方々も、少しの金額だけれども、バス代使っても来るというのが現実だと思います。今回私がこの質問をしたのは、随分前の事なんですけれども、たまたま役場に足を運んでいる高齢者の方とお会いしまして、お話を聞いたら、これから高額療養費の手続に行くというお話でした。そのときも暑い中でしたから、そしたら乗っていきますかということで、そういうことが、ほかのことでもあったんですけ

ど、ここに来られることが、やっぱり大変負担になっているお話をされたことを受けて、今回、平成29年3月に、国民健康保険の施行規則の一部が改正されたことによって、市町村の判断によって、高額療養費の高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断によって手続の簡素化が可能となりましたので、このことを受けて、今回、質問させていただいたところですが、この手続の簡素化に伴う事務処理上の課題とございますか、デメリットとございますか、自動振込をすることによるそのようなことがあれば、どういうことなのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 事務処理上のデメリットでございますが、②のご回答はよろしいですか。

○7番（富木つや子） 一応、ちょっと聞かせていただいて。

○住民福祉部長（青山雅則） 今回、対象年齢が70歳から74歳と限定されていることから、その年齢の到達や喪失、例えば70歳に到達する場合、今度、74歳から75歳になる喪失等に合わせて、確認作業が必要になってきます。これを例えば人的処理でした場合、やはり人間の目で、どうしてもミス等が生じてくる可能性があるのかなど。そういった不安要素を取り除くためにおきましても、自動振込のシステム改修が必要になってくると、現段階で検討しているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、デメリットとございますか、課題点もお話を頂きました。そしたら、自動振込をするに当たって、そのようなデメリットの解消をするために、システム改修も必要になってくるということでもございましたけれども、システム改修をすれば、そのようなことを解消できるという判断でよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 当然、人の目で追うよりかは、対象者、該当者の抽出や自動計算、滞納履歴等のフラグ等、いろいろ正確な事務作業等が考えられますので、システム導入するほうがミスの減少につながるのは明確と思います。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） そしたら、システム改修は、見積り等はもうとっておられるのかどうか分かりませんが、幾らぐらいかかるんでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 業者のほうに確認させていただきました。50万から60万で、こちらが希望する機能をそろえられるというところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。正確な事務作業を図るためには、システム改修は大変に必要かと思えます。国保の基金、約5億3,700万円あります。その中から50万円、60万円ということは、そんなに影響するような額ではないかと思えますので、その辺りは、高齢者の方々の負担軽減、それから事務処理についての解消ができるということでは、住民の立場に立って、今回このように実施できる条件がそろったわけですから、負担軽減のために、また、住民サービスの観点からも、さらに、今、コロナ禍の中で感染予防として新しい生活様式も取り入れるという時代になってきておりますので、どうでしょうか、高額療養費の自動振込ですけれども、部長、最後のご答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 高齢者の負担軽減、また、コロナ禍における感染予防としての申請の簡素化という意味におきましても、自動振込は実現すべきものと考えております。今後におきまして、対象者が、もしかすれば70歳以下まで引き下げられる可能性も視野に入れるのであれば、システム改修は必須かなと考えているところでございますので、早急かつ、慎重に調整を図りながら、次年度、令和3年度からの着実な実施に向けて、取り組みたいというふうに今考えておるところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、はっきりと部長のほうから、来年、令和3年度から実施するというので、お聞きをさせていただいたところです。実施ということですが、現在、近隣では、もう既に実施をされているところがあるのか、また、県内でされているところがあれば、お教えいただけますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） この通告書を頂いた後に、奈良県下の状況を確認させていただきました。1自治体、名前を申し上げますと、天川村一村のみということでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） 分かりました。そうしましたら、県内で市町では上牧町が初めて、これを導入するというので実施するということです。大変にすばらしいことだと思っております。大阪と県外、四国、愛媛県とか、いろいろそういうところではもう既に行われており

まして、高齢者の方が大変に負担がなくなったということで、喜ばれているということをお聞きすることがあります。

続いて、いろいろ、今お聞きをさせていただきましたけれども、早急にこのシステム改修をしっかりとしていただきまして、また高齢者、また、皆さんの住民サービスに当たっては、お取組をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。分かりました。

では、次お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） それでは、3つ目の限度額適用認定証の交付方法の見直しにつきましては、現状、1か月の医療費が自己負担限度額を超えた場合、申請することにより、限度額の超過分が、高額療養費としておよそ3か月分支給されます。そして、医療機関での窓口負担を限度額までとする限度額適用認定証を提示することにより、限度額以上の医療費を窓口で支払う必要はないことになっております。これまで被保険者が必要となった際に、自己申請をしなければ交付しておらなかった限度額適用認定証でございますが、令和3年3月から、これはまだ予定となっておりますが、オンライン資格確認システム、国のシステムなんですけれども、これにより、マイナンバーカードまたは健康保険証を医療機関に提示することにより、限度額情報が取得することが可能となります。本町におきましても、その機能を持たせた健康保険証を令和3年8月、毎年8月に保険証の更新しているんですけども、一斉更新時に被保険者の方々に送付する予定をしております。これにより、被保険者の方々には、一時的な医療費の支払い負担や限度額適用認定証の交付手続の負担軽減など、大幅に利便性が向上するものと考えているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） ちょっと時間も迫ってまいりました。限度額適用認定証についても、いちいち役場のほうに、入院する、治療を受けるとなりますと、取りにこなあかんのですけれども、後期高齢者の場合は、最初から保険証と一緒に限度額適用認定証も送られてくることがあるので、後期ができて国保にはないので、何でできないかなと思っておりました。今回、部長からお話聞いたように、保険証、来年の3年の3月から、元年度、2年度で予算化されているものだと思いますけれども、マイナンバーカードか保険証の中にそういうふうな限度額、また一部負担、そのようなことが分かるような仕組みをつくる、保険証の中にその仕組みが盛り込まれたものが、来年8月から支給するということですが、大小の病院にかかわらず、医療機関のほうもこういうふうな体制のオンラインというシステムの対応が

できるようにならないといけないということですが、そこら辺はどういうふうになるんですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今まさに申し上げたとおり、オンライン資格確認システムというのは、医療機関が導入されていないと全く意味をなさない。国の指針におきましては、令和4年度中、だから、令和5年3月末まで、あと丸2年になるんですけども、その間に全医療機関に導入を完了させる運びとなっているところでございます。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） この2年間の間でまだ普及されていないところに関しては、今までどおりの保険証提示で、後から限度額適用認定証ということで、出してという話になってくると思います。今、一時的な医療費の負担であるとか、それから限度額適用認定証の交付の手続とか、今後は負担軽減に大幅に、利便性が向上出来るようになるということで、スムーズにいくように願っているんですけども、この点もまた、皆さんの住民への周知もしっかりと、今後はお願いしながら進めていただきたいと思います。皆さんは、本当に、少しの限度額を超えた金額でも、高齢者の方々は、そうやって少しでも節約といいますか、そのような形で、皆さん、考えておられますし、今後もこういうお取組については、積極的に取組をしていただきたいと思いますので、今後のスケジュール等はまたこれからになると思いますが、周知もしっかりといただきたいと思います。お願いします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 当然、来年度のシステム改修等もございますし、国のオンライン資格確認システムが、ここ2年間で、かなり住民の方々に対して利便性が向上するという部分もございますので、当然、町としても、事前に1人でも多くの方、そういう利便性、便利になったということを知っていただくために、周知等も当然、力を入れてさせていただきますと考えております。

○議長（服部公英） 富木議員。

○7番（富木つや子） よく分かりました。また、しっかりと取組をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

以上で私の質問は終わります。

○議長（服部公英） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時10分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。



◇木内利雄

○議長（服部公英） 次に、9番、木内議員の発言を許します。

木内議員。

（9番 木内利雄 登壇）

○9番（木内利雄） 9番、木内利雄でございます。議長より許可を頂きましたので、通告書に従い順次質問を行わせていただきます。

質問事項については、1項目めは不達件数とその後の対応についてであります。具体的には、特別給付金の申請書及びかんまきパワーアップクーポン券について、それぞれの不達件数と率、パーセント、そして、その後の対応措置について、まず、お伺いいたします。

次に、それらに関して、住民票の正確性の確保について、それぞれお伺いするものであります。

2項目めは、学校関係についてお尋ねをいたします。

1点目は、児童館の暑さ負担軽減のため、ノーランドセル通学の導入についてお伺いいたします。まずは、NHKニュース、ウェブニュースですが、その報道記事の一部を紹介させていただきます。厳しい暑さの中で通学する子どもの負担を減らそうと、岐阜県本巣市の小学校では、市内の8つの小学校全てで、教科書やノートなどを学校や自宅に置いたまま、ランドセルよりも軽いかばんで通学するノーランドセル通学が行われています。真桑小学校の授業では、電子黒板に教科書の内容を映し出したり、プリントを配ったりすることで、教科書やノートなどは自宅に置いたまま復習に使うようにしました。子どもたちは、授業を終えた後、筆記用具や水筒などだけをかばんに入れて背負い、日傘や手持ち式の扇風機などで暑さ対策をしながら下校しています。小学3年の男子児童は、これまで荷物が重くて、肩に

食い込んで痛かったり、背中が汗でびしょりとぬれたりしていたので、今は軽くて楽ですと話していました。以上、報道記事の一部を紹介させていただきました。そこで、教育委員会の見解を求めるものであります。

次に、学校教育関係の2点目は、学校給食施設についてであり、ドライシステムの導入と、給食調理員の健康管理、熱中症対策として、空調設備の導入を求めるものであり、それぞれの見解をお伺いいたします。

次に、学校教育関係の3点目は、現在、日本はもとより、世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルスなどの感染防止対策として、水栓、蛇口とかカランとも言われていますが、自動水栓導入を求めるものであります。そこで、まずは上牧町立の幼稚園、小学校、中学校における自動水栓設置の現状について答弁を求めます。

次に、学校教育関係の4点目は、新型コロナウイルスの感染拡大による休校で生じた学習の遅れを取り戻すための対応と現状について、教育委員会の答弁を求めます。

質問事項は以上でございます。再質問に関しては質問席で行わせていただきます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず、1点目の特別定額給付金の申請とその後の対応の措置について、ご回答させていただきます。令和2年5月18日より郵便配達を開始しましたが、当初30件の不達となりました。その後、本人が受付窓口に来庁され、再度の郵送、現地の確認などを実施した結果、申請が進むにつれ減少し、最終的には7件となりました。終了時点では、分母であります給付世帯数が1万41件でしたので、不達は約0.07%となりました。対応措置ではございますが、申請が不達であった方の居所を確認すると、表札が別の方になっている、ポストが閉鎖されている、住んでいる形跡がないなど、様々なケースがありました。これらの7件につきましては、郵便の不達の現地の状況などの情報をまとめ、住民課に対し、住民基本台帳実態調査の申出をさせていただいたところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今のは、かんまきパワーアップクーポン券の内容を答弁いただいたんですか。それとも、特別定額給付金の10万円の申請書について答弁いただいたんでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 言葉尻で申し訳ございませんでした。特別定額給付金の状況でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 続いて、クーポン券についてお知らせください。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 続きまして、かんまきパワーアップクーポン券の発送状況についてご報告させていただきます。対象者といたしましては、2万2,183人、世帯数、世帯主様宛に送らせていただいているということもありまして、1万55世帯を令和2年8月25日から、随時、ゆうパックで配送させていただいたところでございます。9月15日現在でございますが、不達件数といえますか、役場に戻ってきている分の件数といたしましては、約200件、不達率といたしまして約2%でございます。ただ、ゆうパークにおきましては、一定程度、郵便局等で保管していただける期間がございますので、そういったものも含めると、今週中には全て郵便局から、配達期間を過ぎた分ということで戻ってくるであろうというふうに、現在、郵便局とかからもお聞きしているところがございますので、最終的にはもう少し増えるのかなと見込んでいるところがございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 9月15日現在では200件の不達が確認されている、こういうことでよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） そのとおりで結構です。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 先ほどの確認をしておるのですが、先ほどの定額給付金の関係も世帯ですよね。これが当初、不達件数が30件だったんです。その後、実態調査等、戸別訪問して、最終7件まで減ったという答弁ですけれども、それにしても、それにしても、パワーアップクーポン券の不達件数、200件というのは多いなというふうに感じておるんですが、どういうあれがあるんですか。片や30件、片や200件なんですか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） かんまきパワーアップクーポン券につきましては、クーポン券自身を送らせていただいておりますので、金券扱いということで、本人様に事情確認をするという形で郵送させていただく、ただ、特別定額給付金につきましては、申請書を送らせていただくということと、普通郵便で送っておられるということなので、郵便局としては、そのままポストに入れられるということで、不達の件数が、かんまきパワーアップクーポン券のほうが多いのかなと思っているところがございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 了解しました。これ、もうちょっと日にちが経過しないと、最終的な不達件数は不明だという理解でよろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部理事。

○総務部理事（中川恵友） 一応、今週中には何とか最終的には再配達期間、約1週間程度、郵便局の保管をしていただけるんですけども、それを終えて戻ってくるのが今週中ということなので、週明けにはほぼ、はっきりとした確定の数字が出るのかなと思っているところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 総務部長にお聞きしたいのですが、不達が30件あって、その実態調査等をされて、最終7件になった、ここはお聞きしたんですが、さっき若干、例をおっしゃったんですが、30件が7件に減るまで、23件は、こういうことがあって、ここまで実態調査をして減ったとか、奈良県はどうしても分からなかったということに至った例を2件か3件挙げてくれませんか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 例を挙げますと、当初、先ほども説明ありました郵便申請だったんですが、その後、再度、簡易郵便で送らせていただいたというふうな部分もありまして、件数が減ってきたというふうな形になっております。

それと、現地調査に行かせていただいたときに、先ほど表札等が変わっていたというふうな部分もありましたが、名前と住所が同じ人の部分につきましては、再度、ポストの中にお知らせの文書等も入れさせていただいて、それを見られて、再度申請に来られたという形で、30件から7件に減少しているというふうな形でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） そこで、この7件はどういう形で最終7件まで残っているというか、要は実態がつかめないわけですね。そのところ、ちょっと教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） その7件につきましては、先ほども少し説明させていただきましたが、表札が別の方になっている、名前が違うという形になるんで、そのポストには放り込めないというふうな部分があります。それと、ポストが閉鎖されていたという部分、それと、住んでいる形跡がないという形で、最終7件というふうな形になっております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） そこで、住民福祉部長が担当になるのかな、この7件が、今、総務部長が答弁なさったように、要は居住実態がつかめない。このことは、住民票といわゆるイコールにならない。住民票の実態とかけ離れて、この7名が上牧町に住んでいない可能性がある、この点はどのようにお考えになりますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 当然、今おっしゃるとおり、不達、その後の実態調査においても、居住実態がなく不明な場合は、住民票の正確性を確保するという意味におきましても、最終的には職権消除ということになるかと、今は考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） ちょっと戻ってお聞きしますけども、私がさきの6月議会の一般質問で、職権消除の件について、要綱もしくは規則について、早急に制定しなさいということにしたんですが、この点はどうなったんでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） さきの6月議会で、木内議員よりご指摘いただき、その後、早急に住民課におきまして、要綱を作成させていただいている次第でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今、要綱も作成できたということなんで、後日、また議員のほうにも提示いただけるように、議長、お願いしていただけませんか。

○議長（服部公英） 分かりました。

○9番（木内利雄） よろしいですか。それじゃ、よろしくお願ひします。そこで、この7世帯に関して、どのような取組を、住民課ではどのようにされようとしていますか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） まず、事前調査といたしまして、役場関係部署と連携を図りながら、現地に出向きまして、近隣の方々、実際、調査員2人が出向きまして、現地の確認をさせていただきます。それが、回数、当然一度であれば、その前に、特別給付金のほうで、総務課で実態調査したのと同じでありますので、ある程度の期間を開けて、二度、三度と、その間に戸籍のほうも確認させていただきたいという状況でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） ですから、幽霊の世帯があるということですよ。要は存在していない

のに籍だけはあると。ですから、そこら辺のことは、行政としてはしっかりと把握して、今申し上げたように、消去するものは消去するというふうな取組をしっかりとされるように申し入れておきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） その辺はある程度の時間をかけて、じっくりと、しっかりと実態調査を行い、慎重の上に慎重を重ねて事を進めてまいりたいと考えております。

○9番（木内利雄） 了解。それでは、次、学校。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 次に、学校教育関係についてということで、ノーランドセル通学の導入ということで話がありました。このことについて、本町では昨年の新学習指導要領の対応として、学習時間を確保するために夏休みを短縮しました。さらに今年は、コロナ禍による全国一斉臨時休業で欠落した授業時間を補うために、夏休みを10日間といたしました。教室での空調の使用や、冷水機の設置、学校内での熱中症体制については十分配慮しているところですが、登下校時の暑さ対策については、課題となっております。各校では、帽子の着用、水分補給の水筒の持参、首を冷やすためのフェイスマスク等の着用など、全児童、生徒に指導を行っているところであります。また、日傘を差すことを認めたり、人との一定の距離を取れば、マスクを外してもいいという指導も行っております。この夏の期間については、各学校で荷物を学校に置かせて、軽くする取組も行ってきました。軽いかばんで登校するノーランドセル通学は、岐阜県の本巣市で実施されていることは、8月20日の報道でされたことも分かっております。背中が汗まみれにならず、楽だという子どもたちや保護者の評判も上々だというのも載っておりました。子どもたちの荷物については、これまであまり重くならないように、学校の自分の机の中やロッカーに置いても構わないと、教科書が学習用具を指定して、子どもたちの負担にならないように、指定、指導しているところであります。このノーランドセル通学については、期間や最低限のルールも必要と学校と協議しております。また、最近のランドセルについても軽量が図られ、重さも1キロから1.5キロ、また、肩にかかる負担軽減につながる機能の機能を備えているものもあることから、ノーランドセル通学の実施の中で、ランドセル通学の容認などの適用の周知も併せて、今、小学校との協議をし、今後の実施に努めたいと考えているところであります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今、ランドセルの重さについて部長から、1キロないし1.5キロ、それは

ランドセル本体の話ですよ。ウェブ上の岐阜新聞で、8月30日の記事ですが、少し紹介させていただきます。本巣市の市教委によると、ランドセルに教科書などを入れると、4から6キロ程度の重さになり、身体への負担が大きい、背中が熱気が籠もりやすく、熱中対策が迫られていたと、市の教育委員会は言われていると。つまり、ランドセルの中に教科書などを入れると、4キロないし6キロ、これは皆さんもご存じのとおり、10センチブロック、これ基本形なんです、あれが約10.3キロなんです。ですから、そのコンクリートブロックのおおむね半分の重さが背中にしょって歩いている、通学しているということになろうかと思うんです。これ、よろしいでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 確かに議員のおっしゃるとおり、重さについてはそのくらいになると。現在、学校でも確認したところ、ランドセルの重さ自体は、先ほど言いました1.5キロ以内の重さだと聞いておりますが、今現在、子どもたちの持ってきている教材については、2キロまではいかないように、もう少し少ないように配慮はしているところと聞いております。ただ、この夏の暑さということで、水分補給については、子どもによっては、1リットルということは1キロという重さになります、の水筒を持ってきたり、ペットボトル2本持ってきたりというのもあるんで、その部分も考えて、うちといたしましては、給水器によって、できるだけ持ってくる量を減らしていただければということも考えているところであります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） そのことについては、しっかりとお取組を頂きたいと思います。

それでは、次、給食施設についてお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 2番目の学校給食施設、ドライシステムの導入と給食調理員の健康管理、熱中症対策についてということで、給食室のドライシステムと、空調施設の導入については、進めるべきだということは理解しております。ただ、現在、学校施設の個別施設計画を策定中であり、また、小・中学校の適正化という部分を進めていく中で、この部分もいま一度、考える必要があると考えております。また、中長期財政計画の中で、令和4年に設計委託を行い、令和5年度に給食調理室の改築を検討しているところであります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今、部長からいろいろ、私にとっては言い訳やないかというふうにしが入ってきません。そうじゃないでしょう。これ、部長にもお渡ししましたけれども、その前

に、このことに関しては、竹之内議員が以前に質問されておって、今回、私、この質問するに当たっては、竹之内議員にさせていただきますけどよろしいですかというふうに許可を得ていますので、よろしくお願いします。

文部科学省告示第64号、学校給食法第9条第1項の規定に基づき、学校給食衛生管理基準を次のように定め、平成21年4月1日から施行する。これは平成21年3月31日付で文部科学大臣 塩谷 立氏からのあれで、11年前の話です。平成21年3月というと、ちょうど町長が当選されたときです。そやから、町長は知ってなかったらおかしいです。この中には、学校給食施設として、第3項にドライシステムを導入するよう努めること、また、ドライシステム導入していない調理場において、ドライ運用を図ることと明記されている。ドライシステムのほうからいきますけれども、ドライシステムを幼稚園も含めて、5校には、今どのようなことになっているのでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） ドライシステムの導入ということで、5校の状況ということですが、基本的に、5校全部ともドライシステムではありません。ただ、第二小学校については、ドライシステムとウエットシステムの間ぐらいになっていますが、基本的にはドライシステムではないということです。

○9番（木内利雄） 幼稚園は。

○教育部長（塩野哲也） 幼稚園もです。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） このように11年前から言われているんです。それをなぜ11年間たった今日まで放置しておくんだと。皆さん、当然承知しておると思うんですけども、なぜこの11年間の間に計画的にやれなかったのか。今、11年たって、こやから、あやからと、さっき私申し上げましたけど、言い訳めいたような答弁をなさっている。違うのではないですか、真剣に取り組んでいないのではないですかと私は申し上げたいんですが、いかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 議員のおっしゃるとおり、そう言われても仕方ないところは、当然あると思っております。この十何年間の中に、クーラー導入とか、何が優先するべきという問題はありますが、そういう部分にとらわれたところがあると反省しているところです。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） それでは、しっかりと取組されるように申し上げておきます。

次、空調設備についてお伺いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 空調設備についても、ドライシステムの導入と同時にと、今考えておるところであります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） これについても、さきに申し上げたとおり、学校給食法のことを申し上げました。その第3項と4項にこう明記されています。調理場は換気を行い、温度は25度以下、湿度は80%以下に保つように努めること、また、調理室及び食品の保管室の温度及び湿度、並びに冷蔵庫及び冷凍庫内内部の温度を適切に保ち、これらは、温度及び湿度は毎日記録すること。4項には、調理場内の温度計及び湿度計は定期的に検査をすること。狂ってはいかんので。

先日、部長に時間をとっていただいて、小学校2校と中学校1校、ご案内を頂いて、調理場を見させていただきました。今、手元に持っているのは、7月、8月の調理場の温度、湿度を記録した用紙です。全部読み上げていたら時間がございませぬので、かいつまんで申し上げます。調理前と調理中の温度があるんですが、調理中のみ申し上げます。8月の一番暑いときの、室温の高いやつだけ申し上げます。上牧小学校、8月の調理中、8月24日月曜日、34度、25日火曜日、33度、26日水曜日、32.5度です。第二小学校は、全室に冷房が入っているので、割と低いです。ましなほうです。それでも30度あるんです。それから、ここが一番ひどい、第三小学校、調理中です、24日、34.9度、25日火曜日、33.2度、次が一番ひどいです、26日水曜日、37度、これ室温です、外気温と違います。27日木曜日、32.3度です。それから上牧中学校、24日月曜日、32度、25日火曜日、33度、26日水曜日、34.5度、ちなみに上牧第二中学校もおおむね一緒な状態です。幼稚園は温度は低いんですが、調理中も調理前も湿度が90%なんです。8月はほとんど半日保育と、夏休みですから記録されていません。7月を見ると、6日、7日は、調理前も調理中も湿度は90%超えています。これはちょっと何か考えないといかんのかなと思います。そこで、今申し上げた温度等を見て、先ほど読み上げた文部科学省が言うている25度、80%、このことに対してはいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 今のことについては、確かに過酷な状況で勤務していただいていると考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 調理員の皆さん方は、今、大きな声で世間で叫ばれているように、大事な食育に携わっていただいているんです。その調理員の方に、労働安全基準法から言うても、ちょっと首をかしげるなというふうに思うんですが、先ほど申し上げたように、11年もたっているのに、なぜ計画的に改善、回収ができなかったのか、不思議でなりません。この点はいかがですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 施設の整備ということに頭がとらわれており、そこまでなかなか気が回らなかったというのが、正直なところでございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 教育長にお尋ねいたします。

先ほど申し上げたように、児童、生徒の食育という大事な部分を携わっていただいている調理員です。この人たちの職場環境は、こういう劣悪なものではないんですか。今まで予算要望はどうなされたんですか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 11年前と申しますと、私、現場におらせてもらったときでございます。

給食時の改善につきましては、本町が大切にしていってくださったことではございますが、食の安全にもつながることだと思っておりますし、本町の給食調理員の健康が何よりも子どもたちのおいしい給食にもつながっていくものだと思っております。後から出てきます蛇口のことも含めてでございますが、コロナと合体しているように私は感じております。今、ベスト等で応急処置は取らせてもらっているところではございますが、やはり抜本的な改革が必要だと感じておりますので、その辺り、また、事務方と十分相談をさせていただきながら、研究を進めていきたいと考えております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 重ねてお尋ねするんですが、教育長、この空調設備に関して、予算要望はこの11年間、どうなされたんですか。

○議長（服部公英） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 私、役場に来させてもらって6年目でございますが、その前も、私が来させてもらってからその要望はないということではございました。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 11年間、全く空調に関しては予算要望しなかったということで理解して

よろしいんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 空調という部分で、先ほどからも、弁解になるかもわかりませんが、施設でドライじゃないということで、空調がなかなか効かないというイメージがあって、また、給食員の方々とも協議も何度かさせていただくんですが、その中で、なかなかいい方法が見当たらず、こういう状態になっているということでもあります。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 重ねてお尋ねしますが、先ほど読み上げ、ご紹介申し上げた文部科学省告示第64号、平成21年、2009年3月31日に文部科学大臣から出されておる、このことについては、この時点で承知しておったんでしょうか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） この時点で承知しておりました。だから、運用については一部、ドライ方式で運用するという部分があったので、その辺ができるところはやっていたということで、認識しておりました。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） そやけど、あなたはずっと11年前から部長でないということは分かっていますけれども、だけでも、継続性から言うと、11年も前からやっておって予算要望もしない、この姿勢は首をかしげざるを得ないし、もう一度、その件は反省してもらわないと。

町長にお尋ねします。町長は文部科学省告示第64号の文書の内容はご存じだったでしょうか。まずお尋ねします。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今お尋ねの文科省の通達の件については、私は勉強不足で、知識として入っておりません。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 知ってもらったかないかんのやけど、部長のほうは分かっておって予算要望もしていない、こころ辺のところはむちゃくちゃ問題だと思います。予算要望を出して、総務部長の査定か、副町長の査定か、町長の査定か分かりませんが、どこかの時点でちょっと今は予算がないから、財政厳しいからということで、話があったのであれば、百歩譲って了解ということになりますけれども、予算要望もしない、要は行政として機能していないということではないですか。文部科学省が通達を出しておるのに、全く庁舎内でこのことにつ

いて話し合われたことがないというのは、全くもって機能していないことに等しいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 木内議員のご指摘の件でございますが、学校施設の環境整備の話全般でございますが、耐震の部分から始まっております。今おっしゃっていただいている給食室をどうするかという話は、私、聞いております。部長と課長で今、座っておりますが、答えとしてどうなのかなというところはあると思うんですが、全般的な改修工事の中で給食室をどのようにしていくかという話は、私、総務部長、財政関係のほうからも個別にはなかなか聞いておりませんが、最終的なトータル的な話としては聞いております。ただ、財政的な問題等がございます、まず、耐震だろう、それと、エアコンの設置だろうと。給食室については、いずれかやらなくては行けないと、当面、学校適正化の話、出しているわけでございますが、実際、急に学校適正化の話を出すわけではございませんので、前から、私としては、いろんな形で、思いもございましたので、そういう考えをいたしております。学校がこれからどういうふうになるのか、今、つかめない状況でございますし、2年後にははっきりとしてくるだろうと。そのときにドライという形で考えるべきでないのかなと。財源的な問題もございまして、今までどうしようもない状況の中で、しかし、給食員にはご苦勞をかけているということは十分我々も理解しておりますので、今の考えられる状況の中で何ができるのかということで、担当のほうで苦勞しながら、給食員と意見を交換しながら、例えば、ベストであったり、控室のエアコンであったりと、そういう形で、今取り組ませていただいているという状況でございます。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 部長から全く予算要望していないという答弁があったように聞こえてきましたので、私、申し上げたところでございます。部長、何かあったらおっしゃってください。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） ちょっと予算要望という言葉に惑わされて、当然、予算要望という面で、初めの予算要求などするものだというイメージがあったので、ただ、中長期の計画の中では、過去から、いつこういう話をしながら、部分的には、先ほど町長も言われたように、財政問題もあって、ちょっと先延ばしになってきたという状態です。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） お聞きしておきます。さて、空調設備に関してはいかがなさるんですか。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 先ほども触れましたが、僕らはあまり内容が分かっていなかった部分もあります。また、先ほど二小が割合涼しかったという部分もあるので、今年、全室にクーラーを入れさせてもらいました。ただ、調理室には入っていないのは事実なので、その部分がどこまでできるのか。また、ほかの方法もあるのかどうか、もう一度、予算までには考えていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 町長にお聞きします。学校規模の適正化とか、そういうようなのです。まで放置しているのか、それまでに何らかの空調設備を考えられるのか、私は空調設備をするまでに、仮設としてでもやるべきだと。先ほどご紹介したように、34度、37度という日があるわけですから、これはたまったもんじゃないです。だからその間、規模の適正化、小学校の合併とか統廃合までの間、現状のままでほっとくのか。または手当てをするのか、それはいかがですか。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 現状で聞きますと、考えているということでもございますし、おっしゃるように、そういう状況が生まれているのに、聞きながらほっておくことはできませんので、しっかりと取り組むように行っていきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） しっかりお取組を頂くように、重ねて再度申し上げますが、食育という部分で大事な部分を携わっていただいている調理員の皆さんですから、そこでもきちっとした環境のよい労働環境を求めていきたいと思っておりますので、しっかりお取組をされるように求めておきます。

それじゃ、次お願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 3番目の感染防止としての自動水栓の導入についてということで、今、学校の状況ということで、まず、報告させていただきます。上牧小学校では、男子トイレと女子トイレを合わせて1ブースという考え方をさせていただきますと、10ブースあります。その中で、手洗い蛇口が44か所、うち障害者用トイレの3か所は自動水栓となっております。41か所については、今はカランとかコック式となっております。上牧第二小学校では、トイレブースが9ブース、手洗い蛇口が63か所、うち障害者用トイレが1か所自動水栓とな

っております。第三小学校は、トイレブースが11ブース、手洗い蛇口が38か所、うち3か所は自動水栓となっております。上牧中学校では、トイレブースが8ブース、手洗い蛇口が32か所、その全てが自動水栓となっております。第二中学校ではトイレブースが9ブース、手洗い蛇口が74か所、うち4か所が自動水栓となっております。上牧幼稚園はトイレブースが4ブース、蛇口が16か所、自動水栓は1つありません。状況はそういうふうなものです。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） これらに関しても、しっかりとお取り組みいただいて、今、新型コロナウイルス感染症に関しては、いろんな対策が講じられております。財政のこともあるんでしょうけども、しっかりとお取組をされるように申し上げておきたいと思います。

それでは、次をお願いします。

○議長（服部公英） 教育部長。

○教育部長（塩野哲也） 4番目の新型コロナウイルスの休校で生じた学習の遅れを取り戻す対策、対応と状況について、令和2年3月2日から5月1日の臨時休業期間で欠けた小・中学校の総授業時間は、学年によって多少の差異はありますが、令和2年度、小学校で257時間から300時間、中学校で175時間から250時間となっております。この時間数の確保についてですが、一昨年まで42日間あった夏休みを10日間に短縮しました。そして、学校行事の縮小、簡素化することとともに、小学校ではモジュール事業、朝15分、昼に20分、また中学校では、1日6時間授業を7時間授業に変え、継続的に実施しているところであります。2学期には、運動会、体育大会の大幅な簡素化や、また、文化祭などの行事もできるだけ調整して、授業時間を増やす計画であります。また、中学校の修学旅行については、既に中止を決定しており、その部分も授業に割り振ることになります。1学期終了時点で、小・中学校各校、学年に多少のずれはありますが、小学校ではおおむね80時間、中学校で100時間の補填ができました。割合で言いますと、小学校では約30%、または中学校では40%の補填ができたこと、今、報告を受けております。さらに、学校が持っているICT機器をフルに活用して、1時間の内容を充実させた授業を展開する工夫も併せてやっております。

以上です。

○議長（服部公英） 木内議員。

○9番（木内利雄） 聞き違えておったら、ご指摘ください。今、小学校でおおむね30%、中学校で約40%が補填できたこと。言い換えると、小学校であと70%、中学校であと60%がまだ追いついていないという理解でよろしいでしょうか。

- 議長（服部公英） 教育部長。
- 教育部長（塩野哲也） そのとおりです。
- 議長（服部公英） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 今、残余の補填をしなければならない分は、小学校、中学校それぞれ、おおむねいつ頃に追いつくんでしょうか。
- 議長（服部公英） 教育部長。
- 教育部長（塩野哲也） 小学校におきましては、2月の途中から終わりまでには、一応、予定では終わります。中学校におきましては、1月半ばぐらいをめどに終わる予定であります。
- 議長（服部公英） 木内議員。
- 9番（木内利雄） そこで、今年の6月6日の産経新聞の夕刊です。少し紹介させていただきます。新型コロナウイルスによる休校で生じた学習の遅れを取り戻すため、文部科学省は小学6年と中学3年の教科書の内容を精査し、学校の授業で取り扱うべき部分と、家庭学習などで対応できる部分に分け、全国の教育委員会に通知した。学校再開後の限られた授業時間を効率的に使えるようにするのが狙い。他学年への対応についても6月中に示したいとしているというふうにリード文では書いています。本文では、教育課程のうち2割程度を家庭学習でも可能な内容に分類したというふうには書いておられるんですが、先ほどのそれぞれ小学校は2月頃、中学校1月頃というのは、家庭学習に2割を振ったということはあるんでしょうか。
- 議長（服部公英） 教育部長。
- 教育部長（塩野哲也） その通達については、当然分かっております。学校といたしましては、そのようなことはできないと。だから、今の答えといたしましては、その部分はなし、普通の授業として、今の状況であります。
- 議長（服部公英） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 要は学校の授業の中で全部消化していくと。ここに書いてあるように、文部科学省が言うところ2割は家庭で任すということはしてないという理解でよろしいですか。
- 議長（服部公英） 教育部長。
- 教育部長（塩野哲也） そのとおりです。
- 議長（服部公英） 木内議員。
- 9番（木内利雄） 先ほどの授業の件はしっかりとお取組されるように申し上げております。
- これは答弁要りませんが、8月31日の産経新聞です。子どもの自殺リスクがコロナで多重化ということで、新聞で掲載されております。教員もコロナの中で時間的に余裕がな

いと。学校現場では、子どものSOSを早期に把握することが求められているが、先生もコロナで時間的な余裕はなく、子どもの話を聞く時間が少なく、よって子どもの自殺の兆候を感じられないというふうになってますので、しっかりと現場でお取組をされるように申し上げ、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（服部公英） 以上で、9番、木内議員の一般質問を終わります。

ここで休憩とし、再開は3時20分といたします。

休憩 午後 3時06分

再開 午後 3時20分

○議長（服部公英） 再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（服部公英） 次に、11番、東議員の発言を許します。

東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 皆さん、一般質問も最後となりました。眠たいでしょうが、少しだけ我慢してお付き合いいただきたいと思います。

11番、日本共産党、東充洋です。議長から発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。今回の一般質問は、新型コロナウイルス感染症対策について、バリアフリーの促進について。防災についての3項目にわたって行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてです。現在、誰が新型コロナウイルスに感染してもおかしくない状況下で、我が町からも複数の感染者が出たとの報告がありました。感染を抑えるかぎは、PCR検査の抜本的な拡充にあると指摘されています。厚生省は、8月7日、ここをちょっと間違っているんです、ジツタイという漢字があるんですが、これ、自治体の誤りです。自治体に訂正願います。自治体の判断により、現に感染が発生した店舗等に限らず、地域の関係者を幅広く検査することが可能であるため、積極的に検査を検討し

ていただきたいとの事務連絡がありました。PCR検査の拡充に対する上牧町の施策及び見解について質問いたします。

2つ目は、バリアフリー促進です。第5次総合計画において、上牧町のバリアフリーで目指す姿として、安全で快適な公共空間が充実するまちとし、誰もが安心して快適に移動できる歩行空間が整備され、また、公共施設において、高齢者や子育て世帯が安心して利用できるなど、安全で快適な公共空間が充実するまちを目指としています。現況と課題等が示されています。現在の到達点と施策について質問いたします。

3つ目の項目は防災についてです。9月1日は防災の日でした。上牧町は職員によるコロナ感染症にも配慮した避難所設営訓練を行ったと。NHKや奈良テレビのニュースでの報道があり、訓練に参加された職員の方々が真剣に取り組まれている様子を拝聴いたしました。本当にご苦労さまでした。男女共同参画局は今年5月、自治体に取り組むべき事項をまとめたガイドラインを公表しました。上牧町のガイドラインに沿った具体的な取組について説明を求めます。

以上3点についてであります。再質問は質問席から行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） まず、1つ目の新型コロナウイルス感染症対策について、PCR検査の拡充に対する上牧町の施策と見解についてということでございます。厚生労働省からの指針が出される前におきましても、奈良県知事より8月3日付で新型コロナウイルス感染症の検査能力拡充に向けた取組についての文書等が発出されているところでございます。本町においては、現在、北葛城地区医師会と検討協議をさせていただいており、また、生駒郡の4町も含めた西和7町となりますが、王寺周辺広域休日応急診療施設組合におきましても、検査体制の整備に向けての検討会議を予定しているところでございます。いずれにいたしましても、この件につきましては、医師会のご協力がなければ絶対に実現できないこととございます。そこは慎重に検討を重ねてまいりたいと考えておるところではございますが、なかなか事務方レベルだけで調整が取りづらい部分も多うございます。そのような状況の中、町長ご自身にも、県知事や近隣の市町、町長と連絡を取り合っただき、調整を図っていただいているところでもございます。上牧町といたしましても、できる限り早い段階で、住民の皆様がより身近なところで、より気軽に、そして、安全で安心してPCR検査が受けられる場所の確保と提供に取り組んでまいりたいと、今の状況はそのように考えているところ

でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 例えば、私がかかっているかかかっていないかというのは、全く分からないわけで、本当に症状の出ないコロナに感染していることだってあり得るわけです。私は普通の近所の方々よりも人と接触する機会が多いと思うんです。いろんな方とお話をしたりすることが、機会として日常的に多々ありますので、そういう中で、もし私が感染させたらというふうな心配はあるんです。そのときに、やはり、私が本当にPCRの抗体を持っているのかどうなのかということ調べたいということで、PCR検査をというふうな場面は、どのような状況になるのでしょうか。

○議長（服部公英） 生き活き対策課長。

○生き活き対策課長（林 栄子） 今のご質問でございますが、現在、発熱外来認定医療機関の登録を進めておられます。今まででしたら保健所に相談されて、そこから専門機関にご紹介という形で、検査と治療という流れがございましたが、現在、進めていらっしゃるのは発熱外来認定医療機関、県内で何か所か申し上げられませんが、そちらに受診をしていただいて、症状がいろいろ言っていただきまして、それで必要とあれば検査に移行するという形でございます。ですから、今、症状がないとおっしゃいましたので、ちょっとそこは難しいところですが、そういう流れで、ドクターの判断によって検査になっていくという体制を整えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ということは、抗体を持っているかどうか分からないけれども、症状がない限りは、PCR検査は必要ないというふうな扱いになってしまう状況なんですよ。その原因は多分、医師会の話もあり、保健所の話もありで、いろんなところで、コロナ対策が後手後手に回っているという大きな1つの原因になっていることは、もう、マスコミだとか、いろんなもので報道されているわけなんですけども、その端的なものはやっぱり保健所ですよ。高田に保健所があったのが今、樫原の保健所ということで、範囲がかなり広がってしまっている、これも全国的に同じことで、行革が進むことによって保健所が大きな影響を受けたところが大きな原因となっていて、今、それに対するコロナ禍における状況においても、非常に後手後手に回らなければならないような要因を国自らがつくってしまっているところに、大きな原因があるであろうというふうに、私自身は考えています。そういう中で、1つ心配するのは、上牧ってお年寄りが関わる施設って多いじゃないですか。そういう

施設は、まさしく感染者がおればすぐ広まってしまう危険性が多分にあると言われている箇所じゃないですか。そういうところの職員の方だとか利用者の方々が、やはりそういう検査をいち早く受けて、安心して感染が広まらないようにする、今、広まってないから大丈夫という考え方ではなくて、やはり予防のためにPCR検査を進めていくべきだというふうに私は思っているんですけども、今の状況下では、非常に難しい、町長以下、担当課の皆さんが、いろいろ努力をしていただいていることは分かるんですけども、制度的なものなんですよけれども、非常にそういうところも難しい状況になっているという理解でよろしいですか。

○議長（服部公英） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（青山雅則） 今、議員おっしゃるとおり、まさに、なかなか事務方だけで調整がとりづらい、動きづらい部分は、本音で、実際ございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） やはり根絶させる、広げないと。また、今2次なのか、何なのかがよく分からないですけども、少し減ってきていると言っているけれども、それは、検査したからこそ人数が分かっているだけであって、本当の人数というのは絶対報道されているような人数ではないはずですよ。それを減ったとか、どうだったと一喜一憂しているわけなんですけれども、それ自体が滑稽で、本当の実数がかかめていないのに、どうしてそういうことが言われているのかなと。重症者の方は、本来の実数があらわれるのかもわかりませんが、感染者数の全体が分からないのに、ああいう報道がされているのが不思議だなというふうに思っているんですけども、この問題も本当に非常に社会を変えてしまうというぐらゐ大きな影響を与えているわけじゃないですか。先ほどの質問の中にもありましたけども、学校の子どものことだとか、やはり実社会で働いている方々、ご商売されている方々にも大きな影響を与えている、本当にまさしくその今までの生活が一変されてしまうというふうな状況下の問題で、本当に今のような状況でいいのかな、それこそ、病気のように早期発見、早期治療という状況をつくっていかないと、本当に収まるところに収まらないのではないかとこのように思っています。それはありがたく思っています。ですから、町長、もう一歩踏み込んで、本当に多くの人がPCR検査が受けられて、実際に上牧の住んでいる住民の方々

が、本当に健康なのかどうかということがいち早く分かるような、そのようなシステムを、ぜひ町長にも声を上げていただいて、気軽にPCR検査が受けられるという状況をぜひつくってほしいと思うんですけども、町長1人では無理だというのは当然分かっているんです。しかし、町長の立場で県なり、国なりに強く訴えていっていただきたいという強い希望がありまして、あえて町長に質問するわけですけども、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今の東議員のご質問でございますが、おっしゃるとおり、その趣旨はよく分かっております。ただ、先ほど部長が答えましたように、また、課長が答えましたように、我々医師会の問題がございます。誰がやるんや、どこでやるんやという話になってくるわけでございますので、我々、お医者さんに、「あんたやってくださいよ、場所ここですよ」とそんな安易な話はできないわけでございます。当然、地区に医師会があるし、上牧町の医師会の会長がおられます。先ほど林課長が言いました北葛城地区医師会、これはこれでありませう。生駒郡は生駒郡で医師会がある、特に上牧町の場合は、例えば、休日応急診療所を1つ例にとりますと、王寺、上牧、河合は北葛でございます。生駒郡、4つ、これ生駒郡でございます。生駒郡の医師会、3町は北葛の医師会でございます。しかし、それ以外は、例えば広陵であったり、香芝であったり、葛城市であったりといろいろあるわけでございますが、それはまた、北葛の医師会の中でも3町は別だと、誰、これ決断するんやということに当然なるわけでございますので、北葛城地区医師会も、会長さん、香芝の方でございますが、これは名前を出していいのかなと思うんですけど、香芝生喜病院がやるということで、頑張っているというお話は聞いております。ただ、医師会との関係が、我々なかなか難しく、情報として入ってこない。生喜病院は大きい病院でございますので、自分のところでやるだけの力は持っております。当然、お医者さんもおられるし、機器は必要ですが、例えばそういうものを購入されたとしたら、自らやれると。だから、やっぱり医師も疲労されるわけでございますので、もしそういうことになったら、代わって誰が行くのかということになりますので、香芝は北葛の医師会でございますので、北葛の医師会が協力すると固まれば、何人か反対されたら医師会としてはまとまらないことにもなりますので、やっぱり医師会がしっかりと協力的な体制をとられるのが一番基本になるのかなと。病院で勤めておられるお医者さんと開業医とは立場が違うわけでございますので、開業医がもしコロナにかかられたら、極端に言えば、1か月間診療ができないことになりますので、やっぱり開業医のお医者さんはお医者さんなりに考えられるということでございますので、なかなかその辺は難

しいだろうなど。大きな病院でおやりいただくのが一番早い方法なのかなというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。そのとおりだろうなというふうに思います。ですから、ここは、やはり市町村だけで、医師会の方々にいろいろお願いをするところも非常に難しい状況になると。それはやはり、お医者さんにとってもかなり大きなリスクを抱えることになると思いますので、やはりそこは国が十分なその補償を援助するということが最も望ましいでしょうし、求められるところというふうに思いますので、この辺は、町長、声を上げて、ぜひ、そのようなことが実現できる補償体制ができるようにしてほしいと、一言、やはり伝えていただくことをぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（服部公英） 今中町長。

○町長（今中富夫） この件に関しましては、私は王寺町長とも相談いたしております。今おっしゃるように、やっぱり最後はお医者さんでございますので、そういうところについては、また、医師会に対しても、当然、奈良県、関係あるわけでございますので、時によってはやっぱり知事にもそういうお話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） ありがとうございます。どうかよろしくお願いいいたします。

次、お願いいいたします。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 2つ目のバリアフリーの促進についてということで、現在の到達点と施策についてというご質問を回答させていただきます。平成29年度にNPO法人、楽しいまちづくりの会及び大学と連携に当たり、上牧町バリアフリー基本方法策定協議会が発足されました。平成30年3月に上牧町バリアフリー基本構想が策定され、その基本構想に基づき、事業が適切に行われているか検証するために、上牧町バリアフリー基本構想推進協議会を平成31年4月に立ち上げ、令和元年、2年に基本構想で定めた重点施策地区及び特定事業に関するなど、話し合いを行っております。今後の方針としましては、地形的な問題、財政的な問題が、バリアフリー化に時間を要する箇所については、ソフト面の充実により、心のバリアフリーを浸透させ、職員向けの窓口サービスにおける配慮マニュアルの作成も行い、重点、整備地区はもとより、町全体のバリアフリー化を目指すことを目標とされております。また、基本構想にも掲げられている実施すべき特定事業としましては、公共施設の特定事業、

道路特定事業、交通安全特定事業、建築物の特定事業の4項目がございます。現在、取りかかっている主な事業としての到達点といえますか、一例を述べさせていただきます。

まず、道路特定事業としまして、かねてから、役場前の中で中筋出作の件と歩道の段差解消を令和2年度から3年度に設計して、2年度に事業をかかってもらえるということで、今現在、進めてもらっています。それと、上牧町の彩りを目的とした滝川の遊歩道の右岸の整備と左岸のサイクロードの整備を、今現在の令和2年度の末では46.7%を、最終的に令和4年度で100%の完成を目指すということです。それと、私が一番最近で感動したといえますか、よかったというふうに思っておるのは、服部記念病院前の交差点については、交通安全特定事業の中で信号機がついたことについて、事故等の緩和がなされたことで、大変うれしく思っております。それと、もう1つは、これも特定事業には関わっていないんですけども、米山新町線の遊歩道の横断歩道のちょっと先ぐらいで、警察のほうからも、横断歩道の設置もしてもらえるということで今回補正を上げさせてもらいました。それともう1つ、総務課では、公共交通特定事業として、巡回バスについて住民アンケートを取り、表示盤の見直し等の設置ルートのことやっただいておりますので、今の特定事業についても、少しずつですけども、やっってもらっていると思います。ちょっと不足しているのは、特定道路の中で、下牧高田線とか、その辺の旧のマウンドアップ方式のところについて、どういうふうにするかというのもございますが、財政等もいろいろ問題もありますので、まず、今やっているところについて、継続的に事業を進めさせてもらった中で、また順次、整備したいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） いろいろご答弁いただきましてありがとうございます。役場前の県道は、すごく費用のかかる大きな事業というふうに想像します。そういう中で上牧町のうたっておられる安全で快適な公共空間の充実というところを一步ずつ実現していこうとしているというふうに思うんですけども、何も住民は、一足飛びに上牧町がごろんこの空間ができて、安全安心が全て整うというふうには思っておりません。やはり長い月日がかかって実現していくというふうには想像しますから、できる限り身の回りで小さなことからでも、一步ずつ進めていくのが大事だろうなど。この間の審議会の中でもやったんですけども、精神的なものでやろうということで、障害者差別解消法等を交えたもので、委員がDVDを見たりとか、意義だとかということは学びました。そこでも話し合われました。そして、そういう精神を、上牧の子どもたちにもこの趣旨を知ってもらおうということで、広げようという

ふうな話もされました。そういう充実を図っていくということは非常に大切なことで、いいことだというふうに思うんですけども、実際に生活する人は、先ほど出ましたが、例えば、遊歩道をそのまま横断するのではなくて、一旦、ペガサスホールのほうに、東に20メートルほど行って渡らなければならない状況になる。それが警察にとっても一番安全になるという方法を採用したということですけども、ルールは守られません。交通ルールが守れるのであれば、事故なんか起こっていません。事故が起こるということは、違反なり、してはならないことが、どこかで起こっているから事故になるということが非常に原因が多いというふうに思うんです。ですから、その横断歩道を本当にするんであるならば、本当にその遊歩道を利用されている方がそこを通っていただけるような状況をつくらなければならないというふうに思うんです。そのまま放置しておいたら、必ず真つすぐ進みます。誰しも迂回するなんていうことは考えないと思うんです。そのいい例が歩道橋でしょう。歩道橋があっても、小学校の歩道橋は、登校のときに利用されます。小学校の方々はあそこしか上がる場所がないから、道路を横断することができない。なぜかと言うたら、下牧川のほうは柵をしています。分かりますか。そやから、あれを乗り越えてまで、県道を横断するというふうなことはないと思います。歩道橋を上がって通学されるであろう、そしてまた、一般の方々も当然、柵を乗り越えるのは非常に大変ですので、なかなか横断することはないだろうというふうに思われる。ですから、柵がいいとかどうかとは分かりませんが、ぜひ、横断歩道を利用して、遊歩道を歩いていただけるという施策を今後は考えないと駄目なんかなというふうに思いますので、ぜひその辺は考えておいていただきたいというふうに申し添えたいというふうに思います。

もう1つ、公共施設の部分ですけども、例えば、施設によって手すりが必要であるとか、車椅子が上れるようにするスロープが必要とかというところなんかは、全て網羅されているのかなというふうに思います。例えば、米山の集会所ですけども、ちゃんと手すりがあるんですけども、公園が左で、段を上っていきます。写真を撮っておいたらよかったですけど、そのときに、2段か3段の上がる場所には手すりがありません。それを上ってから、入り口まで手すりがあるんです。その2段、3段が、年を召された方においてはどうなんかなと。つえだけで2段、3段が上れるかなという嫌いがあるんです、そこをすぐせいとかとかいう話じゃなしに、1回見ていただいたほうがいいと思うんですけども、そういう箇所が、上牧町の公共施設の中にあるのかなのかということ、やはり十分精査せんとあかんのちゃうかなと。それが本当に大きな費用がかかるというふうには思いません。何十万か分かりませ

んけど、何百万もかかるなんていうふうなことはないと思うんですけども、そういう細かなところをきちっとさせていくところから始められたほうがいいのではないかなという感想を持っているんですけども、その点はいかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていたいただいたバリアフリーの関係につきましては、各施設で言っていたいただいた内容の、手すりがないとか、スロープができてないとかいうところもあるかなというふうには認識しております。この部分につきましても、個別施設計画の中で、バリアフリーがどうなっているのかも調査させていただいておりますので、そういうふうな調査をもとに、今後、そういうふうな部分も含めながら、進めていくというふうな内容になっております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） それは何月でできると言いましたか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 来年の2月か3月当初ぐらいにという予定は、今のところしております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） その期間でしたら、もう予算査定は終わっているという状況であると思いますので、もし軽微なところで必要なところがあるならば、補正予算で対応していくというような考え方でよろしいですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、個別施設計画の話なんですけど、製本と言ったら変なんですけど、ある程度まとまった形の部分につきましては、2月の末から3月の初めに、そういうふうな形で作成をしていこうと。ですから、今、内部でいろいろ調整させていただいている部分につきましては、現場も確認しておりますので、そういうふうな部分も把握している状況になっているのかなというふうには認識しております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。ぜひ実現していただきたいと思います。住民の方々にとっては、日々お使いになられているところでありますので、町としては、予算の問題だとか、準備の問題だとかということで、かなり時間がかかるということもあろうかと思うんですけども、しかし、やはり、短時間で解決できるところはしてあげてほしいという要望で

すので、ぜひその辺は実現しておいていただきたいというふうに思いますが、よろしゅうございませうでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今、議員言っていただいたとおり、個別施設計画の中でそういうふうな部分も精査しながら、進めていきたいというふうには考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 施設のところはそういうことで、総務部長のお答えがあったと思うのですが、あと、部長のところでも多々細かいところがあると思うんです。大きなところもあると思うんです。そういうところは一応、例えば都計道路ですけども、米山歩道ではないですけども、やはり非常に歩きづらいという状況がよく言われるんです。特に、元ダイエーのあったところの交差点付近は、非常に歩きにくい状況だというふうに思うんです。なぜならば、あそこは平坦な道路ではなくて、側溝に蓋をしているという状況ですか、やっぱりあれが歩きにくくしている要因の1つにあると思うんです。ですから、その辺も、あれはいらうとなったら非常に大きなお金になるか分かりませんが、やはりそういうところも注意深く見ていただいて、そして、将来にわたってどのような形状にするのかというあたりも考えておいていただきたいというふうに思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（服部公英） 都市環境部長。

○都市環境部長（杉浦俊行） 現場のほうも、今、議員のほうがおっしゃっていただいております。短期、中期、長期という観点から、まず、大規模なマウンドアップからセミフラットにしていこうと思ったら、かなりの時間、費用もかかることだと思うし、横断のグレーチング、段差解消、それと蓋のがたがたしているところについても、早急に課長と課員が現場を歩いて、ここは危険というところについては、そんなにお金がかからないと思うところもありますので、そういったところもピックアップして、また、推進協議会に提示して、今後の計画も進めていきたいと思っております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 推進協議会の中でも、今後はそういうところの話合いもテーマにしたもので進めていただけるのがありがたいというふうに思いますので、その辺も十分考慮していただきますようお願いしておきたいというふうに思います。

それでは、次お願いいたします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 男女共同参画局が5月に自治体向けにまとめたガイドラインを公表された部分につきまして、上牧町がガイドラインに沿った具体的な取組についてということでございます。

まず、9月1日の防災の日の、先ほど壇上で少しお話ししていただきましたが、その部分につきましても少しだけ触れさせていただきたいというふうに思います。この部分につきましては、9月1日に職員により感染防止対策に配慮しました避難所の設営訓練を実施させていただきました。訓練といたしましては、台風による大雨で土砂災害の危険性が高まり、避難勧告が出て、10世帯20人が避難所にやってくるとの想定で実施いたしました。さらにその中に、新型コロナウイルスの感染者との濃厚接触者がいるとの設定もさせていただき、行ったところでございます。今回は西館の3階と2階の会議室を使用し、参加職員が世帯ごとのプライベートルームとなるテントを設営し、設営が終わると受付を設け、避難住民に扮した職員に対応を行い、受付では体温計で検温し、手指消毒、それと健康状態のチェックを実施し、濃厚接触者や体調不良の人については、別室に案内し、防護服を着た職員が聞き取りなどを行って、隔離した部屋のテントに誘導したというふうな部分もでございます。また、乳幼児を連れた避難者、それとまた足をけがした避難者、ペットを連れた避難者等の対応も行い、実施させていただいたというところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） たまたま1日に役場へ来て、もう訓練が終わった後だったんです。そういう訓練を行ったというのを聞いて、NHK、それから奈良テレビで、多分ニュースで報道されるというから、すぐ石丸さんに電話を入れて、「こういうのやったらしいで」と言うて話して、僕はずっと見てたんですけど、ノムラ君なんか、ペットを持って避難所へ行ったという役をやったのをちゃんと見せていただきました。そういう中で行われた訓練ということで、本当にご苦労さまでした。そういう訓練を重ねていただいて、やはり上牧町の住民の安全と安心を確保していただくことに、非常に大きく寄与していただきたいというふうに思います。

1点、この言っているガイドラインのところとはちょっと離れるんですけど、1つお聞きしたいのは、各自治会に無線機があるんですけども、私は、無線機を利用するの訓練のときだけと。住民が参画する上牧町主催の訓練のときだけ、無線機を利用して、シナリオがあって、例えば片岡台3丁目の何棟が倒壊しましたとかいうのを報告、それは私の役目ですので覚えているんですけども、それを報告するという、日頃は何に使うのかというのと、それと、

ちゃんと電源は入れているんですけども、本当に私だけではなくて、ほかの人もみんな使えるようにならなくてはならないと思うんです。ですから、無線機の役割と、それから、日常のメンテについてはどうなっているのかなというふうに、非常に疑問に思いまして、うちもただ置いていただけなんです。その訓練のあるときまでそれ一切、何もせずに置いてだけで、いきなり取って、どれぐらいの時間に本部から連絡が入るから、あんた持つと言われて、ずっと持っておいて報告するという、ところが、報告できなかつたときもあるんです。一番初めは報告できたんですけど、それ以降はなかなかうまいこといかに報告できなかつたというのがあるんです。各自治会も含めてなんですけど、この扱いはどのようにされているんでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 実際、訓練を実施するときについては、そういうふうな形で使っていただくことになるんですが、上牧町の場合、災害等が発生しておりませんので、使っていただくのはなかなかないというふうに考えているんですが、平時につきましては、常に充電しておいてもらわないと、もし、いざ災害が起こった場合に役に立ちませんので、そういうふうな形で持っていていただくのが現状でございます。何年かに1回、自治会長も変わられるというふうな部分もございますので、そういうふうな部分につきましては、引継ぎもしていただいていると思うんですが、なかなか引継ぎがうまくいかないときにおきましては、自治会長が総務課のほうに来られまして、「この使い方どうしたらいいの」とかいうふうな問合せ等もございまして、そういうふうなときは、職員のほうで対応させていただいて、説明させていただいているというふうな状況でございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） そういうことなんだろうけども、やはり年に1回なり、半年に1回なり、職員の方が現物のあるところへ行かれて、きちっと受け答えができるかどうかということもきちっとしておくことが必要ではないかなというふうに思っているんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） メンテの部分等もございまして、急になってしまったら、反対に何事かなというふうな形で思われても駄目なんで、まず、どこかで周知させていただいて、今後はそういうふうな訓練も必要になってくると思うので、そういうふうな部分につきましても、内部で検討させていただいて、また、情報を出していきたいというふうには考えてお

ります。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） でないと、私はWi-Fiばかり言っているように思われているか分かりませんが、Wi-Fiばかりが情報ではありませんので、やはりこういうところの部分も、目の届くということで管理していただきたいということを強く求めておきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

それで、ガイドラインのところですけども、いろいろあると思うんですけども、非常に災害が少ないというふうに言われているんですけども、しかし、上牧町の心配するところは、やはり、台風であったりというふうな、地震も大きな要因だろうと思うんですけども、そういう中で避難所というのは、やはりきちっと確保しておかなければならないでしょうし、そして、避難所でどうするのかということが非常に求められているところだというふうに思うんですけども、その辺はどのような考えで置かれているんでしょうか。どなたかが一般質問されたと思うけども、女性の方をやはり、協議会なりの中には入れたほうがいいとか、やはり女性の視線が大切だというふうなことをおっしゃっていた方がいらっしゃったと思うんですけども、まさしくガイドラインの中でも、そのようなことに触れられているというふうに思うんです。そういうところを踏まえて。上牧町はガイドラインに沿ったマニュアルを作成されているのかどうかを、まずお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 以前に上牧町の防災ガイドブックがありまして、その中で、男女共同の視点からの避難所の運営ということで、お示しさせていただいている部分がございます。今回、5月に改正されたガイドラインにつきましては、女性の視点をさらに強化したような、一口で言いましたら、女性の視点をさらに強化するというか、もっと女性の視点に立った部分で改正が行われているというふうに考えております。その中におきましても、7つの基本方針があったというふうに思います。

1つ目は平常時からの男女共同参画の精神が防災復興の基礎となる、2つ目が女性は防災復興の主体的な担い手である。3つ目が災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮する。4つ目が男女の人権を尊重し、安全安心を確保する等々と7つの部分でガイドラインが出ております。今、臨時交付金を使って、ガイドラインの見直しもさせていただいております。新しく災害対応力を強化する女性の視点というふうな部分も含めながら、ガイドラインの見直しを今考えているところでございます。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。部長のところにおいては、非常に難しいのは、やはり、災害起こったときの訓練もそうなんですけど、コロナ禍における対策をどうするのかというところがまた1つ増えたわけです。このような状況で、もし災害が起こった場合と言うたら、やはり、車中を好む人、テントを好む人、いろいろな場面が出てくる。そのときに、トイレはどうするのか、トイレは男女別々にできるのかどうなのかという細かなことが、今後また求められてくるという状況になると思うんです。ですから、しっかりとした対策の部分を持ちとマニュアルに掲げていただいて、安全で安心というマニュアルをぜひ作成していただき、それを周知していただく、そのような上牧町を築いてもらうということで尽力願いたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 今言っていた部分につきましては、やはりトイレの問題が生命の部分に関わってくるというのが一番大きくなってくると思います。そういうふうな部分も含めながら、衛生の問題、物資の問題、それと安全安心の問題を掲げておりますので、総合的に、今回のガイドラインの見直しの部分におきまして、新たに追加していきながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（服部公英） 東議員。

○11番（東 充洋） 終わります。

○議長（服部公英） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。

◇

◎散会の宣告

○議長（服部公英） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 4時11分

令和2年第3回（9月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第5号）

令和2年9月23日（水）午前10時開議

- 第 1 決算特別委員長報告について
- 第 2 認第 1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認第 2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認第 3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認第 4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認第 5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認第 6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認第 7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 第11 議第 2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第 4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第13号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について
- 第15 議第16号 滝川遊歩道整備工事（その2）請負契約の締結について
- 第16 議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について
- 第17 文教厚生委員長報告について
- 第18 議第 5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第19 議第 6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第20 議第 7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

- 第 2 1 議第 8 号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議第 1 0 号 令和 2 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 2 3 議第 1 1 号 令和 2 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 回）について
- 第 2 4 議第 1 2 号 令和 2 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 2 5 議第 1 4 号 令和 2 年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）について
- 第 2 6 議第 1 5 号 令和 2 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 2 回）について
- 第 2 7 議第 1 7 号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について
- 第 2 8 意見書案第 1 号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	遠山健太郎	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	吉中隆昭
7番	富木つや子	8番	康村昌史
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	服部公英

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	西山義憲
教育長	松浦教雄	総務部長	阪本正人
総務部理事	中川恵友	都市環境部長	杉浦俊行
住民福祉部長	青山雅則	水道部長	中村真
教育部長	塩野哲也	総務課長	山下純司

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	山本敏光	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（服部公英） おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（服部公英） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎決算特別委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第1、決算特別委員長報告について。

康村委員長、報告願います。

康村議員。

（決算特別委員長 康村昌史 登壇）

○決算特別委員長（康村昌史） 皆さん、おはようございます。8番、康村昌史です。決算特別委員会の委員長報告を申し上げます。

決算特別委員会は、委員6名出席のもと、9月10日木曜日、11日金曜日の2日間開催いたしました。9月4日の本会議におきまして付託されました、認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、認第2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計決算認定について、慎重に審議いたしました結果、7議案全て認定すべきものと決定いたしました。

それでは、それぞれの決算認定についての審議内容及び審議結果についてご報告いたします。

令和元年度一般会計決算は、歳入総額78億4,877万円、歳出総額75億9,304万円であり、翌年度繰越額は5,110万円で、実質収支額2億463万円の黒字となりました。

それでは、決算特別委員会で出された質疑の主な内容を報告いたします。

令和元年度一般会計歳入歳出決算審査意見については、歳入で、一般会計における町債残高115億8,645円と、前年に比べ5億4,854円と減少しているが、公債費は歳出の17.2%を占めている。経常収支比率は99.3%で1.8%増となっているが、前年度より経常収支比率が悪化した主な要因はとの質疑があり、歳入においては経常的収入である臨時財政対策債及び地方消費税交付金が減少したこと、歳出においては経常的支出である公債費の部分も据置期間の縮減の影響による公債費の増加、また高齢化による後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計への繰出金が増加したことが挙げられる。このことから今回、第6回補正で繰上償還をしていくことによって実質公債費比率の減につながると考える。つまり公債費比率が下がるし、経常収支比率も下がる。そういうことを見据えながら減らすのが大事であるとの答弁がありました。

また、町税については前年度比2,105万円増で、調定額に対する徴収率は90%で0.3%増、収入未済額は前年度224万円増加し、収納対策に積極的に取り組まれている。一方、町営住宅使用料、駐車場使用料の収入未済額は1億1,700万円、前年度比145万円減、町営住宅の現年度分調定額に対する収納率は81.9%と、前年度比0.5%増となっている。町民税については、現年度分と滞納繰越分を合わせて0.7%アップ、固定資産税も合わせ1.2%アップとなり、軽自動車税も合わせて5.1%アップ、その部分で9%アップとなっている。その理由はとの質疑があり、債権管理条例に基づき、督促状、電話など収納対策に積極的に取り組んでいる。また、給与や年金、預金の差押えから不動産の差押えも行った。そして、分納誓約についても滞りが見られるが、電話や戸別訪問を積極的に行った。町営住宅についても同じ考えで徴収していくとの答弁があった。

次に、歳出については、三セク債の償還が大きな負担になっているとの質疑があり、令和元年度は旧の土地開発公社から引き継いだ土地の売却に至らなかったが、毎年約2億円の償還を行っているし、利子の40%は特別交付税に算入される。令和5年に見直しの借換えを行うとの答弁があった。また、新型コロナウイルス予算の執行状況はとの質疑があり、第1次交付金の執行はほぼ終わり、第2次交付金の執行についてはクーポン券の発送は終わり、各

担当課で事業を進めているとの答弁があった。

次に、一般会計決算書については、歳入で、款3利子割交付金は、予算額679万円に対し決算額361万円となった要因はとの質疑があり、県から示される伸び率で計上したが、県民税の利子割に係る税収が減少したためとの答弁があった。款4株式譲渡所得割交付金については、予算額2,505万円に対し決算額1,378万円となった要因はとの質疑があり、県民税の株式等譲渡所得割に係る税収の減少によるとの答弁があった。款15県支出金、項2県補助金、目4農林商工業費県補助金については、問い。農地利用最適化交付金について、趣旨及び対象となる活動の説明を求める。答え。今年度、農業委員会等に関する法律の改正により農業委員の業務が増えたことに伴い、国はその活動と成果に応じて配分する農地利用最適化交付金を新設したことにより、農業委員の基礎的な報酬に上乘せし支払うものである。対象となる活動は、農業者の経営意向の把握と意向を踏まえた農地の出し手、受け手との調整、農地の利用状況調査、遊休農地所有者との相談活動、新規参入者への農地のあっせん、活動の実施に必要な会議となっている。また、団体営ため池防災対策調査計画事業補助金について説明を求めるとの質疑があり、近年、地震、集中豪雨等による災害被害が多く見られ、ため池についても防災・減災対策を講じなくてはならないとされ、全国ため池緊急点検にて抽出されたため池について氾濫解析を行った。点検を行ったため池は、二ツ池、イコマ池、米山池、つくも池、花ヶ池、井戸ヶ尻上池、尾平下池である。この池についての解析結果は、ハザードマップを作成し町民に周知させていただくとの答弁があった。

次に、歳出に入ります。款2総務費、項1総務管理費、目4企画費について。問い。「すむ・奈良・ほっかつ！」事業費について、推進会議の開催数と不動産を上牧町で買いたい人がどのように情報を入手できるのか、また、リトル・ママフェスタ大阪と北葛ママ座談会について説明を求める。答え。推進会議については今年度は開催されなかった。また、不動産の情報はアットホーム株式会社にお申し、上牧町にリンクしていただいている。不動産を購入しようと思う方は不動産会社からのリンクが多く、リンクの回数も表している。また、リトル・ママフェスタ大阪についてはコロナウイルスのため中止となったが、新企画として、北葛4町で暮らしや子育て環境についてよりリアルに伝えるため、子育て期間中のママさん同士で語り合う北葛城ママ座談会を実施した。上牧町は病院や商業地等もあり暮らしやすいという声もあった。今後もホームページやポスターでしっかり情報発信をしていく。さらに、女性のキャリアアップ、社会復帰モデル構築について内容説明をとの質疑があり、子育てママが社会復帰をするためのプログラムを作成し実証実験を行い、31名の方が3つの授業を受

講した。その内容として、強みを生かしたセミナー、英語研修、ウェブ研修を開催した。受講された方の中には起業された方もおられるし、社会復帰をされた方もおられるとの答弁があった。

続いて、出会い・結婚・子育て応援事業の内容説明をとの質疑があり、出会い・結婚・応援事業において出会いイベントの開催を実施。10月のイベントでは3組のカップルが誕生、さらには3組の成婚者が誕生し、お祝いセレモニーを開催した。マリッジサポーターの育成、登録制度や個別相談も行っているとの答弁があった。

款2項1 総務管理費、目12プレミアムつき商品券事業について。問い。プレミアムつき商品券事業2,284万円は消費税引上げによる影響を緩和させる目的で行われたが、効果を伺う。答え。商品券購入者は、住民税非課税者1,938人、3歳未満の子どもがいる世帯394人、転入者19人の合計で2,351人である。プレミアム額は約961万円となった。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、療育相談支援事業、ほほ笑み教室については、問い。当初予算より差額があるようだがその要因は。答え。元年度は参加者が少なかったことが考えられる。さらに感染症拡大防止のため、しばらく閉鎖したからである。さらに、不妊・不育治療助成金については何名の方が受けられたか。また、妊娠・出産された件数は、との質疑があり、不妊治療が15名、不育治療が1名受けられており、6名の方が妊娠、出産にたどり着いたとの答弁がありました。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目3 予防費について。問い。近隣の自治体では高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担分の無料化を進めているところもあるが、本町のお考えは。答え。高齢者の重症化を防ぐため、インフルエンザ予防接種の65歳以上を対象とし無料化を行う方向で検討をしていく。

款4 衛生費、項1 保健衛生費、目5 健康増進事業費については、自殺対策計画策定事業費の委託料の使い方はとの質疑があり、策定に当たったの調査や分析等のコンサル料と冊子作成及び印刷製本費であるとの答弁があった。

款4 衛生費、項2 清掃費、目2 塵芥処理費のリサイクル推進事業については、問い。令和元年10月から雑がみ保管袋を配布したが、リサイクル状況はどうか。答え。分類では雑誌類となり年間およそ220トンだが、令和元年度は5か月で238トンであった。

款6 土木費、項2 道路橋梁費、目道路橋梁費の道路水路維持管理については、樹木管理委託料は約600万円である。町内には住宅開発されてから一度も剪定されていない街路樹など、茂り過ぎて危険な箇所がある。対策をお願いしたいとの質疑があり、検討するとの答弁があ

りました。また、大和川流域総合治水対策については、問い。水害ハザードマップが全戸に配布されたが、住民への周知について伺う。答え。今年6月に県と連携した出前講座を予定していたが中止になった。さらに、バリアフリー対策事業費については、問い。平成30年3月に町民提案型でバリアフリー基本計画が策定されたが、その後の取組の説明を求める。答え。令和元年度から計画を具体化するための調査や提案をNPO法人の楽しいまちづくりの会に委託しており、バリアフリー基本構想推進協議会で協議している。

款6 土木費、項3 都市計画費、目5 都市再生整備費の滝川水辺周辺地区整備事業費については、滝川水辺周辺地区整備事業予算の負担金の説明をとの質疑があり、当初予算では40%国の補助であったが、今年度は追加の補助がおりてきたため100%の補助率となったとの答弁がありました。

款7 消防費、項1 消防費、目4 災害対策費の防災士資格取得支援事業については、問い。当初、受講者の予定人数は。答え。20名の予定であったが人気があり競争率が高くなっているため、今年度は2名の方が習得された。問い。現在、防災士は何名の方がおられるのか。答え。男性90名、女性24名で、合計114名の方が習得されている。問い。今後の見込人数は。答え。目標人数は設けていないが地区によっては少ない地区もあり、各地区に数名おられるのが望ましいと考えている。

続きまして、款8 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費について。学校規模適正化の検討が始まるが、コロナ禍では少人数クラス編成が必要であるので、クラス規模について考慮すべきとの質疑があり、国の方針が出ていないので注視していくとの答弁がありました。

款8 教育費、項5 社会教育費、目6 青少年健全育成推進事業費のまきっ子塾事業については、問い。当初642万5,000円、決算額496万4,279円、差額約146万円の要因は。答え。当初25回の開催を予定していたが、感染症拡大防止のため2月以降実施できなかった。

款8 教育費、項5 社会教育費、目7 文化財保護費については、上牧久渡古墳群整備計画と基本設計が策定されたが、今後の計画と事業費を伺うとの質疑があり、令和2年度で実施設計を行い、令和3年と4年で整備工事の予定である。工事費はおよそ2億3,000万円を見込んでいるとの答弁がありました。

款8 教育費、項6 社会体育費、目3 体育施設費の町民プール管理委託料については、委託料539万3,628円の内容説明をとの質疑があり、常時5人体制、責任者1名、その他4名で管理業務、清掃業務を行っており、その人件費とその他雑費であるとの答弁がありました。また、その委託料の見直しはできないものかとの質疑に対して、他町の動向などを見ながら検

討していきたいとの答弁がありました。

また、第1体育館LED化工事については、当初707万4,000円、決算額246万2,130円の差額の内容説明をとの質疑があり、施工方法の見直し等を行い、企業と相談の結果、各業種で安価であることが可能になったため減額することができたとの答弁がありました。

以上で一般会計は終了です。

続きまして、令和元年度国民健康保険特別会計決算について報告を申し上げます。

歳入総額24億7,295万円、歳出総額24億5,507万円、実質収支額1,788万円の黒字決算です。

それでは、質疑の主な内容の報告を申し上げます。

保険給付費が前年度決算に比べ5.4%の減となった要因はとの質疑があり、被保険者の減少と入院の割合が減少したためであるとの答弁がありました。また、特定健康診査の受診率は、平成30年度が34.71%に対し令和元年度は36.85%と増加した要因はとの質疑があり、会社での検査や人間ドック受診者を含んでいる。また、令和元年度は人間ドック280名、脳ドック134名の合計414名が受診されたとの答弁がありました。

次に、令和元年度後期高齢者医療特別会計決算について報告を申し上げます。

後期高齢者医療広域連合納付金が当初予算より増となった要因はとの質疑があり、被保険者が156人増加したことと、保険料が増加したためであるとの答弁がありました。

次に、令和元年度住宅新築資金等貸付事業特別会計決算については、全委員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、令和元年度下水道事業特別会計決算について報告を申し上げます。

款1下水道事業費、項2下水道建設費、目1公共下水道事業費の工事請負費で、問い。公共下水道汚水環境築造工事について、この場所がなぜ今なのか。答え。北上牧地区の場合、東側より工事を順次行い下水道工事は既に終わっていたのだが、主管につなぐことができず今になって問題が解決された。新町地区の場合、調整区域であったため必要がなかったのだが、最近、共同住宅が建設され必要となった。

次に、令和元年度介護保険特別会計決算について報告を申し上げます。

款2保険給付費、項1介護サービス等諸費について。問い。介護サービス等諸費は、高齢化社会では年々増えていくのは仕方がないが、居宅介護と施設介護についてどのくらい増えているのか。答え。居宅介護は微増であり施設介護のほうが大きく増えているのが現状である。

款3地域支援事業費、項1介護予防生活支援サービス事業費については、問い。地域体操

教室事業費で委託先はどこなのか。会費を取っていると聞いたが説明を。答え。委託先はときめき体操クラブ、ためトレ体操クラブで、会費を取っているのがときめき体操クラブで、最初に開催した5教室に対して会費を頂いている。

款3地域支援事業費、項3包括的支援事業・任意事業、目2任意事業費。問い。家族介護支援事業の扶助費で、紙おむつ支給に対して説明を。答え。紙おむつは要介護3以上で、2か月に1回定量で支給される。当町では33人に支給している。

次に、令和元年度水道事業会計決算については、収益的収支は約7,000万円の黒字となり、利益剰余金は約9億円である。コロナ禍の支援策として住民への還元を要望するとの質疑があり、今後、庁舎の耐震化や水道管の更新が必要であるので考えていないとの答弁がありました。

以上をもって令和元年度決算の決算特別委員会の報告を終わります。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎認第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第2、認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 認第1号 令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算認定について、今の決算特別委員会、康村委員長の報告を受け、2点質疑をさせていただきます。

1点目、令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算書16、17ページ、個人分の町民税についてです。令和元年度のふるさと納税による減収はどの程度ありましたでしょうか。平成30年3月に開催した当該予算の審議では、委員の質疑に対して約1,800万円を想定していると答弁がありましたが、実績をお知らせください。併せて今実施している減収対策、ふるさと納税を控えてもらう対策について説明をお願いします。

2点目、同じく令和元年度上牧町一般会計歳入歳出決算書172、173ページ、予備費についてです。令和元年度予算から予備費が1,000万円から2,000万円と倍増されました。同じく平

成30年3月の当該予算の審議では、委員の質疑に対し、近年多発している自然災害や老朽化している公共施設等の突発的な修繕に対応するため増額計上したと答弁がありました。決算書を見ると、予備費から充用した総額約370万円。その内訳は全て詳細にタブレットに資料を頂いています。いま一度、予備費計上に対する考え方と、今回の令和元年度決算における予備費は全て突発的なやむを得ない充用であったかを答弁をお願いします。

○議長（服部公英） 康村議員。

○決算特別委員長（康村昌史） この質問については、担当課に答弁をしていただきます。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） まず1点目のふるさと納税に関するご質問でございます。

実績の報告ということなんで、実績につきましては2,632万円の減収であったというところでございます。

それと、減収対策とふるさと納税を控えてもらう対策についてのご質問でございます。この部分につきましては、9月号の町の広報かんまきの中に少し掲載をさせていただいております。この部分につきましては、「本来のふるさと納税の制度とは」ということと、それと今お話しさせていただきました2,632万円が流出していますよというふうな内容と、それと、その流出について行政サービスに影響が出てきますよというふうな形で掲載をさせていただいて、啓発を行っておるところなんです。このふるさと納税に対する個人さんの考え方と申しますのは、本来のふるさと納税と、それと返礼品を目的にされているふるさと納税の方もおられます。その辺のところをなかなか周知するのは難しいところもございまして、町といたしましては行政サービスに影響が出ますので、こういうふうな形でお願いしますというんじやなしに、啓発のほうをさせていただいているという状況でございます。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ありがとうございます。たしか前々年度が1,900、今回、想定が1,800だったけども2,632万と増えたということでした。今中町長の姿勢として、サービス合戦とか奪い合いをよしとしないというものがあります。ただ、黙って取られてばかりはいけないということで対策を講じられていると。私も広報を見させてもらいましたら、行政サービスの低下を及ぼすことがあるので、できるだけ控えてください、そういう啓発しかできないと思います。今回、こういう形で質疑もさせていただいたので、我々議員としてもふるさと納税は極力控えてくださいという話はしていきたいというふうに思います。今後も住民税の流出対策をお願いして、次の2点目、お願いします。

○議長（服部公英） 総務部長。

○総務部長（阪本正人） 2点目のご質問でございます。予備に関してのご質問でございます。

まず、先ほど令和元年度の予算審議の中で、近年多発している自然災害や老朽化している公共施設の突発的な修繕に対応するため増額計上したというふうに答弁のほうをさせていただいております。その内容には間違いございません。もともと予備費の考え方といたしましては、補正では対応し切れない、緊急的な事案に使用するものであるというふうには認識しております。補正予算が可能である場合には、補正予算で対応させていただきたいというふうには考えているところでございます。

もう1点、今回の元年度の決算における予備費の突発的な充用であったかというご質問でございます。この部分につきましては、突発的な充用であったというふうには認識しております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 分かりました。私もタブレットの資料を拝見させていただきましたら、全てといたしますか、突発的な事情で充用したと、予備費に対する充用の考え方は変わっていないんだなということは認識をしました。1,000万から2,000万に増額して充用した総額が370万円、要は執行残というか、使っていない額が1,600万ありますけども、今後も恐らく2,000万円で計上されるということで認識をしていきます。今後も予備費については突発的な支出に備えて、しっかり管理、対応していただきたい。充用に当たっては二重、三重に確認をしていただきたいというふうに思いまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

以上です。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第3 認第2号 令和元年度上牧町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第3号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第4、認第3号 令和元年度上牧町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第4号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第5、認第4号 令和元年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

◇

◎認第5号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第6、認第5号 令和元年度上牧町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

◇

◎認第6号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第7、認第6号 令和元年度上牧町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。



◎認第7号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第8、認第7号 令和元年度上牧町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

この決算を委員長の報告どおり認定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、この決算は認定することに決定されました。

康村議員。

○決算特別委員長（康村昌史） 先ほどの決算特別委員長報告について一部誤りがありましたので、修正をお願いしたいと思います。

初めのほうで、令和元年度一般会計決算は、歳入で一般会計における町債残高115億8,645

円と、前年に比べ5億4,854円と減少しているがと私は発言しましたが、それぞれ万円が抜けておりました。正確には、町債残高115億8,645万円と、前年に比べ5億4,854万円に訂正をお願いしたいと思います。

申し訳ございません。よろしくお願いたします。



◎総務建設委員長報告について

○議長（服部公英） 次に、日程第9、総務建設委員長報告について。

牧浦委員長、報告願います。

牧浦議員。

（総務建設委員長 牧浦秀俊 登壇）

○総務建設委員長（牧浦秀俊） 皆様、おはようございます。総務建設委員長の牧浦秀俊です。

総務建設委員会の報告を行います。

総務建設委員会は、去る9月8日に付託された町長提出議案7議案、6名の委員出席のもと全議案を慎重審議し、採決の結果、全議案について異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、各議案の主な質疑を報告いたします。

議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について。

問い。上牧町の附属機関に学校の適正化協議会の設置が追加されるが説明を。答え。ここ数年、上牧町の小・中学校の児童、生徒の数が減少傾向にある。数年後には単学級の学年が多く出てくる学校もあり、この先、ほかの小・中学校でもその傾向が見受けられる。それを踏まえて、今後の上牧町の小学校及び中学校においても、適正な規模、適正な配置などを協議し、望ましい学校教育の整備に取り組むために協議会を設置する。

次に、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について。

問い。未婚の独り親家庭に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しによる改正についての説明を。答え。現行では離婚、死別であれば寡婦控除が適用されていたのに対し、未婚の独り親の場合は適用されていなかった。また、男性の独り親と女性の独り親で寡婦控除の額が異なっていたため、このことを受け、改正により全ての独り親に対して同様の控除が適用されることになる。次に、問い。軽量の葉巻たばこの課税の見直しについて説明を。答え。

リトルシガーと呼ばれる軽量の葉巻たばこについては、紙巻きたばこに類似した形ではあるが、紙巻きたばこの間に大きな税率格差があり、課税の公平性に問題が生じている状況であった。国税のたばこ税において、紙巻きたばこに同等の税負担となるよう2段階で改正されることに伴い、地方税についても同様の見直しを実施するものである。

次に、議第9号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について。

歳入。雑入で、山辺・県北西部広域環境事務組合過年度精算金可燃ごみ。問い。山辺・県北西部広域環境事務組合過年度精算金可燃ごみ、150万4,000円について説明を求める。答え。令和元年度山辺・県北西部広域環境事務組合決算において、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支が4,403万3,356円となり、翌年度に繰り越すべき財源がないため実質収支も同額で黒字決算になることに伴い、2分の1を財政調整基金に積み立て、残りを執行残返還額として構成市町村へ返還されるため計上した。

次に、歳出。一般管理費、特別職及び職員人件費。問い。特別職及び職員人件費903万6,000円の給与の減額理由は。答え。当初予算では31年度の人員配置を考慮して38名で一般管理費の当初予算を計上していたが、4月1日の人事異動により、最終的には34名という形の配置となり減額となった。

次に、衛生費、負担金補助及び交付金。問い。王寺周辺広域休日応急診療施設組合分担金202万円の根拠は。答え。現在、休日診療所に関わる設置の費用負担は、施設設置費と施設運営費に分かれており、上牧町では全体で13.6%の割合の分担となっている。今回の休日診療所の改修工事についても、施設の分担金と同じ負担金の通告を受けた。

次に、道路橋梁費、工事請負費250万について。問い。交通安全対策工事について、図書館前付近に横断歩道が設置されるが、附帯工事のスケジュールについて。また、住民の安全確保としてポールなどの安全柵の設置も必要ではないか。答え。工事の工期は議会の議決後、早急に契約をする。また、横断歩道については公安委員会と協議し、なるべく早く設置できるように要望する。住民の安全確保のためのポール設置については検討課題とする。

次に、衛生費、塵芥処理費、山辺・県北西部広域環境事務組合費、負担金及び交付金。問い。山辺・県北西部広域環境事務組合分担金、マイナス376万2,000円について説明を求める。答え。事業延長に係る業務に伴う増額及び業務未執行分の減額等の補正が行われ、可燃ごみに関する事務負担金でマイナス1,718万1,000円、不燃ごみ及び粗大ごみに関する事務負担金でマイナス1,616万4,000円の減額となり、これを構成市町村の処理量で案分した分担金が減額されたためである。

次に、議第16号 滝川遊歩道整備工事（その2）請負契約の締結について。

問い。当該工事については、令和2年度の当初予算は1億1,130万円、落札金額は9,036万3,900円であり、落札率は81.2%、差額は2,093万6,100円となる。そこで、これらの数字を見ると、予算要望時の数字が甘かったのではないかと考えるが。答え。当該工事においては、予算要望時には農繁期のことを考慮し4工区での分割工事を想定していた。しかし、実際の発注時には、予算の縮減と工期の短縮を考慮の上、地元住民と協議を行い再検討した結果、一括発注が可能となり、経費などの削減ができた。それらの要因で設計金額との差が生じたものである。今後はより精査をして予算要望を行うように努める。

以上が、各委員からの主な質疑、それらに対する理事者の答弁です。

以上、総務建設委員会委員長報告といたします。

○議長（服部公英） それでは、新型コロナウイルス感染防止のため10分間休憩いたします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時04分

○議長（服部公英） それでは再開いたします。

牧浦議員。

○総務建設委員長（牧浦秀俊） 先ほど報告させていただきました、議第9号と言いましたけれども第9号が取下げとなりましたので、議第20号に訂正させていただきたいと思います。

○議長（服部公英） それでは、委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第10、議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 議第1号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について、先ほどの総務建設委員会、牧浦委員長の報告を受け、大きく1点、今回の条例制定に伴い発生する公費負担、具体的には上牧町の財政的な負担について伺います。今回の条例制定により公費負担の対象となるのは、上牧町での町長選挙、町議会議員選挙について、大きく選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成についての3点です。供託金制度はありますが、自主的に没収点をクリアできれば全て公費負担となります。この公費負担について、県や国から財政的な補填はあるのか。もしないのであれば、全額上牧町の一般財源からの負担となりますが、どの程度の支出を予測しているのか。直近では、来年2月に任期満了に伴う上牧町長選挙が施行されますので、もし試算をされているのであれば、上牧町としての公費負担予想額を教えてください。また、少し先になりますが現行のままですと、3年後に施行される上牧町議会議員選挙での予測も、もしされていたら教えてください。よろしくお願いします。

○議長（服部公英） 牧浦議員。

○総務建設委員長（牧浦秀俊） この質問については、担当課に答弁をしていただきます。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） それでは、今ご質問の選挙公営対象となった公費負担について、国や奈良県からの財政的な補填があるのかということでございます。この分につきましては、公費負担になった費用につきましては、奈良県と国からの財政的な補填はございません。今回のこの公費負担を含め、町議会議員や町長選挙の費用は全て町負担となるということでございます。

2点目の試算されているのかということでございます。一応試算させていただいております。まず町長選挙につきましては、3名の立候補の予定として試算させていただきました。この部分につきましては209万6,862円となります。前回、選挙があった平成21年3月の町長選挙の決算額ですが、585万8,602円でございます。それに今回の公費負担をプラスさせていただきますと総額795万5,464円ということになります。

次に、町議会議員選挙につきましては、15名の立候補者で試算させていただきました。公費負担額につきましては1,010万1,300円でございます。それに前回、選挙がございました平成27年4月の町議会議員選挙の決算額658万7,116円に今回の公費負担をプラスさせていただ

きますと、総額1,668万8,416円ということになります。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） 詳細に予測をしていただいております。ちょっと確認をしますと、来年2月に施行されます町長選挙は3名の立候補を予定されていまして、約209万円の予測をしていると。前回は585万円だったので795万円ぐらい、約800万円の予算計上を予定している。議会議員につきましては15名の立候補を予定しまして1,010万1,300円の増加を予測している。前回は658万だったので、約1,668万円の予算計上を予定しているということで認識をしました。

今説明にありました上牧町長選挙の公費負担ですが、先ほど言いましたが来年の2月に施行を予定されています。この予算計上、いつされるのか教えていただけますか。

○議長（服部公英） 総務課長。

○総務課長（山下純司） 今議会におきましてこの条例制定議決を頂きましたら、12月議会で町長選挙の公費負担分については増額補正を予定しております。

○議長（服部公英） 遠山議員。

○1番（遠山健太郎） ということで、約209万円増額の補正予算計上がされるということで認識をしました。説明がありましたように、決して少額ではない公費負担がなされる以上は、今後、より闊達な選挙活動が推進されて、住民の皆さんの知る権利であるとか、選ぶ権利に寄与されることを願っています。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○議長（服部公英） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第11、議第2号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第12、議第3号 上牧町税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第13、議第4号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第14、議第13号 令和2年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第15、議第16号 滝川遊歩道整備工事（その2）請負契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第16、議第20号 令和2年度上牧町一般会計補正予算（第6回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（服部公英） 日程第17、文教厚生委員長報告について。

竹之内委員長、報告願います。

竹之内議員。

(文教厚生委員長 竹之内剛 登壇)

○文教厚生委員長(竹之内剛) 皆様、改めましておはようございます。文教厚生委員長の竹之内剛です。文教厚生委員会の報告を行います。

去る9月7日木曜日、午前10時より、全6名の委員出席のもと本委員会に付託されました議案と審議結果が次のとおりです。議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議第6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例について、議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について、議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)について、議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について、議第14号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第1回)について、議第15号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算(第2回)について、議第17号 管理備品(情報端末機器)購入契約の締結について、意見書案第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書(案)について、以上10議案と意見書案第1号を文教厚生委員会で慎重審議し、それぞれの採決の結果、全10議案、意見書案第1号について、全員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、各委員からの議案に対する主な質疑内容を報告いたします。

議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

問い。幼児教育・保育の無償化に関する条例改正だが、保護者の負担はどうなるのか。答え。年収360万円未満世帯の子どもの副食費が無償化する。

次に、議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第2回)について。

コロナ禍での人間ドックや特定健診の受診状況はどうか。答え。受診結果の報告は数か月後であるため、受診状況は今のところは分からない。緊急事態宣言が出た4月1日から5月25日の間に75歳になった方は、9月30日まで国民健康保険制度で人間ドックが受けられる。

次に、議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第2回)について。

款3地域支援事業費、項1介護予防・生活支援サービス事業費、目1介護予防生活支援サ

ービス事業費説明欄、通所訪問型サービス事業費の減額について。問い。上牧元気教室のうち訪問型事業の減額について、訪問型の上牧元気教室は予定どおり実施されているのか。答え。訪問型についても、通所型の上牧元気教室と同じ西大和リハビリテーション病院の理学療法士の先生が訪問するという事業なので、病院側より利用者宅に訪問すること自体が難しいという判断で減額となっている。問い。今回の減額により当初予算で予定していた事業のうち、予定どおり実施する事業は。答え。ほほえみデイサービスについては4か月分実施できなかった分を減額したが、残る分についてはいつできるか分からないが、状況を見て実施したいと思っている。問い。当初予算で計上されていた通所・訪問型デイサービス事業への補助金6万円については予定どおり実施するのか。答え。予定どおり実施したいと考えている。項2一般介護予防事業費、目1一般介護予防事業費、説明欄、脳の健康教室事業費の減額について。問い。当初予算で計上されていた教室謝礼は減額となっていないが、予定どおり実施されるのか。答え。予定どおり実施したいと考えている。説明欄、口腔機能向上教室事業費の減額について。問い。歯科医師会からの派遣ができないのでパンフレットの作成を考えているという件、この減額される残る委託費の中からパンフレット作成を考えているのか。答え。委託料の中でパンフレットの作成委託をしていきたいと考えている。減額されていない事業について。問い。配食見守りサービス事業が減額されていないが、現在の状況はどうか。答え。配食サービスを委託している2業者については、十分消毒などの対策をするよう促し、対策を講じながら予定どおり実施している。

次に、議第17号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について。

問い。令和元年第4回補正予算、令和2年第4回補正予算の実行であるが、今回の購入は県での共同購入となっている。各端末機種の設定費用も予算化されているが、その設定の計画は。答え。購入計画が可決されれば、10月末までに機械が県に納入される。設定については入札で業者を選定し、令和3年2月末までに各学校に配る予定でいる。問い。大本の理念の話としてGIGAスクール構想があったが、具体的に授業で使用できるのはいつからか。答え。令和3年度より授業で使えるよう整備を予定している。問い。上牧町としてこの情報端末機器を使用し、どのような授業展開をしていく理念を持っているのか。答え。端末機種を利用しながら一斉学習、個別学習に活用しながらしていきたい。問い。今までICT環境の整備としてタブレット端末やプロジェクターなどを購入してきたが、上牧町としてICTの環境の整備のかじ方向を変えたのか、それとも継続していくのか。答え。今後、情報端末機器が整備されたことを受け、再度検討しながら進めていきたいと考えている。問い。今年

の冬に、もしかすると予想される新型コロナウイルス感染症の第3波やインフルエンザの流行等により休校が生じ、オンライン授業になる可能性もある。前倒しはかなり難しいことは承知しているが、せつかく整備された情報端末機器の使用が今年度中にできるよう、検討だけでもしていただけないか。答え。現在、教育委員会では、オンライン授業をいかにスムーズにできるか検討している。その中で、保護者対象に実施したアンケート結果も踏まえ検討していきたい。

次に、意見書案第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書（案）。

問い。身体、知的、精神障がい者のうち、なぜ精神障がい者だけがこの交通運賃割引制度の適用から除外されているのか理由が分からないので、分かる範囲で説明していただきたい。答え。障がい者の位置づけで因習的に知的、身体、精神障がいに分けられているが、以前から各団体から指摘され続けてきた。そのため、2016年に衆議院、参議院の国会でも精神障がい者も含めるべきとの議決があり、全国的に精神障がい者も含めるべきだとの運動が広まった。

以上、文教厚生委員会委員長の報告といたします。

○議長（服部公英） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第18、議第5号 上牧町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第19、議第6号 上牧町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第20、議第7号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長(服部公英) 日程第21、議第8号 上牧町介護保険条例の一部を改正する条例につい

て、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(服部公英) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第22、議第10号 令和2年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第23、議第11号 令和2年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第24、議第12号 令和2年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第25、議第14号 令和2年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第1回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第26、議第15号 令和2年度上牧町水道事業会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第27、議第17号 管理備品（情報端末機器）購入契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（服部公英） 日程第28 意見書案第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を
求める意見書（案）、これを議題といたします。

趣旨弁明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎閉会の宣告

○議長（服部公英） お諮りします。

本定例会の会議に付託された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（服部公英） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長（服部公英） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

(町長 今中富夫 登壇)

○町長(今中富夫) 全議案、議決、認定を頂きましてありがとうございます。今議会で皆さん方からご指摘を頂いた件、またご提案を頂いた件、そういう事柄につきましてもしっかりと引き続き取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また、遠山議員の一般質問に、来年2月に予定されております町長選への出馬を表明させていただきました。これからいろんな問題が多いわけですが、その中でも特に高齢化の問題と少子化の問題、子どもたちの教育をどのようにしていくのか、これが大きな争点になってくるのかな、また重要な案件になってくるのかなというふうに考えております。そのために、今議会でも条例改正を出させていただいておりますが、学校の適正化の問題、これが大きなポイントになってくるのではないのかなというふうに思います。まちづくり基本条例の趣旨を基本にして、子どもたちの健やかな育ちをしっかりとこれからつくっていく、そういうことに全力を傾けたいというふうに考えております。また、皆さん方と一緒に意見を頂きながら、また議論を交わしながら、いいまちづくりを皆さん方と一緒にぜひやっていきたいというふうに考えておりますので、皆さん方の一層のご理解、ご協力をお願いいたします。

それと、この10月以降、インフルエンザとコロナが混同されて、ひょっとすると相当感染者が出るのではないかという心配が出ております。我々といたしましても、その点十分に注意をしながら、これから進めてまいりたいというふうに考えております。どうぞ議員さん方も感染をされないように元気で、それぞれの区域でご活躍を頂きますようお願いを申し上げまして、閉会のお礼のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長(服部公英) これをもちまして、令和2年第3回上牧町議会定例会を閉会したいと思います。どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時38分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 服 部 公 英

署 名 議 員 東 初 子

署 名 議 員 上 村 哲 也